

古代城柵官衙遺跡検討会 50周年大会記念資料集

古代東北の城柵・官衙遺跡

第2分冊 発掘調査成果編（宮城県）

古代城柵官衙遺跡検討会 50周年大会記念資料集

古代東北の城柵・官衙遺跡

第2分冊

発掘調査成果編

（宮城県）

古代城柵官衙遺跡検討会 50周年記念大会実行委員会



古代城柵官衙遺跡検討会 50周年記念大会実行委員会 [編]

例　　言

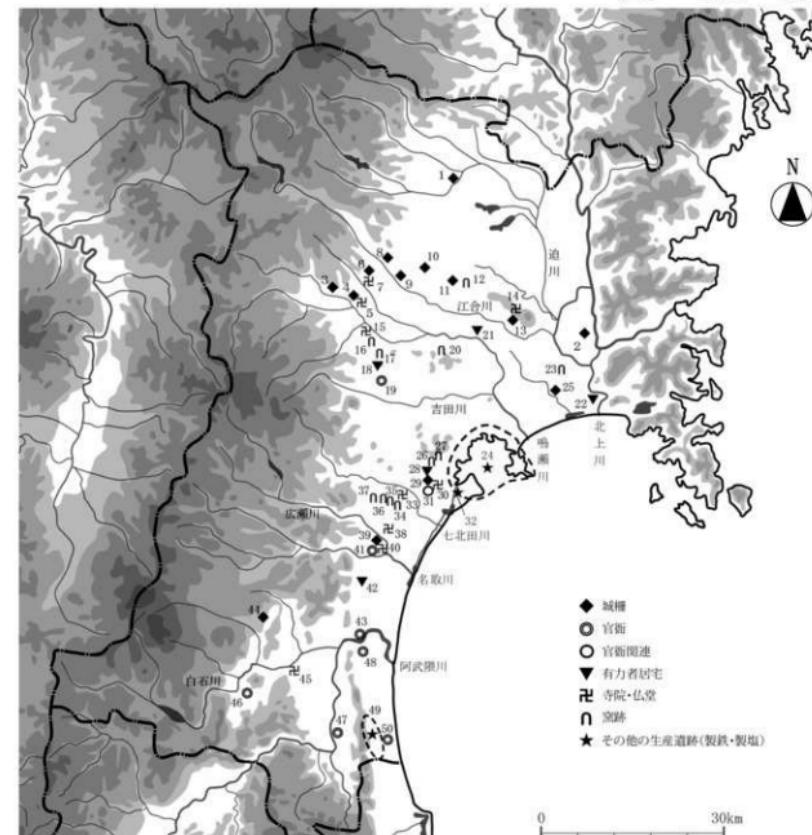
1. 本書は、古代城柵官衙遺跡検討会の50周年大会記念資料集である。東北地方の青森県・岩手県・秋田県・山形県・宮城県・福島県に新潟県を加えた7県の城柵官衙遺跡および関連遺跡の発掘調査成果と遺跡環境整備を収録した。
2. 本書の構成は、第1～3分冊が発掘調査成果編、第4分冊は環境整備編である。第1分冊は福島県、第2分冊は宮城県、第3分冊は岩手・新潟・山形・秋田・青森県を収録している。また、第4分冊は環境整備の具体例をわかりやすく示すという観点からカラー印刷とした。
3. 収録遺跡数は、第1分冊が59遺跡、第2分冊は63遺跡、第3分冊が80遺跡で、第4分冊は48遺跡である。
4. 遺跡の記述は、基本的に2022年11月30日までの情報に基づいて行った。
5. 遺構の記述に際しては、煩雑を避けるため「跡」を省略している。
6. 新潟県を除く6県で10世紀前葉に降下した広域火山灰は、宮城県域では灰白色火山灰と呼ばれることが多い。発掘調査成果から求められた実年代は、907年～934年の間である（多賀城研究1998『年報1997』）。これを十和田a火山灰とみる研究者が多数を占めるが、本書では執筆者の考え方を尊重し、「灰白色火山灰」という表現はそのままとしている。
7. 第1図の縮尺は1/5万を基本とし、国土地理院発行の地形図や電子地形図を使用して作成した。
8. 遺物の縮尺は基本的に土器が1/6、瓦が1/8である。
9. 第1図を除く挿図・表については、タイトルの右に出典を記した。出典は遺跡ごとにまとめた「関連文献」に対応する。
10. 土師器・須恵器の食器類は図でどちらか判別できないものがあることから、須恵器には★を付けて区別した。一方、窯跡は通常須恵器や瓦を生産したことから、★は付けていない。また、東北地方の土師器食器の多くは、6世紀後半から9世紀代を通して内面に黒色処理（内黒）を行う。特に太平洋側はこの傾向が強い。内黒としない土師器食器は8世紀後葉以降次第に増え、10世紀代には土器食器の主体を占めるようになる。このため、赤焼土器・あかやき土器・須恵系土器などと呼ばれる非内黒の土師器食器については、図に●を付けて内黒土師器や須恵器と区別した。
11. 執筆者の所属は基本的に2022年11月末時点であるが、一部現職のものがある。
12. 所属や関連文献での公益財団法人は（公財）と略した。
13. 本文中の引用参考文献名は煩雑を避けるため、以下のように略した。
 - ・◇◇県市町村教育委員会 → ◇◇県市町村あるいは◇◇県市町村教委
 - ・◇◇県市埋蔵文化財センター → ◇◇県市埋文セ
 - ・◇◇県市埋蔵文化財事業団 → ◇◇県市埋文事業団あるいは◇◇県市埋文
 - ・宮城県多賀城跡調査研究所 → 多賀城研
14. 本書の編集は県毎の刊行委員が担当し、全体は宮城県刊行委員が行った。
15. 遺跡位置図と掲載遺跡一覧は、村田晃一が作成した。

目 次

宮城県		1
伊治城跡	栗原市教育委員会	安達訓仁 3
桃生城跡	宮城県教育委員会	村上裕次 13
東山官衙遺跡	多賀城跡調査研究所	村田晃一 21
壇の越遺跡・早風遺跡	多賀城跡調査研究所	村田晃一 33
城生柵跡、羽場遺跡	多賀城跡調査研究所	村田晃一 43
名生館官衙遺跡	大崎市教育委員会	高橋誠明 53
小寺・杉ノ下遺跡	大崎市教育委員会	早川文弥 67
南小林遺跡	大崎市教育委員会	大谷 基 71
三輪田・権現山遺跡、宮沢遺跡	大崎市教育委員会	大谷 基 75
新田柵跡・団子山西遺跡	大崎市教育委員会	大谷 基 83
日向館跡、城山裏土塁跡	涌谷町教育委員会	二瓶雅司 89
一里塚遺跡（吉岡東官衙遺跡）	宮城県教育委員会	古川一明 93
赤井官衙遺跡（牡鹿柵・郡家）	東北学院大学博物館	佐藤敏幸 103
多賀城跡	宮城県教育委員会	村上裕次 117
山王・市川橋・館前遺跡	宮城県教育委員会	高橋 透 133
郡山遺跡、西台柵遺跡、長町駅東遺跡	仙台市教育委員会	及川謙作 147
大野田官衙遺跡	仙台市教育委員会	及川謙作 169
原遺跡	岩沼市教育委員会	川又隆央 173
十郎田遺跡、都遺跡	蔵王町教育委員会	鈴木 雅 179
大畠遺跡	白石市教育委員会 小川淳一・石本 弘	185
角田郡山遺跡	角田市教育委員会	齋藤彰裕 191
三十三間堂官衙遺跡	宮城県教育委員会	廣谷和也 197
熊の作遺跡	多賀城跡調査研究所 初鹿野博之	207
陸奥国中部の古代の館と居宅	多賀城跡調査研究所	村田晃一 213
亀岡遺跡	宮城県教育委員会	黒田智章 225
一本柳遺跡	宮城県教育委員会	黒田智章 229
田道町遺跡	宮城県教育委員会	黒田智章 233
郷楽遺跡	岩沼市教育委員会	川又隆央 237
前野田東遺跡	多賀城跡調査研究所	鈴木貴生 241
菜切谷庵寺跡	大崎市教育委員会	高橋誠明 245
伏見庵寺跡	大崎市教育委員会	高橋誠明 247
一の門遺跡	大崎市教育委員会	高橋誠明 249
黄金山産金遺跡	涌谷町教育委員会	福山宗志 251
多賀城庵寺跡	宮城県教育委員会	廣谷和也 253
燕沢遺跡	大阪大学 篠内魁生	259
陸奥国分寺跡、国分寺東遺跡ほか	仙台市教育委員会	閑根章義 267
陸奥国分尼寺跡	仙台市教育委員会	閑根章義 273
中屋敷前遺跡	大阪大学 篠内魁生	279

日の出山窯跡群	多賀城跡調査研究所	古田和誠	281
大衡窯跡群	多賀城跡調査研究所	村田晃一	285
木戸窯跡群	多賀城跡調査研究所	古田和誠	291
下伊場野窯跡群	多賀城跡調査研究所	古田和誠	295
代官山遺跡	東北学院大学博物館	佐藤敏幸	299
閑ノ入遺跡	東北学院大学博物館	佐藤敏幸	303
大沢窯跡、春日大沢瓦窯跡	多賀城跡調査研究所	矢内雅之	307
硯沢窯跡	多賀城跡調査研究所	矢内雅之	311
大貝窯跡	多賀城跡調査研究所	矢内雅之	315
大蓮寺窯跡	仙台市教育委員会	及川謙作	319
安養寺下窯跡	大崎市教育委員会	早川文弥	323
安養寺中園窯跡	大崎市教育委員会	早川文弥	327
与兵衛沼窯跡	仙台市教育委員会	閑根章義	331
五本松窯跡	大阪大学	館内魁生	335
柏木遺跡	多賀城跡調査研究所	鈴木貴生	341
亘理南部製鉄遺跡群	多賀城跡調査研究所	鈴木貴生	345
松島湾製塩遺跡群	宮城県教育委員会	高橋 透	353
その他の生産遺跡	宮城県教育委員会	高橋 透	357

宮城県



地名	地名村名	種別	面積	所	地主	地主村名	種別
1 伊豆諸島	鹿嶼村	種種地	1~12	伊豆八日市郡	鹿嶼	鹿嶼村	種種地、田畠地、稻作地
2 葛城跡	石井村	種種地	13~20	6月~11月大川水路、郡内水路	向日町	向日町	水路
3 百合宮御殿跡、源の御殿跡	加茂町	種種地、貢米都路町、古代都路、	21~32	7月~11月都	向日町	向日町	水路
4 里見御殿跡	里見町	良田地	23~32	6月~11月都	向日町	向日町	水路
5 佐原御殿跡	佐原町	良田地、風浪地	33~42	6月~11月都	多摩町	多摩町	水路、御殿田
6 大曾根御殿跡	大曾根町	良田地	43~52	6月~11月都	多摩町	多摩町	水路
7 伏木御殿跡	大曾根町	良田地	53~66	6月~11月大川水路、稻作地	多摩町	多摩町	古代都路、田畠地、稻作地
8 小山御殿跡	大曾根町	良田地	67~88	6月~11月大川水路	多摩町	多摩町	田畠地
9 三ノ井御殿跡	大曾根町	良田地、山林地	71~74	6月~11月大川水路	多摩町	多摩町	田畠地
10 牧野御殿跡	牧野町	種種地、官田地	75~92	6月~11月大川水路	多摩町	多摩町	田畠地
11 新井御殿跡、沼子山西蔵跡	大曾根町	種種地、新井御殿跡、沼尾跡、沼	93~88	6月~11月山崩地	多摩町	多摩町	山崩地
12 丹波御殿跡	大曾根町	良田地	94~101	6月~11月山崩地	多摩町	多摩町	山崩地
13 日向御殿跡	日向町	種種地、小川都路町	89~92	6月~11月都、夏風見寺跡	多摩町	多摩町	山崩地
14 黒瀬山保田御殿跡	保田町	弘前町	351~352	3月~9月山崩地、西行保田跡、長町村	多摩町	多摩町	山崩地、御殿田、稻作地
15 一ノ門御殿跡	一ノ門町	良田地	249~250	6月~11月山崩地	多摩町	多摩町	山崩地
16 佐原御殿跡	佐原町	良田地	251~252	6月~11月山崩地	多摩町	多摩町	山崩地
17 久我御殿跡	久我村	良田地	283~290	4月~11月久我山	多摩町	多摩町	山崩地
18 久我御殿跡	久我村	良田地	283~290	4月~11月久我山	多摩町	多摩町	山崩地
19 犀川御殿跡	犀川町	力士造田地	223~228	4月~11月犀川御殿跡	多摩町	多摩町	山崩地
20 三ノ屋御殿跡	大和町	御殿町、良田地、風浪地	93~102	4月~11月都	多摩町	多摩町	山崩地、良田地
21 伊豆御殿跡	大和町	良田地	290~295	4月~11月伊豆御殿跡、稻作地	多摩町	多摩町	山崩地、良田地
22 伊豆御殿跡	大和町	良田地	296~301	4月~11月伊豆御殿跡、稻作地	多摩町	多摩町	山崩地、良田地
23 田代御殿跡	田代町	良田地	233~236	6月~11月大曾根跡	白石町	白石町	山崩地
24 清瀬御殿跡(伏木・山ノ内)	名古屋市	種種地	299~306	4月~11月清瀬御殿跡	角田町	伊豆山田町	山崩地
25 仁王御殿跡(伏木・山ノ内)	名古屋市	種種地	48~55	4月~11月仁王御殿跡	豊明町	半安代(今野)御殿跡	水路
26 沙汰御殿跡(伏木・山ノ内)	名古屋市	對面御殿跡	353~356	4月~11月沙汰御殿跡	豊明町	半安代(今野)御殿跡	水路

所 在 地 宮城県栗原市築館字城生野唐崎、地蔵堂、大堀、要害地内

立地環境 築館丘陵南端部の標高約 20 ~ 25 m の河岸段丘上

発見遺構 挖立柱建物、竪穴建物、掘立柱塀、築地塀、土壘、大溝、道路、土坑、土器埋納遺構ほか

年 代 8世紀後半～9世紀前葉

遺跡の概要

伊治城跡は奥羽山脈から派生した築館丘陵東端の河岸段丘上に立地しており、北側には二迫川、南から東にかけて一迫川が流れている（第1図）。西側には大きな沢があり込み、周囲から隔絶される。周辺の水田面との比高差は6~7mある。これまでの調査成果と地形からみて、遺跡の規模は東西700m、南北900mとみられる。

伊治城は神護景雲3年（767）に創建された。創建年代がわかる城柵であり、宝亀11年（780）に「伊治公呂麻呂の乱」が起こった場所として知られている。

1. 発掘調査成果の概要

これまでの発掘調査により、伊治城跡の構造は外郭、内郭、政庁がそれぞれ区画施設により囲まれる「三重構造」であることが判明した（第2・3図）。伊治城跡の遺構の変遷は以下のようになる。

- ①火災にあっていない建物 = 政府I期創建期（767年～）で火災前に建替え
- ②火災にあった建物 = 政府II期（～780年）
- ③火災後に造営された建物 = 政府III期（780年～）火災後の復興とその後造られた施設

以下、遺構を中心に調査概要を紹介する。

2. 政庁（第13、17、19、39、42、44、46、48次）

政庁は伊治城跡内の中央南寄りに位置する。区画施設は基底幅1.5mの築地塀で、南辺、北辺、西辺で確認されている。南北の規模は約60~61m、東辺は未確定であるが東西約62mと想定される。

政庁からは正殿、築地塀に取りつく北殿（北門を兼ねる）、西脇殿、東脇殿とみられる柱穴、南門、目隠し塀、広場が確認され、創建以来ほぼ同位置で建て替えられる主要な構成要素である（第6図）。西脇殿では中央の広場側に2間の縁が取り付き、東脇殿推定地では縁とみられる柱穴が確認された。前殿は創建段階のみに認められる（火災前に解体）。正殿北方の建物群は政府II期～III期のものである。

政庁内の建物は3時期の変遷が確認される。2時期目の建物が火災に遭っており、宝亀11年（780）の事件に起因すると推定される。西脇殿の縁では3時期の重複が確認され、2時期目の柱穴の掘方埋土内に焼土や炭化物が認められる。西脇殿が火災の後に建て替えられた後にもう一度建て替えられていることを示す。北殿では4時期の変遷が確認されている。内郭でも同様な掘立柱建物がある。まだ確定ではないが、政庁、内郭では火災後に2度の建替えの可能性がある。



第1図 伊治城跡・入の沢・城下遺跡ほかの位置

正殿（SB152a、b）は桁行5間（総長15m）、梁行2間（3m以上）以上の建物である。火災にあつたSB152aは周囲をSD225に囲まれる。SB152から約1.5m離れた位置にあり、SD225内から板材の痕跡が確認されたことから木製基壇と考えられる。また、ほぼ同位置でSB152aより古い桁行5間梁行2間のSB246が確認されているが伊治城跡の変遷に位置づけられておらず、現在までのところ時期や性格は明確ではない。Ⅰ期の正殿である場合、SB152は2間（6m）分西側にすらして建てられたこととなる。

政府域の特徴的な遺物の一つに瓦がある（第5図）。瓦は伊治城跡内で散発的に出土するが、政府周辺で多く、火災の跡片付けを行った遺構からの出土が多い。これまで出土した瓦の総数及び総重量をまとめたのが第1表である。正殿の北半が確認された第17次調査区から突出した数が出土している。遺構別でみると正殿であるSB152周辺で多量に出土しているので、SB152のみが瓦葺の建物である可能性が高いとみられる。平瓦、丸瓦、軒丸瓦があり、出土した瓦の総重量から屋根すべてに瓦を葺いたとは考え難く疊棟など部分的に葺いたと想定されるが、どのように瓦を葺いたのかは今後の検討課題である。

3. 内郭（第7、11、13、15、20、21、35、36、40、41、43次）

内郭は伊治城跡内の中央南寄りに位置する。政府域は内郭区画施設により囲まれており、掘立柱建物群、道路などが確認されている。実務官衙域（曹司）とみられる。

南北約245m、東西185mの範囲を平行四辺形に囲む内郭区画施設が確認されている。政府と同様2条の溝が平行して確認されており、2条の溝の間に区画施設が推定される。基底幅2.4mの築地塀である。これまでの調査で北西隅（第7・11次）、西辺（第13・20・40次・令和3年度現状変更）、南東隅（第20次）、北辺（第21次）で確認されている。また、外郭南辺の調査（第31・33次）、内郭西辺の南側（平成26年度現状変更）では外郭南辺から北側につづく築地塀本体および基底部を発見した。この築地は内郭西辺の南延長にあたる。火災以後に南に内郭が拡大したか、「南郭」とよべる区画が設けられた可能性が考えられる（第4図）。

内郭域では掘立柱建物が集中して確認される範囲がある。具体的な内容は不明な点が多いが、実務官衙である。北西ブロックでは掘立柱建物群→堅穴建物となり、場の性格が変化する。

政府南面では築地塀に囲まれる建物群が政府南門に至る幅16.6mの南大路の東西で確認されている。

4. 外郭（第①次、第12、16、22、23、24、25・26、29、30、31・33、32・34、47、48次）

伊治城跡の最も外側に位置する外郭の区画施設は、段丘崖に沿うように東西700m、南北900mの範囲を地形に合わせて築地塀や土壘などで囲んでいる。外郭内では内郭北辺を境として、北側で堅穴建物群と2間×2間の小規模な掘立柱建物、南側で掘立柱建物と堅穴建物が確認されている。

確認された外郭区画施設は以下のとおりである。

【北辺】（第①次、第12、24次、第7図）（註1）

遺跡の北側、大堀地区には上幅約18m、深さ4mの溝状のくぼみが長さ200mにわたり現存し、大溝の南と北で土壘状の高まりがある。外郭北西部にも昭和30年代後半まで残存していた。

第①次調査で確認された大溝の規模は上幅10m、土壘天端間で約18m、深さは現在の堀底より3.3m、北側の土壘の上から約5mの規模であり、箱掘りから薬研掘り状に掘り直されたとみられる。また、北側の土壘は基底幅7.5mで地山削出しないしは整地により造出し、この基底幅の中央に幅3.5～4m、深さ1.4～1.7mほどの溝を掘り込み、埋め戻して土壘を構築している。同様の工法は加美町早風遺跡SF301土壘（東山官衙の外郭区画施設、宮城県教委2007）で検出されている。

【東辺】（第16次、20次北区、25・26次、平成28年度個人住宅）2条の溝状遺構

【西辺】(第23、34次) 西側で大溝。東側に2条の土取りの溝状遺構。

【南西隅付近】(22次) 西側で大溝。東側に2条の土取りの溝状遺構。

【南辺】(第29、30、31・33次、第9・10図)

築地崩落土が確認された土取りのための土坑や土取り溝が確認された。第31・33次調査では平行する2条の溝が重複して確認され、新段階の築地本体積土が残存していた。基底幅2.8mの築地堀である。外郭南辺区画施設は火災以前より築地堀であり、火災後には位置をずらして構築された。これは外郭区画施設の位置が移動することを示している。また、外郭区画施設に取り付く施設(第23、31・33次)は外郭南門(2棟)、櫓(2棟)があり、同位置か位置を変えて建て替えられる(第9図)。

なお、北辺と南西隅付近では外郭区画施設の北側で古代の溝が確認されており、外郭区画施設は時期によって複数(多条化)あった可能性がある。

外郭域の様相は内郭北辺とその延長線を境として、南半部と北半部では様相が異なる。

外郭北半部(第①～③次、第1～6、8、9、16、20、23、24、32・34、48次)で竪穴建物が約100棟確認されており(第8図)、このほか桁行2間、梁行2間の小規模な柱穴の掘立柱建物、井戸などが確認されている。北半部は、竪穴建物で構成され居住域と考えられる。墨書き土器に「城厨」(SI04など)、「常陸口」(SI12)などが出土している。地点によって遺構の密度に違いがある。

内郭北西隅付近に接続する東西方向の溝のある南半部(第13、14、20、22、25～30、31、33次)では竪穴建物のほか大型の掘立柱建物が検出されている。実務官衙域であったとみられるが各地点で確認される遺構の構成が異なり、担った実務は異なる可能性が高い。特に内郭南辺中央部の南では掘立柱建物のみで構成されるとともに遺構が重複することから、外郭南半部のなかでも特に重要な官衙であったと考えられる(第27次)。

5. 伊治城跡周辺での最近の調査成果

近年、伊治城跡の周辺で行われた発掘調査により、城外の様相が判明してきた。

【城外への官衙域の拡大】

個人住宅建設に伴う調査で外郭南西部の南側、丘陵裾部で確認調査を行ったところ1辺1mの柱穴で構成される柱列を確認した(栗原市教委2019)。掘方に焼土が含まれるのでⅢ期の可能性がある。外郭区画施設の外側と想定される丘陵裾部に官衙関連の遺構が広がることが考えられる。

【伊治城周辺の集落】

ほ場整備事業に伴い伊治城跡北東の自然堤防から竪穴建物が確認された(城下遺跡)。SI16Bは焼失しており、8世紀後半(火災前後)のまとまった資料が得られている(栗原市教委2014、第12図)。

伊治城跡南西の丘陵上に位置する入の沢遺跡において8世紀後半頃から10世紀の集落が確認された。古墳時代前期の大溝上層から古代の遺物が出土することから古代においてもくぼんだ状態であった。また、土壘状遺構や櫓の可能性が高い掘立柱建物が確認されている(第13図)。

【周辺集落での円形有段遺構の確認】

伊治城跡の周辺にある鶴ノ丸館遺跡と泉沢A遺跡から円形有段遺構が確認されている(第11図)。性格は「冰室」(中山2001)や「烽火」(古川2012)などの説がある。伊治城跡から類似する遺構は確認されていない。宮城県内でも類例が少なく、今後類例が増加し研究が進展することが期待される。

註1 調査次数における①～③次は多賀城跡調査研究所、その他は築館町教育委員会や栗原市教育委員会によるものである。

関連文献

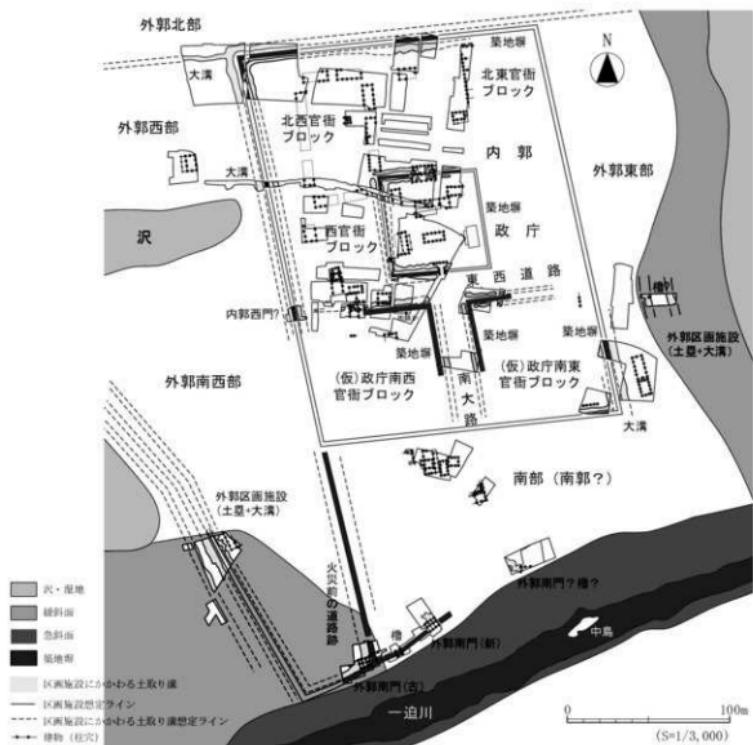
【論文等】

- 安達訓仁 2016 「発掘調査成果からみた伊治城と古代栗原郡」『東北学院大学アジア流域文化研究所公開シンポジウム 栗原市伊治城跡から読み解く古代東北史』
- 安達訓仁 2021 「古代栗原郡の集落と赤彩土器」『北上市立博物館研究報告』第 22 号
- 五十嵐基善 2012 「古代日本の跡に関する基礎的研究—その構造と運用を中心として—」『文学研究論集』第 37 号 明治大学大学院文学研究科
- 池内儀八 1929 「東北に於ける上古の城柵遺蹟」『東北文化研究』第 2 卷第 1 号
- 佐藤敏幸 2015 「東北の城柵官衛と土器」『第 18 回 古代官衛・集落研究会報告書 官衛・集落と土器 1—宮都・官衛と土器—』奈良文化財研究所研究報告第 15 冊
- 千葉長彦・後藤秀一 2001 「伊治城跡発掘調査の成果」『第 27 回古代城柵官衛遺跡検討会資料』築館町史編纂委員会 1976 『築館町史』
- 中山晋 2001 「水底研究の現状と課題」『研究紀要』第 9 号 財団法人とちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター
- 廣谷和也 2014 「東北地方の重圓文軒丸瓦」『古代瓦研究 VI—重圓文系軒瓦の展開—』古代瓦研究会シンポジウム記録
- 古川一明 2012 「古代城柵官衛遺跡の烽壁についての試論」『宮城考古学』第 14 号
- 村田晃一 2004 「三重構造城柵論—伊治城の基本的な整理を中心として 移民の時代 2—」『宮城考古学』第 6 号
- 村田晃一 2015 「版図の拡大と城柵」『東北の古代史 3 蝦夷と城柵の時代』
- 村田晃一 2016a 「律令国家の拡大と城柵—伊治城跡と桃生城跡の成果を中心に—」『東北学院大学アジア流域文化研究所公開シンポジウム 栗原市伊治城跡から読み解く古代東北史』
- 村田晃一 2016b 「陸奥国北辺における城柵の造営と集落・土器—加美郡と栗原郡の様相から—」『第 19 回 古代官衛・集落研究会報告書 官衛・集落と土器 2—宮都・官衛・集落と土器—』奈良文化財研究所研究報告第 18 冊
- 村田晃一 2021 「城柵と赤彩球胴甕—境界域の城柵と蝦夷—」『北上市立博物館研究報告』第 22 号
- 柳澤和明 2010 「桃生城跡と伊治城跡」『考古学ジャーナル』604 号
- 【発掘調査報告書】
- 栗原市教育委員会 2006 『泉沢 A 遺跡』栗原市文化財調査報告書第 2 集
- 栗原市教育委員会 2006 ~ 2022 『伊治城跡』栗原市文化財調査報告書第 1、4、7、9、11、13、17、19、30 集
- 栗原市教育委員会 2014 『城下遺跡』栗原市文化財調査報告書第 18 集
- 栗原市教育委員会 2015b 『史跡 伊治城跡』栗原市文化財パンフレット第 8 集
- 栗原市教育委員会 2019 「伊治城跡」『令和元年度宮城県遺跡調査成果発表会』発表要旨
- 栗原市教育委員会 2019、2020 『入の沢遺跡』栗原市文化財調査報告書第 26、28 集
- 栗原市教育委員会 2021 『大仏古墳群』栗原市文化財調査報告書第 29 集
- 栗原市教育委員会 2022b 「伊治城跡」『令和4年度宮城県遺跡調査成果発表会』発表要旨
- 築館町文化財保護委員会 1969 『伊治城跡出土遺物目録』伊治城跡資料第 1 集
- 築館町文化財保護委員会 1970 『伊治城跡出土遺物目録並文献資料』伊治城跡資料第 2 集
- 築館町教育委員会 1988 ~ 2002・2003 ~ 2005 『伊治城跡』築館町文化財調査報告書第 1 ~ 15、17、19 集
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1978 ~ 1980 『伊治城跡 I ~ III』多賀城闇連遺跡発掘調査報告書第 3 ~ 5 冊
- 宮城県教育委員会 1981 「鶴ノ丸遺跡」『東北自動車道遺跡調査報告書 V』宮城県文化財調査報告書第 81 集
- 宮城県教育委員会 2007 「早風遺跡」『早風遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第 213 集
- 宮城県教育委員会 2016・2022 『入の沢遺跡』宮城県文化財調査報告書第 245、251 集



これまでの調査区
— 外郭推定線
- - - 史跡範囲





第4図 伊治城政府・内郭造構模式図 (栗原市 2015b を一部改変)

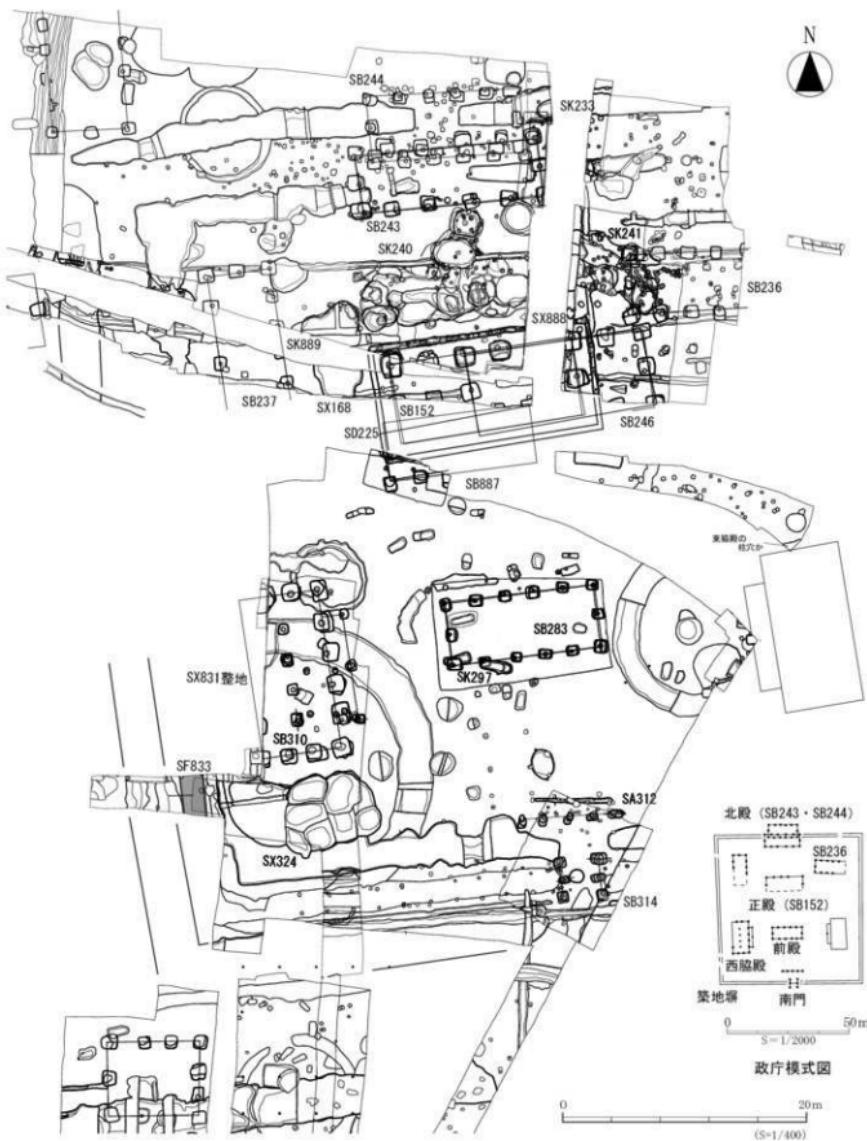
	瓦総数 (点)	瓦総重量 (kg)
政府	13次	16
	17次	1507
	19次	115
	44次	102
内郭	7次	5
	11次	1
	20次	66
	21次	217
	22次	6
	36次	14
	40次	2
	41次	45
	43次	165
軒丸瓦	33	

※1・2 正殿周辺
※3・4 引カツ(構築材) (元形に近い)を含む
※5 瓦総数は平瓦・丸瓦
※6 S306から多く出土した

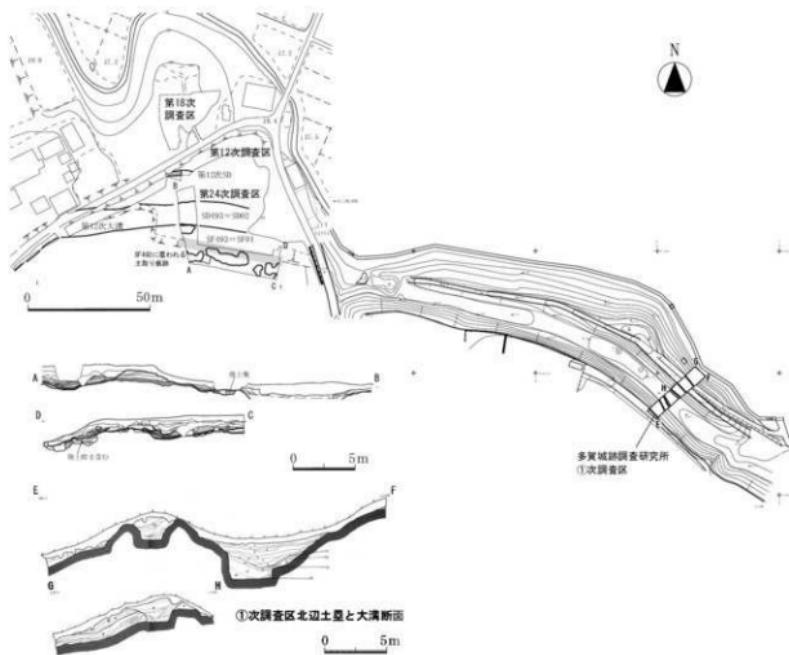
第1表 伊治城跡の古代瓦
(安達2016に最新データを加筆)



第5図 伊治城跡出土瓦
(柴館町1992・1994、栗原市2009から作成)



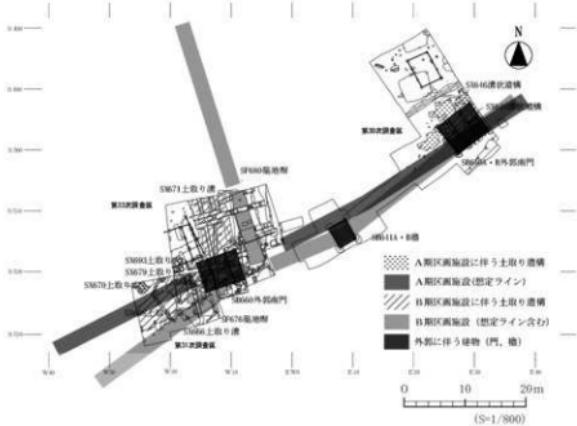
第6図 伊治城政府跡（栗原市 2022 を一部改変）



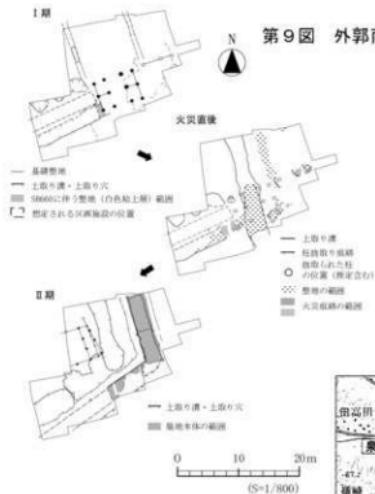
第7図 外郭北辺中央の区画施設（安達 2016 を改変）



第8図 外郭北東部の竪穴建物の分布（村田 2015）



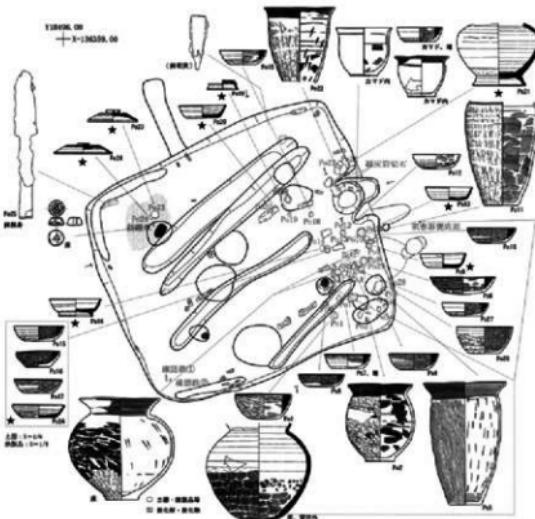
第9図 外郭南辺区画施設と外郭南門 (栗原市2007第11図)



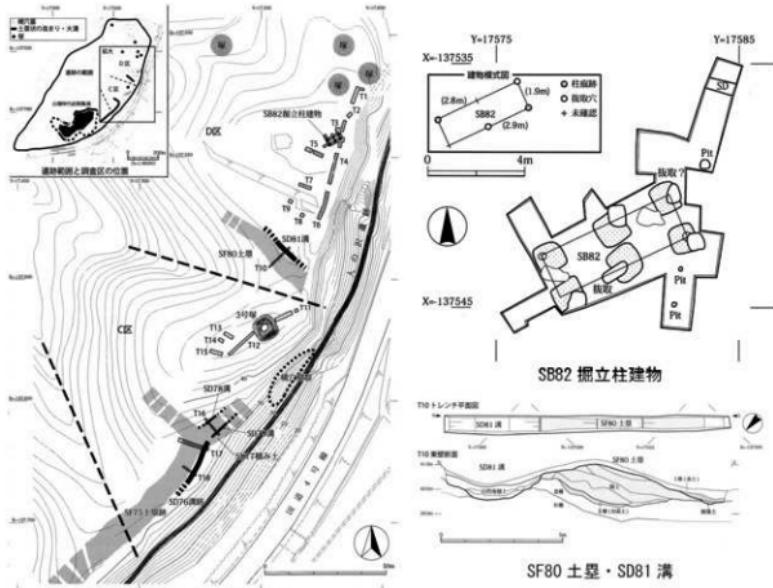
第10図 外郭南辺と外郭南門の変遷
(栗原市2007)



第11図 伊賀城跡と「円形有段遺構」が確認された遺跡 (古川2012)



第12図 城下遺跡SI16B 竪穴建物床面遺物出土状況 (栗原市 2014)



入の沢遺跡 C・D 区遺構分布

第13図 入の沢遺跡 (宮城県 2020 から作成)

ものうじょう 桃生城跡

宮城県教育委員会 村上裕次

所在地 宮城県石巻市飯野・太田
立地環境 北上山地の南、北上川右岸の標高 40 ~ 80 m の独立丘陵
発見遺構 挖立柱建物、堅穴建物、築地塀、材木塀、掘立柱塀、土壙、整地層、土坑、溝など
年代 8世紀後半

遺跡の概要

桃生城跡は、宮城県北東部の北上山地南部に位置し、北上川によって分断された独立丘陵の南端に立地する(第1図)。遺跡の南と西は沖積地に面し、南には北上川の旧河道とみられる古川が東流する。桃生城は奈良時代の城柵であり、『続日本紀』によれば、天平宝字2年(758)頃から造営が開始され、翌3年(759)には完成し、15年後の宝亀5年(774)7月に海道の蝦夷の攻撃によって西郭が敗られたことなど、造営から廃絶までの経緯がよく知られている。東西約1100m、南北約800mの範囲から、桃生城に関わる遺構・遺物のほかに、縄文時代から近世の遺構・遺物が検出されている。

1. 桃生城跡の構成

桃生城跡は、築地塀によって区画される政庁、その周囲の築地塀や土壙によって区画され内部に実務官衙城が所在する中央郭、その西に位置し、外郭区画施設内側の西郭で構成される複郭構造の城柵である(第2図)。現在、桃生城跡の北辺東端がさらに東に延びることが調査により確認されたこと(宮城県2006)、東側に隣接する新田東遺跡で桃生城に関わると考えられる遺構・遺物が検出されたことから(宮城県2003)、桃生城の範囲は新田東遺跡を含めて考えられ、政庁や区画施設との位置関係から新田東遺跡が桃生城の東郭にあたるとみられている(柳澤2010)。したがって、ここでもこの見方に沿って記述する。なお、桃生城跡と新田東遺跡には、各所で火災の痕跡が確認され、これらは出土遺物等から宝亀5年(774)の蝦夷の攻撃によるものと考えられる。

(1) 区画施設

【外郭区画施設】区画施設と櫓で構成される。区画施設は南・北辺が確認されており、南辺は丘陵裾部、北辺は丘陵尾根上に位置する。西辺は発掘調査が実施されていないが、丘陵裾部に位置が想定されている。南辺は西部が材木塀、北辺は西端が築地塀、中央部が土壙、東部は2条の土壙で、いずれも大溝が伴う。なお、北辺西端の築地塀の外側には土壙状の高まりが2条検出されており、東部の土壙とともに北辺は複数の区画施設により多条化していたと推定される。また、東辺については、現地踏査により新田東遺跡の東側縁辺で土壙状の高まりが確認されたとの報告がある(相原ほか2019)。

櫓は北辺中央部で1基検出され(第3図)、城内側に張り出す土壙上に位置し、土壙に寄せ掛ける構造と考えられる。

北辺西端の築地塀と中央部の土壙、櫓には火災の痕跡が認められる。

【城内区画施設】西側と東側の北辺で区画施設が検出されており、城内が3つに分けられる(第3図)。西側の施設は丘陵尾根上に位置し、外郭北辺中央部から南西へ分岐する地点を北端とし、そこから南



第1図 桃生城跡の位置

西へ延びた後、南へ方向を変えることが確認されている。構造は築地塀である。東側の施設は西から東に延びる丘陵尾根の先端部とその間の谷部に位置し、北部が2条の土堀と3条の溝で、この他に出入口とみられる土橋状遺構が認められる。南部では区画施設は確認されていないが、土取穴とみられる土坑が尾根先端部で検出されたことから、この尾根上に区画施設の存在が想定されている。

櫓は西側の施設で1基検出され（第3図）、築地塀の東側に取り付き、1度建て替えられている。

西側の施設の築地塀と櫓には火災の痕跡が認められる。

（2）政府

桃生城跡の中央やや東寄りに位置し、北から南に延びる丘陵尾根上に立地する。この丘陵尾根は、桃生城跡が立地する丘陵の中で東西幅、南北長ともに最も大きい。政府の範囲は、南北約72m、東西約66mで、東西南北に築地塀により区画される（第4図）。

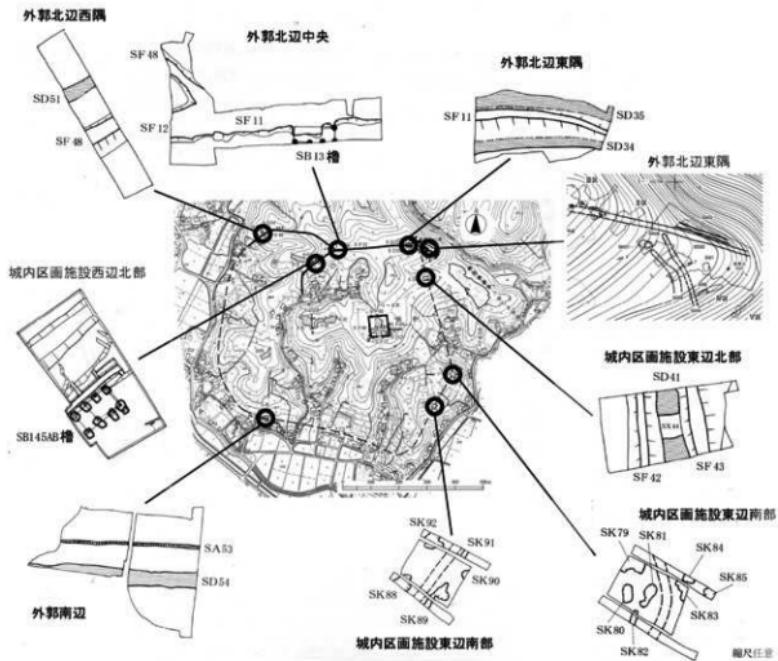
築地塀は屋根が瓦葺きで、北・西辺と南辺の一部が1度改修されている。南門は、南辺の中央部分が削平されており確認できていない。

内部には中央北寄りに正殿、その北側に後殿、正殿の南側に広場、その東西に東・西脇殿、正殿の南と東側に掘立柱塀が位置する。正殿と東・西脇殿は広場を囲んで「コ」字型配置となる。いずれの建物も桁行5間、梁行2間の掘立柱建物で、瓦葺きである（第7図）。正殿と後殿は東西棟で同規模、脇殿は南北棟の床張建物で、広場側に向かって3間の縁が付く。正殿のみ1度建て替えられている。

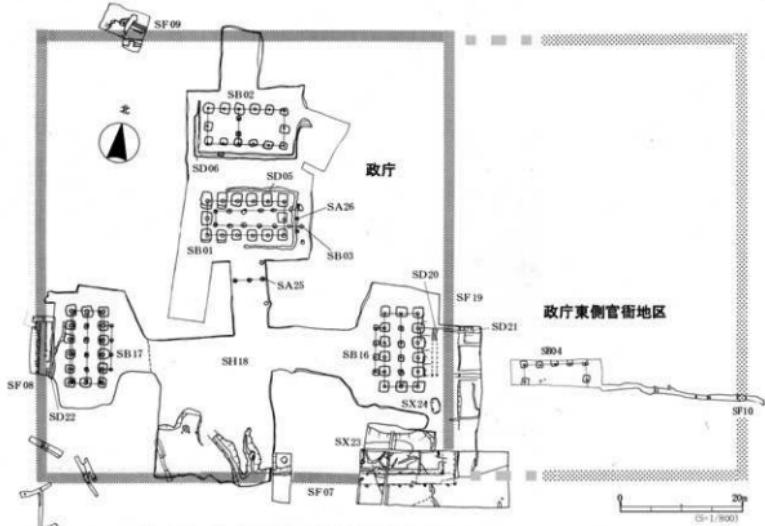
築地塀と建て替えられた正殿、後殿、東・西脇殿には火災の痕跡が認められる。



第2図 桃生城跡全体図（多賀城研2004、宮城県2003・2006を改変）



第3図 区画施設の平面図（多賀城研 2001・2002・2004、宮城県 2003・2006 を改変）



第4図 政府と政府東側官衙地区（多賀城研1995・2002を改変）

（3）中央郭（実務官衙）

【政庁東側官衙地区】政庁東側に隣接し、政庁と同じ丘陵尾根上に立地する。掘立柱建物1棟と版築造構1箇所が検出された（第4図）。掘立柱建物は東西棟で、東脇殿の約17m東に位置し、棟通りを東脇殿南妻と捕えていたとみられる。この建物には火災の痕跡が認められる。版築造構は区画施設の可能性があるが、詳細は不明である。

【政庁西側官衙地区】政庁西側に位置し、政庁から西側に分岐して延びる丘陵尾根と緩斜面上に立地する。東側の政庁とは丘陵鞍部を挟み、南・北・西側は急峻な崖であり、独立性の高い地形に立地している。丘陵の緩斜面上で南北方向の区画溝1条、掘立柱建物10棟が検出された（第5図）。西側官衙地区は、区画溝により東西に二分され、西側には桁行4間以上の大型の建物、東側には桁行3間以下の小型の建物が分布する。西側の大型の建物2棟には火災の痕跡が認められた。

また、建物造営に先立ち埋め戻された堅穴建物と建物廃絶後に造られた堅穴建物も検出されている。

（4）東・西郭

【東郭】城内区画施設の東側の丘陵部で掘立柱建物14棟、堅穴建物29棟、井戸1基が検出された（第6図）。これらには桃生城造営から存続期、終末期のものがある。なお、調査区が立地する丘陵を尾根伝いに約75m登ると、城内区画施設の土橋状造構が検出された地点に至る。

掘立柱建物は、桁行3間以下の小型のものが主体だが、桁行4間で廂付きのものや総柱建物も認められる。堅穴建物には、関東系のカマドを持つものや、北関東系の須恵器が出土したものがあり（第10図）、これらの遺構・遺物から『続日本紀』にみえる関東からの鎮兵や柵戸の存在がうかがえ、東郭はこれらを含む兵士の居住域等があったと考えられる。この他に、可能性があるものを含めて3棟の鍛冶工房がある。終末期の堅穴建物9棟のうち7棟には火災の痕跡が認められる。

【西郭】城内区画施設の西側の丘陵尾根上を調査したが、桃生城の時期の遺構は検出されなかった（第2図）。

2.まとめ

桃生城跡の特徴をまとめると、以下の①～⑤となる。

- ①位置：北上川沿いに位置し、牡鹿柵・郡家跡と推定される赤井官衙遺跡から北に約12kmの位置にある。
- ②立地・地形：低地との高低差の大きい丘陵上に立地し、地形は丘陵尾根上の平坦面とその周囲の深い谷や沢で構成される。
- ③平面形・構造：平面形は東西に長く、政庁を中心とし、その外側に実務官衙城、さらにその東西に居住城等が設けられ、それぞれが区画施設で囲まれる複郭構造とみられる。
- ④区画施設：外郭北辺の西端と西側の城内区画施設が築地塀、外郭南辺西部が材木塀、それ以外は土塁である。また、北辺は多条化し、位置によって構造や区画施設の数が異なる。橹は外郭北辺と西側の城内区画施設で1基ずつ確認されている。
- ⑤政庁：政庁は規模が一辺70m前後で、築地塀で区画される。内部では、正殿、後殿、東・西脇殿、広場が確認されている。

桃生城は、8世紀後半の郡制施行域の外側で、蝦夷の居住域に近い位置にある城柵である（①）。そのため、高低差のある地形に（②）複数の区画施設が巡る防御性の高い構造となる（③・④）。特に、政庁の区画施設は築地塀であり（⑤）、これは国府や胆沢城跡、秋田城跡等の国府に準ずる城柵以外では桃生城跡と伊治城跡しか認められず、8世紀後半の国家的な領域拡大政策の一環で新たに造営さ

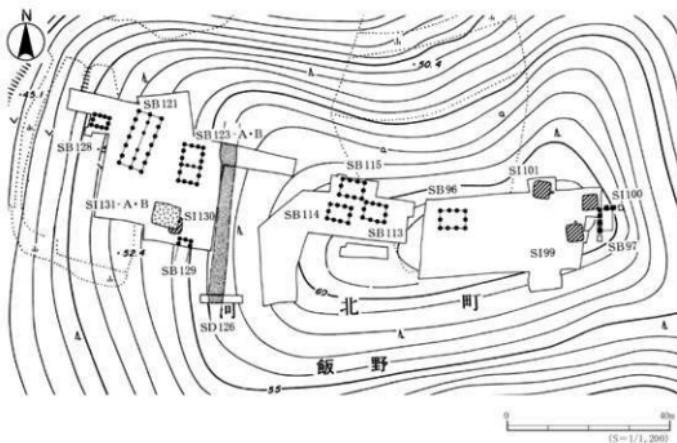
れ、その最前線に位置する桃生城の権威と防御性が示されたと考えられる（村田 2004・2010）。

天平宝字 3 年（759）に完成した桃生城の外郭区画施設や城内区画施設の立地や構造、構成、そして複郭構造については、この後に造られる伊治城や宮沢遺跡、また 8 世紀前半に造営され、8 世紀後半以降にそれまでの区画施設の外側に居住域を取り込み、その外側に新たに外郭区画施設を設けて三重郭構造（三重構造）となる大崎平野北縁の城柵の模範になったと推定される。

桃生城跡は、文献史料により造営年代やその後の経過がよく知られる貴重な遺跡であり、その記載内容は発掘調査によって裏付けられている。さらに、城柵の構造やその変化は城柵の担う役割とともに蝦夷との関係が反映されたものであることから（村田 2015）、この時期の律令国家による対蝦夷政策を遺構・遺物から具体的に検討し明らかにできる重要な遺跡である。

関連文献

- 相原純一・谷口宏充・千葉達朗 2019 「赤色立体地図・空撮写真からみた城柵官衙遺跡」『東北歴史博物館紀要』
20 pp. 45-58
- 熊谷公男編 2015 『東北の古代史 3 蝦夷と城柵の時代』吉川弘文館
- 鈴木拓也編 2016 『東北の古代史 4 三十八年戦争と蝦夷政策の転換』吉川弘文館
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1975・1976・1995～2002 『桃生城跡 I～X』多賀城閑連遺跡発掘調査報告書第 1、2、
20 ~ 27 冊
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2004 『亀岡遺跡 II』多賀城閑連遺跡発掘調査報告書第 29 冊
- 宮城県教育委員会 2003 『新田東遺跡』宮城県文化財調査報告書第 191 集
- 宮城県教育委員会 2006 『桃生城跡・細谷 B 遺跡』宮城県文化財調査報告書第 205 集
- 村田晃一 2004 「三重構造城柵論—伊治城の基本的な整理を中心として 移民の時代 2—」『宮城考古学』第 6 号
pp. 159-186
- 村田晃一 2010 「古代奥羽城柵の周縁施設」『宮城考古学』第 12 号 pp. 125-142
- 村田晃一 2015 「版図の拡大と城柵」『東北の古代史 3 蝶夷と城柵の時代』pp. 87-118
- 柳澤和明 2010 「桃生城跡と伊治城跡」『考古学ジャーナル』No. 164 pp. 27-30



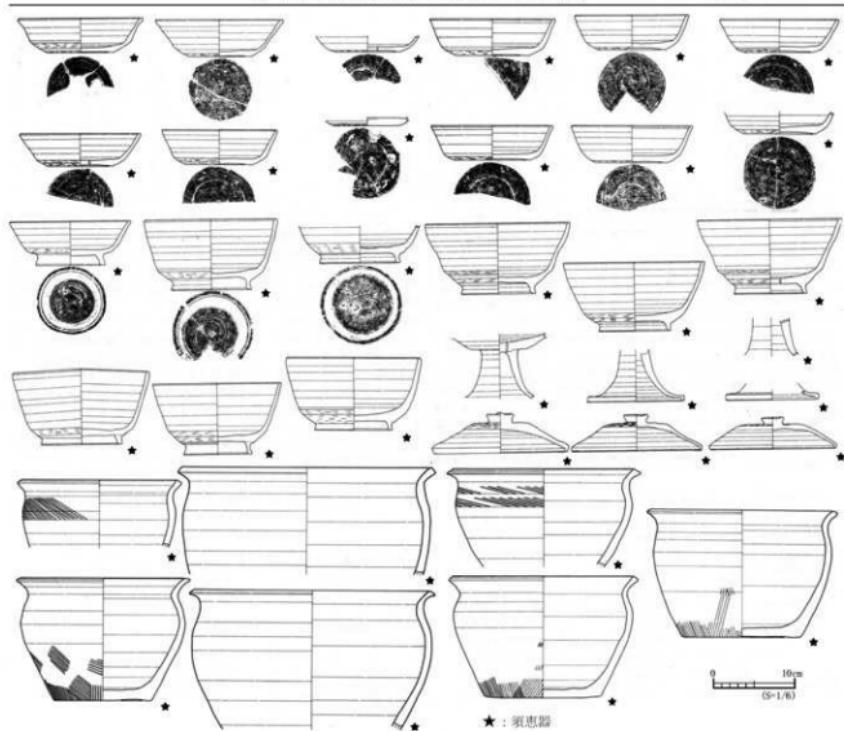
第5図 政府西側官街地区（多賀城研2000）



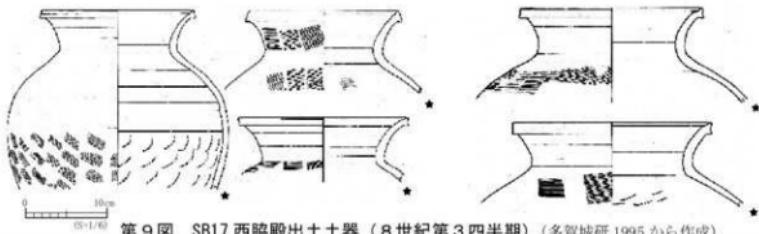
第6図 東郭（新田東遺跡）（宮城県 2003）



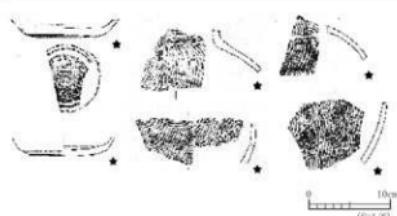
第7図 政庁出土瓦（多賀城研1995から作成）



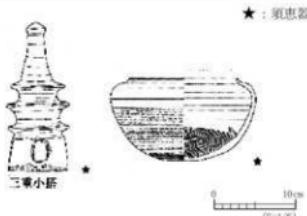
第8図 SB17 西脇殿出土土器（8世紀第3四半期）（多賀城研1995から作成）



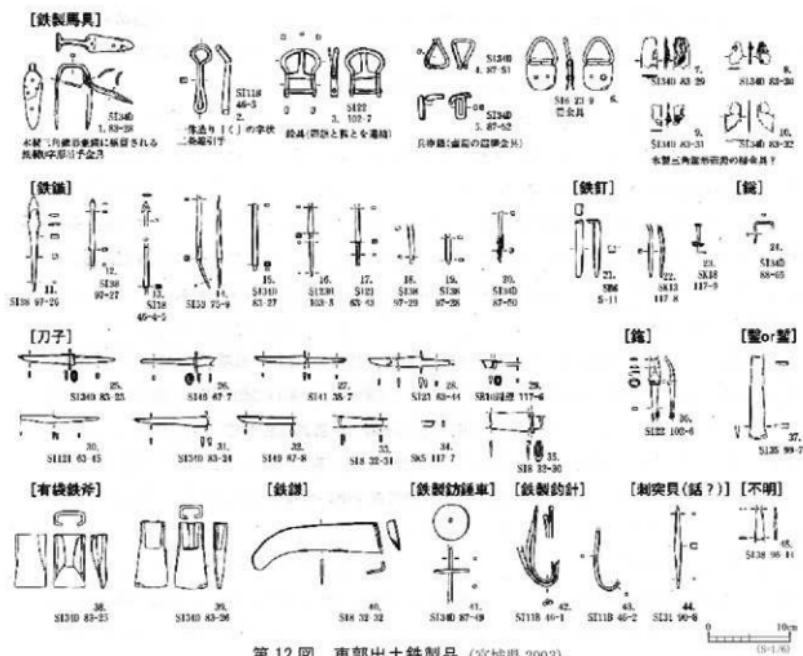
第9図 SB17 西脇殿出土土器（8世紀第3四半期）（多賀城研 1995 から作成）



第10図 東郭出土北門東系の土器
(宮城県2003から作成)



第11図 東郭出土仏教系遺物
(宮城県2003から作成)



第12図 東郭出土鉄製品 (宮城県 2003)

ひがしやま 東山官衙遺跡

多賀城跡調査研究所 村田晃一

所在地 宮城県加美郡加美町鳥嶋、鳥屋ヶ崎地内

立地環境 大崎平野西端、田川左岸の標高 30 ~

40 m の台地

発見遺構 碓石建物、掘立柱建物、竪穴建物、掘

立柱塀、材木塀、築地塀、土壠、大溝、

区画溝、溝、土坑、大穴など

年代 8世紀前半~10世紀前半

遺跡の概要

東山官衙遺跡（以下、東山遺跡）は大崎平野の西端にあり、奥羽山脈から分岐して南東に延びる丘陵末端、標高 30 ~ 40 m の台地に立地する。その背後から東側の丘陵には早風遺跡、正面の河岸段丘上には壇の越遺跡があり、後者と東山との比高差は 20 m である（第 1 図）。東山遺跡は東西 300 m、南北 250 m の台地四周を築地塀が囲み、南辺中央の沢を利用して南門と南北道路が設けられた。後者はそのまま北に延びて台地平坦面を東西に分割しており、西は正倉院、東は郡庁院、館院、厨家院、工房域などが設けられた。施設の方向は南北道路や台地平坦面の形に合わせて東に 20° 前後傾く（第 2 図）。

本遺跡は郡庁院の規模が東西 57 m、南北 52 m で、正倉院や館院のほか各種の曹司が置かれた陸奥国賀美郡家であり、全体が築地塀で囲まれることから、辺郡特有の一郡を管轄した城柵型郡家（村田 2010a）と考えられる。壇の越遺跡は、国府より下位の官衙で他に例をみない方格街区が形成されたことで知られる。また、早風遺跡で発見された大規模な土壠や空堀は、壇の越の築地塀や材木塀と一連の施設として全体を囲むことが分かっている。このように、奈良・平安時代の 3 遺跡は密接に関わり、ある時期は一体となりながら機能したため東山官衙遺跡群（以下、東山遺跡群）と総称することができる（壇の越・早風第 2 図）。

東山遺跡群は、遺跡の内容がある程度明らかとなった東山遺跡と壇の越遺跡の成果から、大別 4 時期の変遷が示された（加美町 2010、壇の越・早風第 3 図）。年代は第 I 期が 8 世紀前葉、第 II 期は 8 世紀中葉、第 III 期が 8 世紀後葉～9 世紀前半、第 IV 期は 9 世紀中頃～10 世紀前半で、全体の概要は「壇の越遺跡、早風遺跡」にまとめている。官衙・城柵としての東山遺跡は第 II 期から第 IV 期である。第 I 期は施設造営に伴う計画集落が認められ、この点は同時期創建の城生柵と大きく異なる。計画集落は、第 II 期以降の建物と異なり西に 10° ~ 40° 傾き、中・小型の竪穴建物 79 棟以上、2 間以下の小型建物が 3 棟以上認められる（第 3 図）。建物の方向は官衙期と異なり、正倉院の倉庫域となった南西部を除いて濃密に分布するため、造営段階から高い計画性のもと施設が構築されたと考えられる（村田 2017）。

1. 南郭

南郭は東山のふもと、南門前面に広がる材木塀と大溝で囲まれた一画である。塀長は南辺が 201 m で、東辺と西辺は東山の急斜面に接続してその上に延びないことから（加美町 2011）、前者が 138 m、後者は 201 m ほどとみられる（第 2 図）。南郭は壇の越の道路網が第 II 期に一斉施工されたこと、内部に南 1 道



第 1 図 東山官衙遺跡、壇の越遺跡、早風遺跡の位置

路が認められないと、南郭と街区を隔てる南北2道路の幅が大路と同じであること、大溝の堆積土に10世紀前葉に降下したTo-a火山灰が認められることから、道路網が整備された第II期に設けられ、第IV期まで機能したと考えられる。一方、東山外郭南門は建替えがなく8世紀代と報告され、南郭南門と材木塀は第III期である（加美町2005・2008）。このため、南郭は第II期が外郭南門外の広場で、第III期に拡大した東山の内郭の一部となり、南北大路との交点には南門（八脚門）が設けられた。第IV期には材木塀や門が撤去されて広場に戻ったと考えられる。内部は、各期を通して堀沿いに疎らに建物があるのみで、中央部分は空閑地が広がっていた。こうした南北大路の北端が広場となるのは平城京と共通しており（館野2001）、街区との境に異なる空間を置くことで、東山の正面観を高めたと考えられる（村田2017）。

2. 郡庁院の変遷

郡庁院の変遷については『東山遺跡VII』（多賀城研1993）で報告された後、いくつかの案が示されている（齐藤2003、古川2006、村田2006、柳澤2008、八木2022）。郡庁の主な調査成果は、a）正殿と掘立柱塀は建替えが3度認められる。b）南辺の塀より古い南北7間の建物は東脇殿と考えられる。c）塀内の東西脇殿は1度建て替えられる。d）西脇殿は建替え前後で規模・構造に変わらないが、東脇殿は南北5間の西廂付総柱建物から南北3間の側柱建物となる。e）正殿の南東には東西3間の床張建物がある。f）正殿北東の南北棟は2度建て替えられる。g）政府周辺は、遺跡内で最も瓦塊類の出土が多い、などがあげられる。ここでは、多賀城跡調査研究所の変遷案にI期を加えた齐藤案と比較しながら試案（村田2019）を述べる（第5図、（ ）内は東山遺跡群の遺構期、以下同じ）。

【1期（第II期）：8世紀中葉】

埠積基壇を有する正殿と7×3間の東脇殿SB395がL字型に配置され、正殿の東隣には3×2間の床張東西棟SB342、その北に南妻に下屋を有する南北棟SB345が置かれる。正殿は確認できなかったが、SB395は2期以降の掘立柱塀より古いこと、2期正殿の柱穴埋土から多賀城第I期の平瓦や埠が出土したことから本期を設定した。正殿は埠積み基壇を有する瓦葺き建物と推定される。主な軒瓦は平城宮式軒瓦をモデルとした細弁蓮花文軒丸瓦と均整唐草文軒平瓦である（佐川2000、城生・羽場第8図）。瓦の出土量からみて部分的な瓦葺きと考えられる。齐藤案とは正殿や東脇殿は同じであるが、他の2棟の理解が異なる。SB342は3間の東西棟で齐藤案では2期の東脇殿としたが、正殿が東西棟の場合、脇殿は南北棟がほとんどである。正殿東に3間の東西棟が建つ例として名生館官衙遺跡III期（高橋2003）があること、SB342の東妻と東脇殿SB395の西側柱列は柱筋が揃うことなどから1期の正殿横建物であり、正殿の位置も2期以降より南にあつたと考えられる。また、SB345は2・3期のSB346ABより古いことから、本期の正殿北東建物とみておきたい。

【2・3期（第III期）：8世紀後葉～9世紀前半】

正殿SB481ABと東脇殿SB326・343、西脇殿SB391AB、南北棟の正殿東建物SB346ABが半町規模（東西57m、南北52m）の掘立柱塀SA398・556で囲まれる。2期は脇殿SB326とSB391Aが北妻を揃え、SB326の西入側柱列とSB346Aの東側柱列が柱筋を揃える。各建物は1度建て替えられるが、東脇殿を除く3棟は建替え後も同規模である。一方、東脇殿は5×3間の西廂付総柱建物SB326から3×2間の側柱建物SB343に縮小するが、西脇殿SB391Bとは南妻を揃えており、計画性が窺える。

【4・5期（第IV期）：9世紀中頃～10世紀前半】

前代まで認められた脇殿や正殿東建物がなくなり、正殿SB481CDと掘立柱塀SA400・399だけの構成となる。この時期、ふもとの方格街区も縮小から廃絶に向かうことから、これに連動する動きと考えられる。また、齐藤案のV期は小型建物SB344・396を本期とするが、正殿に較べて柱穴が極端に小さいこと、位置が前代までの位置を踏襲しないことから、別時期か郡庁の建替えに伴う仮設建物と判断した。

3. 正倉院の変遷

正倉院は全体の変遷案が示されている（加美町 2015、第 8 図）。正倉の主な成果としては、①中央から南が倉庫域、北が管理棟域で、両者の間に区画施設は認められない。②倉庫域では掘立柱倉庫→礎石倉庫→掘立柱建物（屋）→小型掘立柱建物という重複関係が認められる。③礎石倉庫は大型で深い掘込地業を伴うもの、小型で浅い掘込地業を伴うもの、掘込地業がないものに分けられる。④礎石倉庫は茅葺きの穀倉で、火災によって焼失した。⑤管理棟域の主要建物は L 字またはコ字に配置される、などがあげられる。加美町の変遷案は、IV 期に総柱建物（穀倉）が認められない。掘込地業を伴う礎石倉庫は II 期に出現し III 期に火災で廃絶するとしたが、III 期とした SB598B はその痕跡がなく SB598A が火災建物である。V 期は建物の小型化が著しいにもかかわらず、掘込地業を伴わない SB122・153 磂石倉庫を当期とした。SB153 は SB593B 磂石倉庫と西側柱筋を備える、といった特徴や疑問点等があるため、以下の変遷案を提示する（註 1、第 9 図）。

【1 期（第Ⅱ期）：8 世紀中葉】

建物はすべて掘立式である。倉庫域は総柱建物や床張建物が T 字状に並ぶ。管理棟域は中央の広場を囲んで L 字に配置され、SB259 の西妻と SB125 の西側柱列は柱筋が備えう。

【2・3 期（第Ⅲ期）：8 世紀後葉～9 世紀前半】

倉庫域は、2 期が深い掘込地業を伴う茅葺きの大型礎石倉庫が南北に並ぶ。3 期になると、大型礎石倉庫の西に浅い掘込地業を伴う小型礎石倉庫が新設される。本期の倉庫群は火災で廃絶した。管理棟域は前段階の L 字配置を踏襲し、2 期の SB258 南側柱列と SB123 北妻、3 期の SB770 北側柱列と SB124 北妻が柱筋を備える。また、倉庫域と管理棟域の間には東西方向の暗渠 SD134・171 が設けられ、4 期まで存続した。

【4・5 期（第Ⅳ期）：9 世紀中頃～10 世紀前半】

火災後の 4 期は、大型倉庫があった場所と西端に側柱の屋が南北に並んだ。倉庫は SB593B が再建され、その南には西側柱筋を備えて掘込地業を伴わない礎石倉庫 SB153 が新設される。管理棟域はコ字型配置となり、東建物は掘込地業がない礎石倉庫 SB122 に変わる。また、暗渠の上に SB168AB・169 等がつくられる。このうち、SB168AB と SB260 の西妻、SB122 西側柱列と SB169 西妻は柱筋をおおむね備える。5 期は総柱建物が認められず、倉庫域は前段階より小型の側柱建物、管理棟域は 1 × 1 間の掘立柱建物のみとなる。

4. 館院と厨家院の比定

郡庁院の北は 7 棟中、5 棟建物が 4 棟と大型建物の割合が高い。一方、北東は 4 間以下の建物や竪穴建物が重複する。埋土に焼土や炭化物を含む土坑が造り替えを繰り返し、柱穴や土坑から土器が多く出土した。また、両者の北に木材堆とみられる SD254・320 がコ字状に巡る（第 6 図）。ここで、本遺跡出土の施設名墨書き土器をみると、正倉院には認められず、南北道路東側は大きく 3 地点に分けられる。郡庁院は東脇殿周辺で「上厨」2 点、「厨」3 点、郡庁院北が「館上」2 点、「上厨」1 点、同北東は「厨」3 点、「寺」2 点である（註 2、第 7 図）。郡庁院北東は「寺」「厨」の他に認められないこと、中・小型建物が建替えを繰り返すこと、建物の間は堆積土に焼土や炭化物を多く含む土坑が重複すること、土器食器や煮炊具が多く出土したことから厨家院であり、他 2 地点の「厨」墨書き土器は給食等に伴って食器が移動したものと考えられる。その場合、郡庁院北は「館上」が出土し、大型建物の割合が高いことから館院とみることができる。一方、「館上」は館に上・下もしくは上・中・下があったことを示唆しており、東山遺跡群の場合、麓の方格街区に格式高い建物群があり、そちらが「館下」と呼ばれた可能性がある。

5. SX800 大穴について

周堤を伴う大穴で、内郭西辺の築地壙が接続する（第 2 図）。規模・平面形は周堤を含めて 45.0 × 35.0 m ほどの橢円形を呈する。積土の基底幅は 3.0 m、高さが 1.3 m で、底面は未調査であるが、

確認した部分での積土頂部との比高は6.6 m以上である。また、内部中位には幅1.3 mのテラスがあり、内径は南北24.0 m、東西10.0 mほどとみられる（第10図）。テラスの下は粘土を裏込したのち表面に河原石が貼られた。外側も崩壊土に河原石が多く含まれることから、周堤の外装は河原石積みであったと考えられる。

官衙跡の倉庫院で大型土坑が確認された例としては、埼玉県中宿遺跡SX01～05があげられる（岡部町年報1995）。特に、SX01は底面に自然石が敷かれており、SX800の状況に近い。一方、冷涼な山沿いの地の深い穴ということであれば水室の可能性も考慮すべきであろう。前者については倉庫令に規定された池に相当するのか、その場合、郡家遺跡の調査例に較べて類例が少ないことをどう理解するのか、後者は機能的にこれほどの規模が必要であったのか、など検討すべき点が多い。今後の資料の蓄積を待つことにしたい。また、本遺跡のSD134・171暗渠跡は、底面にぎっしり河原石が詰められた（第9図）。とともに排水を目的としたものであり、東は南北道路西の区画溝SD135に接続したとみられる（第6図）。これらとSX800との関係は確認できていないが、河原石を多用する工法の共通性からSX800の排水施設と考えておきたい。

6. 黒川以北十郡域から描く城柵像

東山遺跡と多くの城柵を比較すると、I)規模は東西300 m、南北250 mと小さい。II)政府が東西中軸線上に位置しない。III)明確な倉庫院があり、穀倉が規則的に配置される。IV)穀倉は掘立式から掘込地業を伴う礎石式に建て替えられた、といった違いが指摘できる。Iの類例としては城生柵跡や新田柵跡があり、後者の創建当初の規模は東西320 m、南北720 mと考えられる（村田2007）。IIは8世紀前半以降の城柵政府が東西中軸線上に置かれるあり方と明らかに異なる。IIIとIVは郡家正倉や正倉別院の特徴と共通する。さらに、東山の政府2期～5期が約半町四方（東西54～60 m、南北50～51 m）である点は、郡庁院の規模と共通する（山中1994）。つまり、東山遺跡は外郭区画施設が明確で築地塀を採用した点は城柵と共通するが、規模は小さく内部施設の特徴が郡家と共通する。筆者はこれを城柵兼郡家（村田2007）と呼んだのち、城柵型郡家と改めた（村田2010b）。城柵型郡家は、黒川以北十郡域にのみ認められる。一方、東山と同時期に創建された城生柵は郡家ではなく、正倉別院+色麻駅家に城柵機能が付加された施設と考えた。同様の例としては、丹取郡家の正倉別院あるいは領域拡大のための物資集積地全体が材木塀で囲まれた南小林遺跡II期（大崎市2019）をあげることができる。

それぞれの年代は、南小林II期が8世紀初頭、新田柵創建は8世紀前葉、東山・城生柵の創建は8世紀中葉である。この時期、黒川以北十郡が陸奥国域の北辺であり、蝦夷と直接対峙した同郡域は柵戸の大量移配によって人為的に編成された。うち黒川・色麻・志田・牡鹿を除く6郡は、大崎平野の北縁を分割するように郡域が設定されている。7世紀後半から8世紀中頃の長期間、律令国家の東辺であった黒川以北十郡域における蝦夷との緊張関係が、同地域の郡家や官衙関連施設に外郭施設をもたらしたと考えられる。その結果、8世紀前半に東西に連なる城柵群による対蝦夷の防衛ライン（八木2001）が形成されたのである（城生・羽場第9図）。近年の城柵研究では、「古代城柵の指標が防御的構造物の存在にある」（岡田2006、熊谷2009）という新たな定義が示されるとともに、それぞれが置かれた年代や地域の様相に目を向けて「国レベル以外の城柵の存在」、「迎接外交機能」、「朝貢センター」といった新たな機能が提唱されている（熊谷2004、阿部2006など）。黒川以北十郡の調査成果は、団郭集落の問題を含め城柵の多様性を具体的に示しており、注目を集めている。

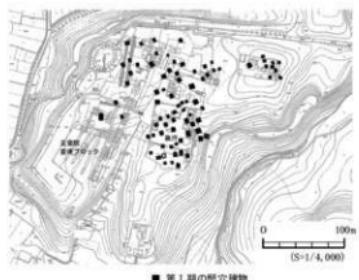
註1 村田2019は管理棟域の理解に誤りがあったため、本案の通りに訂正する。

註2 墨書き土器は「口（●か）」と可能性が示されたものもカウントしている。

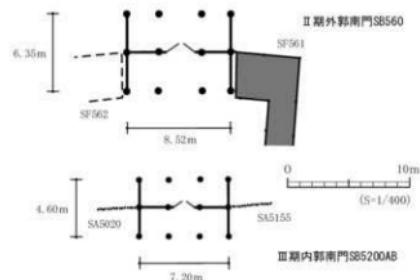
*関連文献は「城生柵跡、羽場遺跡」を参照



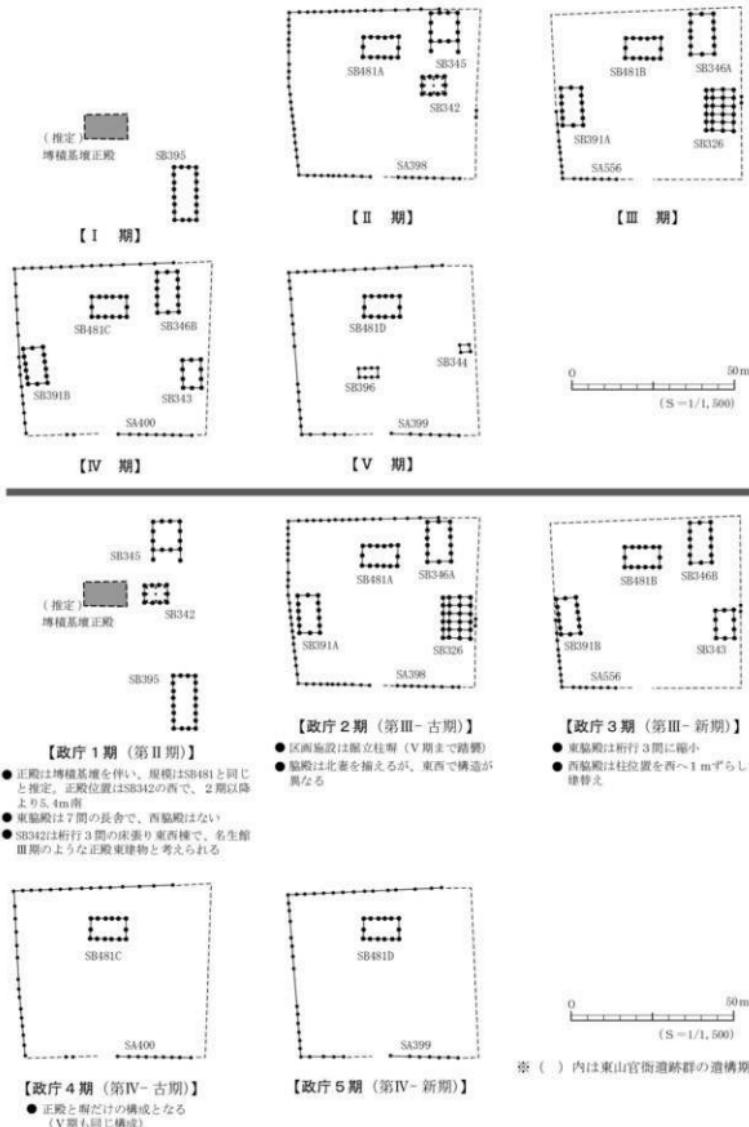
第2図 東山官衙遺跡（村田 2019、第3図に加筆）



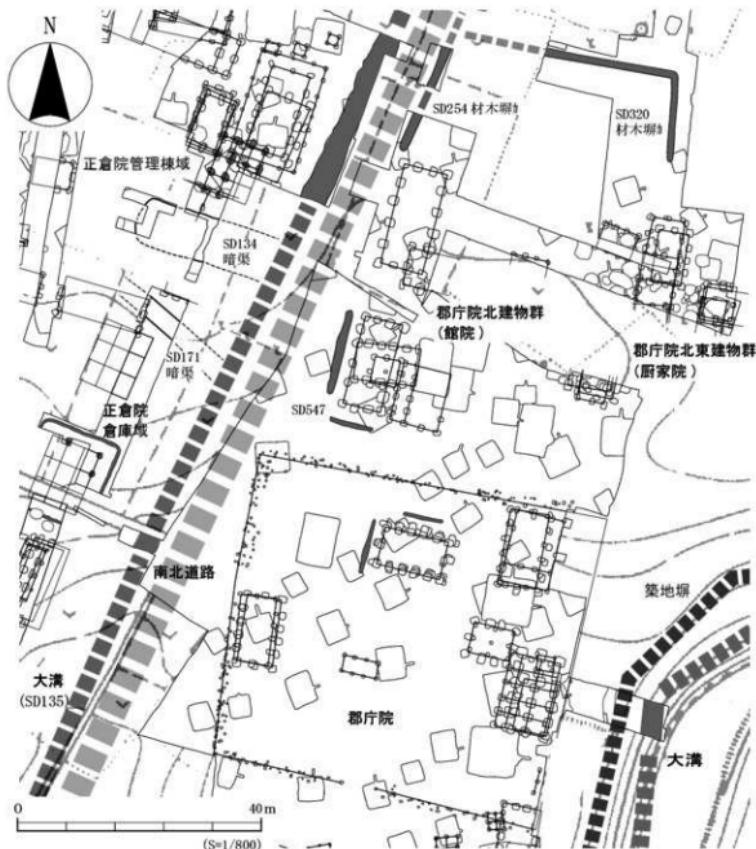
第3図 東山I期の造営集落
(村田 2017、図2に加筆)



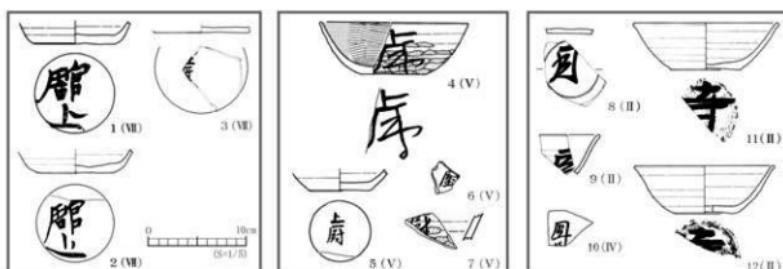
第4図 東山II・III期の南門復元模式図
(村田 2019、第4図を抜粋、加筆)



第5図 都庁の変遷 (上: 齋藤2003、下: 村田2019、第5図に加筆)

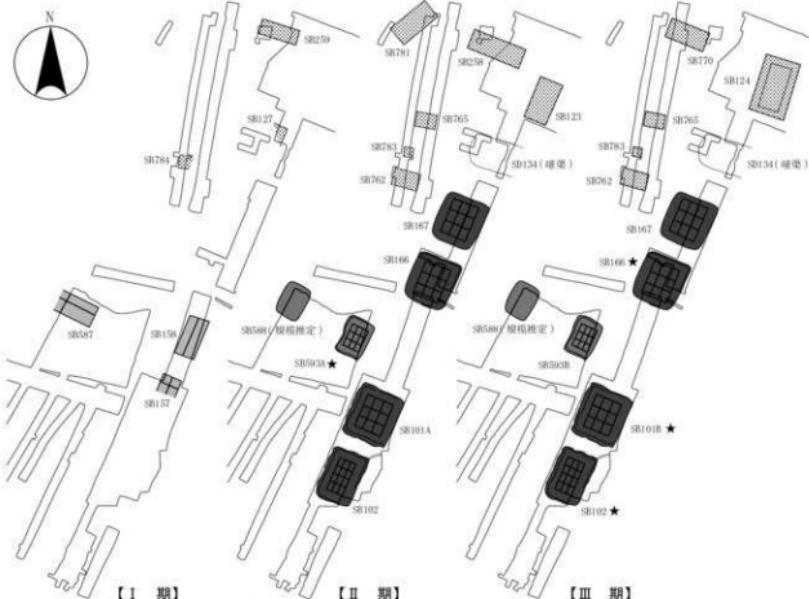


第6図 施設名墨書き土器を出土した建物群の位置（新規作成）



都庁院北建物群 - 腹上 (1・2)、上肩 (3)
都庁院 - 上肩 (4・5)、肩 or 勤 (6・7)
都庁院北東建物群 - 肩 or 勤 (8～10)、寺 (11・12)

第7図 施設名墨書き土器（新規作成、○内は多賀城研の収録報告書名）

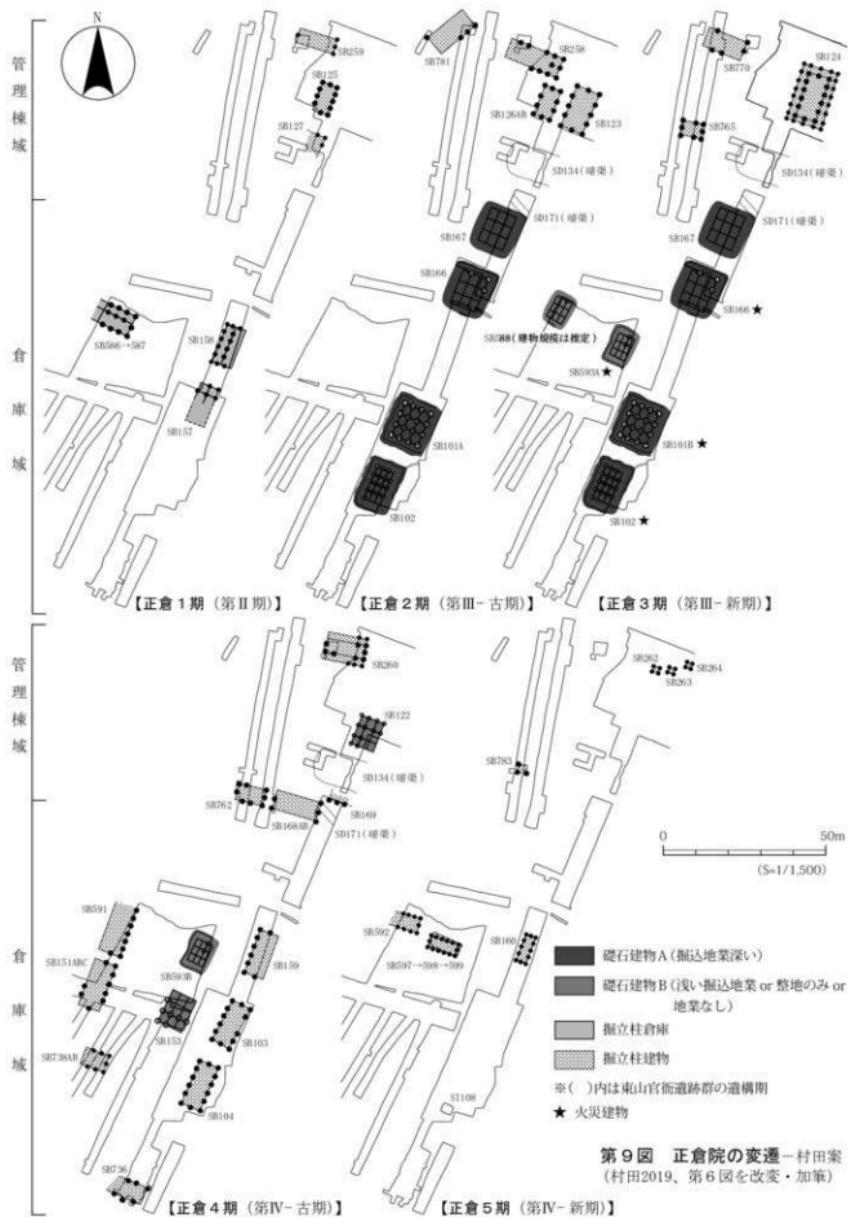


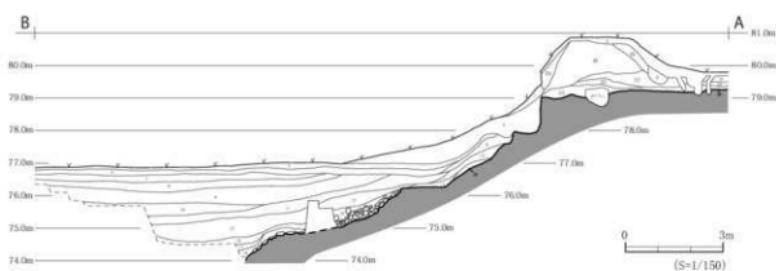
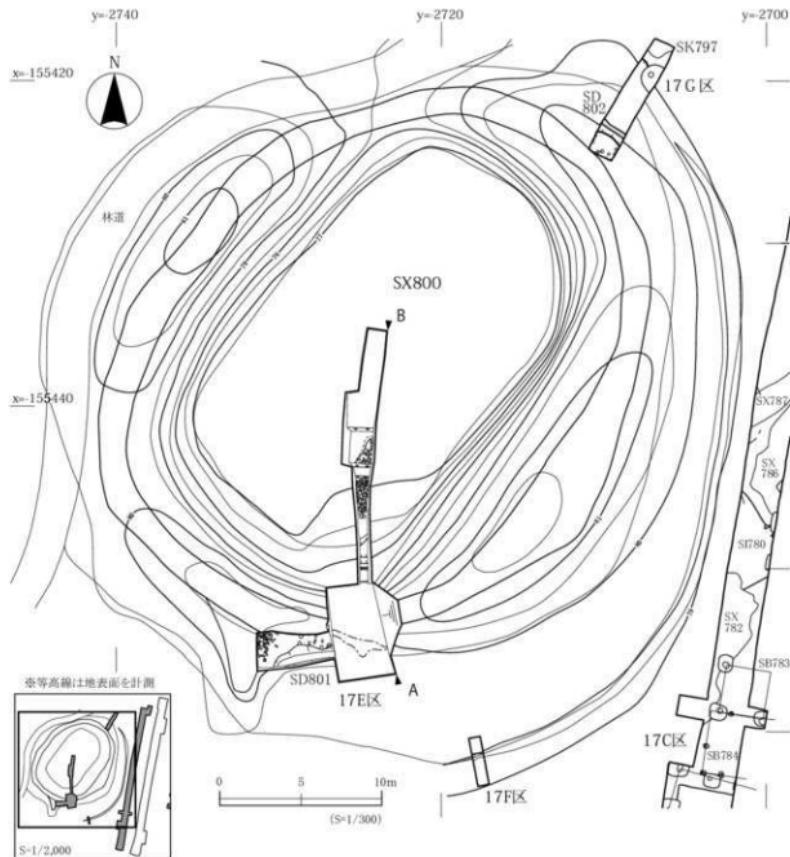
【I 期】

【II 期】

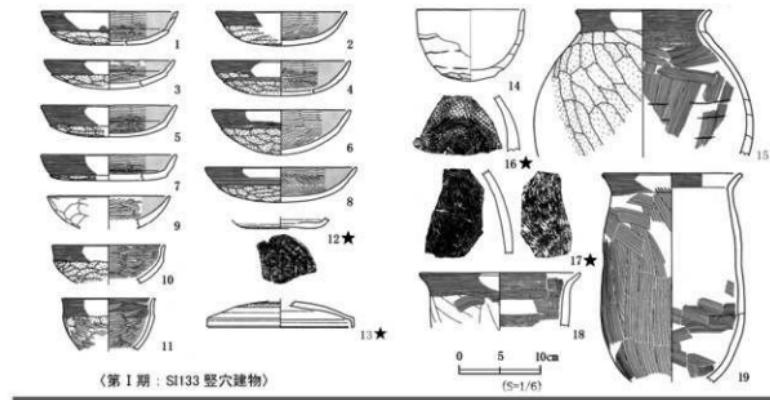
【III 期】

第8図 正倉院の変遷—加美町案
(加美町2015、第17図に加筆)

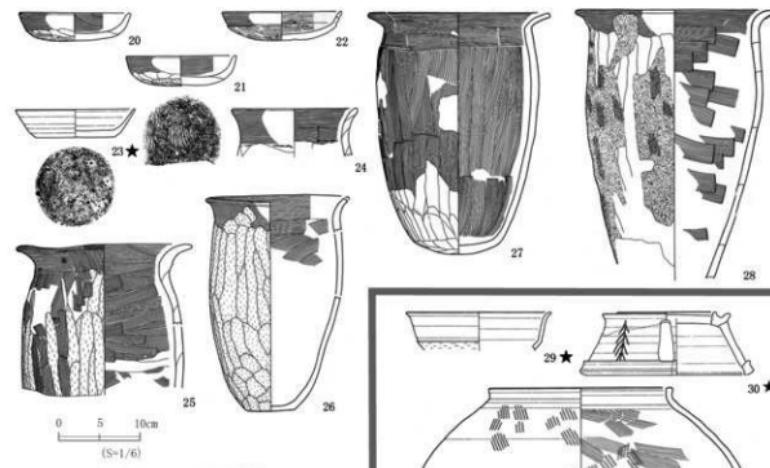




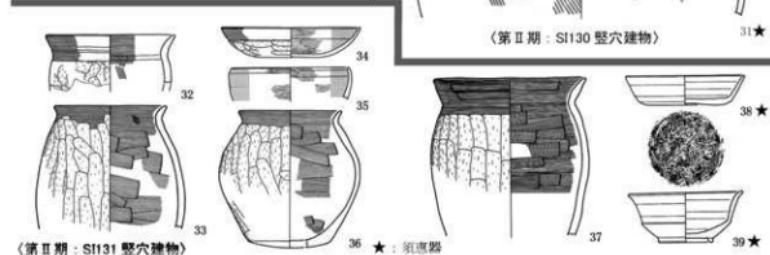
第10図 SX800大穴（加美町2015、第11・12図を改変・加筆）



(第Ⅰ期 : SI133 積穴建物)

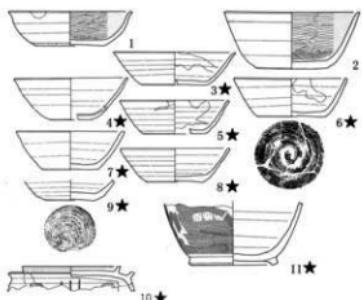


(第Ⅱ期 : SI432 積穴建物)

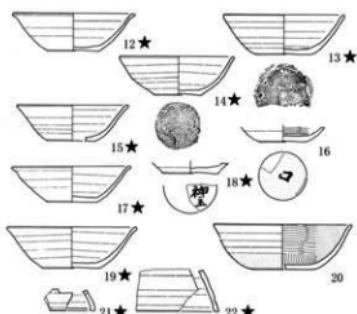


(第Ⅲ期 : SI131 積穴建物)

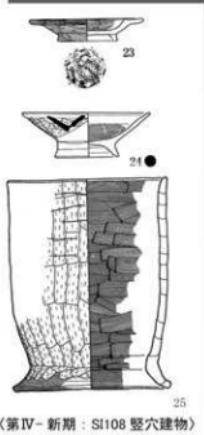
★ : 須慮器



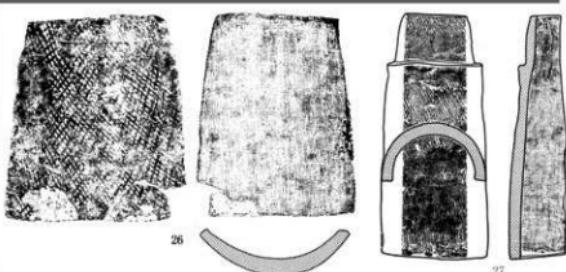
〈第III- 新期 : SX526 整穴工房〉



〈第IV- 古期 : SK366 土坑〉



〈第IV- 新期 : SI108 整穴建物〉



0 5 10cm
(1~25: S=1/6)
0 20cm
(26~31: S=1/8)

★ : 須恵器 ● : 赤焼土器

第 12 図 東山官衙遺跡出土遺物 2 (村田 2019、第 9 図に加筆)

壇の越遺跡・早風遺跡

多賀城跡調査研究所 村田晃一

所 在 地 宮城県加美郡加美町鳥嶋、鳥屋ヶ崎、
谷地森地内

立地環境 大崎平野西端、田川左岸の標高 49 ~
58 m の河岸段丘（壇の越）と標高 65
~ 107 m の丘陵（早風）

発見遺構 挖立柱建物、竪穴建物、掘立柱塀、材
木塀、築地塀、大溝、道路、区画溝、溝、
土坑、土器埋設遺構など

年 代 8世紀前葉～10世紀前半

遺跡の概要

壇の越遺跡は大崎平野の西端、東流する田川左岸の標高 49 ~ 58 m の河岸段丘上にあり、遺跡内は比高 2 m ほどの上位段丘（東側）と下位段丘（西側）に分かれる。上位段丘の北、比高 20 m の台地には東山官衙遺跡（以下、東山遺跡）があり、早風遺跡はその背後から東側の丘陵に立地する（第1図）。

東山遺跡は政府規模が東西 57 m、南北 52 m で、倉庫院や館院のほか、厨家院・工房域などの曹司で構成された陸奥国賀美郡家であり、全体が築地塀で囲まれることから、辺郡特有の一郡を管轄した城柵型郡家（村田 2010a）と考えられる。壇の越遺跡は、国府より下位の官衙で他に例をみない方格街区が形成されたことで知られる。また、早風遺跡で発見された大規模な土壘・空堀は、壇の越の築地塀や材木塀と一連の施設として全体を囲むため、奈良・平安時代の 3 遺跡は密接に関わり、ある時期は一体となって機能したと考えられ、東山官衙遺跡群（以下、東山遺跡群）と総称することができる（第2図）。

1. 東山官衙遺跡群の変遷

東山遺跡群は、遺跡の内容がある程度明らかとなった東山遺跡と壇の越遺跡の調査成果から、第Ⅰ期～第Ⅳ期の変遷を考えられている（加美町 2010、第3図）。方格街区は第Ⅱ期に完成し、利用街区の縮小や減少を経ながら第Ⅳ期まで継続しており、その間、館や居宅をはじめ様々な施設が置かれた（註1）。また、早風遺跡は土壘・空堀内側の丘陵平坦面で 8世紀中葉～9世紀後半の竪穴建物や 3間以下の掘立柱建物が確認されており、丘陵部も方格街区と同時期に居住域として利用されたことがわかっている。

第Ⅰ期—城柵型郡家、方格街区施工前～造営段階

東山遺跡に城柵型郡家、壇の越遺跡に方格街区が施工される前の段階で、年代は 8世紀前葉である。東山が立地する台地には、方向を揃えた中・小型の竪穴建物 79 棟以上と 2間以下の小型建物 3 棟以上で構成される施設群が突如出現した。これらの方向は郡家期のものと明確に異なり、正倉院の倉庫域である南西部を除いて台地全体に分布することから、郡家・城柵造営を目的とした計画集落と考えられる。また、東山遺跡から南西に 1.1 km 離れた地点（14 区）で竪穴建物 17 棟、2間以下の掘立柱建物 4 棟などで構成された在地集落が確認された。建物の方向や構成は東山の計画集落と共通する（第6図、東山第3図）。



第1図 東山官衙遺跡、壇の越遺跡、早風遺跡の位置

第Ⅱ期—城柵型郡家創建、方格街区完成期

東山遺跡への城柵型郡家創建と壇の越遺跡の方格街区完成から、新たな外郭区画施設の構築による壇の越・早風遺跡との一体化までの時期で、年代は8世紀中葉である。この地が選ばれたのは、北に軍事機能を併せ持つ郡家が設置可能な高台、前面に方格街区が施工できる平坦面が広がるという地形条件と、陸路と水路が利用可能という交通条件を兼ね備えた地であったためである（村田2010a）。街区施工にあたり、東山の正面には大溝で囲まれた南郭が設けられた（第2図）。方格街区は、上位段丘面から西側の下位段丘面にかけての南北約640m、東西980mと南郭西側の西2～4道路で囲まれた部分で認められる。道路は東西大路とそれに直交して東山の外郭南門にいたる南北大路を基準とし、交差点中心間を1町とする計画線から幅を割り振って全面的に施工され、両側には側溝が伴う。道路や建物の方向は真北を指向する。

居住施設は方格街区全体に認められるが、第Ⅲ期に較べて建物密度は低い。その中で下位段丘面の東西大路を挟んだ西5南5・6区は、桁行5間の主屋のほか副屋・竈屋・小型倉庫群などが一辻60mほどの材木塀で方形に囲まれた。また、南北大路沿いの南端にあり、南は東流する河川に面した東1南8区では、周囲を塀で囲まれた桁行5間の建物や小型倉庫などがコ字型もしくはロ字型に配置されており、第Ⅳ期まで存続する（第5図）。こうした大路沿いで街区末端に位置する格式の高い建物群は、交通に関わる館と考えられる（村田2017）。街区外でも真北を向く建物群が認められる。西隣接地の3区SI1280竈屋の外周溝から多量の土器とともに円面鏡が2点出土しており、居宅における文書事務の一端を示している（第8図）。また、14区は前段階の施設を壊して堅穴建物8棟、4間以下の掘立柱建物5棟などがつくられた（第6図）。第Ⅰ期と較べて建物の方向が斜方位から正方位となり、掘立柱建物は2間から3～4間と大型化する。

壇の越遺跡の方格街区は地方官衙の中で最も早く施工され、しかも郡家に伴うものとしては他に例がない。当時の律令国家の東端にあたり、北や西は蝦夷の居住地と接していた。東山遺跡の造営は城生柵跡と同時期で、両者の主要建物の屋根には、奥羽連絡路建設にあたり持節大使として多賀城に赴任した藤原麻呂の都での私邸にも葺かれた平城宮式軒瓦をモデルとした細弁蓮花文軒丸瓦と均整唐草文軒平瓦が葺かれた（佐川2000、城生・羽場第8図）。こうしたことから、東山と城生と壇の越への方格街区は、天平9年（737）の多賀城と秋田城を結ぶ直路建設という国家的重要事業に伴い、陸奥側の起点として一体的に造営・施工されたものであり、東西大路は奥羽連絡路と考えられる（759年以降は駅路。村田2007、第2図、城生・羽場第9図）。

第Ⅲ期—三重構造化、方格街区縮小期

壇の越遺跡の上位段丘端部に築地塀や材木塀、早風遺跡に土壘・空塀がつくられて、東山遺跡を中心とした広大な範囲が区画施設で囲まれた時期で、年代は8世紀後葉～9世紀前半である。これにより東山は政府—内郭（第Ⅱ期外郭）—外郭それぞれが区画施設で囲まれた三重構造城柵となる（村田2004）。それに連動して、内郭はふもとの南郭を取り込み、材木塀で囲んで南北大路との交点に南門（八脚門）を設けた。その結果、方格街区の範囲は上位段丘面のみとなり、東2区以東も使われなくなつて範囲が縮小したが、人口密度は高まり4間以下の建物や外周溝を伴う建物の数が増加する。下位段丘では、東西大路のみが築地塀に外郭西門（四脚門→八脚門）を設けて存続した（第7図）。外郭区画施設で囲まれた範囲は東西1.2km、南北1.4km以上になる。官衙や方格街区を中心とした広い範囲が巨大な塀で囲まれた東辺版の羅城の誕生である。また、外郭の塀は南辺が築地塀、西辺が材木塀、北辺と東辺は土壘と場所によって構造が異なり、南辺には櫓が設けられた（第7図）。こうした塀構造の違いは、南辺が駅路や河川といった交通路からの眺め=正面観を、他辺は構築と補修の容易さを重視したためと考えられる。

8世紀後葉は、宝亀5年（774）の桃生城侵略から始まった38年戦争と呼ばれる動乱の時代である。

とくに、宝亀 11 年（780）3 月に勃発した伊治公告麻呂の乱は、陸奥・出羽両国を大混乱に陥れた（鈴木 2008）。双方を結ぶ駿路沿いにあり、陸奥側の最前線に位置する東山遺跡は、蝦夷に備える必要性から新たな外郭区画施設を構築して、正面の街区や背面の居住域を城柵内に取り込んだのである（第 3 図）。

第Ⅳ期—外郭施設廃絶、街区減少一都家・方格街区廃絶期

外郭区画施設が廃絶し、利用街区の減少が顕著となった時期から遺跡群全体の廃絶まで、年代は 9 世紀中頃～10 世紀前半である。特に 10 世紀に入ると建物の新設例が急減し、道路も維持されなくなった。衰退の原因是、延長 5 年（927）成立の『延喜式』に嶺基・玉野 2 駅が見えないことから、陸奥・出羽を結ぶ駿路が廃絶したためと考えられる（田村 2010a、城生・羽場第 9 図）。時期は外郭西門が 2 時期であること、本期より街区の様相が大きく変わることから 9 世紀前半とみられ、その理由は征夷中止と胆沢城から払田柵を経由して秋田城に至る新道設置によるためと考えられる。

利用街区は前代からの減少傾向がさらに進み、東西・南北両大路交差点周辺から上位段丘の縁辺部のみとなった。その西端、上位段丘が西に半島状に張り出した場所には、東西 5 間の双堂を含む大型建物群で構成された寺院が建立された。これに伴い背後の築地塀は撤去されたと考えられる。また、廐棄土坑からは多量の灯明皿や瓦塔などが出土した。この時期、下位段丘は水田となっており、耕作地のどの場所からでも寺院を眺めることができた。こうした街区と寺院、郡家を結ぶ道として南北大路、東西大路、東西大路から南の西 1 道路、南北大路から西の南 6 道路などが維持された。交差点には土器埋設遺構が設けられており、人・モノ・情報などが行き交う衝では都市の清浄を保つ祭祀が執り行われたと考えられる（第 4 図）。

2. 境の越遺跡の都市計画

境の越遺跡の方格地割は、秋田城へと向かう奥羽連絡路（東西大路）とそれに直交して東山遺跡の外郭南門にいたる南北大路を基準とし、交差点中心間を 1 町とする計画線から道路幅を割り振って全面的に施工され、両側には側溝が設けられた。その方向は正方位を基本とするが、東山内部の南北道路は地形の制約から東に 20° 度前後傾くため、両者は接続部（第 II 期南門）で「く」字状に屈折する（第 4 図）。方格街区の南北道路は大路の東に 3 条、西に 6 条設けられた。東西道路は南 2 以南に 7 条あり、南 5 が東西大路である。南 2 道路の北は、東山正面に南郭が置かれたため南 1 道路はその西側に部分的に施工された。南郭は第 II 期から第 IV 期まで存続し、第 III 期には拡大した東山の内郭の一部となり、南北大路との交点には南門が設けられた。内部は、各期を通して堀沿いに建物が疎らにあるのみで、中央部分は広い空閑地となっている。こうした南北大路の北端が広場となるのは平城京と共通しており（館野 2001）、街区との境に異なる空間を置くことで、城柵の正面観を高めたと考えられる（田村 2017）。

道路は幅が 6 m 前後の大路と 3 m 前後の小路がある。前者は東西・南北大路と南 2 道路の 3 本で、南 2 道路は平城京の二条大路が宮城前面を横断したように、南郭と街区を隔てる基幹道路として重要であった。また、道路際に設けられた掘立柱塀は大路に面した 10 街区で認められた。特に、東西・南北大路の交差点から西と南に多く、そこでは道路や側溝とともに道沿いの塀が直線的な景観を構成した。一方、南 4 道路以北では、南郭と一部の小路沿いを除いて塀が認められない。道路沿いに空閑地があることから、垣などの遺構として識別しにくい区画施設が設けられた可能性はあるが、大路沿いの塀で囲まれた街区と較べると開放的な景観を呈したと考えられる（第 4 図）。なお、街路樹の痕跡は確認されていない。東 2・3 区と方格街区の西外は小河川が南へ流れ、南外を東流する本流（旧田川）に注いだ。これらは、資材の運搬等の水路として利用されたと考えられる。また、西の支流に面する第 III 期の SB1432 檜は、他と構造が異なるため樓門とみられ、そこから街区や東山へ資材の搬入や人の出入りが行われた可能性がある（第 7 図）。交差点は 20 地点で確認できたが、道路側溝の形状と傾斜から一部で南の河川本流や東の支流に向けて水が流れるようにした地点があるものの、街区全体を通した排水の計画性は認められない。

前述したように、第Ⅱ期の街区西端は東西大路を挟んで主屋5間で施設構成が共通する館が並び建つた（西5南5・6区）。方格街区末端で交通路を挟んで類似した大型建物群が設けられる例として陸奥国府城南2東1・西1区があげられる。10世紀前半に街区を道路や構で南1：北2に分割し、後者の南は三面廊や四面廊の南北棟を中心とする主屋域、その北が広い雜舍域になっている。主要交通路として重要性が高まった運河の街区入口両側に大型建物群を置くことで、国府の莊嚴性を高めたと考えられる（村田 2023）。両例を参考にすると、東1南8区の館もまた街区末端の南北大路東側に位置する。大型建物群は方半町が堀で囲まれており、第Ⅱ期～第Ⅳ期まで長期間存続した。このため、大路を挟んだ向かい側にも同様の建物群が置かれ、壇の越の方格街区の南入口の正面観を高めたとみられる（註2、第5図）。

3.まとめ

壇の越遺跡の方格街区は、8世紀中葉に全面的に施工された。当時の律令国家の東端に位置し、地方官衙の例としては最も早く郡家クラスでは他に例がない。施工の理由としては、天平9年（737）の多賀城と秋田城を結ぶ奥羽連絡路建設があげられ、国家の重要な事業に伴う陸奥国側の起点として東山・城生柵造営と一体的に行われた。また、街区の南外を東流する河川とこれに接続する東2・3区および方街区西外を南流する支流は、水路として利用しており、こうした交通路に関わる館が、陸路は東西大路沿いの地割西端、水路は南北大路南端の街区に大路を挟んで置かれた。

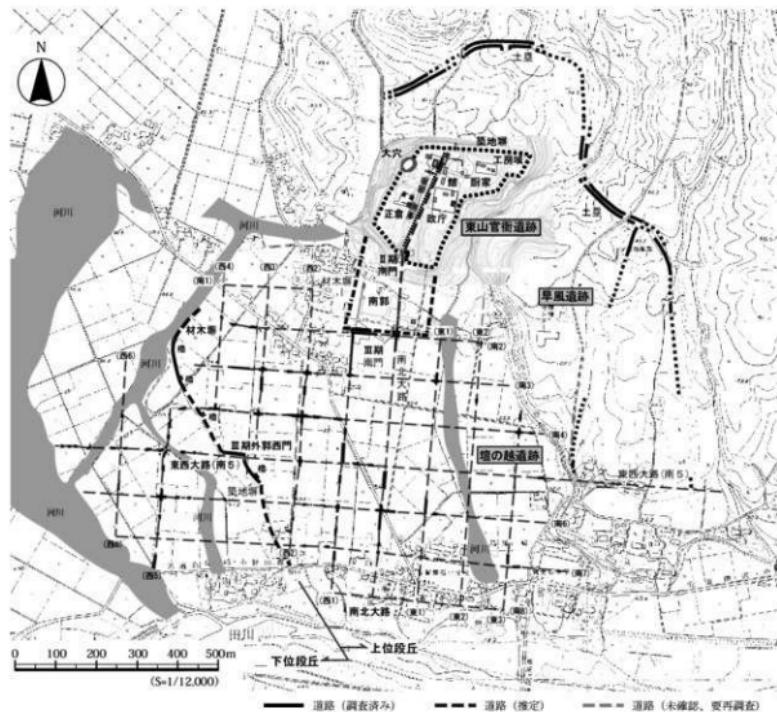
東西と南北の大路に面した10街区では道路際に掘立柱塀が認められ、大路沿いは塀を巡らせて道路や側溝とともに直線的な景観を形成したが、南4道路以北では一部の街区にとどまつた。街区の周縁施設は平城京が築地塀であるが、陸奥国府（山王・市川橋遺跡）では認められない。したがって、壇の越が部分的かつ構造的に簡単な掘立柱塀ではあるものの、大路交差点を中心に都に倣って道路と街区を明確に分けたエリア（家原 2016）が存在した点は重要である。一方、南北大路は基本的に正方位を指向するが、東山は地形の制約を受けて内部の通路が東に20°前後傾くため、両者は「く」字状に接続しており、直線的な平城京・多賀城・大宰府などと大きく異なる。また、道路交差点の側溝形状からみた排水の計画性は一部で認められたにとどまり、同一街区で居住域と耕作域が併存する例が多く認められ、その中には水田もあった。

東山遺跡群は、蝦夷支配装置の一つとして城柵正面に中央の条坊を指向した方格街区を実現し、多くの人々を集住させ大路沿いには塀を設けた。その一方で、中心となる東山遺跡寄りや大路沿いに広い敷地を確保し、格式の高い建物群が配置されるという計画性は認められない。また、居住域と耕作域が併存する街区も多く存在したことから、都に較べて都市全体の莊嚴度は低かった。とはいえ、直線道路が東西南北に走って多くの衢を形成し、道路と方向を描えた建物群が立ち並び、多数の人々が集住した姿は、堅穴建物を中心とした在地集落からみて隔絶した空間であったことは間違いない、蝦夷や坂東からの移民、陸奥南部や坂東からの兵士など交通路を行き交った人々に対して律令国家の威信を示した（村田 2017）。城柵は、蝦夷の居住地につくられた蝦夷支配のための施設である。陸奥国賀美郡は城柵型郡家の創建に伴い、建物の方向が斜方位から正方位に、堅穴建物の平面形が隅丸方形から方形に、掘立柱建物は急増し、桁行3間以上の建物が主体となった。土器もまた、土器師は器種構成自体単純化へと向かうが、新たに官衙の器種が加わるとともに須恵器の割合が増え、城柵の創建は地域社会に大きな変化をもたらした（村田 2016）。

註1 紙数の関係でここでは触れないが、館や居宅は村田 2022・2023 で本遺跡を含む俯瞰的な分析を行っている。

註2 こうしたことから、城柵・官衙に隣接して方格街区や交通路を基準とした施設群が認められた場合、主要交通路沿いの入口にはそれを挟んで左右対称を意識した大型建物群が配置された可能性が高く、今後はこうした例を念頭に置いて発掘調査を実施するとともに成果の分析を行う必要がある。

*関連文献は「城生柵跡、羽場遺跡」を参照



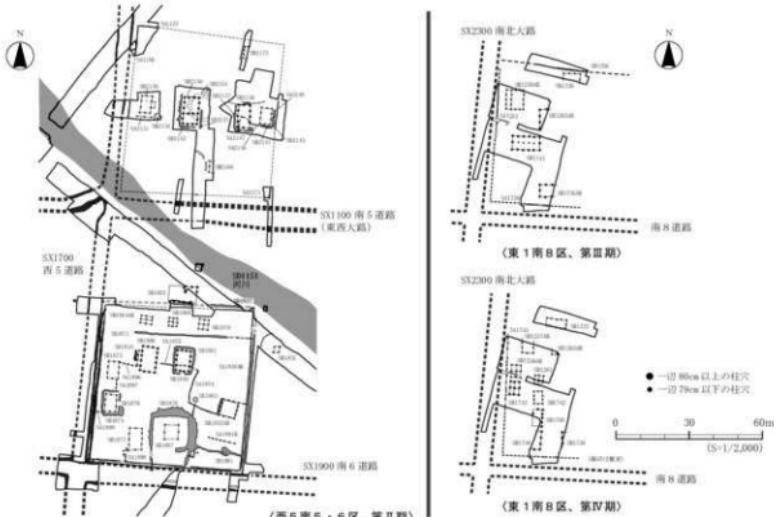
第2図 東山官街遺跡群（村田 2019、第2図に加筆）



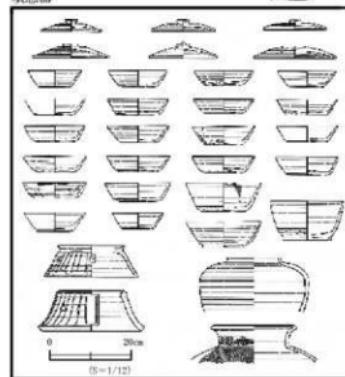
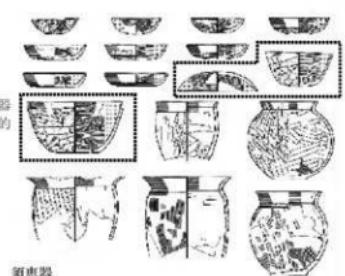
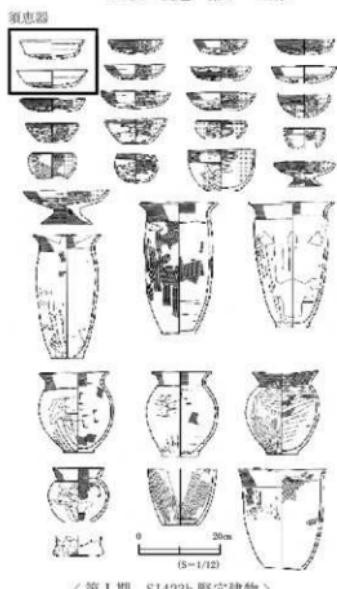
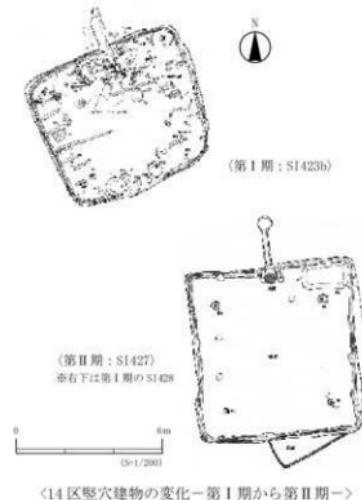
第3図 東山官街遺跡群の変遷模式図（村田 2019、第3図を転載）



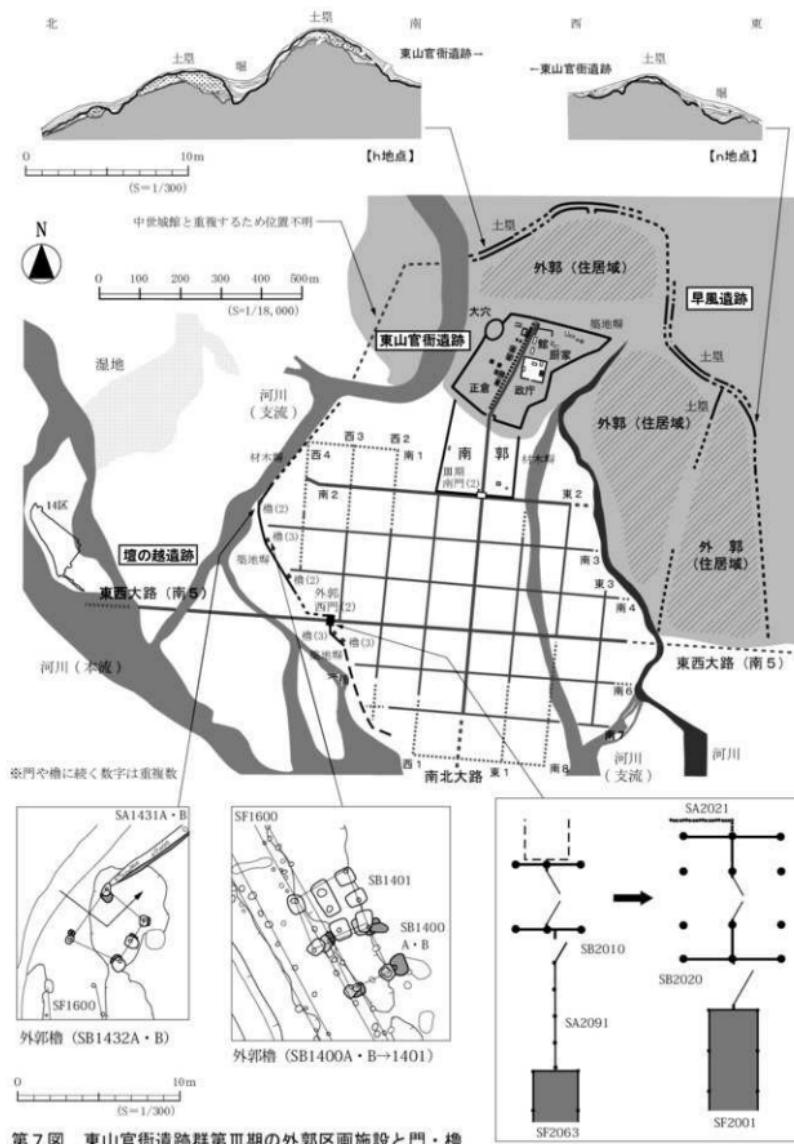
第4図 東山官衙跡群と街区の年代、囲繞施設 (村田 2019、第2・5図を合体して加筆)



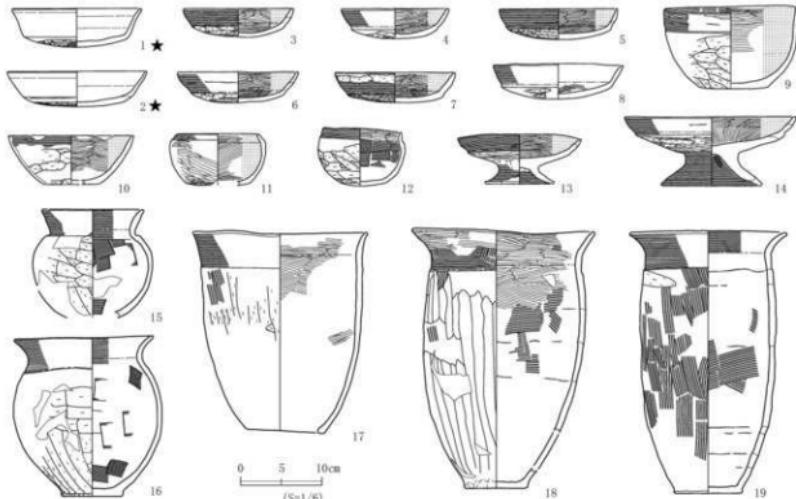
第5図 街区末端で大路に面する館 (加美町18集を再トレースして加筆)



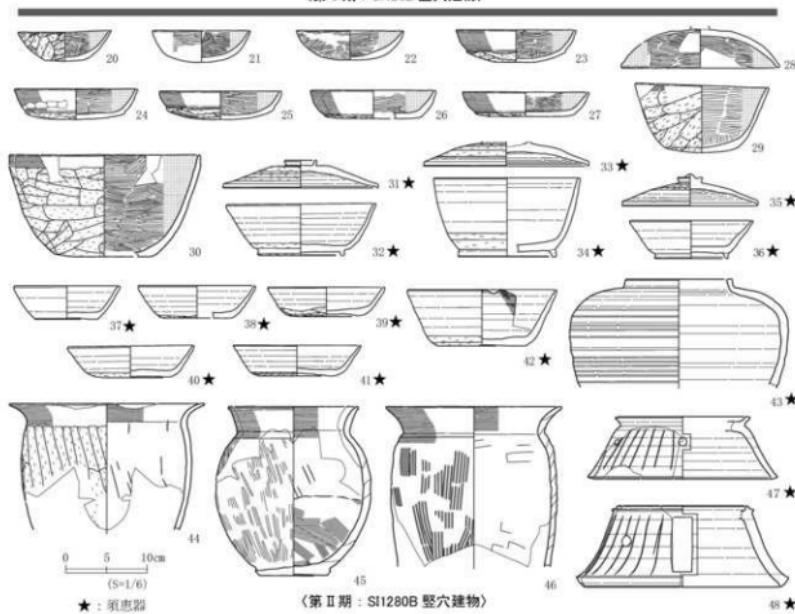
第6図 東山官邸遺跡群
第Ⅰ期から第Ⅱ期への変化—堅穴建物と土器
(村田 2016、図5・9を再編集して加筆)



第7図 東山官街遺跡群第III期の外郭区画施設と門・櫓
(村田 2019、第4図に加筆)



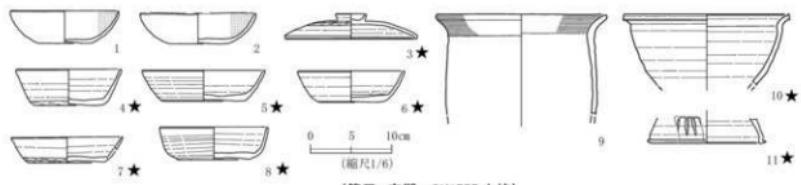
〈第Ⅰ期：SI423B 積穴建物〉



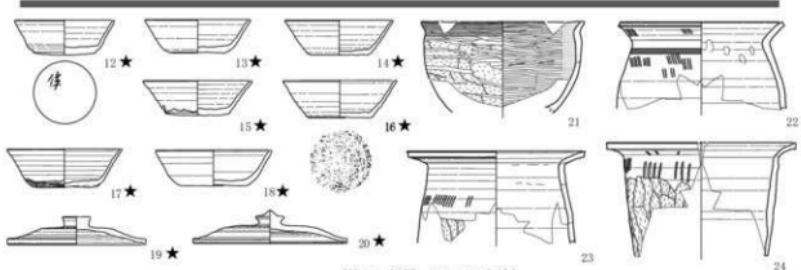
〈第Ⅱ期：SI1280B 積穴建物〉

★：須恵器

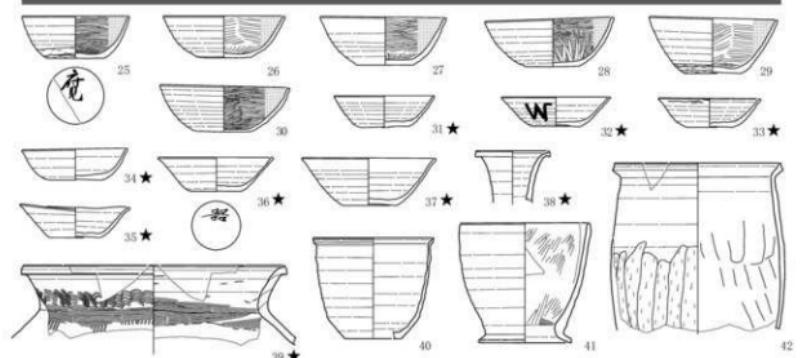
第8図 塙の越遺跡出土遺物1（村田2019、第8図に加筆）



（第III-古期：SK1757土坑）



（第III-新期：SK4806土坑）



（第IV-古期：SK895土坑）



（第IV-新期：S12222B 竪穴建物）

★：須恵器 ●：赤燒土器

第9図 塙の越遺跡出土遺物2（村田2019、第9図に加筆）

じょうのさく はば 城生柵跡、羽場遺跡

多賀城跡調査研究所 村田晃一

所在 地 宮城県加美郡加美町城生・羽場・米泉・菜切谷

立地環境 大崎平野西部、鳴瀬川左岸の標高30～40 mの河岸段丘

発見遺構 磐石建物、掘立柱建物、竪穴建物、掘立柱塀、築地塀、土壘、大溝、区画溝、溝、土坑など

年 代 8世紀中葉～9世紀前葉

遺跡の概要

城生柵跡は宮城県北部の大崎平野西端、東流する鳴瀬川・田川左岸の標高30～40 mの河岸段丘にある。羽場遺跡はその背後と東西を囲んでおり、河岸段丘から標高50 m前後の台地にかけて立地する（第1図）。城生柵跡は、築地塀と大溝で囲まれた内部で磐石建物や掘立柱建物、竪穴建物、掘立柱塀などが多数確認された。羽場遺跡は西と北の縁辺で古代の土壘と堀が発

見されている。その長さは西辺が550 m以上、北辺は800 m以上あり、城生柵を含めた範囲は東西1.1 km、南北1.2 km以上に及ぶ（第3図）。こうした広い範囲が区画施設で囲まれる城柵跡は、栗原市伊治城跡や加美町東山官衙遺跡群などで確認されており、「三重構造城柵」と呼ばれる（村田2004）。本遺跡群の場合、政庁は未確認であるが同構造の城柵と考えられ、城生柵の築地塀と大溝が内郭区画施設、羽場遺跡の土壘と堀は外郭区画施設と考えられる。

1. 外郭

区画施設の西辺は2条の土壘の間に堀1条、北辺は土壘と堀が1条ずつで構成される。辺毎に施設構成が異なる状況は他の三重構造城柵にも認められ、西辺は東山官衙遺跡群の北辺、北辺は同遺跡群の東辺のあり方に共通する（宮城県2009）。規模は、西辺B期で内側のSF1土壘部と外側のSF2土壘部までの距離が13.2 m、SF1とSF2頂部間の距離が8.5 m、その高低差は残存高で2.9 mである。土壘頂部とSD3堀底面の高低差は、SF1が4.2 m、SF2は1.3 mである（第4図）。年代は、堀に十和田a火山灰が認められ10世紀前葉より古い。構築年代は、黒川以北十都域で8世紀前半につくられた二重構造城柵が、8世紀後葉に新たな外郭区画施設を設けて政庁→内郭（当初の外郭）→外郭という三重構造に変化することから（村田2010b）、8世紀後葉とみておきたい。

また、大塚森古墳の墳頂で発見された東西2間×南北1間の1号建物は、掘方が0.9～1.3 mの長方形であることから、古代の建物と考えられる（第5図）。同建物は外郭北西コーナー付近に位置すること、三重構造城柵は外郭区画施設に櫓が伴うことから、周囲との比高が8 mある古墳の上に設置された櫓と考えられる（宮城県2009）。なお、外郭内は小規模な発掘調査が行われたのみであるため、施設が未確認であるが、東山官衙遺跡群を参考にすると、竪穴建物や3間以下の掘立柱建物を中心であったとみられる。



第1図 城生柵跡、羽場遺跡と菜切谷廃寺跡の位置

2. 内郭区画施設

築地塀と大溝で構成される。先述したように、創建当初は外郭区画施設で、8世紀後葉に新たな塀と大溝の構築されたのちは内郭区画施設となつた。平面形と規模は南辺が河川に浸食されて不明であるが、遺構は段丘端部まで認められることから東西約355m、南北370m以上の方形で、真北を向くと考えられる（第2図）。築地塀は基底幅2.70m、残存高が1.40mで、寄柱は2時期あり、瓦は葺かれていかない。築地塀に伴う施設は北辺中央に掘立式八脚門が設けられ、建替えが3度認められる。櫓は未確認である。大溝は築地塀の1.2m外側にあり、2時期認められる。古期は幅が3.8m以上で、深さ1.5m、新期は幅が5.2mで深さ1.3mである。構築年代は、内郭建物群の創建と同じ8世紀中葉と考えられる。

3. 内郭

道路と内郭の細分：北半は北門から内郭の中心線上を南に延びる南北道路とそれに直交する東西道路が確認されている（第2図、註1）。南北道路は北門から229m以上延びるが、東西道路の北と南では幅が異なる。前者の東側溝は北門南東隅柱の脇から南に延びるSD71・312、西側溝はSD310で路幅は10mほどである（註2）。後者の東側溝はSD194・202、西側溝はSD200などで路幅は6mほどである。東西道路の南側溝はSD82、北側溝がSD84で、前者は218m以上延びる。外郭北辺から南に約90m離れており、路幅は8m前後である。十字に交差する道路により、内郭北半はA～D区に分けられる（第2図）。一方、南半は遺構の残りが悪く、南北道路の南延長周辺で掘立柱建物や掘立柱塀などが認められる（E区）。A～D区の概要は、以下の通りである。

- A区**：南北道路の西で東西道路と北辺築地塀に挟まれた地区である。東西5間の掘立柱建物や南北の掘立柱塀、竪穴建物などが確認されたが、C・D区に較べて施設数は少ない。
- B区**：南北道路の東で東西道路と北辺築地塀に挟まれた地区である。東西3間の掘立柱建物や竪穴建物などが確認されたが、A区と同じくC・D区に較べて施設数は少ない。
- C区**：南北道路の西で北は東西道路で画される。SD82から南へ25mの間が竪穴建物と竪穴工房、その南は掘立柱建物を主体としており、場の使い分けが認められる（第6図）。掘立柱建物は桁行5間の無庵東西棟が東西に並んで建替えており（3～4時期）、こうした建物列が南北3列以上認められる。
- D区**：南北道路の東で北は東西道路で画される。後述する東列の東は沢となることから、建物群の東西幅は120mほどとみられる。北端部はC区と同じく竪穴建物や竪穴工房が中心である。その南端から南は建物域で5間の掘立柱建物が東西に並ぶ北列、東西5間の掘立柱建物が重複を繰り返す中央列、掘込地業を伴う礎石建物と5間の掘立柱建物が重複する南列、さらに、掘込地業を伴う礎石建物と5間の掘立柱建物が南北に並んで重複する東列に分けられる（第7図）。建物群は、北・中央・南列のあり方から、空闊地を挟んで東西もしくは南北に並ぶと考えられる。南列と東列の礎石建物は同位置で掘立柱建物と重複しており、掘立柱建物→礎石建物→掘立柱建物と変遷する。また、礎石建物は周囲から焼米が多く出土するため、穀倉で火災にあったと考えられる。廂付建物は確認されていない。
- E区**：削平のため遺構の残りが悪い。5間の東西棟掘立柱建物のほか、南北11間以上（21m以上）続く掘立柱塀が注目される。

4. 年代

創建期の軒瓦は、多賀城創建瓦の最終段階である鋸歯文縁細弁蓮花文軒丸瓦と均整唐草文軒平瓦（多賀城分類230・231と660）という平城宮系瓦セットが主体である（第8図）。生産地は、本遺跡の南8kmにある色麻町日の出山窯跡群C地点であり、未調査のD地点についても軒平瓦660が採集されて

いるため、その可能性がある。また、創建期の土器食器の主体は土師器が扁平な有段丸底杯、須恵器は静止糸切りのち再調整が施された杯・高台杯であり、後者の主たる生産地は瓦と同じ日の出山窯跡群である。一方、終末期は堅穴建物出土遺物に逆台形のロクロ土師器杯、須恵器は逆台形でヘラ切りの杯、高台が高い高台杯・境、擬宝珠つまみが付く器高の高い杯蓋などが認められる。こうしたことから、城生柵は8世紀中葉に創建され、9世紀前葉に廃絶したと考えられる（第10図）。

5. 城生柵と周辺遺跡における古代道路の復元（予察）

城生柵跡とその東西には、平城宮系軒瓦を出土する遺跡が認められる（西：東山官衙遺跡、東：菜切谷廃寺跡・出羽通遺跡・熊野堂遺跡、第3図）。同瓦は多賀城・同摩寺や一の関遺跡、杉ノ下遺跡などでも出土しており、遺跡の位置や平城京での使用状況から奥羽連絡路開通工事にかかわる施設に葺かれたと考えられる（佐川2000）。ここでは、城生柵周辺の古代道路について考えてみたい。

城生柵内郭の南北道路は幅6.0～10.0mで真北を向き、内郭北門（創建期の外郭北門）から東西中軸線上を南へ229.0m延びる。東西道路は幅が8.0mで、北門から90.0m南の位置を南北道路に直交して218.0m以上延びる。こうしたことから、両者は内郭のメイン道路であり、東西道路と築地塀の交点には門が設けられた可能性が高い（第2図）。正方形プランの城柵で、メイン道路が外郭や内郭内を十字に貫く特徴は、平安時代初期に造営された城柵（胆沢城・志波城・徳丹城・城輪柵）と共に通しており、それらに先行する例として注目できる。

東西道路の南脇と南北道路の東は、現在でも平行する道路が認められ、現道は古代道路の位置や方向を踏襲した可能性が考えられる。その場合、内郭西門を出た東西道路（西路）は、外郭西門までまっすぐ延び、その後北西に向きを変えて台地や段丘の縁を通り壇の越遺跡へ向かったとみられる（第3図）。東については、西岡遺跡で確認されたSD61・62南北構に注目したい（加美町2021）。両者は真北を向き、9m離れて71m以上延びるため南北道路と考えられる。したがって、内郭東門から東へ延びた道路（東路）は、1,100mほど先でさらに東に延びるかそこで直角に折れてSD61・62に向かつたと考えられる（註3）。一方、内郭北門を出た南北道路は北へ延びて外郭区画施設に至る。その先については、城生柵より北に官衙や関連遺跡が認められないため、柵外に北に延びないとみられる。その手前、内郭交差点から330mで直交する現道が認められる。それを東に延ばすと菜切谷廃寺北側の現道を通って熊野堂遺跡の南に達するが、羽場遺跡の東は大きな沢となっていて両者の連続性は不明である。また、出羽通遺跡の南側に真北と直交する現道が部分的に認められることから、同遺跡南端を経て熊野堂遺跡の北に至るルートが想定できる（第3図）。こうした東へ延びる道の1本が大崎市上代遺跡のSX2（道路の基礎地業、宮城県1997）を通って、さらに北東へ延びたとみられる。

これらのうち、東西道路の西路は東山官衙遺跡群（賀美郡家・城柵、方格街区）を経て秋田城に向かった奥羽連絡路、東路は名生館官衙遺跡（玉造郡家・城柵）、小寺・杉ノ下遺跡（富田郡家・城柵）、三輪田・権現山遺跡（長岡郡家・城柵）、宮沢遺跡（玉造塞）を経て伊治城に向かう東山道と考えられる。路幅は西路が壇の越遺跡で6m、東路は西岡遺跡で9mであり、幅が異なるのは道路の格付けによるものとみられる。一方、東山道の南へのルートは確認されていない。平城宮系瓦を出土する一の関遺跡（色麻郡家付属寺院）を通り、一里塚遺跡（黒川郡家・駅家）で東に折れ、大和町鶴巣でさらに南に折れて仙台市岩切の柄屋駅家推定地に至るとみられる（第9図）。つまり、城生柵は北へ向かう東山道が一旦東に向きを変え、そこに奥羽連絡路が接続する陸路の重要な地点に置かれた施設と考えられる。周辺の古代南北道路は、城生柵跡や西岡遺跡で真北を向く。そうした目で米軍空撮写真を見ると、羽場遺跡や菜切谷廃寺跡周辺の水田と畑、さらに菜切谷西側の現国道457号線の方向は真北もしくはそれに直交しており、古代地割の方向が現代まで踏襲された可能性が考えられる。

6. 城生柵の造営と性格

筆者は城生柵と東山官衙遺跡について、古墳時代後期の集墳や多賀城創建前の寺院分布よりみて陸奥国賀美郡に属し、両遺跡の施設構成や外郭・内郭区画施設の構造に共通点が多いこと、創建期の瓦や須恵器が同じ日の出山窯跡群から供給されたことから、ほぼ同時期につくられた城柵であり、その後の施設改修にあたっても共通点が認められると述べた。両者の違いは外郭区画施設外の隣接集落が城生柵は北、東山が南に形成されたこと、城生柵の前段階に東山のような計画集落が認められないことなどである。後者については城生柵が菜切谷廃寺付近に同寺創建にさかのぼる郡家が想定でき、そこから城生柵の造営に出掛けられるのに対し、東山はそうした先行施設がなかったためと考えられる（田村 2019）。

また、城生柵は正倉別院 + a に城柵機能が付加された施設と指摘した。a については、陸路の重要な地点に位置することから色麻駿家や軍團施設の可能性を考えたい。これは、同駿家の南・東・西隣の駿家推定地からの直線距離がそれぞれ黒川（一里塚遺跡）から 16km、玉造（宮沢遺跡、三輪田・権現山遺跡）から 12km、嶺駿駿家推定地（加美町門沢地区）から 15km であることからも首肯できよう（第9図、註4）。さらに、創建期の内郭 C・D 区は東西道路沿いに堅穴建物が密集し、その南は C 区で無廟 5 間の東西棟が棟方向を描える建物列が 3 列以上、D 区で 2 列確認できるという他の城柵にない特徴を有する。それらは奥羽連絡路開削時に動員された兵士の宿舎（兵舎）や厩舎であった可能性はないだろうか（註5）。こうした複合機能を有する城柵（正倉別院 + 駿家・軍團施設）が古代の郡域を超えて色麻柵と呼ばれたのかについては、一の関遺跡周辺に求められる色麻郡家関連遺跡群の調査が部分的であり、成果の蓄積を待って再考したい。

謝辞 城生柵跡、羽場遺跡、東山官衙遺跡、壇の越遺跡、早風遺跡の作成にあたり、以下の機関や方々にお世話になりました（敬称略）。 加美町教育委員会、齊藤篤、名久井伸哉、吉田桂

註1 村田 2019 では、東西溝 SD82・84 間は道路側溝の可能性を指摘したが、南北溝は東側の SD194・202 のみを取り上げていた。近年、八木光則氏は SD71・312 が SD202 の北延長にあたること、周辺に平行する溝があること、SD202 の 6 m 西に部分的ではあるが南北溝が認められたことから、それらが道路側溝となる可能性を示唆した（八木 2022）。これを受け再検討を行ったところ、東側溝の SD71・312 は八木氏の指摘が追認できたが、西側溝については報告書に断面図や事実記載がなく検証できなかった。しかし、東西道路が認められること、北門東脇から南北溝が延びること、正方形プランの城柵は外郭四辺に門が設置され、それを繋ぐ十字の道路が確認されていることから、内郭北門からまっすぐ南に延びる道路があったと考えられる。

註2 東西道路北側の南北道路は、側溝の位置が北門の桁行 8.4 m より外側となるため幅 10 m と考えることができる。

註3 SD61・62 間を道路とみた場合、側溝間に 8 世紀代の堅穴建物 2 棟があり、東側溝の SD62 は 8 世紀代の堅穴建物 3 棟より新しい。報告書が未刊であるため、今後、溝の改修やそれぞれの出土遺物、堅穴建物の年代などを踏まえた検討が必要である。また、東路はさらに東へ北東に向を変え、高槻遺跡を経て上代遺跡で北に折れ、伏見廃寺や名生館官衙遺跡の方面へ向かったと考えられる。上代遺跡で確認された丸太材を密接に並べた SX2 はその基礎地業の可能性が高い（宮城県 1997）。

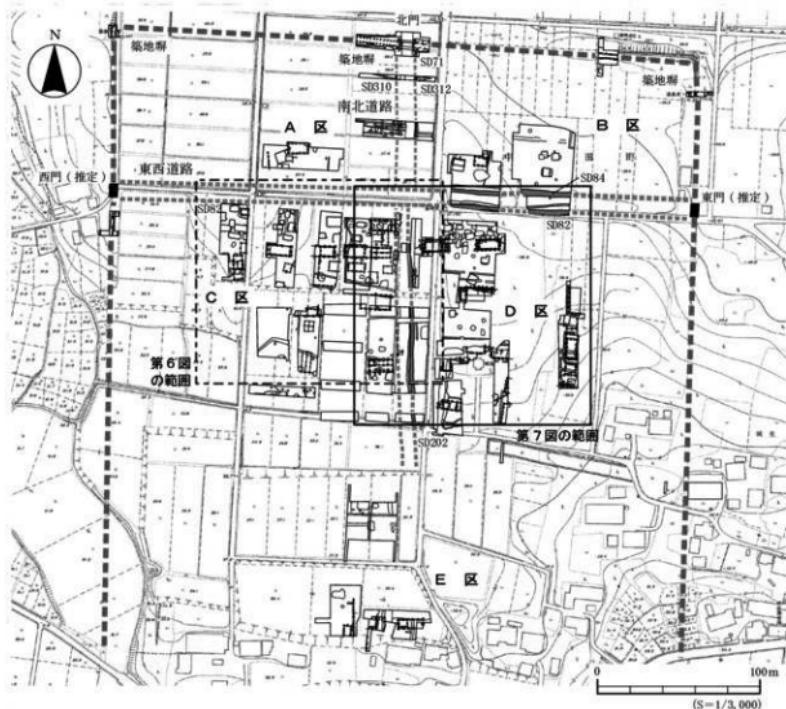
註4 城生柵を色麻駿家の機能を併せ持つ施設と比定したが、その場合、筆者の郡域の理解を越えて「色麻」の名を附したことになる。郡名と城柵名が異なる例は、長岡郡に設置された玉造塞（第2次玉造柵）がある。一方、八木光則氏は、城生柵が富田郡に含まれると指摘した（八木 2022）。その場合、富田郡は延暦 18 年（799）に色麻郡へ合併されるため、延喜式段階で「色麻駿家」と呼ばれたことの説明が成り立つ。八木氏の重要な指摘を含め今後の課題としたい。また、一里塚遺跡や宮沢遺跡周辺は、駿家の他に一里塚が黒川郡家、宮沢遺跡周辺（宮沢、三輪田・権現山）は長岡郡家や玉造塞（玉作城）が置かれており、本遺跡と同じく複数の官衙機能を有したと考えている。

註5 この考えを検証するためには、出土鉄・石製品の詳細を調べる必要がある。城生柵跡の報告は、年度ごとの概報にとどまることから、遺構・遺物の再整理と他遺跡の成果を踏まえた総括報告書作成の必要性を強く感じる。

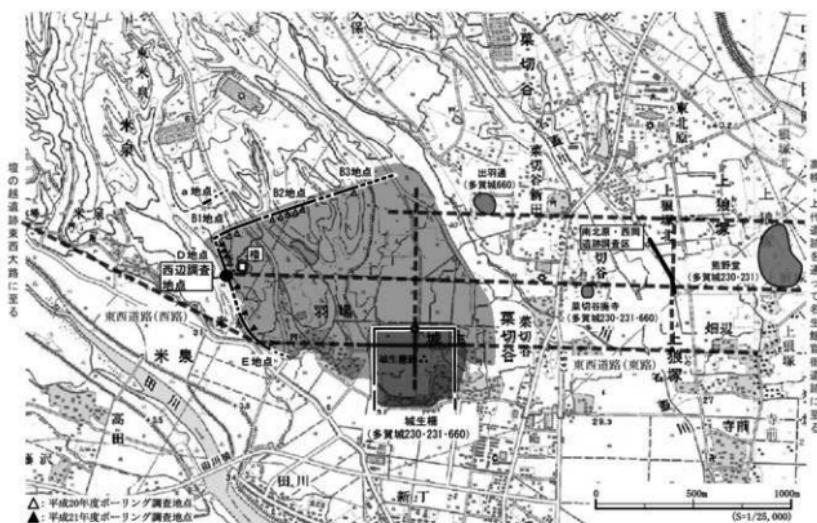
関連文献（城生柵跡・東山官衙遺跡・壇の越遺跡・早風遺跡共通）

- 阿部義平 2006 「古代城柵の研究（三）」『国立歴史民俗博物館研究報告』第133集
- 家原圭太 2016 「古代都城条坊制と地方官衙の方格街区」『日本考古学』第41号 日本考古学協会
- 今泉隆雄 2002 「天平九年の奥羽連絡路開通計画について」『国史談話会雑誌』第43号
- 大平 駿 2000 「古代石巻地域研究の現状と課題」『石巻地方研究』ヤマト屋書店
- 大崎市教育委員会 2019 『南小林遺跡II』大崎市文化財調査報告書第36集
- 岡田茂弘 2006 「城柵の設置」『多賀城と古代東北』吉川弘文館
- 岡部町教育委員会 1995 『中宿遺跡』岡部町埋蔵文化財調査報告書第1集
- 加美町教育委員会 2005 『東山遺跡VII』加美町文化財調査報告書第7集
- 加美町教育委員会 2011～2015 「東山官衙遺跡」「東山官衙遺跡ほか」加美町文化財調査報告書第19・22・23・25・27集
- 加美町教育委員会 2004～2010 「壇の越遺跡V～19」加美町文化財調査報告書第1～3・5・6・8～10・12～15
～17・18集
- 加美町教育委員会 2021 「南北原遺跡・西岡遺跡」『令和3年度宮城県遺跡調査成果発表会 発表要旨』宮城県考古学会
- 熊谷公男 2004 『蝦夷の地と古代国家』山川出版社
- 熊谷公男 2009 「城柵論の復権」『宮城考古学』第11号 宮城県考古学会
- 桑原滋郎 1997 『城生柵跡と菜切谷魔寺跡』『新編中新田町史』
- 古代城柵官衙遺跡検討会 2003 『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 古代城柵官衙遺跡検討会 2019 『第45回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 齐藤 篤 2003 「東山官衙遺跡群の概要」『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- 齐藤 篤 2006 「壇の越遺跡の道路跡と方格地割について」『第32回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- 齐藤 篤 2009 「宮城県東山官衙遺跡」『日本古代の都衙遺跡』雄山閣
- 佐川正敏 2000 「陸奥国のは平城宮式軒瓦628? - 672? の系譜と年代」『東北文化研究所紀要』第32号
- 進藤秋輝 1990 「多賀城創建以前の律令支配の様相」『考古学古代史論叢』
- 進藤秋輝編 2010 『東北の古代遺跡 城柵・官衙と寺院』高志書院
- 菅原洋夫・中島直 1987 『城生柵跡の瓦』『第13回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- 菅原洋夫 1996 『陸奥国府系瓦における造瓦組織の再編過程（1）』『論集しのぶ考古』
- 鈴木拓也 2008 『蝦夷と東北戦争』戦争の日本史3 吉川弘文館
- 多賀城跡調査研究所 1987～1993 『東山遺跡I～VII』多賀城開港遺跡発掘調査報告書第12～18冊
- 高橋栄一 2006 「壇の越遺跡－地割による区画内の施設－」『第32回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- 高橋誠明 2003 「名生館官衙遺跡の概要」『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 館野和巳 2001 『古代都市平城京の世界』山川出版社
- 中新田町教育委員会 1978～1998 『城生柵跡』中新田町文化財調査報告書第1・2～10・11～25集
- 古川一明 2006 「東山官衙遺跡の概要」『第32回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- 宮城県教育委員会 1997 「上代遺跡」『舟場遺跡ほか』宮城県文化財報告書第173集
- 宮城県教育委員会 1998 「壇の越遺跡」『壇の越遺跡・念南寺古墳』宮城県文化財報告書第177集
- 宮城県教育委員会 2003～2005・2008 「壇の越遺跡」『壇の越遺跡ほか』宮城県文化財報告書第195・199・202・
217集
- 宮城県教育委員会 2006 「東山官衙遺跡周辺地区」『東山官衙遺跡周辺地区ほか』宮城県文化財報告書第208集
- 宮城県教育委員会 2007 「早風遺跡」『早風遺跡ほか』宮城県文化財報告書第213集
- 宮城県教育委員会 2009 「壇の越遺跡・早風遺跡」「羽場遺跡」「壇の越遺跡・早風遺跡ほか」宮城県文化財報告書
第221集
- 宮城県教育委員会 2011 「羽場遺跡」「羽場遺跡ほか」宮城県文化財報告書第228集
- 宮崎町教育委員会 1980 「早風遺跡」宮崎町文化財調査報告書第3集
- 宮崎町教育委員会 1996～1998 「東山遺跡X～XII」宮崎町文化財調査報告書第7～9集
- 宮崎町教育委員会 1999・2003 「壇の越遺跡II～IV」宮崎町文化財調査報告書第10・11・13集
- 村田晃一・吉田桂 2003 「城生柵跡の概要」『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- 村田晃一 2004 「三重構造城柵論」『宮城考古学』第6号 宮城県考古学会
- 村田晃一 2006 「奈良時代における陸奥北邊の官衙と交通－宮城県加美町壇の越遺跡・東山遺跡の調査成果を中心として－」『第13回古代交通研究会資料』

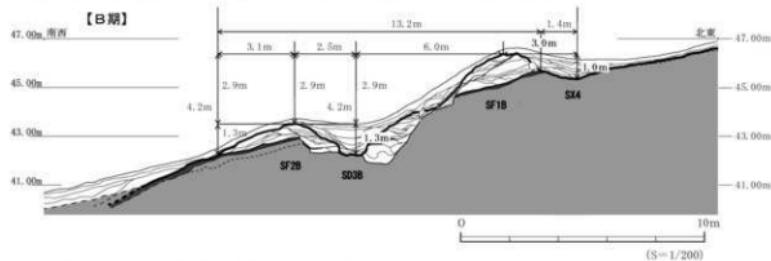
- 村田晃一 2007 「陸奥北辺の城柵と郡家」『宮城考古学』第9号 宮城県考古学会
- 村田晃一 2010a 「陸奥・出羽における版図の拡大と城柵」『条里制・古代都市研究』第25号
- 村田晃一 2010b 「黒川以北十郡における城柵・官衙群」『考古学ジャーナル』604号
- 村田晃一 2015 「版図の拡大と城柵」『蝦夷と城柵の時代』東北の古代史3 吉川弘文館
- 村田晃一 2016 「陸奥国北辺における城柵の造営と集落・土器」『官衙・集落と土器2』奈良文化財研究所
- 村田晃一 2017 「宮城県東山官衙遺跡群の景観」『日本古代の道路と景観』八木書店
- 村田晃一 2019 「城生柵跡、羽場遺跡」「壇の越遺跡、早風遺跡」「東山官衙遺跡」『第45回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 村田晃一 2020 「陸奥国城の未発見城柵」『第46回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 村田晃一 2022 「陸奥国中部における古代の館と居宅（1）」『宮城考古学』第24号 宮城県考古学会
- 村田晃一 2023 「陸奥国中部における古代の館と居宅（2）」『宮城考古学』第25号 宮城県考古学会
- 八木光則 2001 「城柵の再編」『日本考古学』第12号 日本考古学協会
- 八木光則 2022 「古代城柵と地域支配」同成社
- 柳澤和明 2008 「東山官衙遺跡庁地区の構成と変遷」『考古・民族・歴史学論叢』六一書房
- 山中敏史 1994 「古代地方官衙遺跡の研究」 塾書房



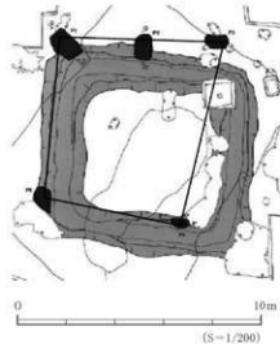
第2図 城生柵跡（村田 2019、第2図に加筆）



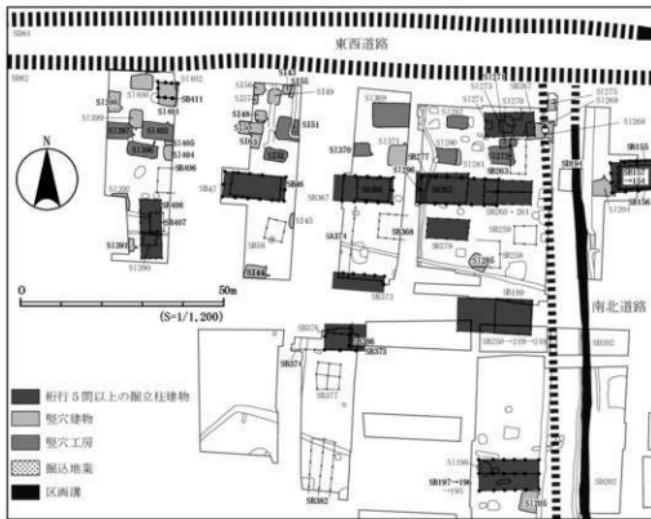
第3図 城生柵跡、羽場遺跡周辺の瓦出土遺跡と古代道路の推定 (田村 2019、第2図に加筆)



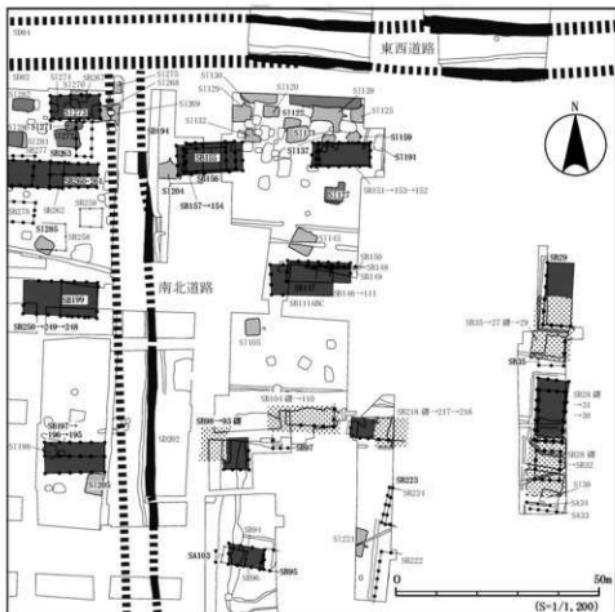
第4図 羽場遺跡の外郭西辺土塁と堀断面 (西辺調査地点。宮城県 2011、第7図に加筆)



第5図 大塚森古墳と墳頂部の1号建物
(宮城県 2009、図版6に加筆)



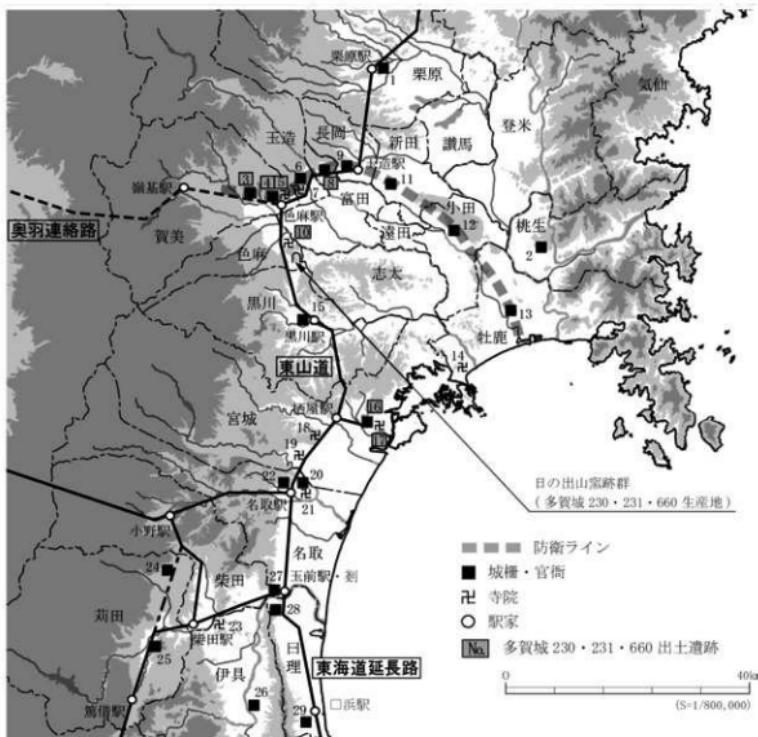
第6図 C区の建物群（村田2019、第7図に加筆）



第7図 D区の建物群（村田2019、第8図に加筆）



第8図 城生柵跡・菜切谷廃寺跡・東山官衙遺跡の平城京系軒瓦 (村田 2019、第9図を転載)

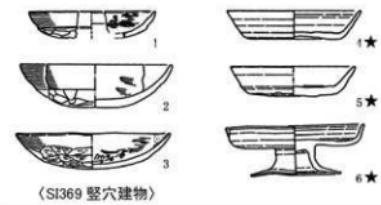


1: 伊治城跡、2: 桃生城跡、3: 東山官衙遺跡群 (筑美郡家)、4: 城生柵跡、5: 菜切谷廃寺跡 (城生柵付属寺院)、6: 名生館官衙遺跡 (玉造郡家)、7: 伏見廃寺跡 (名生館付属寺院)、8: 小寺・杉ノ下遺跡 (富田郡家)、9: 権現山・三輪田・宮沢遺跡 (長岡郡家)、10: 一の関遺跡 (寺院)、11: 新田柵跡 (新田郡家)、12: 日向館跡・城山裏土塁跡 (小田郡家)、13: 赤井官衙遺跡 (牡鹿郡家)、14: 亀岡遺跡 (寺院)、15: 一里塚遺跡 (黒川郡家)、16: 多賀城跡、17: 多賀城廃寺跡、18: 燕沢遺跡 (寺院)、19: 鹿児国分寺・尼寺跡 20: 郡山柵跡、21: 郡山廃寺跡、22: 大野田官衙遺跡、23: 中屋敷前遺跡 (寺院)、24: 十郎田遺跡、25: 大畠遺跡 (荏原郡家)、26: 角田郡山柵跡 (伊具郡家)、27: 原遺跡、28: 三十三間堂官衙遺跡 (平安時代の日理郡家)、29: 熊の作遺跡 (奈良時代の日理郡家?)

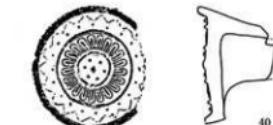
※富田郡と讃馬郡は、のちに色麻郡と新田郡に併合される。

※黒川以北十郡とは、黒川・色麻・富田・賀美・玉造・長岡・志太・新田・小田・牡鹿郡である (蝦夷郡の遠田郡を除く)。

第9図 陸奥中部の駅路と城柵・官衙・寺院の位置 (新規作成)

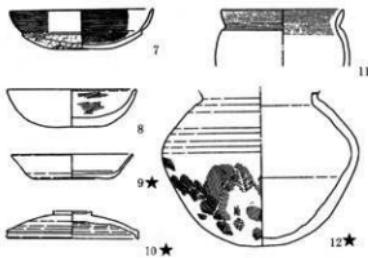


SI369 窪穴建物



41 (参考: 菓切谷窯跡)

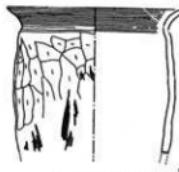
上: 銀甫文縁細弁蓮花文軒丸瓦
下: 珠文縁均整唐草文軒平瓦
※生産地は日の出山窑跡群C地点



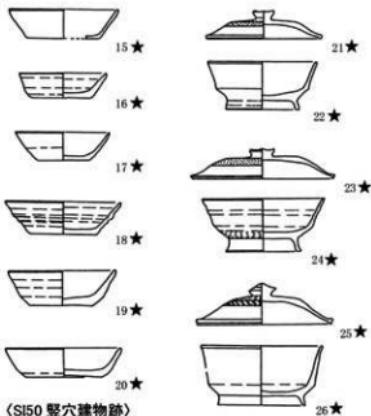
0 20cm
(40~42:S=1/8)



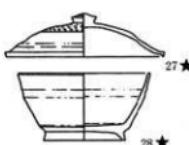
13



SI268 窪穴建物



SI50 窪穴建物跡



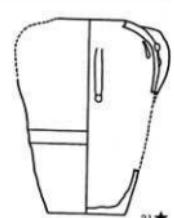
28★



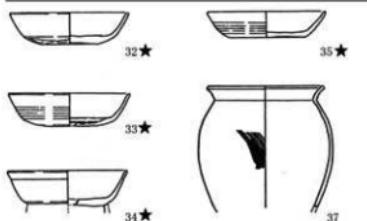
珠文縁素弁蓮花文軒丸瓦
※生産地は彦右エ門橋窯跡



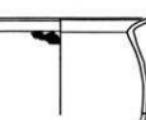
29★



31★ 摘入品



36



37

SI85 窪穴建物

★: 須恵器

0 5 10cm
(1~39:S=1/6)

第10図 城生柵跡出土遺物 (村田・吉田 2003、第8・9図を再編集して加筆)

み ょう だて 名生館官衙遺跡

大崎市教育委員会 高橋誠明

所在 地 宮城県大崎市古川大崎字名生館、城内、
名生小館、弥栄、名生北館、名生上代、
天望、伏見余在下、御所館ほか

立地環境 大崎平野北西部、江合川右岸の標高
43 m の河岸段丘

発見遺構 挖立柱建物、掘立柱塀、材木塀、竪穴
建物、溝、土坑、井戸など

年 代 7世紀中葉～9世紀

遺跡の概要

名生館官衙遺跡は大崎平野の北西部、JR陸羽東線大崎駅の周辺地域に位置し、江合川右岸の段丘上に立地する。遺跡の範囲は東西 600 m、南北 1,300 m である。南側と西側には関係遺構が広がる上代遺跡が隣接し、南側 200 m には付属寺院である伏見廃寺跡がある（第1図）。

遺跡は、室町、戦国時代の奥州探題大崎氏の居城の一つである名生城として古くから知られ、出土する古瓦は江戸時代には中世の瓦と考えられていた。古代の遺跡と考えられるようになるのは明治時代以降で、寺院跡や玉造軍団跡に擬定されてきた。

遺跡を官衙として初めて考古資料を基にした論拠ある擬定を行ったのは佐々木茂楨で、遺跡の付属寺院と考えられる伏見廃寺跡の調査を実施し、伏見廃寺跡と同范の瓦が出土することから玉造郡内に属する官衙とみて玉造塞に擬定した（佐々木 1971）。

その後、遺跡内から土取りの際に多賀城創建瓦が多量に採集されたことにより奈良時代の玉造柵の有力な擬定地となり、昭和 55 年（1980）に宮城県多賀城跡調査研究所による発掘調査が開始された。多賀城跡調査研究所の調査では官衙政府（III期）が発見され、進藤秋輝は瓦の再検討と発掘調査の成果から遺跡が多賀城の創建を遡るものであることを明らかにし、性格について丹取郡家とその前身の評家の可能性を指摘している（進藤 1986）。多賀城跡調査研究所の調査を引き継いだ古川市教育委員会（現大崎市教育委員会）の調査では時期の異なる官衙政府（V期）を発見し、官衙の中心施設である政庁が時期ごとにその構造を変化させながら、造営される場所も移動するという特徴を持った遺跡であることが判明している。

遺跡は、昭和 62 年（1987）に国の史跡に指定されている。

1 名生館官衙遺跡の遺構群の様相

名生館官衙遺跡は、遺跡の北東部から中央部が国の史跡に指定されている（第2図）。指定地内では北部を内館地区、中央部を城内地区、南部を小館地区として学術調査を行っており、指定地外である遺跡の南部でも学術調査（南東部：天望地区）と開発行為に伴う発掘調査（南西部地区）を行っている。官衙に関連する遺構は、各地区で 7世紀中葉から 9世紀代の掘立柱建物、掘立柱塀、材木塀、竪穴建物、溝、土坑、井戸などの遺構群を発見している。



第1図 名生館官衙遺跡、上代遺跡、伏見廃寺跡の位置

①指定地内（城内・小館・内館地区）の様相

国史跡指定地内の城内地区、小館地区、内館地区では、発見した遺構の特徴から各地区で遺構期を設定し、その遺構期をもとに全体の変遷としてⅠ期からⅥ期の遺構期を設定している（高橋 2003・2009a）。

Ⅰ期—官衙成立前—

城内地区的A1期、A2期、小館地区的I期、II期にあたる。

官衙成立前の遺構群で小館地区に遺構の集中が認められ、竪穴建物と3×2間程度の小型の掘立柱建物で構成される（第3図）。竪穴建物には、カマドの構造が煙道の長い在地型のものと短い関東型のものがみられる。この時期の遺構群は、造営方向が西（城内A1期、小館I期）や東（城内A2期、小館II期）に傾くといった特徴を持つ。

出土遺物は土師器が主体となり、在地のものと関東地方に出自を持つ関東系（第4図）とで構成される。須恵器は壺に小型の丸底のものがあり、蓋はカエリを持つものである。年代は7世紀中葉から7世紀末頃と考えられる。

Ⅱ期—官衙成立期—

城内地区的A3期、小館地区的III期にあたる。官衙成立期の遺構群で、城内地区と小館地区に官衙院が造営される（第7図）。

城内地区的官衙院は材木塀（SA1050・1051・1150）で東西150m以上、南北約83mの範囲を、溝（SD113・358・1103）で東西70m以上、南北約80mの範囲が区画され、院内の8×2間の長舎（SB05）と3×2間程度の小規模な掘立柱建物、竪穴建物、方形の土坑（SK45）で構成される（第6図）。竪穴建物には関東型とみられるカマドを持つものもある。区画施設である材木塀と溝の新旧関係は不明である。

小館地区では材木塀と溝で区画される2つの官衙院が、南北に西辺をあわせて造営される（第8図）。材木塀（SA232）で区画される官衙院は東西26m以上、南北45m以上の規模となり、西辺で四本柱門（SB213）を確認している。院内は材木塀（SA1272）により東西に区画され、3×2間程度の小規模な掘立柱建物や総柱の掘立柱建物、竪穴建物で構成される。溝（SD1296）で区画される官衙院は東西30m以上、南北12m以上の規模となり、院内の3×2間程度の小規模な掘立柱建物と竪穴建物で構成される。小館地区的2つの官衙院の新旧関係は不明であり、竪穴建物には関東型とみられるカマドを持つものもある。

この時期の特徴として遺構群の造営方向が真北を基準とするようになる。

出土遺物は土師器が主体で在地と関東系に加えて、東北北部地域に出自を持つ東北地方北部系の土器がみられるようになる。須恵器は壺が丸底風の平底のもの、高台壺は丸底の底部が高台部より張り出するものがある。蓋はカエリが形骸化されたものとカエリのないものがある。年代は7世紀末から8世紀初頭頃と考えられる。

Ⅲ期—官衙政庁（城内地区）造営期—

城内地区的B期、小館地区的III期にあたる。城内地区に官衙政庁、小館地区に官衙院が造営される（第2・10図）。

城内地区的政庁は東西52.5m、南北60.6mの範囲を掘立柱塀（SA06・07・62・64・279・280）により区画し、その北辺に7×5間の四面附建物の正殿（SB01）、西辺に8×2間と10×2間の長舎構造の脇殿2棟（SB60・61）が南北に配される構造で、正殿の東側に3×2間の小型の建物（SB11）、政庁の北西部にも4以上×2・3間の建物（SB1100ab）が置かれる（第11図）。建物はいずれも掘立柱建物で、正殿には瓦が葺かれる。北西部の建物のみ2時期の変遷が認められる。

小館地区的官衙院はⅡ期の構成を踏襲する（第8図）。

出土遺物は政庁正殿の柱抜取穴より山田寺系の単弁八葉蓮華文軒丸瓦（第9図1：A類）とロクロ挽重弧文軒平瓦（第9図3）が出土している。また、この時期と考えられる瓦には、範の異なる単弁八葉蓮華文軒丸瓦（第9図2：B類）があり、両類ともに伏見廃寺跡で出土する単弁八葉蓮華文軒丸瓦A・B類と同范である。なお、B類は栗原市外沢田A遺跡で存在が想定される瓦窯で生産された可能性が高い。土器類は土師器が主体で在地、関東系、東北地方北部系で構成され、須恵器はⅡ期の様相と類似するが、高台坏は平底のものである。年代は8世紀初頭頃から8世紀前葉頃と考えられる。

IV期—官衙政庁移設（小館地区）・外郭施設構築期一

城内地区のC1期、小館地区的IV1期にあたり、官衙政庁が城内地区から小館地区に移設されるとともに、小館地区的官衙院が認められなくなる（第2・12図）。

政庁は小館地区的陸羽東線東側より土取りの際に瓦が多量に出土した状況から、この位置に瓦葺の政庁が存在した可能性が高いが、構造については不明である。

この時期に櫓を伴う外郭施設が構築される（第13図）。外郭施設は城内地区で並行して伸びる2条の溝（SD1187・1188）を東西約130mにわたって確認しており、櫓の検出状況からSD1187溝の南側に土壙や築地壙といった構造物の存在が推測され、官衙の外郭北辺を区画するものと考えられる。櫓は構造物を跨いだものと推測される1×1間の建物（SB1190・1567・1568ab・1669）を4棟、構造物の内側に片寄せた棚櫓の構造と推測されるコ字型の2×1間の建物（SB1569・1605・1657・1667）を4棟確認し、いずれも掘立柱建物である。1×1間の櫓は溝が機能している途中で付設され、溝の埋め戻しとともに廃絶するもので、SB1567櫓とSB1568ab櫓は重複関係にあり、造営時期に3時期の変遷が認められる。櫓の配置は2×1間の櫓は約25m間隔で配置されていると考えられる。1×1間の櫓の配置については、SB1190櫓とSB1669櫓の間隔が約28m、SB1190櫓とSB1567・1568ab櫓の間隔が約76mとなり、SB1190櫓とSB1567・1568ab櫓との間の未調査箇所に櫓が存在しても等間隔にはならないことや、3時期の変遷が認められることから、時期により櫓の間隔が異なっていたことが考えられる。構造の異なる櫓同士の関係については、両者が重複関係にないものの近接することや前述した1×1間の櫓の造営時期から、2×1間の櫓が先行して造営され、外郭施設の構築当初より櫓が付設されていた可能性がある。

IV期の構群は外郭施設の外側（北部）にも広がり、掘立柱建物や堅穴建物などが造営されている（第12図）。その中には、溝（SD2）による東西約19m、南北約21mの方形区画の内部に建物の存在も想定されるが、その性格は不明である。

出土遺物は政庁推定位置より重弁八葉蓮華文軒丸瓦（多賀城出土軒丸瓦130類似）、変形複弁花軒丸瓦（一の門遺跡出土軒丸瓦類似）や丸瓦、平瓦があり、多賀城創建期の瓦が主体となっている。また、この時期と考えられる瓦には珠文縁素弁蓮華文軒丸瓦があり、伏見廃寺跡で出土するものと同范である。なお、珠文縁素弁蓮華文軒丸瓦は大衡村彦右エ門橋窯跡で生産されたものである。土器類は須恵器の出土量が多くなる。土師器は在地と関東系があり、関東系の出土量が激減する。この時期の中で坏、甕とともにロクロ調整のものが出現する。須恵器は底部の切り離しに静止糸切りのもの、ヘラ切りのものがあり、再調整が施されるものと施されないものがある。年代は8世紀前葉から8世紀末頃と考えられる。

V期—官衙政庁移設（小館地区）・外郭施設廃絶期一

城内地区のC2ab期、小館地区的IV2期、内館地区的A期にあたり、官衙政庁が小館地区内で移設され陸羽東線西側に政庁が造営される（第2・15図）。

政庁は東西約56.5m（復元測定）、南北約58mの範囲を回廊状造構（SC1250ab・1251ab・1270ab）によって区画され、その南辺中央部に四脚門（SB1300ab）が置かれる。区画の内部には4×2間の正

殿（SB1231）と 5×2 間の縦柱の脇殿（SB1315ab・東脇殿のSB1316abは規模等不明）が品字型に配され、四脚門の北には目隠し塀（SA1317ab）が設けられる（第14図）。正殿を除き2時期の変遷が認められ、回廊状遺構の東西規模は時期により異なり、小規模の区画範囲は東西が約46m（復元測定）となる。建物はいずれも掘立柱建物で、瓦葺の建物は認められない。

城内地区で確認されていったIV期の外郭施設である大溝が埋め戻され、この時期には遺跡の外郭を区画する施設は認められなくなる。埋め戻された外郭施設の外側（北）に位置する建物群は造営方向が西に傾くようになるが、この建物群はVI期まで段階を経て真北方向を基準にするようになる。

VI期—官衙政府移設？（廃絶？）期一

城内地区的C2c期、小館地区的V期、内館地区的A期にあたる。

官衙政府の存在が不明となる時期で、小館地区にV期官衙政府の正殿よりも規模の大きい 5×2 間の掘立柱建物が造営される。

V・VI期の出土遺物は土師器壺がクロロ調整のものが主体となり、須恵器壺の底部の切り離しに回転糸切りで再調整の施されないものが認められるようになる。土師器壺には「玉厨」や「大道」と墨書きされるものがある（第16図）。V・VI期の年代は8世紀末から9世紀後半頃と考えられる。

②指定地外（南東部：天望地区）の様相

遺跡の南東部にあたる天望地区では、北部で溝（SD1746）と材木塀（SA1730・1764・1765）からなる区画施設が構築されており、北辺を区画するものと考えられる（第5図）。重複関係から8世紀初頭以前と考えられ、造営方向が西に傾く特徴や構からの出土遺物の年代観から、指定地内の遺構期のI期に位置付けられる。区画施設の全体の規模は不明であるが、西側延長部が南西部地区の発掘調査区で発見されていないことから、西側延長は約146m以内で南に方向を変えているものと推測される。区画施設に関連する遺構は、内部（南側）や外部（北側）で造営方向が西に傾く 3×2 間程度の掘立柱建物や堅穴建物を確認している。堅穴建物から出土する遺物は関東系土師器が多く認められ、関東型とみられるカマドを持つ堅穴建物もある。また、区画施設より古い掘立柱建物も存在することから、区画施設はI期の当初から存在するものではないことがわかる。

このほか、天望地区では8世紀を中心とした掘立柱建物や8世紀から9世紀代の堅穴建物が発見されている。

③指定地外（南西部地区）の様相

遺跡の南西部地区では、城内地区で発見したIV期の外郭施設の西辺と考えられる溝（SD682・960）を南北約376mにわたって発見した（第2図）。発見した溝の北端部では橋（樋カ）と推測される遺構（SX990）を確認し、南端部では同位置で重複する4棟の樋と推測される 1×1 間、 2×1 間の掘立柱建物（SB1301～1304）を確認している（第17図）。溝を境に東側で古代の遺構の集中域が認められ、西側は希薄になっていることから、この溝が古代の遺構群の広がりの西端となっていることがわかる。東側の遺構の集中域は、掘立柱建物、井戸、堅穴遺構、溝で構成される8世紀代を中心とした遺構群で、一般集落や遺跡内の官衙院における 3×2 間の掘立柱建物と堅穴建物を主体とする構成とも異なる。井戸を伴うことや大型で床張りの建物があることから、生活空間であるとともに格式の高い建物群と考えられ、郡司をはじめ郡家に出仕した役人層の住まいと想定される。古代の遺構が希薄になる西側では、隣接する上代遺跡にかけて列配置の土坑群が発見され（第2・18図）、「賊」軍の襲来に備えた戦略的隠れ穴である「隠馬坑」と想定されている（古川2017）。

また、地区の南端部では、外郭施設と考えられるSD960溝に類似した特徴を持つ8世紀代の東西溝（SD611）を確認しており、外郭施設の南辺となる可能性がある（第2図）。

2.まとめ

名生館官衙遺跡の性格は、Ⅲ期の政庁が備後國三次郡衙と推定される広島県三次市下本谷遺跡Ⅱ期政庁に、Ⅴ期の政庁が武藏國豊島郡衙に推定される東京都北区御殿前遺跡Ⅲ期政庁や、常陸國鹿島郡衙に推定される茨城県鹿嶋市神野向遺跡第2期政庁に規模、構造などが類似することから郡家とみるのが自然である。『和名類聚抄』の玉造郡俯見郷とみられる「伏見」の地域が遺跡の南に隣接することから、遺跡が古代の玉造郡内に存在することがわかり、V・VI期段階の出土遺物に「玉厨」と墨書きされる土器があることは玉造郡家の段階があったと考えられる。玉造郡は『続日本紀』神亀5年(728)4月丁丑条の「丹取軍団を改め、玉造軍団と為す」という軍団改編の記事より728年前後に成立し、その前身は『続日本紀』和銅6年(713)12月辛卯条の「新たに陸奥國丹取郡を建つ」という建郡記事の丹取郡と考えられている(伊東1957・1970、工藤1970)。この記事と遺構期の年代観を考え合わせるとⅢ期が丹取郡家、Ⅳ期以降が玉造郡家と考えられる。

Ⅲ期の丹取郡家の政庁正殿が瓦葺となる理由は、丹取郡が蝦夷の居住地と隣接する陸奥国最北の郡であり、後述するⅡ期の性格と同様に蝦夷の服属儀礼である朝貢と饗給(饗宴による儀礼)の場としての機能を持ったことから、律令国家の権威を象徴するものとして正殿に瓦が葺かれたのであろう。また、Ⅳ期の玉造郡家の政庁も瓦葺と推測されることは、Ⅱ期やⅢ期と同様に蝦夷の朝貢と饗給の場としての機能を持つものと考えられ、Ⅳ期は櫓を作つ外郭施設が構築され城柵としての構造を持つことから、『続日本紀』天平9(737)年4月戊午条に多賀柵とともに記載される玉造柵としての性格も併せ持つものと考えられる。

V期は、IV期に構築された外郭施設が認められなくなることから、その性格は城柵としての機能は持たなくなり玉造郡家ののみとなったとみられ、この時期の玉造柵(塞)は遺跡の東北東約5kmに位置する宮沢遺跡と推定される(阿部2003・2006、柳澤2007)。

なお、郡家の施設には、郡の執務の中核施設で儀式・饗宴の場でもある政庁(郡庁)のほか、田租などの収納施設である正倉、公的な使臣や国司などの宿泊施設である館、郡家の厨房施設である厨家、また厨家とともに郡家の運営・維持に関する諸雜務を分掌する施設(曹司)などが存在したことが知られる(山中1994)。名生館官衙遺跡で発見している遺構群で、郡庁のほかはⅡ・Ⅲ期の小館地区の官衙院が格式の高い建物や井戸が認められないことから曹司と推測されるが、館や厨家、また正倉に比定される遺構は発見できていない。正倉には郡家とは別の場所に置かれた分散型の例もあり、丹取郡や玉造郡内に所在したと考えられる同時期の遺跡で、名生館官衙遺跡の東約3kmに位置する南小林遺跡では正倉と推測される遺構群が発見され、東北東約2.5kmに位置する杉ノ下遺跡でも倉庫院の一部となる可能性のある建物が発見されていることから、丹取郡家や玉造郡家の正倉別院となる可能性も含めて(大谷2019)、これらの遺跡の性格についての検討が今後の課題である。

また、政庁の存在が不明となるVI期の明確な時期と性格についての検討も課題となっている。

II期は官衙院におけるⅢ期との連続性から考慮すると城内地区的官衙院が中心施設と考えられ、同時期(7世紀末~8世紀初頭頃)の郡(評)家で認められる定型的な政庁の構造とはならない状況から、郡(評)家とは異なる性格を持つ官衙の可能性がある。『続日本紀』垂亀元年(715)10月丁丑条には、陸奥の閉村付近の蝦夷が先祖以来国府へ昆布を貢献していたが、距離が遠いため閉村に郡家を建てるなどを申請した記事があり、その内容などから中央だけではなく国府や郡家といった地方官衙も朝貢の場であったことがわかるとともに、閉村に建てられた郡家は正式のものではなかったと考えられている(今泉1986)。郡(評)の成立していない地域に造営されたII期の官衙は、これに類する施設ではなかろうか。II期の造営時期である7世紀末から8世紀初頭頃は、蝦夷の服属儀礼である朝貢と饗

給の法則が変化する時期で、7世紀後半は朝廷行事とは独自に行われ、饗宴の場が主に朝堂外、朝貢の場が朝廷であったものが、8世紀は大宝令施行による律令国家の儀式の完成とともに朝廷全体の行事に組み込まれ、儀礼の場はともに大極殿や朝堂になったと考えられている（今泉 1986）。I期の集落では後述するように関東系土師器の出土状況などから蝦夷に対しての饗給が行われていた可能性が高く、II期官衙が大宝令施行以降に造営されたものであれば、蝦夷の服属儀礼の法則の変化にともない朝貢と饗給をともに行う場として造営された官衙と推測される（高橋 2009b）。

I期は小部地区から南東部の天望地区や南西部にかけて小型の掘立柱建物と堅穴建物からなる集落を発見し、天望地区で集落を囲む大溝と木材廻を発見していることから囲郭集落と考えられる。堅穴建物の構造が在地のものと関東的なものがあり、出土する遺物も在地のものと関東系があることは、集落は在地民である蝦夷と関東地方からの移民により構成されていたと考えられる。なお、囲郭集落としての構造になるのは、遺構の重複関係から当初からではなくI期のある時期からと考えられ、集落から出土する関東系土師器が、7世紀中葉頃の栃木県南部で出土する下野南部地域の鬼高式土師器に系譜を持つもの（第4図1～5）から、7世紀第3四半期頃に埼玉県深谷市を中心とする北武藏地域で畿内産暗文土器の影響を受けて出現した新型土師器に系譜を持つもの（第4図6～9）に変化する特徴がある（高橋 2007）ことから、囲郭集落への変化もこれに関連する可能性がある。新型土師器に系譜を持つ関東系土師器は、城柵や郡家などにおける官人や蝦夷に対する饗宴・給食などに「君恩の恵与」であることを視覚的に印象づけるために、在地のものと器形も色彩も一見して異なる供膳具として使用されたと考えられている（熊谷 2009）。I期の集落から新型土師器に系譜を持つ関東系土師器が数多く出土する状況は、集落内で饗宴による儀礼が行われ、在地的な堅穴建物から関東系土師器が出土する状況から、在地民である蝦夷に対しての饗給も行われていたのであろう。集落における蝦夷への饗給は、前述の7世紀後半における饗宴の場は朝堂外という蝦夷の服属儀礼に一致するものと考えられ、集落では『日本書記』齊明5年（659）3月甲午条の甘樋丘東の川原にて須弥山を築き陸奥と越の蝦夷に饗應を行った記事にみられるような、シンボル的なものを中心とした儀式が行われていたと考えられる（高橋 2009b）。

なお、名生館官衙遺跡の性格について、正倉が発見されていないことから同地域に存在した丹取軍団や玉造軍団の施設とみる説（八木 2022）や、外郭施設が構築されるIV期を玉造郡家とともに玉造軍団の関連施設も収容した広域施設とし、奈良時代の玉造柵を玉造郡内に所在する小寺遺跡に比定する説（阿部 2003・2006）、「玉厨」や「大道」の墨書き土器を玉造郡家や玉造駅家に関わる資料とし、郡家・駅・軍団施設などの多面的な機能と性格を併せ持つ拠点施設とする説（古川 2017）がある。軍団は国司の行政的統制・監督をうけながら兵士集団を統制・運用する行政機関であり、軍械や主帳らの官人と一定の施設を含む官衙によって構成され、軍団施設として庁舎、兵庫、兵舎、練兵場があったと推測されている（下向井 1987）。性格を軍団施設とする説は、軍団における官衙政府の機能についての説明が不十分であり、軍団施設も併設した複合施設とする説では、個別兵士の装備、鼓・大角・少角の指揮具、軍団旗、弩など大型兵器といった重要な装備を収納したと考えられるような兵庫（八木氏は発見されている掘立柱建物の一部を兵庫とみる）や練兵場の存在も不明確であることから、さらなる検討が必要であろう。

謝辞 図版の作成にあたって小野亜矢氏にご協力を頂きました。記して謝意を申し上げます。

関連文献

安達訓仁 2019 「外沢田A遺跡」『第45回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集

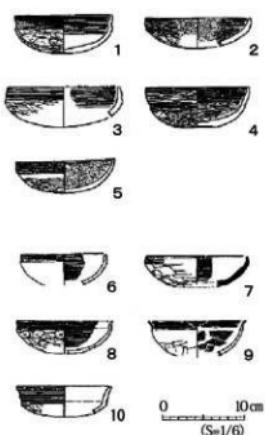
阿部義平 2003 「日本列島古代の城郭と都市」『国立歴史民俗博物館研究報告』第108集

- 阿部義平 2006 「古代城柵の研究（二）」『国立歴史民俗博物館研究報告』第130集
- 伊東信雄 1957 「古代史」『宮城県史』1 古代史 中世史
- 伊東信雄 1970 「第6章 考察 出土瓦の考察」『多賀城跡調査報告 I - 多賀城廢寺跡』吉川弘文館
- 今泉隆雄 1986 「蝦夷の朝貢と賽給」『東北古代史の研究』吉川弘文館
- 今泉隆雄 1988 「名生館遺跡と県北の支配」『図説 宮城県の歴史』河出書房新社
- 大崎市教育委員会 2007 『名生館官衙遺跡 26・新田柵跡推定地 10』宮城県大崎市文化財調査報告書第1集
- 大谷 基 2019 「7世紀後半から8世紀前半にかけての大崎市域の城柵・官衙及び関連遺跡の諸様相」『第45回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 工藤雅樹 1970 「多賀城の起源とその性格」『古代の日本』8 東北 角川書店
- 熊谷公男 2009 「律令国家形成期における柵戸と関東系土師器」『古代社会と地域間交流』六一書房
- 後藤秀一 1987 「名生館遺跡の瓦」『第13回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 佐川正敏・高橋誠明・高松俊雄・長島榮一 2005 「8陸奥の山田寺系軒瓦」『古代瓦研究II』奈良文化財研究所
- 佐々木茂植 1971 「宮城県古川市伏見廐寺跡」『考古学雑誌』第56卷第3号
- 佐藤恒介 2019 「名生館官衙遺跡」『第45回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 佐藤敏幸 2009 「陸奥の城柵の構造—遺構の構成—」『宮城考古学』第11号
- 下向井龍彦 1987 「日本律令軍制の基本構造」『史学研究』175
- 進藤秋輝 1986 「多賀城創建をめぐる諸問題」『東北古代史の研究』吉川弘文館
- 進藤秋輝 1990 「多賀城創建以前の律令支配の様相」『考古学古代史論叢』伊東信雄先生追悼論文集刊行会
- 進藤秋輝編 2010 『東北の古代遺跡 城柵・官衙と寺院』高志書院
- 鈴木勝彦 1991 「名生館官衙遺跡」『第17回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 鈴木勝彦 2006 「第5章 古代 501 名生館官衙遺跡」『古川市史』第6卷 資料I 考古
- 高橋誠明 2003 「名生館官衙遺跡の概要」『第29回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 高橋誠明 2007 「律令国家の成立期における境界地帯と関東との一関係」『国士館考古学』第3号
- 高橋誠明 2009a 「宮城県名生館官衙遺跡」『日本古代の郡衙遺跡』雄山閣
- 高橋誠明 2009b 「古代社会と地域間交流」『古代社会と地域間交流』六一書房
- 宮城県教育委員会 1998 『名生館遺跡・下草古城本丸跡ほか』宮城県文化財調査報告書第181集
- 宮城県教育委員会 2000 ~ 2002 『名生館遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第183・187・188集
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1981 ~ 1986 『名生館遺跡I ~ VI』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第6 ~ 11冊
- 宮城県教育委員会 2020 「彦右エ門柵跡」『令和2年度宮城県遺跡調査成果資料集』宮城県考古学会
- 古川一明 2017 「古代城柵官衙遺跡の「陥馬坑」についての試論」『東北歴史博物館研究紀要』18
- 古川市教育委員会 1987 ~ 2000・2003・2004・2006 『名生館官衙遺跡VII ~ XX・XXIII ~ XXV』古川市文化財調査報告書第6 ~ 19・21 ~ 23・27・33・35 ~ 38集
- 古川市教育委員会 2001 『名生館官衙遺跡X XI・南小林遺跡』古川市文化財調査報告書第28集
- 古川市教育委員会 2002 『名生館官衙遺跡X XII・灰塚遺跡』古川市文化財調査報告書第30集
- 古川市教育委員会 2005 『名生館官衙遺跡・東大崎地区は場整備事業』古川市文化財調査報告書第37集
- 村田晃一・高橋誠明 1996 「陸奥国における7世紀の様相」『飛鳥・白鳳時代の諸問題』I
- 村田晃一 2007 「東北北辺の城柵と郡家ー黒川以北十郡の城柵から見えてきたものー」『宮城考古学』第9号
- 村田晃一 2010 「古代奥羽城柵の開闢施設」『宮城考古学』第12号
- 八木光則 2022 『古代城柵と地域支配』同成社
- 柳澤和明 2007 「「玉造柵」から「玉造塞」への名称変更とその比定遺跡—名生館官衙遺跡IV期から宮沢遺跡へ移転—」『宮城考古学』第9号
- 柳澤和明 2009 「陸奥国の諸城柵とその比定」『宮城考古学』第11号
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房



第2図 名生館官衙遺跡全体図 (新規作成)

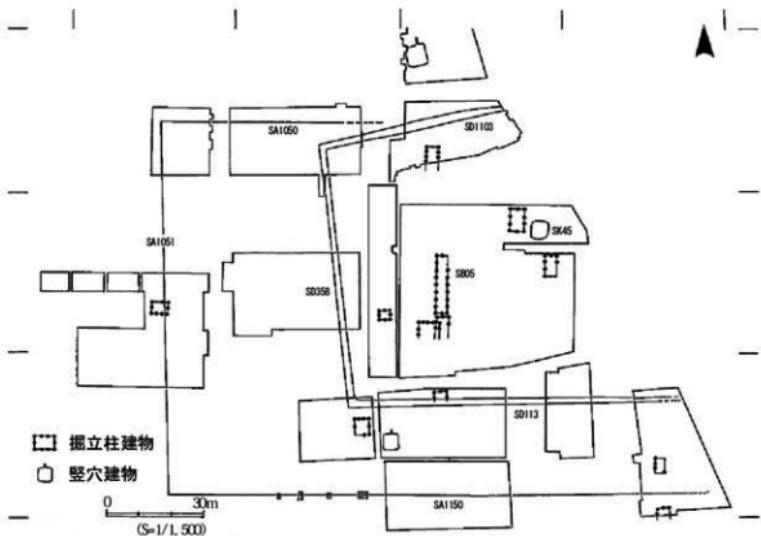
第3図 I期の遺構群－小館地区－
(高橋 2003)



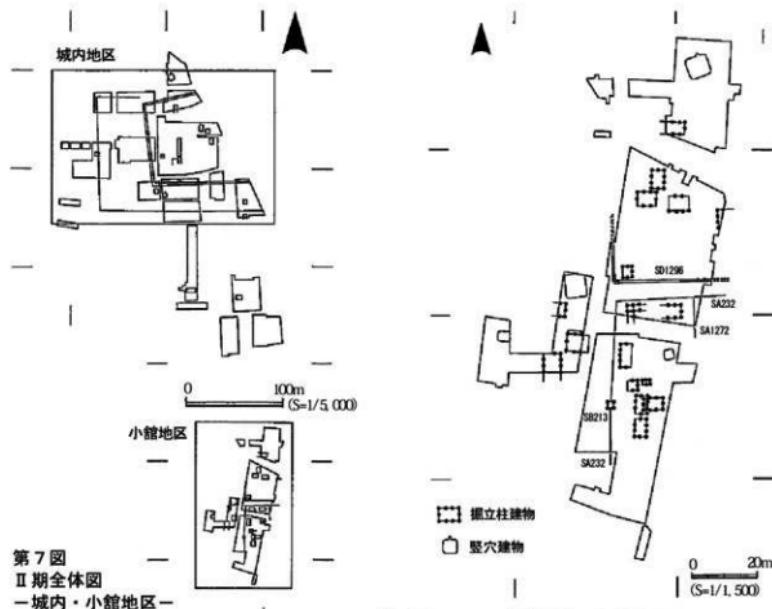
第4図 I期の出土遺物
－関東系土師器－
(高橋 2007)



第5図 南東部－天望地区－で発見した遺構群
(大崎市 2007 を改変)

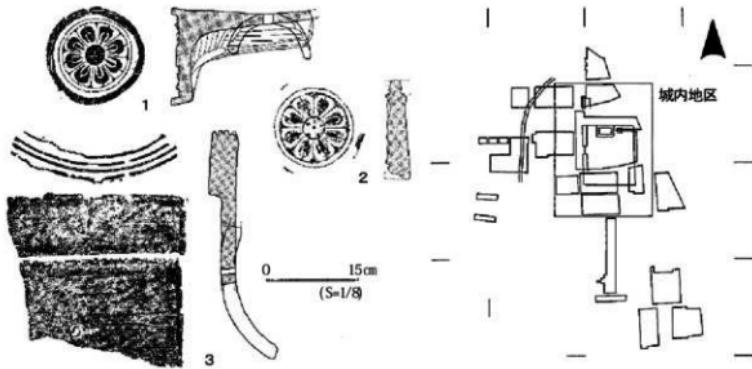


第6図 II期宮衙中心施設—城内地区—(高橋2003)

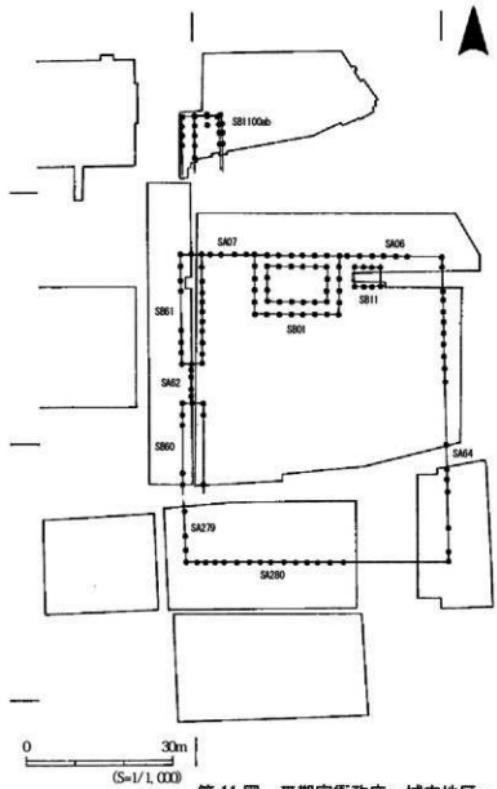


第7図
II期全体図
—城内・小館地区—
(高橋2003)

第8図 II・III期官衙院一小館地区—(高橋2003)

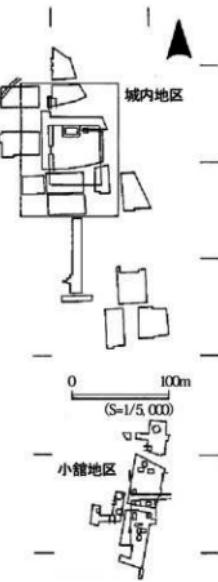


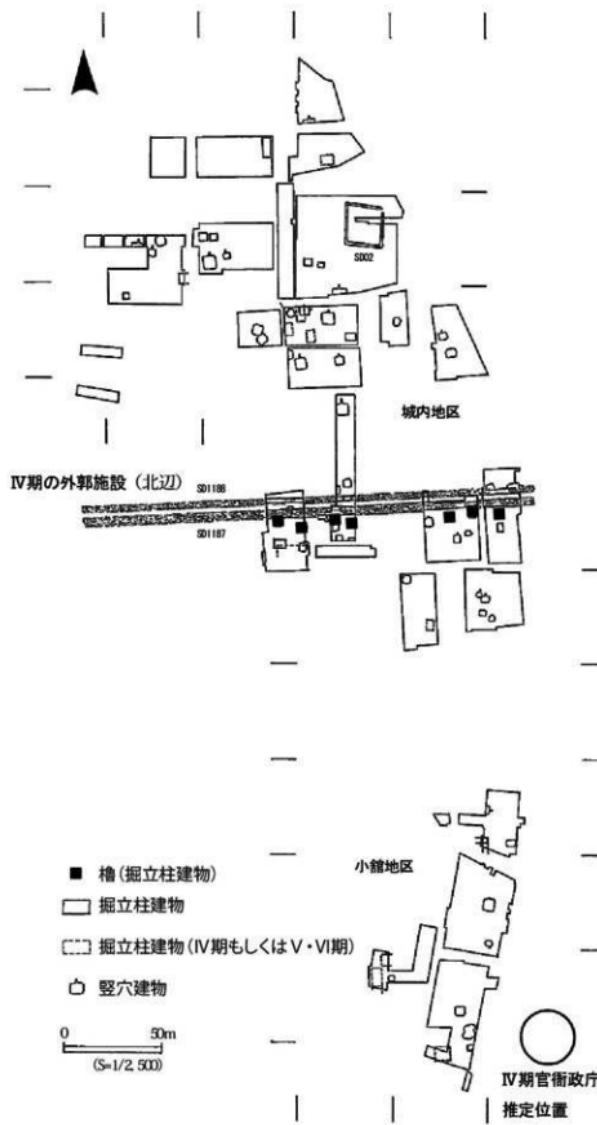
第9図 Ⅲ期の出土遺物－軒瓦－（多賀城研 1981・1982）



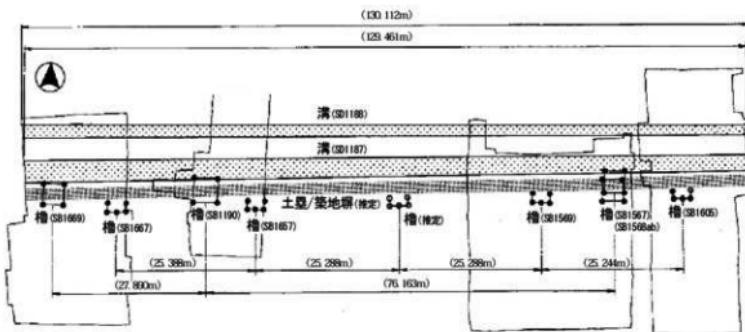
第11図 Ⅲ期官衙政府－城内地区－（高橋 2003）

第10図 Ⅲ期全体図
－城内・小館地区－
(高橋 2003)

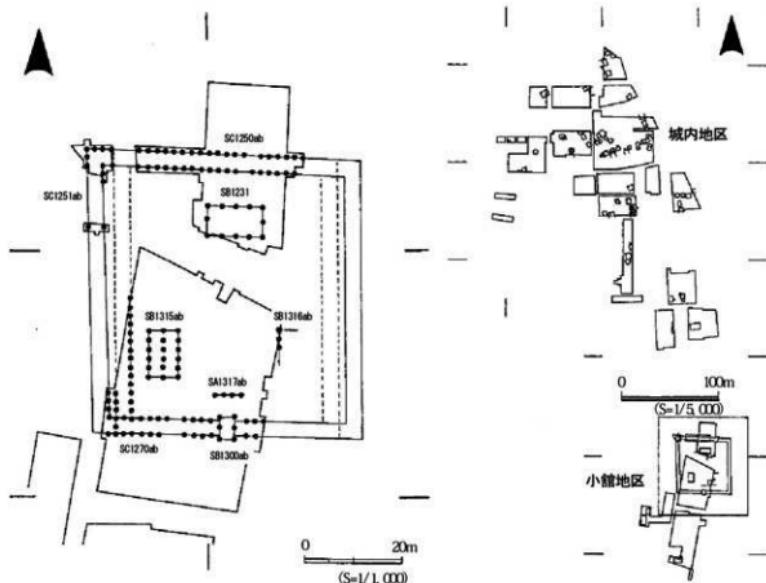




第12図 IV期全体図—城内・小館地区—(高橋2003を改変)

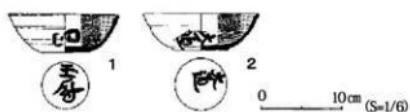


第13図 IV期の外郭施設—城内地区一（古川市2004を改変）

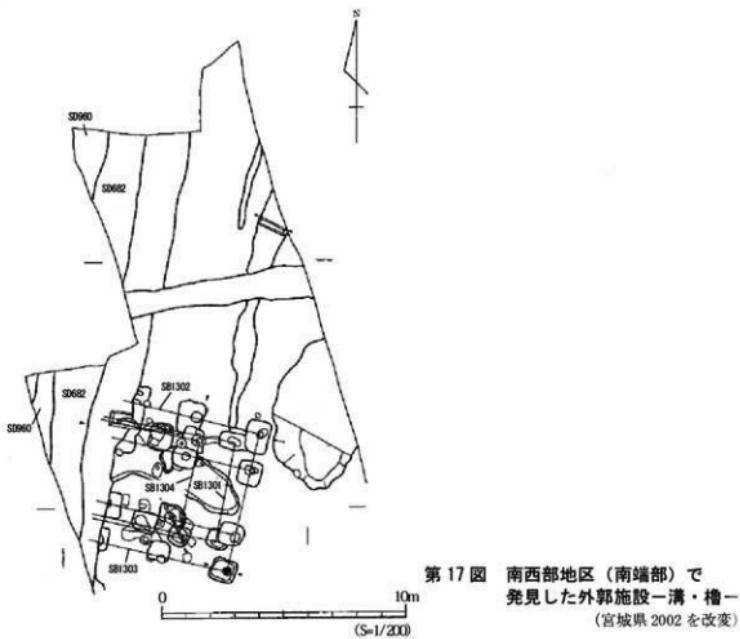


第14図 V期官衙政厅—小館地区一（高橋2003）

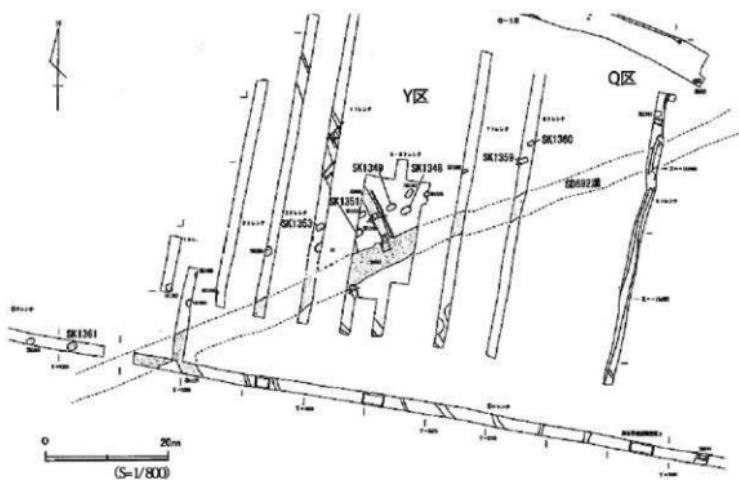
第15図 V・VI期全体図
—城内・小館地区—
(高橋2003)



第16図 V・VI期の出土遺物—土師器壊—（多賀城研1981）



第17図 南西部地区（南端部）で
発見した外郭施設—溝・櫓—
(宮城県 2002 を改変)



第18図 南西部地区（西侧）で発見した土坑群—馬坑— (古川 2017)

こでらすぎのした 小寺・杉ノ下遺跡

大崎市教育委員会 早川文弥

- 所在地 宮城県大崎市古川清水、古川小林
立地環境 江合川左岸の清滝丘陵の南端部標高
35～50 m
発見遺構 築地塀、掘立柱建物、竪穴建物
年代 8世紀前半～10世紀初頭

遺跡の概要

小寺遺跡及び杉ノ下遺跡は大崎平野の北部、江合川の左岸に並行して北西から南東にのびる清滝丘陵の南端部付近に立地する（第1図）。この丘陵の標高は35～50 mで、南側から東側に広がる水田との比高は約20 mである。両遺跡は後述する築地で囲まれており、一連の遺跡と考えられている（第2図）。遺跡の周辺には南小林遺跡や国指定史跡大吉山瓦窯跡など奈良・平安時代の遺跡が所在している。

【小寺遺跡】

1992年に道路改良工事に伴う発掘調査が行われ、築地塀（以下、築地）、整地層、掘立柱建物2棟、竪穴建物5棟、溝5条、土坑5基が確認された（第2図）。調査区南部の平坦部に竪穴建物が集中しており、北部に築地等の区画施設がある。築地はほぼ同位置で新旧2条が確認されており、旧段階ではさらに修築されているという、3段階の変遷が確認されている（第3図）。

第1段階では、旧表土及び地山を掘り下げて整地し、築地を構築している。基底幅は約2.4 m、最大残存高は約1.2 mである。

第2段階では、前段階の築地を削平したのち基底部を嵩上げし、その上に前段階と同位置に築地を構築している。基底幅は約2.1 m、最大残存高は約60 cmである。また、嵩上げの際の整地層から掘り込んでいる柱穴が確認されており、この段階の築地に伴う槽状建物があった可能性が考えられている。

第3段階は、前段階までの築地を削平し、さらに嵩上げして整地したのち、南側にわずかに移動して築地を構築する。基底幅は約2.4 m、最大残存高は約1.2 mである。また、第3段階の築地構築時の整地層を掘り込み、築地を跨ぐかたちで南北1間、東西2間の南北棟建物が確認されている。この建物は、築地に付属する槽状建物とみられている。第1・2段階の築地は伴う遺物等が出土しておらず年代は不明だが、第3段階は、崩壊土や槽状建物の柱穴等からロクロ調整土器が出土し、崩壊土上層で十和田a火山灰を確認していることから、9世紀以降で10世紀初頭以前のものと推定されている。

築地の痕跡は調査区外でも確認でき、調査区の約70 m西側では南側に方向を変えるコーナーが確認されている。また、東辺は丘陵に沿った約240 mの杉ノ下遺跡の北部付近まで確認しており、築地はさらに南に延びていると推定されている。したがって、遺跡の範囲は調査区付近を北西端部とし、南東方向に延びて杉ノ下遺跡も含み、築地の痕跡は残存しないものの南辺は北辺と同様の丘陵端部となる範囲が想定されている（第2図）。この範囲は北東～南西方向が約220 m、北西～南東方向が約760 m



第1図 小寺遺跡、杉ノ下遺跡の位置

である。

竪穴建物は、築地の南側約 60 m で 5 棟検出している。これらは保存状態が悪いものが多く、検出段階で既に床面が露出しているものや、全形を把握できないものもある。比較的残りが良い SI05 は出土須恵器の年代から、8 世紀前半頃と考えられている。

【杉ノ下遺跡】

水田改良工事に伴って、1988 年に第 1 次発掘調査が行われている。調査では、竪穴建物 1 棟、溝 2 条、土坑 2 基、整地層などが確認された（第 4 図）。整地層は 4 枚確認されており、SX3 整地層上面に十和田 a 火山灰が堆積していることから、SX3 を含めた SX1・2 整地層は 10 世紀初頭以前の整地であると考えられている。竪穴建物は整地層のうち最も古い SX1 上面より掘り込まれている。規模は東西 3.7 m、南北 2.2 ~ 2.7 m で平面形は方形である。方向は北で約 6° 東に振れている。年代は、出土した須恵器が名生館官衙遺跡 SD1187 溝や伊治城跡 SX324 遺構から出土しているものに類似していることから、8 世紀後半頃と考えられている。カマドや主柱穴は確認されていないが、西隅では直径約 1 m のビットと東隅には焼土を多量に含むビットが検出されている。

また、1999 年には、ほ場整備事業に伴って第 2 次調査が実施され、掘立柱建物 1 棟、溝 7 条、土坑 8 基、整地層などが確認されている（第 5 図）。整地層は丘陵端部で確認されており、東西約 32 m、南北約 57 m の範囲と推定されている。8 世紀前葉から中葉頃と考えられる瓦を含む層上で整地が行われ、且つ整地層を掘り込む土坑の堆積土中に十和田 a 火山灰の 1 次堆積が確認されていることから、整地の年代は 8 世紀前葉から 10 世紀初頭以前の間に求められている。

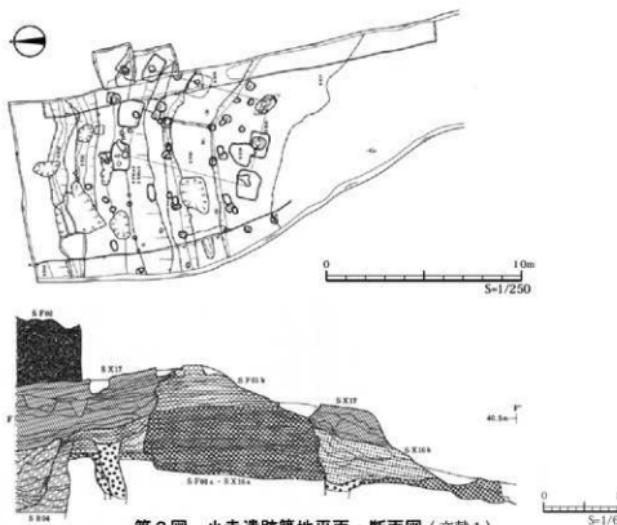
SB7 建物は桁行 5 間、梁行 3 間の南北棟総柱掘立柱建物である（第 6 図）。桁行は東側柱列で 16.1 m（柱間寸法は 3.20 ~ 3.25 m）、梁行は南側柱列で 9.8 m（柱間寸法 3.2 ~ 3.4 m）で、建物自体は北で約 7° 東に振れている。SB7 は古い段階の整地層（SX23a）を掘り込んで建てられており、建物より新しい柱穴（SX21）から 9 世紀後半頃と考えられる四重波文軒平瓦が出土していることから、年代は 8 世紀後半から 9 世紀前半頃と考えられる。また本建物は周辺から多量の瓦が出土していることから、瓦葺きであったとみられている。SB7 は、丘陵端部の低地で付近を河川（SX27）が流れる場所に所在していることから、河川による物資輸送の利便性を考慮して建てられた倉庫の可能性が高いと考えられている。

関連文献

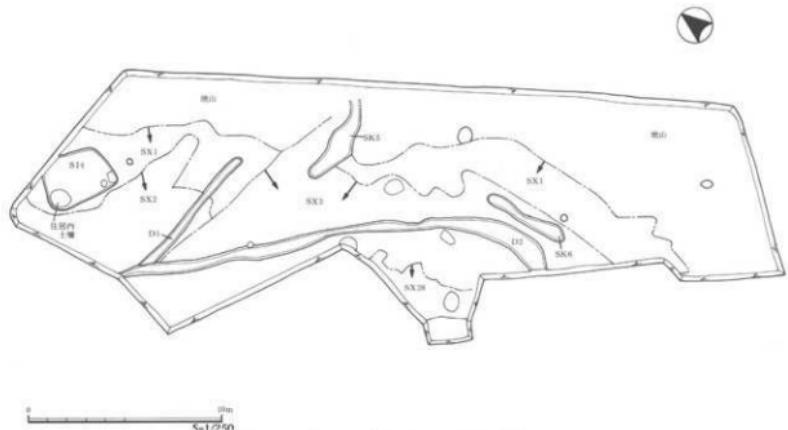
- 1 古川市教育委員会 1995『小寺遺跡』宮城県古川市文化財調査報告書第 18 集
- 2 古川市教育委員会 2003『灰塚遺跡 杉ノ下遺跡』宮城県古川市文化財調査報告書第 32 集
- 3 宮城県多賀城跡調査研究所 2022『大吉山瓦窯跡 I』多賀城閑連遺跡発掘調査報告書第 37 冊



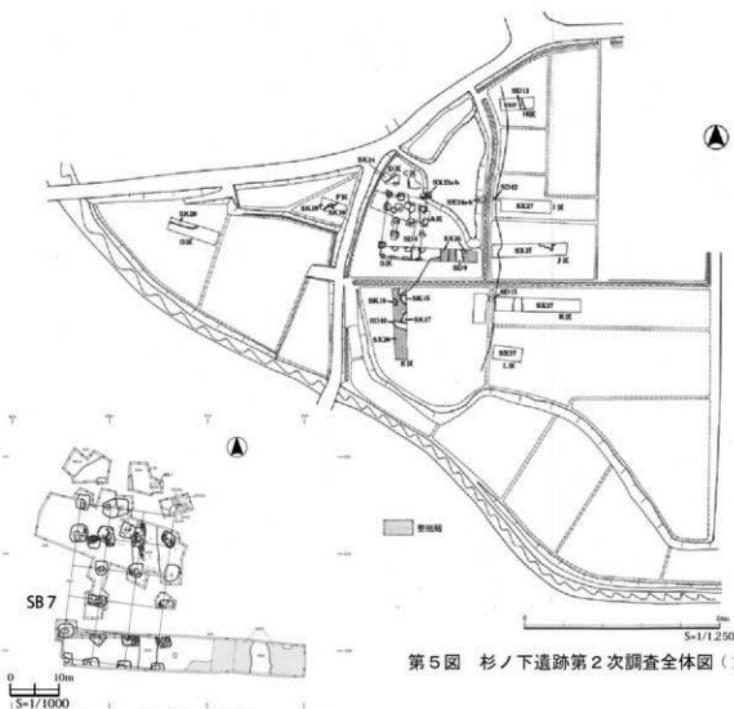
第2図 小寺遺跡・杉ノ下遺跡地形図（文献2）



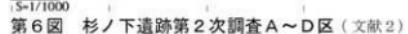
第3図 小寺遺跡墳地平面・断面図（文献1）



第4図 杉ノ下遺跡第1次調査全体図（文献2）



第5図 杉ノ下遺跡第2次調査全体図（文献2）



第6図 杉ノ下遺跡第2次調査A～D区（文献2）

みなみおはやし
南小林遺跡

大崎市教育委員会 大谷 基

所在地 宮城県大崎市古川小林字小林南・新横杖

立地環境 大崎平野北部、江合川北岸の標高 28m の自然堤防上

発見遺構 材木塀、掘立柱塀、掘立柱建物、堅穴建物、溝、土坑など

年 代 7世紀後半～9世紀頃

遺跡の概要

南小林遺跡は、JR 古川駅から北西へ約 5km の江合川北岸の北西から南東に延びる自然堤防上に所在する（第1図）。

遺跡は県営ほ場整備に伴って発掘調査が行われ、古代を中心多くのが構・遺物が確認されている。遺構群は大きく分けて第Ⅰ期（集落）、第Ⅱ期（倉庫院）、第Ⅲ期（集落ほか）の変遷が認められる。



第1図 南小林遺跡の位置

遺跡の変遷

第Ⅰ期－7世紀後半頃：集落－

堅穴建物を主体とし、堅穴建物 83 棟、掘立柱建物 5 棟、材木塀 1 列、掘立柱塀 3 列が確認されている（第2図）。建物や密集する堅穴建物は第Ⅱ・Ⅲ期と異なり、真北より大きく傾く。また堅穴建物群は材木塀により東西に区画されている。堅穴建物には関東地方に類似した短い煙道のカマドが認められ、関東系土器が出土することから関東からの移民と関わりのある集落と考えられる。

出土遺物は、非ロクロ整形土器を主体とする。土器には在地・東北北部系が認められるが、その多くは関東系土器である。須恵器は外面に段をもち、口縁部が外反気味に立ち上がるものやカエリのある蓋がある。これらの遺物から第Ⅰ期の年代は 7世紀後半頃と考えられる。

集落は、突如出現し、関東からの移民や後続する倉庫院との関係から國の政策下で成立した集落と考えられる。

第Ⅱ期－8世紀初頭頃：官衙域（倉庫院）－

総柱の掘立柱建物が 6 棟（推定 + 2 棟）とその外郭となる材木塀 1 列、大溝 1 条、内部を区画する材木塀が確認されている（第3図）。官衙の規模は東西 225 m 以上・南北約 150 m で、内部は 3 つのブロックに区画される。

総柱建物群は、床面積が 60 m² を超える規模や計画的な配置から官衙の倉庫院と考えられる。一部の柱抜取穴からは炭化したイネが出土しており、主にイネを納めた穀倉であったと考えられる。また、建物群の柱抜取又は切取穴の堆積土には焼土や炭化物が含まれ、さらに出土した瓦にも焼け痕があることから、この建物群は同時期に焼失し、廃絶したと考えられる。

出土遺物は、瓦や非ロクロ整形土器、須恵器がある。瓦のうち、丸瓦は粘土板巻作りで、凸面の叩き目をケズリやナデで消している。平瓦は、粘土板巻で凸面に格子叩き目を残す。これらの特徴は、名生館官衙遺跡第Ⅲ期政府などの多賀城成立以前の官衙や寺院に認められ、Ⅱ期の年代は 8 世紀初頭頃と考えられる。

遺跡の全容が明らかではないが、隣接した地区に実務官衙院が伴う郡家となる可能性、同時期の丹取郡家である名生館官衙遺跡第III期府政に伴う倉庫院が未だ見つかっていないことから、広域となる丹取郡家の正倉別院の可能性がある。

第III期－8世紀前葉～9世紀頃：集落・耕作域－

堅穴建物を主体とし、堅穴建物40棟、掘立柱建物5棟、柱列1列、井戸1基、小溝状遺構群を確認している（第4図）。出土遺物は、非クロクロ整形土師器、ロクロ整形土師器、須恵器、灰釉陶器がある。須恵器は、底部を切離後にヘラケズリ調整される壊や底部回転ヘラ切末調整の壊などがある。ほか円面鏡の特徴などから第III期の年代は8世紀前葉から9世紀頃と考えられる。

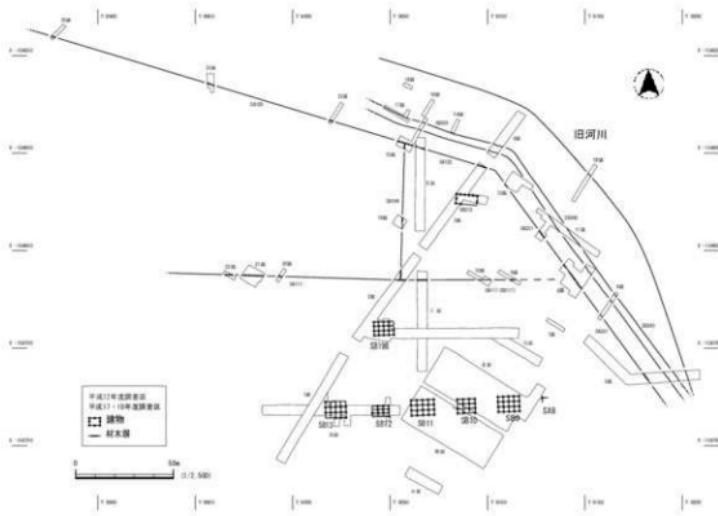
この時期の遺構群は、出土遺物に灰釉陶器や円面鏡があることから、近在する官衙遺跡である杉の下遺跡や宮沢遺跡に関係する集落と考えられる。

関連文献

- 1 大崎市教育委員会 2019『南小林遺跡II』宮城県大崎市文化財調査報告書第36集
- 2 大谷 基 2019「7世紀後半から8世紀前半にかけての大崎市域の城柵・官衙及び関連遺跡の諸様相」『第45回古代城柵官衙遺跡検討会』資料 古代城柵官衙遺跡検討会
- 3 佐藤恒介 2019『南小林遺跡』『第45回古代城柵官衙遺跡検討会』資料 古代城柵官衙遺跡検討会
- 4 古川市教育委員会 2001『名生館官衙遺跡XXI・南小林遺跡』宮城県古川市文化財調査報告書第28集
- 5 古川市史編さん委員会 2006『古川市史』第6巻資料1 考古 宮城県古川市



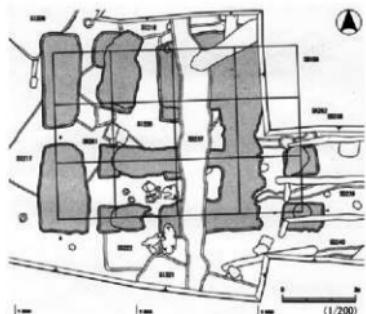
第2図 南小林遺跡第I期模式図（文献1）



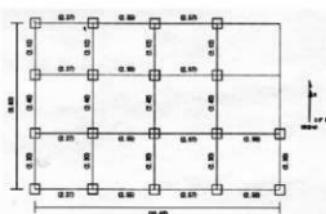
第3図 南小林遺跡第Ⅱ期模式図（文献1）



第4図 南小林遺跡第Ⅲ期模式図（文献1）



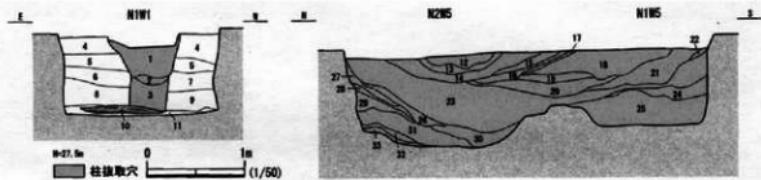
第5図 SB198 建物平面 (文献1)



第6図 SB198 建物模式図 (文献1)

東西4間 (10.07 m)

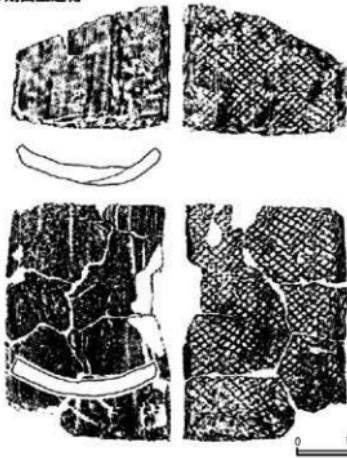
南北3間 (6.83 m)



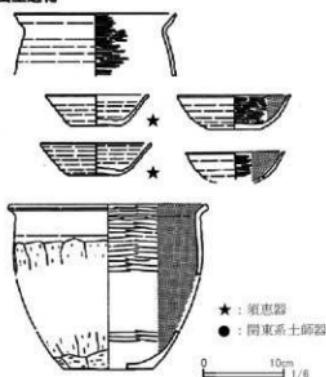
第7図 SB198 建物柱穴断面 (文献1)



II期出土遺物



III期出土遺物



第8図 南小林遺跡・出土遺物 (文献4から作成)

み わ だ ごんげんやま みやざわ 三輪田・権現山遺跡、宮沢遺跡

大崎市教育委員会 大谷 基

所在地 宮城県大崎市古川荒谷字三輪田・権現山
ほか、古川宮沢字愛宕山ほか

立地環境 大崎市北部の大崎平野を前面に望む長岡
丘陵南端部から周辺の沖積地

発見遺構 【三輪田・権現山遺跡】

材木塀、区画溝、掘立柱塀、掘立柱建物、
竪穴建物、溝、土坑など

【宮沢遺跡】

築地塀、土壙、材木塀、掘立柱列、掘立
柱建物、竪穴建物など

年代 7世紀後葉～9世紀中頃



第1図 三輪田・権現山・宮沢遺跡の位置

遺跡の概要

三輪田・権現山・宮沢遺跡は、JR 古川駅から北西へ約 6 km の江合川の支流である田尻川北岸の丘陵上に所在する。東から権現山遺跡、三輪田遺跡、宮沢遺跡となる(第1図)。三輪田・権現山遺跡は、遺跡の立地する丘陵外縁に材木塀と溝を巡らした7世紀後葉から8世紀前半頃の城柵・官衙である。宮沢遺跡は、東西約 1.5 km・南北約 0.8 km の築地塀や土壙を巡らした8世紀後半から9世紀の城柵・官衙である。3遺跡は、国家の施策により造営された城柵・官衙であり、その立地や継続性からも極めて重要な遺跡群と考えられる。

【三輪田・権現山遺跡】

三輪田遺跡と権現山遺跡は、権現山遺跡の東から北側、隣接する三輪田遺跡の北側にかけての区画施設(材木塀・溝)内に収まる一連の遺跡と考えられる(第2図。以下、三輪田地区・権現山地区と記述)。

三輪田地区

内部の様相は比較的明らかとなっており、昭和53年の発掘調査では溝から多賀城創建期前の瓦が多量に出土し、瓦葺建物の存在が想定されている。平成7年の発掘調査では、遺跡北側の丘陵頂部から端部にかけて、A～V区の調査区が設けられ、材木塀、柱列、掘立柱建物、溝、整地層などが確認されている。人為的に埋め戻された溝(SD45)の下層からは須恵器や木簡、木製品、漆漉し布などが出土した(第5図)。木簡は共伴した土器から8世紀前半に廃棄されたものであり、その内容から相模國の軍團である『大住団』の兵士が駐屯していたことが明らかとなっている。遺構は大別3期に分けられる。

第Ⅰ期 - 8世紀初頭頃～8世紀前半以降 -

建物、材木塀、掘立柱塀、竪穴建物などを検出した。建物群や掘立柱塀は、北東部に集中し、互いに重複する。遺物は関東系土師器と非ロクロ整形の在地土師器が確認されている。

第Ⅱ期 - 8世紀後半 -

第Ⅰ期の遺構は全て埋戻し、整地後に竪穴建物がつくられている。遺物は在地の非ロクロ整形土師器を主体とし、須恵器がわずかに含まれる。

第Ⅲ期 － 8世紀後半以降－

第Ⅱ期とはほぼ同じ範囲で整地が行われ、掘立柱建物や9世紀の堅穴建物を検出した。遺物はロクロ整形土師器と須恵器である。

権現山地区

昭和63年から平成24年に行った発掘調査により、主に8世紀代の掘立柱建物群と材木塀や溝の区画施設が確認されている。建物は小規模なものが多いものの、8世紀初頭頃と考えられるSB144・145建物は柱穴が一辺2m前後と大きく、方向が一致することや柱筋が揃うことから計画的に造営されたと考えられる(第4図)。また、焼土や炭化物を含む柱穴があり、建物は焼失したとも考えられている。

区画施設は材木塀と溝からなり、北辺には櫓状建物(第4図)を取り付く。区画施設は権現山地区のある丘陵の東から北部、三輪田地区のある丘陵の北東部から北部にかけて構築されている。材木塀及び溝の存続年代は出土遺物や柱材の年代測定から7世紀後葉から8世紀前葉におさまると考えられる。

特徴的な遺物としては、関東系土師器や中空円面鏡があげられる。木筒も出土しており、大宝元(701)年以降の兵士の勤務にかかる木筒と考えられている。木筒は、沢(河川)を横断する材木塀のすぐ外側で、構築時の地表面付近から一点出土した。木筒とともに沢からは鍔などの木製品も出土している(第5・6図)。

木筒：上端は切り折り、下端は折れている。右辺は二次的割りで、左辺は割れている(第5図)。柾目材。表面は風化が著しく肉眼では墨書の判読は困難である。裏面は二行にわたる墨書が二段認められる。年紀は年号が省略されているが、某六年十二月十一日から勤務する人の名前を書いたものと推測される。十一日という日付から10日交代の勤務が考えられ、兵士の勤務に係る木筒の蓋然性が高い。陸奥国の兵士は6つの番を組んで勤務し、各番は10日交代で年間60日勤務していた。本木筒は、日付が年紀と少し間隔をとってやや小さく書かれていること、人名の書き出しを揃えるために横方向の刻線があることなどの書式上の特徴があり、あらかじめ年紀と刻線を入れた木筒を用意しておき、勤務する人たちの日付と名前を書き込み、管理していたと考えられる。

この三輪田・権現山遺跡については、標高20～40mの丘陵上及び丘陵端部に建物や堅穴建物を配置し丘陵全体を材木塀と溝で取り囲んでいた姿が想定される。その性格は構築時期が一部重なる大崎市名生館官衙遺跡や仙台市長町駅東遺跡などの段丘や自然堤防上に造営され、内部は住居が主体となる『團郭集落』とは異なり、立地や内部の状況が国府多賀城創建以降に造営される宮城県大崎市新田柵や秋田県大仙市払田柵に近いことから、国家の施策によって造営された『柵』と考える。

三輪田・権現山遺跡の存続時期におさまる7世紀後葉から8世紀初頭における大崎平野北西部には、丹取郡家である名生館官衙遺跡第Ⅲ期政府及び附属寺院、倉庫院となる南小林遺跡があり、本遺跡の北約5kmには名生館第Ⅲ期政府の瓦を供給した可能性のある栗原市外沢田A遺跡がある。このように多賀城創建以前の大崎平野北縁部は、瓦葺建物や倉庫群、瓦窯が造営されており、物資の運搬や人々の往来が出来る安定した社会基盤が築かれていたと考えられる。

そのような社会情勢の中、三輪田・権現山遺跡が『柵』として造営された理由としては、この地が古代国家による支配圏の最北縁に位置し、海道と山道を結節する要衝であったことがあげられる。このため、支配圏内に位置し、移民や在地民の管理を主体とした『團郭集落』よりも、支配圏外に対しての防備・監視といった軍事的な機能を主体とした『柵』が求められたと考える。

なお、古代国家によって造営された材木塀と溝などによる大規模な区画施設は、支配圏内外に国家

の「武威」を示したものと考えられ、囲郭集落も『柵』と見なすことができるかもしれない。しかし、その立地や内部の遺構群は明らかに国府多賀城創建以降の『柵』とは異なり、造営目的にも違いがあると考えることから、当時の社会情勢を検討するうえでも区別して捉えるべきものであろう。

【宮沢遺跡】

宮沢遺跡は、昭和49年に宮城県教育委員会による愛宕山地区の発掘調査が行われ、土星状遺構、掘立柱建物、櫓、堅穴建物などの遺構が発見された。昭和50年には、宮城県教育委員会と古川市教育委員会が同地区的調査を行い、土星状遺構は築地塀や土壘といった古代遺構であることが判明した。また、昭和51年は長者原地区的調査を行い、築地塀や土壘、掘立柱建物、櫓、溝、杭列などの遺構が確認された。区画施設は踏査の成果も含め、外郭を東西約1,400m・南北約850mの範囲を不整形に囲み、さらに、その内側に東西約680m・南北約360mの内郭が存在することが明らかとなり、本遺跡は古代の城柵・官衙遺跡と考えられた（第3図）。

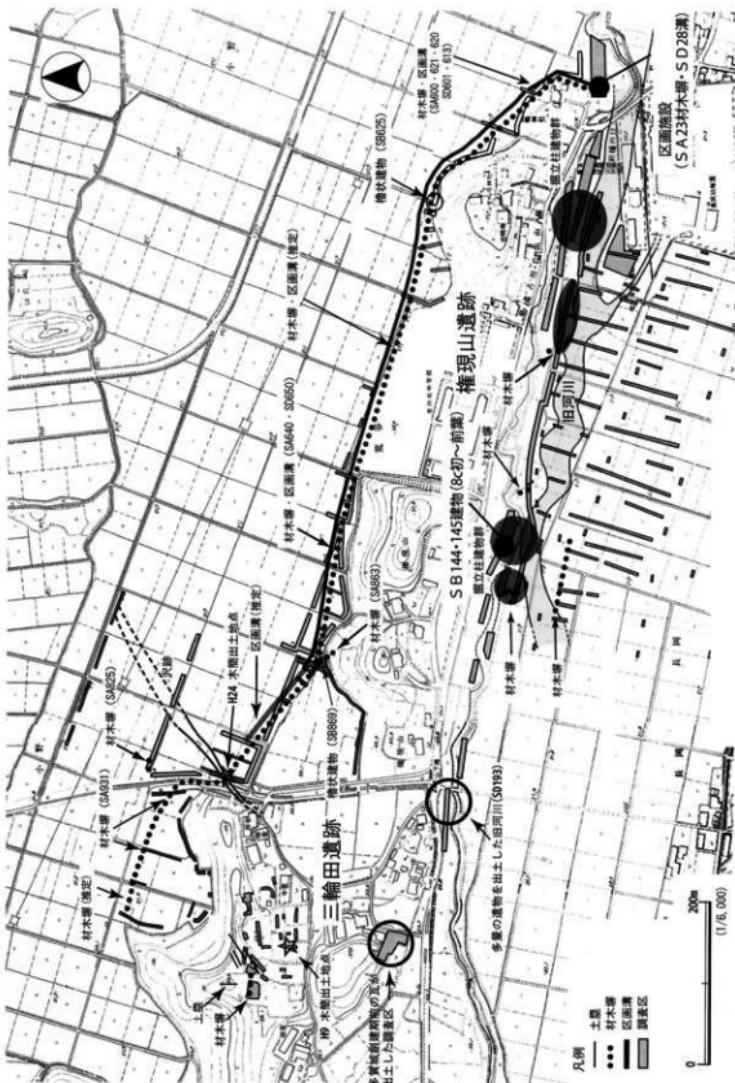
その後、数次の学術調査や開発工事による発掘調査、県営は場整備に伴う発掘調査が行われた。政庁などの中枢施設は不明であるものの、内郭は区画施設が築地や土壘であり、北側には4間以下の側柱建物や総柱建物、堅穴建物が材木塀や掘立柱塀で囲まれた実務官衙が置かれた。外郭は、南側中央の緩斜面で東西2間以上・南北6~7間の大型掘立柱建物3棟（SB100・125・126、柱穴一辺1.0~1.5m）や4間×3間の南廊付東西棟（SB185）などが発見された（第4図）。一方、北東部の4次調査では重複する堅穴建物と3間以下を主体とする小型建物が、西部中央の1次調査は堅穴建物が主体で3間以下の小型建物が確認されており、外郭の南部と北部・西部では施設構成が異なっていたと考えられる（第3図）。また、東側の低地・湿地では材木塀が見つかり、外郭区画施設は丘陵部で築地塀もしくは土壘、低地では材木塀を採用していることがわかった。遺物は主にロクロ整形土器や底部ヘラ切りまたは糸切りの須恵器壺類であり、8世紀後半から9世紀中頃のものである（第5図）。

こうした調査成果から、宮沢遺跡は外郭を築地や土壘、材木塀で取り囲まれた『柵』であり、文献にみえる「玉造柵」又は「玉造塞」と考えられている。

関連文献

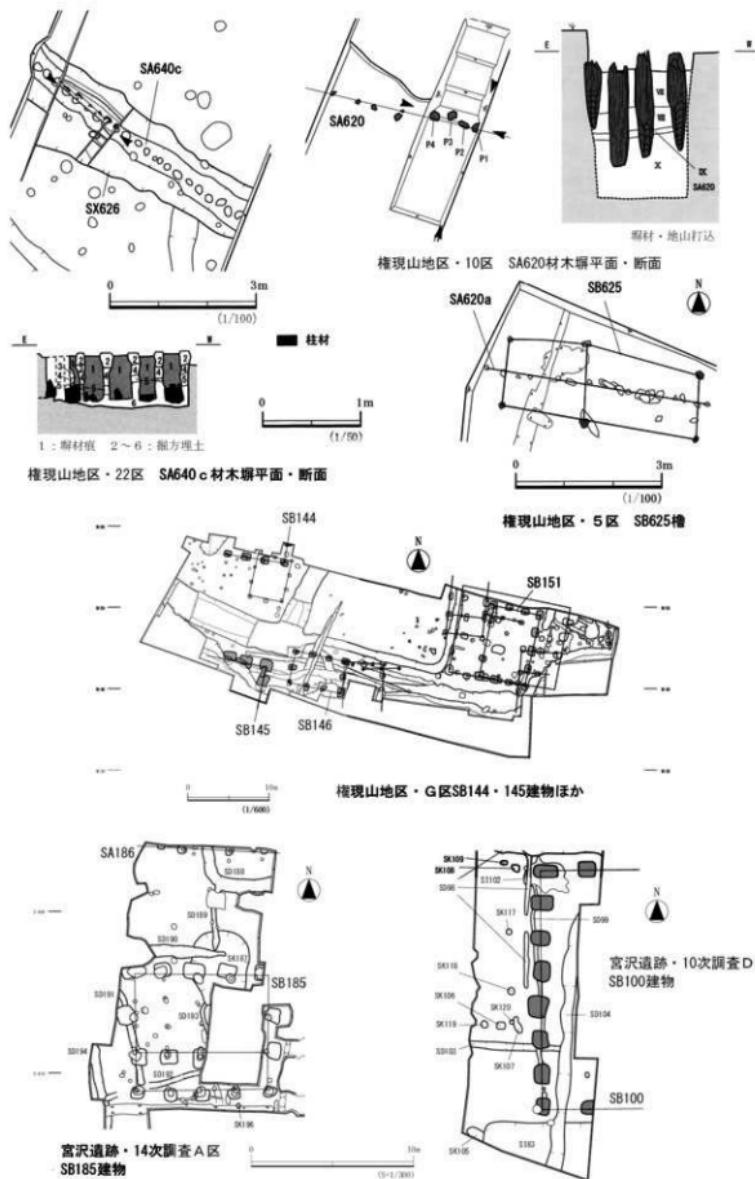
- 1 大崎市教育委員会 2007『権現山遺跡』宮城県大崎市文化財調査報告書第2集
- 2 大崎市教育委員会 2020『宮沢遺跡』宮城県大崎市文化財調査報告書第39集
- 3 大崎市教育委員会 2022『三輪田遺跡・権現山遺跡・朽木橋遺跡』宮城県大崎市文化財調査報告書第42集
- 4 大谷 基 2019「7世紀後半から8世紀前半にかけての大崎地域の城柵官衙遺跡」『第45回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- 5 佐藤 優 2003『三輪田遺跡・権現山遺跡の概要』『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- 6 古川市教育委員会 1980『三輪田遺跡』宮城県古川市文化財調査報告書第4集
- 7 古川市教育委員会 1992『宮沢遺跡第5次調査』『名生館官衙遺跡XII』宮城県古川市文化財調査報告書第11集
- 8 古川市教育委員会 1993『宮沢遺跡第6次調査』『名生館官衙遺跡XIII』宮城県古川市文化財調査報告書第12集
- 9 古川市教育委員会 1994『宮沢遺跡第7次調査』『名生館官衙遺跡XIV』宮城県古川市文化財調査報告書第13集
- 10 古川市教育委員会 1995a『宮沢遺跡第8次調査』『名生館官衙遺跡XV』宮城県古川市文化財調査報告書第19集
- 11 古川市教育委員会 1995b『宮沢遺跡第10次調査』『平成7年度宮城県遺跡調査成果発表会要旨』
- 12 古川市教育委員会 1996『宮沢遺跡第11次調査』『名生館官衙遺跡XVI』宮城県古川市文化財調査報告書第21集
- 13 古川市教育委員会 1997『宮沢遺跡第12・13次調査』『名生館官衙遺跡XVII』宮城県古川市文化財調査報告書第22集
- 14 古川市教育委員会 1998『宮沢遺跡第14次調査』『名生館官衙遺跡XVIII』宮城県古川市文化財調査報告書第23集
- 15 宮城県教育委員会 1980『宮沢遺跡』『東北自動車道遺跡調査報告書III』宮城県文化財調査報告書第69集
- 16 宮城県教育委員会 1985『古川市宮沢遺跡』宮城県文化財調査報告書第105集
- 17 八木光則 2022『多賀城と大崎平野の城柵』『古代城柵と地域支配』同成社
- 18 柳澤和明 2007『「玉造柵」から「玉造塞」への名称変更とその比定遺跡』『宮城考古学』第9号 宮城県考古学会

第2図 三輪田遺跡・椎現山遺跡全図 (文版3)

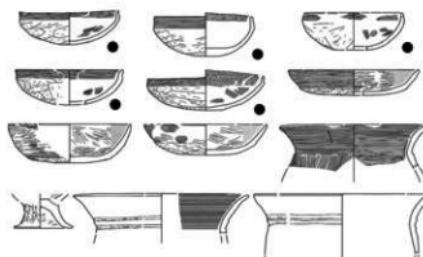
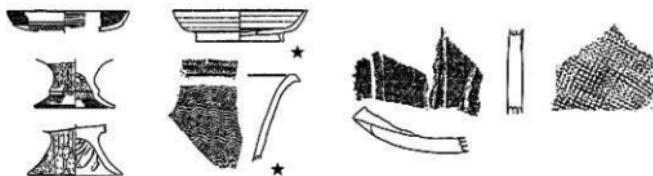




第3図 宮沢遺跡全体図 (文献2に加筆)



第4図 各遺跡遺構図 (文献文献3・5・11・14から作成)



三輪田遺跡出土遺物



中空円面鏡



無脚鏡



(SD955河川)

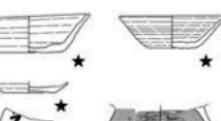
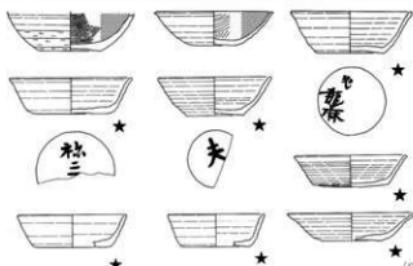


円面鏡



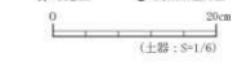
(SD601溝)

権現山遺跡出土遺物



須恵器

関東系土師器



○

20cm
(土器: S=1/6)

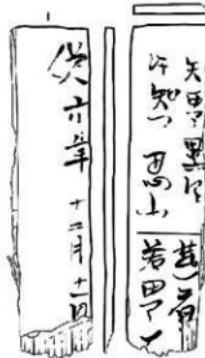
宮沢遺跡出土遺物



「大住カ」
□□團
「宮内省」
□□團

0 6 cm
(S=1/2)

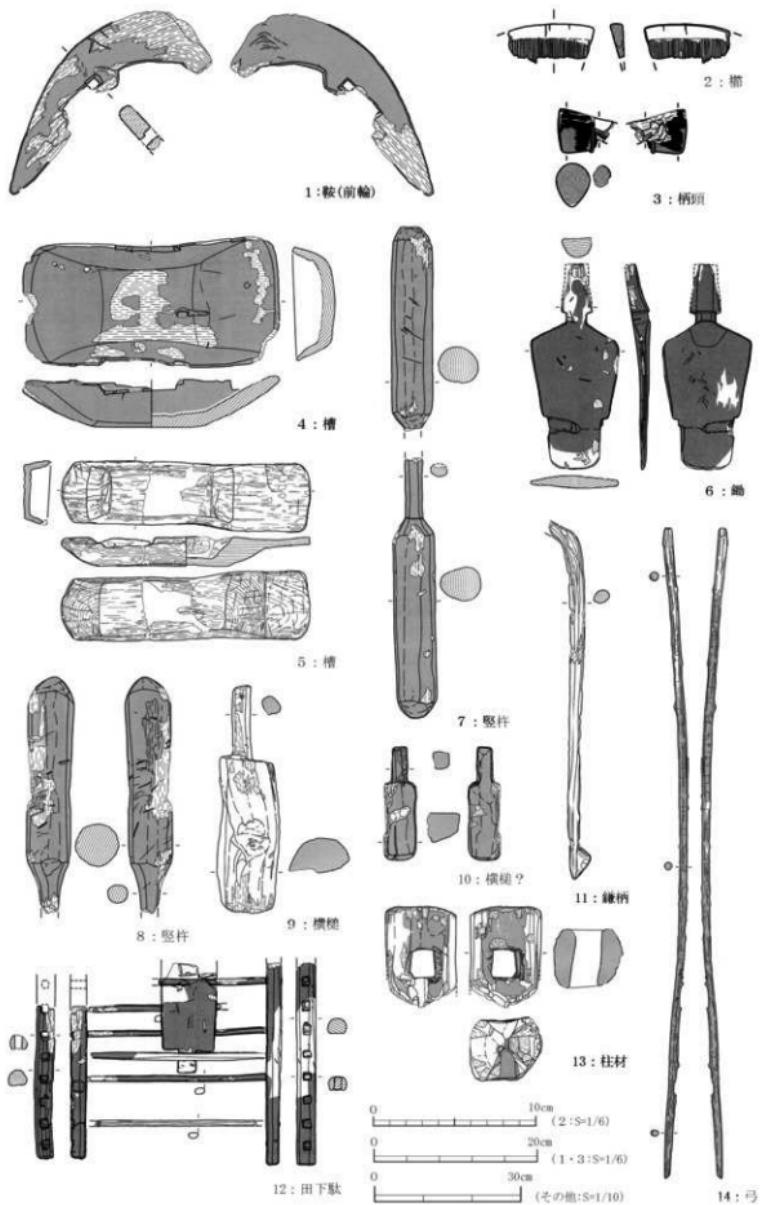
三輪田遺跡出土木簡



・從六年
汗カ
矢田マ黒□
忍山
若田マ□
今力
十二月十一日

権現山遺跡出土木簡

第5図 出土遺物 (文献3・4・5・7・13から作成)



第6図 SX635・636出土木製品（文献3から作成）

にいたのさく
だんごやまにし
新田柵跡・団子山西遺跡

大崎市教育委員会 大谷 基

所 在 地 新田柵跡：宮城県大崎市田尻大嶺・八幡ほか、団子山西遺跡：

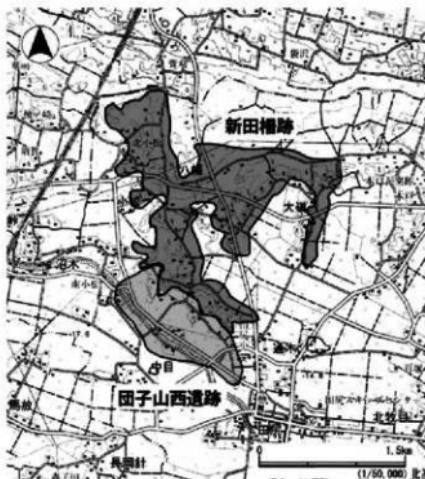
宮城県大崎市田尻中目ほか

立地環境 新田柵跡：田尻川北岸の清滝丘陵南東部標高 18 ~ 46 m の丘陵から沖積地、団子山西遺跡：清滝丘陵南面の標高 15 m 前後の冲積地

発見遺構 新田柵跡：築地塀、土壙、材木塀、道路、掘立柱建物、堅穴建物、井戸など、

団子山西遺跡：材木塀、道路、掘立柱建物、堅穴建物、土器埋設遺構、流路など

年 代 8世紀前半～9世紀前半



第1図 新田柵跡及び団子山西遺跡の位置

遺跡の概要

【新田柵跡】 JR 古川駅から北東約 7 km の田尻字大嶺・八幡ほかの低丘陵から沖積地に立地する（第1図）。昭和 30 年頃から城柵跡と考えられ、その後の踏査成果や木戸窯跡から採集された文字瓦の分析などから八幡地区を中心にして『続日本紀』の天平 9 (737) 年条にみえる「新田柵」に比定された。平成に入ると、築地や大溝の断面図作成といった考古学的な調査が行われ、その後、開発工事に伴う発掘調査のほか、学術調査が継続的に実施されている。調査の結果、東西約 1.5 km、南北約 1.7 km の範囲が築地塀もしくは土壙で囲まれ、西辺の南側に八脚門、南端に櫓が設けられた。内部は、計画的に配置された掘立柱建物群や材木塀などがあり、それらを中心に土器や瓦、円面鏡が出土した。さらに、瓦には多賀城創建期のものが一定量含まれることから、遺跡は「新田柵跡」と考えられるようになった。

外郭区画施設は北辺西側 (F・I 地点) が築地塀で、西辺と南西隅 (K 地点) は築地塀の可能性が高い。北辺東側や東辺北側は、C 地点を中心として土手状の高まりが良好に残っており、築地塀または土壙と考えられる。南辺は調査で確認できず、東辺南側 (A 地点と M 地点の間) は未調査である。前者は南西隅の状況から築地塀とみられ、後者は低地であるため材木塀とみておきたい（第3図）。これらに伴う施設として西辺南側で西門、北辺西側で北門の一部を確認した。後者は八脚門の可能性があり、その場合、外郭西門と北門は八脚門となる。また、西門は火災で焼失した後、より高い場所に移築されており、それぞれ 1 度建て替えられた (SB100AB → SB150AB)。ほかに南西隅で櫓を確認している（第4図）。

内部では掘立柱建物や堅穴建物、道路、土坑、溝などを検出した。特に、南西部は東側の 3 ~ 5 次調査区で南北 5 間以上の四面廻建物など、古期外郭西門内側（1 次調査区）で柵内へ入る道路とその南北で 5 間以上の東西棟、南側（6 ~ 9 次調査区）で 11 × 2 間の東西棟長舎とそれに並ぶ 5 × 2 間の東西棟や三面廻以上の建物などを確認しており、大型建物が集中し、計画的に配置された状況がわかってきていている（第4図）。中でも南側は 5 時期の変遷が捉えられた（第5図）。これに外郭西門の成

果を加えると、南西部の遺構は1期：8世紀前半、2期：8世紀中頃～後半、3期：8世紀末～9世紀前半の3期に大別され、2期末に古い西門が焼失したとみられる。これらの東には南北方向の材木塀があり、こうした建物群を画したと考えられる（第4図）。また、これらの北に位置する大嶺八幡神社周辺は、削平で遺構は確認できなかったものの、遺跡内で最も多く瓦が出土する（第6図）。後述する团子山西遺跡で確認した南北大路の延長上にあたることから、神社が建つ丘陵平坦部に瓦葺建物を含む中心施設（政庁）が置かれた可能性が高い。

こうした遺構を中心に土師器・須恵器・瓦、円面鏡や戸籍の断片とみられる漆紙文書などが出土した（第6～8図）。瓦（第6図）は多賀城創建期のもの（1）と8世紀後半以降のもの（2～5）に分けられる。また、外郭北辺にあるSI73b 穫穴建物は8世紀後半に火災で焼失しており、床面を中心多様な一括遺物が出土した（第7図）。

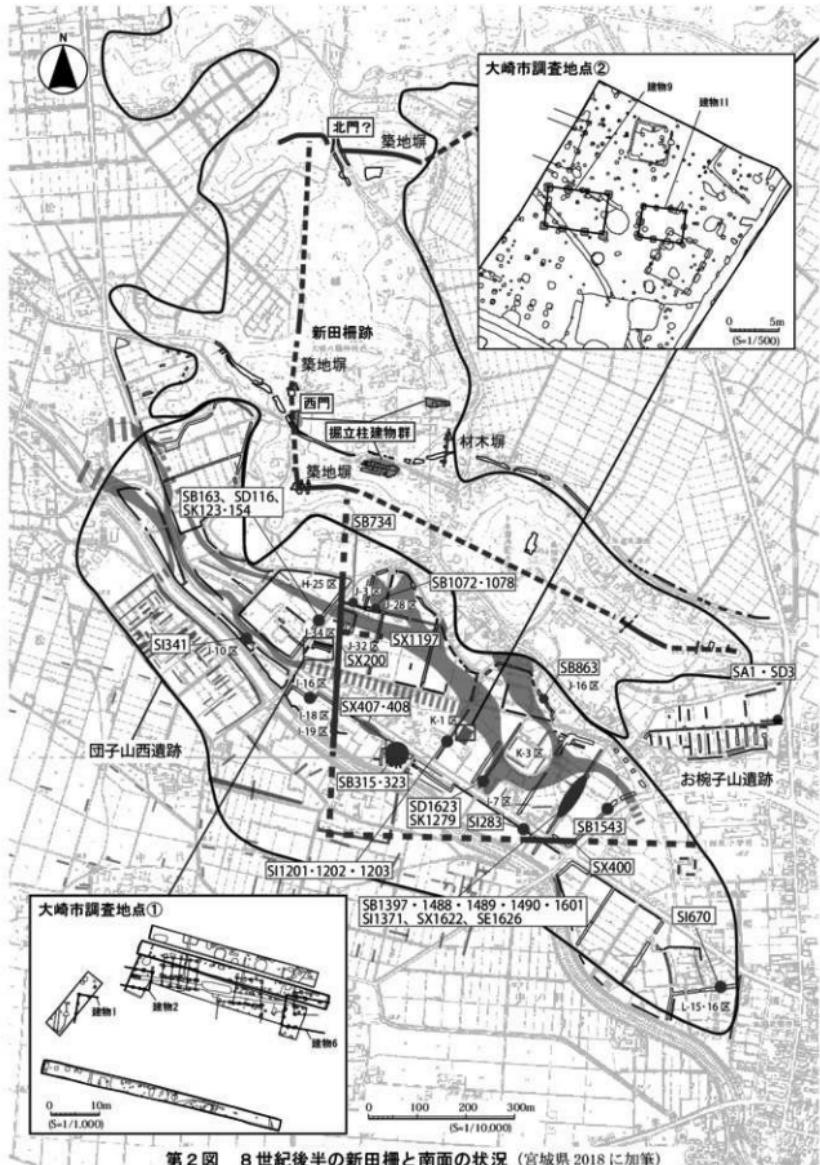
【团子山西遺跡】 田尻小松・大嶺・中目・通木に所在する。江合川水系田尻川両岸の清滝丘陵南面に広がる沖積地に立地しており、北側に新田柵跡が隣接する。古代遺構は道路3条、掘立柱建物20棟、竪穴建物13棟、井戸3基などを確認した（第2図）。南北道路（SX200）は幅が8.0～9.0mあり、新田柵へ通じる大路と考えられる。その東で検出した2条の東西道路（SX400・1197）は幅が6.0m前後で、南北に約435m離れる。後者は南北道路に接続するため、前者も同様であった可能性が高く、南北大路は新田柵南辺から南に710m以上延びるとみられる（註1）。道路の方向は真北もしくはそれに直交しており、年代は8世紀後半～9世紀前半である。

8世紀前半に新田柵が創建されると、南ふもとの团子山西遺跡やお椀子山遺跡に掘立柱建物を中心とする居住域が形成された。掘立柱建物は、8世紀後半に柵へ通じる道路が施工されると数が急増し、方向はそれに合わせている（第2図）。その後、9世紀後半に道路が廃絶すると、掘立柱建物はなくなり竪穴建物のみとなる。したがって、両遺跡は密接に関わりながら変遷したとみられ、特に道路が施工・維持された8世紀後半～9世紀前半は一体的に機能したと考えられる。これらの遺構を中心に須恵器稜塊や水瓶、鏡などが出土した（第9図）。こうした遺構・遺物の様相から、团子山西遺跡やお椀子山遺跡は一般集落と異なり、居住者は新田柵に勤務した官人や兵士、およびそれらを支えた人々と考えられる。中でも南北大路東側のI-9区は、8世紀末～9世紀前半に5間建物や縦柱建物などがコ字型に配置されており、新田柵に勤務した官人でも最上位クラスの館の可能性が指摘されている（宮城県2018）。

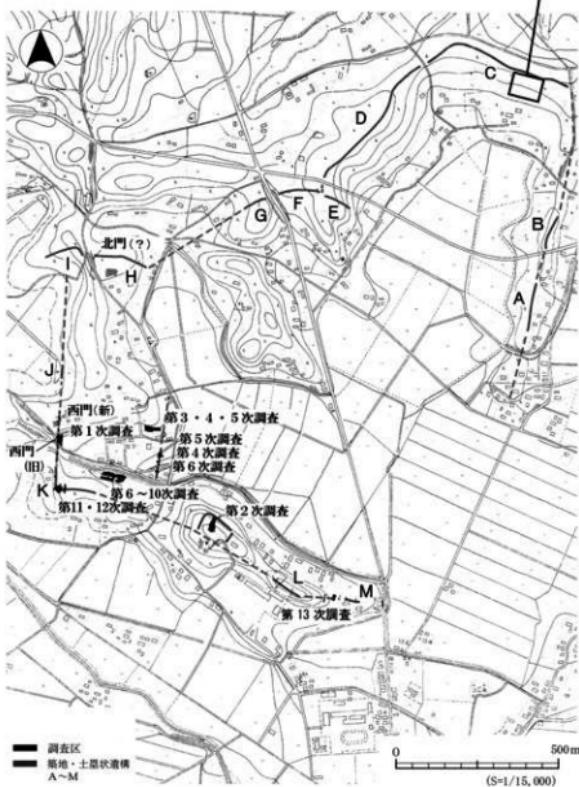
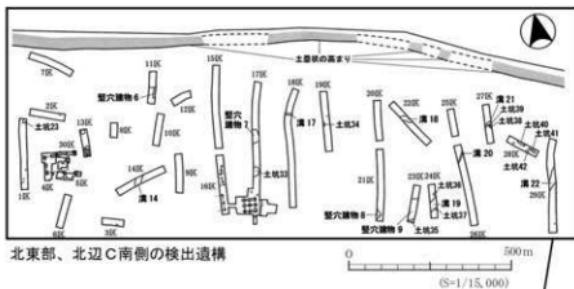
註1 南北道路と新田柵南辺の交点には、外郭南門が想定されるが未調査である。一方、南北道路の想定ラインをさらに北に延ばすと、北門とみられる建物付近に至ることからその可能性が高まった。

関連文献

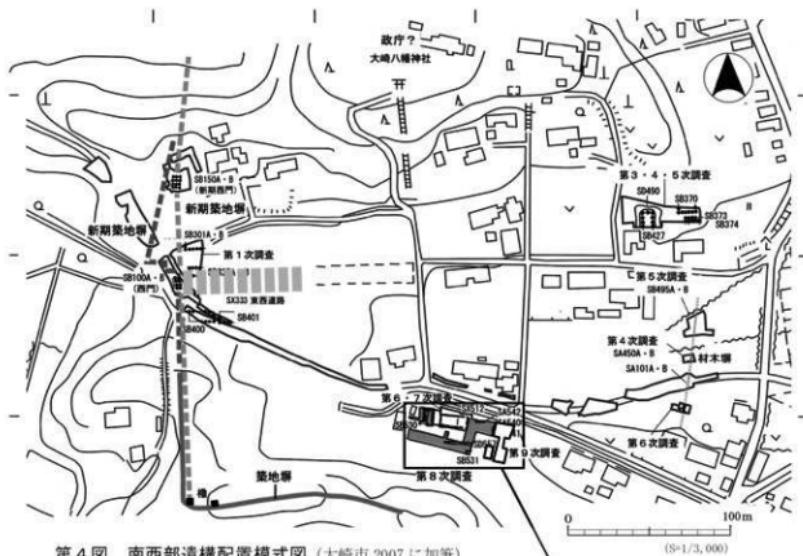
- 大崎市教育委員会 2007～2012『新田柵跡推定地10～14』大崎市文化財調査報告書第1・5・7・12・15・17集
大崎市教育委員会 2015『文化財年報Ⅷ』宮城県大崎市文化財調査報告書第22集
大崎市教育委員会 2020『新田柵』宮城県大崎市文化財調査報告書第38集
田尻町教育委員会 1998～2004『新田柵跡推定地1～5、VI～IX』田尻町文化財調査報告書第3～11集
内藤政恒瓦資料研究会 2013『宮城県を中心とする内藤政恒瓦資料（2）』『宮城考古学』第15号 宮城県考古学会
内藤政恒瓦資料研究会 2015『宮城県を中心とする内藤政恒瓦資料（3）』『宮城考古学』第17号 宮城県考古学会
宮城県教育委員会 1991「八幡遺跡・大嶺八幡遺跡」『合戦原遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第140集
宮城県教育委員会 1992a「金鉢神遺跡」「金鉢神遺跡ほか」宮城県文化財調査報告書第150集
宮城県教育委員会 1992b「大嶺八幡遺跡」「金鉢神遺跡ほか」宮城県文化財調査報告書第150集
宮城県教育委員会 2018『团子山西遺跡Ⅰ』宮城県文化財調査報告書第248集
宮城県教育委員会 2020『团子山西遺跡Ⅱ』宮城県文化財調査報告書第252集



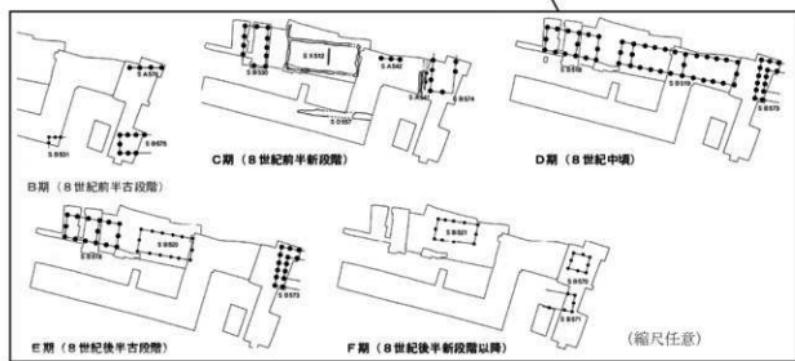
第2図 8世紀後半の新田柵と南面の状況（宮城県2018年加筆）



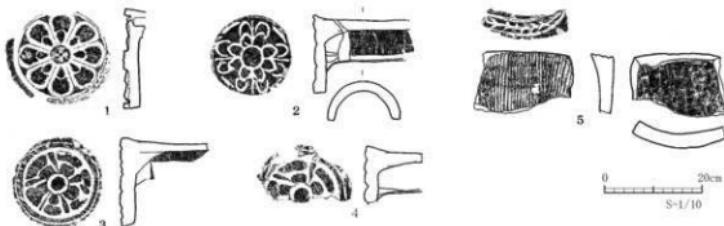
第3図 新田柵跡と北東部の検出遺構（大崎市 2015・2020 から作成）



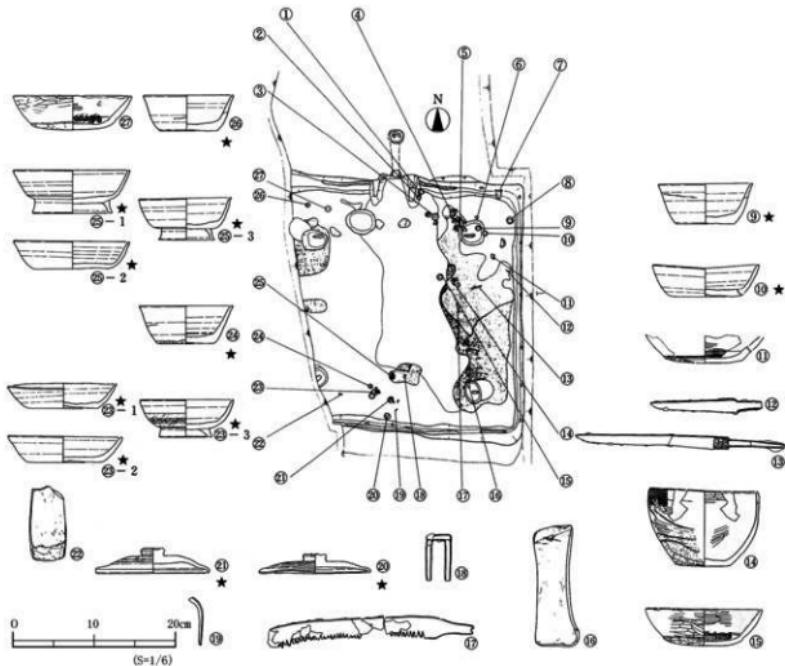
第4図 南西部造構配置模式図（大崎市2007に加筆）



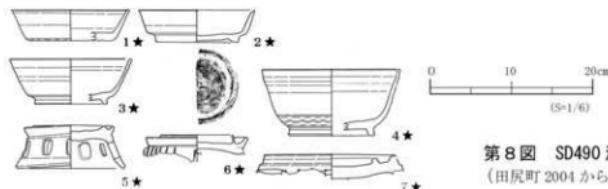
第5図 南西部南側（第6次～第9次調査区）造構配置模式図（大崎市2008から抜粋）



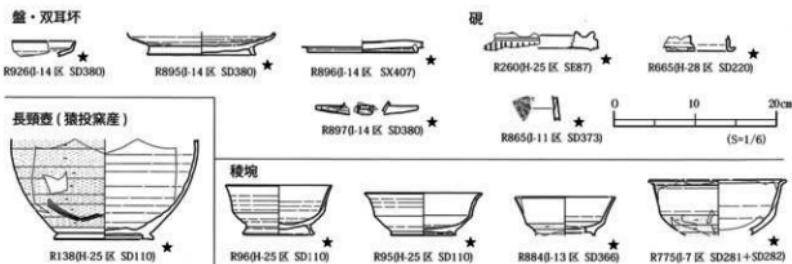
第6図 大崎八幡神社所蔵瓦（田尻町2002から抜粋）



第7図 SI73b 竪穴建物遺物出土状況 (田尻町 1998に加筆)



第8図 SD490 溝出土土器
(田尻町 2004から抜粋、加筆)



第9図 団子山西遺跡出土官衙の器種と硃 (宮城県 2018に加筆)

ひなた しおやまうら 日向館跡、城山裏土塁跡

涌谷町教育委員会 二瓶雅司

所在地 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字日向町、福沢、
八幡山ほか

立地環境 大崎平野東縁、江合川左岸の標高 9 ~
45 m の丘陵上

発見遺構 堀立柱建物、堀立柱列、材木塀、土塁、
土坑、溝など

年代 8 世紀 ~ 9 世紀

遺跡の概要

日向館跡は、JR 涌谷駅から北東へ約 1.1km に位置する（第 1 図）。遺跡は、涌谷町の中央で北西から南東へ連なる笠岳丘陵の南端部、標高約 9 ~ 45 m の丘陵尾根筋に立地し、県指定神明社の境内を頂部とする。西方には、大崎平野を西から東へ流れる江合川が貫流している。

涌谷町域は古代陸奥国小田郡に含まれる。『涌谷町史上巻』は、神明社一帯の地域に小田郡に関連する公的な施設があったと推測した。近年、神明社境内やその周辺で古代の瓦が採集されていたことから、改めて古代の官衙関連施設が周辺にあるのではないかと注目されている。日向館跡から約 0.5km 北の丘陵上には、東西方向に延びる 2 条 1 組の「土壘状の高まり」が確認される城山裏土塁跡、それと一連の高まりとみられる八方谷遺跡があり、空撮写真や赤色立体地図などから、これらの遺構は一部途切れながらも東西約 1.2km にわたり続くことが考えられた。また、約 1.6km 北には、天平產金に深く関連する奈良時代の佛堂跡が確認された国史跡黄金山產金遺跡がある（第 1 図）。さらに、本遺跡周辺の黄金追跡、日向町遺跡、福沢遺跡では、古代の瓦などが採集されている。

1. 調査の概要

城山裏土塁跡に関する調査は、平成 19 ~ 22 年に実施している。平成 19 年は、城山裏土塁跡や八方谷遺跡で確認されていた「土壘状の高まり」の踏査を実施した。城山裏土塁跡では 5m 前後の間隔で平行して延びる 2 条 1 組の「土壘状の高まり」が東西約 450 m にわたって分布し、八方谷遺跡でも同様の高まりが約 150 m の長さで分布することを把握した。そして平成 20 年には、この 2 つの遺跡周辺をボーリング調査し、高まりの間の溝状の凹みには十和田 a 火山灰が堆積していることを確認した。この結果を受けて、平成 21 ~ 22 年に城山裏土塁跡に分布する「土壘状の高まり」の確認調査を実施し、その高まりや凹みが奈良・平安時代頃の土壘・堀であることを確認した（第 2 図）。

日向館跡に関する調査は平成 26 年度に実施している。遺跡の南西端で集合住宅新築工事が予定されたことから、遺跡の遺存状況を確認するため確認調査を実施した。その結果、奈良・8 ~ 9 世紀代とみられる堀立柱建物や堀立柱列のほか、材木塀、溝などを確認した（第 4 図）。また、平成 21 年には東北歴史博物館などが分布調査を行い、古代の瓦を採集している（第 3 図）。



第 1 図 日向館跡・城山裏土塁跡の位置

2. 調査成果

日向館跡の調査では、掘立柱建物、掘立柱列、材木塀、溝などを検出した（第4図）。堆積土の状況や出土遺物から、主な遺構の年代は、十和田a火山灰降灰以前の8～9世紀と考えられ、遺構の新旧関係から少なくとも3時期以上の変遷が認められた。また、これらの遺構は丘陵南端の緩斜面に密集して確認されたことから、同様の地形が広がる調査区の東西や南方にもさらに広がると考えられる。

特に、調査区の南部・北部で検出した2棟の掘立柱建物は、SB1が5間以上×2間以上、SB4は5間×3間となる大型の南北棟であり、方向が真北から東へ少し傾き、西側柱列の筋がほぼ揃う。また、柱穴の長辺が1m以上で柱間寸法が2.4mと共通する。SB1は、同位置で建て替えられており、この場所は計画的な建物配置が一定期間存続した様子が窺える。

城山裏土壘跡の調査では、土壘や堀などを検出した。堆積土の状況や出土遺物から、遺構の年代は十和田a火山灰降灰以前の8～9世紀とみられる。土壘や堀は、各々2時期の変遷が認められた。a期の土壘は、基本的に削出しの基盤の上に積土・盛土を行っている。b期の土壘はa期の土壘を削り、堀を埋戻して基礎をつくりその上に土壘を構築したが、南側での本体を版築状に丁寧に積み上げ、ほぼ垂直に立ち上がるのに対し、北側は整地・本体とも南側ほど丁寧ではない傾向が窺えた（第5・6図）。

以上のことから、トレーニング5～6の間（約450m）で部分的に確認できる2条1組の「土壘状の高まり」やその間の「構状の凹み」は、東西に延びる丘陵尾根筋から北斜面にかけて造られた一連の土壘・堀で、全体を通して造り直しが行われたと考えられる。また、これらの区画施設はトレーニング6より東では部分的・痕跡的にしか確認できないものの、さらに東へ延び八方谷遺跡の土壘につながって一連の施設を構成し、広い範囲を囲んだ可能性が考えられる。

3. まとめ

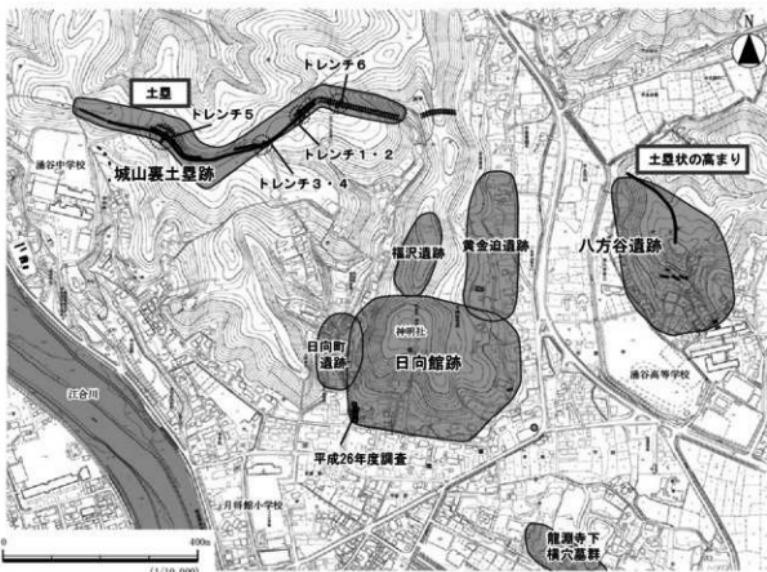
日向館跡で確認した大型建物群は計画的に配置され、一定期間存続したことがわかった。城山裏土壘跡の調査で確認した土壘や堀もまた古代の遺構であり、両者は同時期に機能した可能性がある。こうしたあり方は、城柵官衙遺跡と共に、日向館の大型建物群は実務官衙域、あるいはそれより格式の高い建物群を構成したとみられる。

東山官衙遺跡や城生柵跡など、黒川以北十郡域の城柵・官衙遺跡は、8世紀後半になると、政庁一内郭：実務官衙域－外郭：住居域の三重構造となることが指摘されている（文献3）。それにに基づくと、城山裏土壘跡から八方谷遺跡へ続く約1.2kmの土壘・堀は外郭施設、そのほぼ中央に位置する日向館跡周辺であり、その中でも古代瓦が出土した神明社一帯に政庁が置かれた可能性が考えられよう（文献2）。こうしたことから、外郭北辺から日向館跡の調査地点までの、少なくとも東西約1.2km、南北約0.6kmの範囲は城柵官衙の内部であり、それに係わる施設が展開した可能性が考えられる。

奈良時代中頃の小田郡は律令国家の東辺にありながら、天平産金をはじめ、軍團が置かれるなど、陸奥国の中で重要な役割を果した。日向館跡から採集された丸瓦は多賀城創建期の初期段階に位置づけられ、平瓦は仙台市郡山II期官衙期に相当するという指摘がある（第3図、文献2）。日向館跡と城山裏土壘跡は、一体となって城柵の機能を有した小田郡家と考えられたが、発掘は北辺の外郭区画施設と内部官衙施設の点的な調査にとどまる。外郭区画施設（西・東・南辺）と内郭区画施設の位置と構造、内部における官衙施設の内容や年代の把握については、これから課題である。小田郡における城柵・官衙遺跡の実態解明に向け、引き続き調査や研究に取り組んでいきたい。

関連文献

- 相原淳一・谷口宏充・千葉達朗 2019「赤色立体地図・空撮写真からみた城柵官衙遺跡—宮城県石巻市桃生城跡・涌谷町日向館跡とその周辺—」『東北歴博館研究紀要』20
- 相原淳一・二瓶雅司 2022「宮城県涌谷町日向館跡・中野遺跡の調査」『東北歴史博物館研究紀要』23
- 村田晃一 2015「版図の拡大と城柵」『蝦夷と城柵の時代』東北の古代史3 吉川弘文館
- 涌谷町史編纂委員会 1965『涌谷町史 上』
- 涌谷町教育委員会 2010「城山裏土塁跡」『第36回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 涌谷町教育委員会 2011「城山裏土塁跡」『第37回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 涌谷町教育委員会 2015「日向館跡」『第41回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 涌谷町教育委員会 2016「日向館跡・城山裏土塁跡」『第42回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』

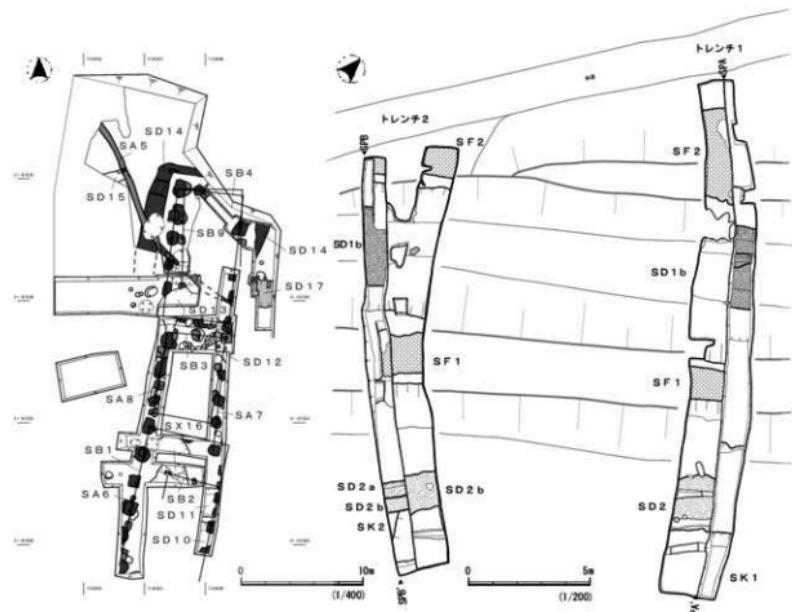


第2図 日向館跡・城山裏土塁跡・八方谷遺跡など古代の主な遺跡と調査位置図（文献8に加筆）



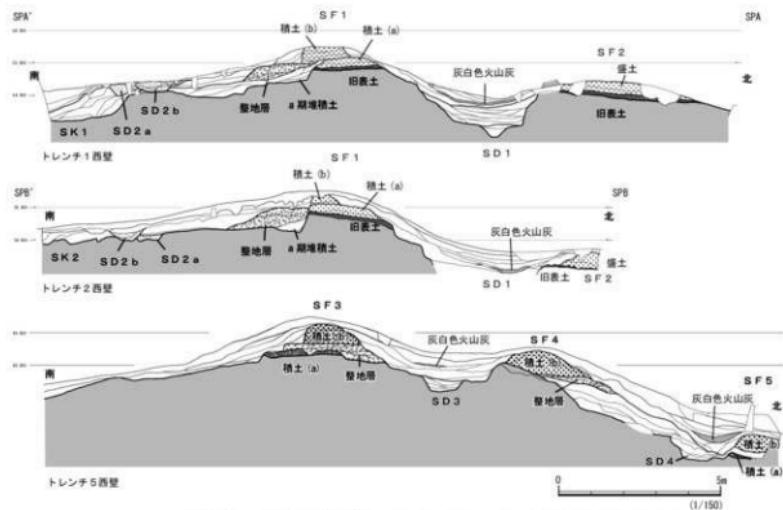
1：丸瓦【凸面：平行叩き目、凹面：布目痕】 2・3：平瓦【凸面：格子叩き目、凹面：竹管状模骨痕・布目痕】

第3図 日向館跡で採集された瓦（文献1・2から作成）



第4図 日向館跡 平成26年度全体図
(文献8)

第5図 城山裏土塁跡 トレンチ1・2全体図
(文献8)



第6図 城山裏土塁跡 トレンチ1・2・5断面図 (文献8)

所在 地 宮城県黒川郡大和町吉岡東字柴崎、吉田字桧木、下道下地内

立地環境 吉田川左岸の標高 16 ~ 20 m の河岸段丘

発見遺構 堀立柱建物、堅穴建物、材木塀、大溝、道路、区画溝、溝、土坑、土器集積遺構など

年 代 南部集落：7世紀末～8世紀前半
東部官衙：8世紀後半～9世紀初頭
西部集落：7世紀末～9世紀

遺跡の概要

一里塚遺跡（吉岡東官衙遺跡）は仙台平野と大崎平野の間に横たわる大松沢丘陵の南側に位置し、東流する吉田川の河岸段丘上にある（第1図）。遺跡規模は東西 1.1km、南北 0.8km と広大で、西側は南北に走る国道4号線、南側は主要地方道大利・松島線、北側から東側は主要地方道塩釜・吉岡線に囲まれた範囲である。このうち西側の国道4号線は旧奥州街道で、「一里塚遺跡」の名称は遺跡西南端の4号線沿いにかつて存在した近世の一里塚に由来するものである。

1988（昭和63）年～1998（平成10）年、吉岡東土地区画整理事業に係る工業団地造成や道路拡幅等の工事に伴う継続的な発掘調査が実施された。調査の結果、旧石器時代から江戸時代にかけての遺構・遺物が発見され、このうち主体を成す奈良・平安時代の遺構・遺物については（1）遺跡南部にある、溝と塀で囲まれた堅穴建物と掘立柱建物の一群、（2）遺跡西部にある、堅穴建物と少數の掘立柱建物の一群、（3）遺跡東部の、方形に塀で囲まれた建物を中心とした掘立柱建物群、の3群に分けられた（第2図）。このうち（3）の遺跡東部の群では、東西 58 m、南北 54 m 以上の方形に巡る材木塀と、その南辺と東辺に設置された棟門が検出され、塀の内には中央の空闊地を取り囲むように倉庫群が規則的に配置されている状況が確認された。こうした建物配置のあり方や、倉庫群周辺から炭化米が出土していることなどから、この区域は郡家や駅家などの古代の官衙施設に伴う正倉院と考えられた。このため、この一角については1996（平成8）年に「吉岡東官衙遺跡」の名称で宮城県の指定史跡として登録され、工事対象地から除外され保存整備され現在に至っている（第2・3図）。

1. 遺跡の変遷

一里塚遺跡の遺構群については、一連の調査成果から大別3時期の変遷（第12図）を辿ったと考えられている（宮城県教委1999、大和町教委2003）。I期（7世紀末～8世紀前半）、II期（8世紀後半～9世紀初頭）、III期（9世紀初頭前後）で、I期は官衙形成以前の大溝と材木塀からなる防衛施設を伴う集落で、堅穴建物が主体である。II期は官衙の形成期で、8世紀後半を中心とするII A期と、その後の建替えや建て増しによるII B期の2小期に細分される。III期は官衙廃絶期で遺構が激減する時期で、官衙施設の存続期間は短く、9世紀前半で終焉を迎えたとみられる。以下、各時期の概要を記述する。



第1図 一里塚遺跡（吉岡東官衙遺跡）の位置

I期（7世紀後半～8世紀前半）一集落期

(1) 南部（3次調査C区、47次調査区）に、材木塀と大溝からなる区画施設が巡り、その内部に堅穴建物と掘立柱建物で構成された集落が形成された時期である。(2) 西部（3次調査A区）でも同時期の遺構が確認されているが区画施設との関係は不明である。なお、報告書ではこの集落について「環濠集落」の語を用いているが、現在は「囲郭集落」（村田2002）の呼称が用いられることが多い。

発見された大溝（SD09+SD3304）と材木塀（SA01+SA34）は、屈曲して張り出し部を有するなど、防御性の高い区画施設を構成している。区画施設内側では北関東に類例のみられる構築技術によるカマドや貯蔵穴を有するSI14b堅穴建物（第4図）が確認され、関東系土師器（第5図）も出土するなど、この集落の住人が関東地方と密接な関係にあったことを示唆している。また、I期の中でも7世紀末～8世紀初頭までは建物の方位が北で東に振れた方位をとるが、8世紀前半には掘立柱建物の方位が真北に齊一化され、区画施設も解消された可能性が指摘されている（宮城県教委1999）。こうした堅穴建物と掘立柱建物が共存する集落の出現と展開の過程は、官衙建設に先行して設置された防御的区画施設を有する移民集落の特徴の一つとされる。すなわち、一里塚遺跡I期の集落は、次にみるII期の正倉院を擁した「吉岡東官衙」造営の準備段階として評価されている（大和町教委2003）。

II期（8世紀後半～9世紀初頭）一官衙正倉期

(3) 東部（12・18次調査）で発見された倉庫風建物群は官衙＝黒川郡家の正倉院の一部とみられている（大和町教委2003 p. 179）。当該時期の遺構群はII A・Bの2時期に分かれる（第6図）。

II A期：材木塀（SA1820）が東西59m、南北54m以上（想定復元は門を中心として全長94m）の矩形の範囲を囲むと推定（大和町教委2003 p. 166）され、その南辺と東辺中央に門（SB1822、SB123）が付く。材木塀内側には中央の空闊地を取り囲むように掘立柱建物7棟（総柱式3、布掘総柱式1、床東を伴うもの2、側柱式1）が規則的に配置され、材木塀外側南東には掘立柱建物7棟（布掘総柱式1、側柱式6）が配置されていた。東側を正面とし左右対称の建物配置を想定するならば、材木塀内側には特殊な布掘総柱式建物（SB09）を中心に13棟の倉庫群が軒を連ねていたと推定される。

II B期：材木塀（SA1820）内側の建物群は同位置同規模で建て替えられ、塀の外側には床張りの建物が南側に5棟、西側に3棟増設された時期である。倉庫群の範囲が拡大し、建物群周間にクランク状の区画溝（SD2551）が巡らされている。一方、II A期の材木塀外側南東の掘立柱建物群は廃され、道路（SX2939）が設置された。さらにクランク状の区画溝の南西外側には床東をもつ建物（SB2513）と井戸（SE2501）（第7図）が付設され、官衙に開けた深い墨書き土器を含む多くの土器が周辺から出土している。この時期の材木塀内側の建物とそれに隣接する南側の建物群の一部は火災によって焼失し、その一部の柱痕跡（SB08・09）からは炭化木が出土した。

III期（9世紀初頭前後）一官衙正倉廃絶期

火災により材木塀（SA1820）内側のII B期の建物群が焼失した後、倉庫群が再建されることなく、小規模な建物（SB1806・09・10）や堅穴建物（SI1800）のみとなり、その西側に外周溝を伴う建物（SB2528）が設置された時期である（第8図）。これらの遺構は、郡家中枢の施設ではなく短期間で廃絶したものと考えられるが、官衙に開けた深い「官」等の墨書き土器を含む土器が周溝（SD2541・2542）から出土している（第9図）。北東方向600mに位置する44次調査区（県道吉岡・鶴巣線拡幅工事）では8世紀後葉から9世紀中葉の官衙に関連するとみられる規模の大きな掘立柱建物群（SB05、SB08）や材木塀（SA23）が発見されている（宮城県教委1999 pp. 10-23）ことから、郡家機能は別地点で維持継続された可能性が高いとみられる。

2. 各時期の特徴と性格

I 期

集落の立地：I 期の集落は II 期官衙正倉域を挟んで南部と西部の 2 つのエリアに分かれて確認された。両エリアの間に介在する II 期官衙正倉域は微高地上にあり、集落立地上好条件を満たしているにもかかわらず I 期の遺構は東部には分布していない。あたかも II 期の官衙建設地は I 期には予め確保されていて、その周囲に集落が形成されたようにみえる。このような状況は一里塚遺跡 I 期段階の集落の立地が、官衙＝黒川郡家造営を目的として当初から計画的に設定されたことを示している（第 2 図）。

北関東からの移住者を含む住民構成：一里塚遺跡の I 期に属する竪穴建物出土土器の組成をみると関東系土器師を主とするもの、在地土器師を主とするもの、両者が混在するものの 3 グループに分けられ、関東と東北南部の土器文化の混在がみられる（宮城県教委 1999 p. 146）。このうち関東系土器師を主とするグループの竪穴建物のカマドや貯蔵穴状ピットの特徴について検討した結果、甲信・北関東に類例が多く求められる円筒型土製品を用いたカマドの構築技術（SI14b）、同じく北関東から福島県中・南部地域に類例が多い凝灰岩切石を用いた技術（SI03 新、SI06 新、SI42、SI48、SI54）、北関東地方に類例が求められる蓋据方を持つ貯蔵穴状ピット（SI14b、SI45、SI80）等複数例みられることが注目される（宮城県教委 1999 pp. 135-139）。これら竪穴建物の構造や出土遺物の特徴から、一里塚遺跡 I 期の集落の居住者は、甲信・北武藏を含む北関東地方からの移民であった可能性が指摘されている（宮城県教委 1999 p. 146）。

区画施設の意義と存続時期：さらに、注目されるのは集落を構成する建物の軸方向が I 期の古い段階（7 世紀末～8 世紀初頭）では区画施設と同様、北で東に振れた方位をとるが、官衙完成間近の 8 世紀前半から中葉頃には真北に齊一化され、この段階で区画施設も解消されたとみられることがある。このことは、一里塚遺跡 I 期の集落で防衛的な区画施設が必要とされたのは、在地住民と移住者との間に緊張関係が生じた集落形成直後の一時期だけで、8 世紀前半に郡家造営が順調に進行する過程で区画施設の存在意義は急速に失われたと考えられる（第 10 図）。

東北地方において古代の官衙建設に先行して造営された防衛的な区画施設を伴う集落については、初源期の「柵」の範疇に含めるべき、とする見解がある（熊谷 2004 p. 58）。この見解に従えば一里塚遺跡 I 期の集落は「柵」から官衙への移行・変遷の過程をより明確に捉えられる遺跡ということができよう。

II 期

郡家の構成：調査で確認した II 期の官衙的な遺構群は、黒川郡家の正倉院南半部に相当し、中央の広場を取り囲む形で、東辺の門（SB123）を正面中心として、東向きに建っていたと推定されている（大和町教委 2003 p. 166）。郡府院などは未発見であるが、正倉院が東側向きであることから、東側もしくは北東側の未調査地に郡家中枢施設が展開するものと推定される。II B 期の南北道路（SX2939）は、路面幅が 6 m（側溝芯々で 7 m）で正倉院と郡府院を結ぶ郡家内の通路と考えられる（第 12 図）。

布掘状の掘方を持つ建物：布掘状の柱掘方は I 期の集落内の掘立柱建物にはみられず、II 期になつて出現する構造・工法である。溝状の柱穴掘方建物（SB2515）（第 11 図）の類例として宮城県角田市角田郡山遺跡（伊具郡家）、千葉県日秀西遺跡（相馬郡家）、神奈川県長者原遺跡（都筑郡家）が、溝状柱掘方が長方形に全周する建物（SB2944）の類例として、群馬県原遺跡（駅家）、神奈川県四之宮下郷遺跡（相模国府）等があげられる。いざれの構造とも関東地方の郡家、駅家、国府等で確認できるもので、一里塚遺跡でも郡家造営に際して導入された工法と言える。

III期

有力者居宅への変容：II期の正倉院が火災で焼失した後、跡地に倉庫群が再建されることはなかつた。代わって正倉域西側に外周溝を伴う建物(SB2528ほか)が4棟南北に並ぶように確認されている。この種の建物の性格については、宮城県内でも北部の加美町壇の越遺跡、美里町一本柳遺跡、大崎市团子山西遺跡等に類例がみられる。これらの上部構造は不明ながら、8世紀中葉から9世紀中葉頃の有力者の居宅を構成する施設で、主屋や廬屋としての性格が想定されている(村田2022)。一里塚遺跡のIII期の外周溝を伴う建物についても、郡家正倉院の一画が有力者居宅へと変貌していく姿を示しているのかもしれない。

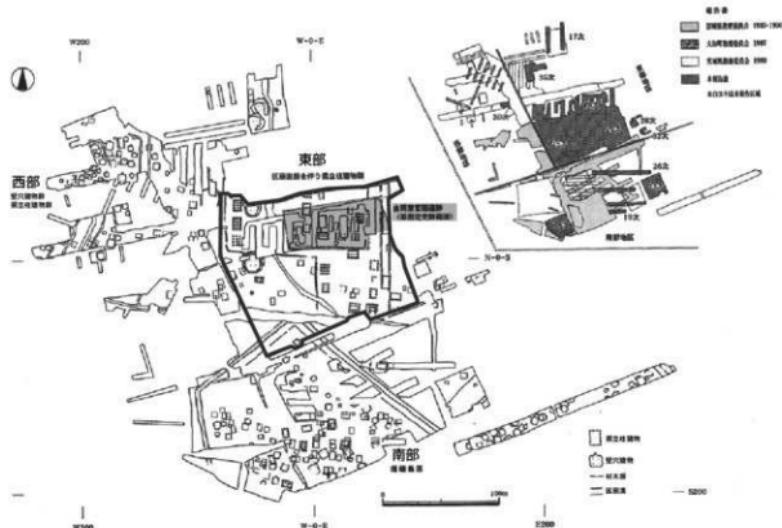
遺跡の広がりと存続期：一里塚遺跡の官衙正倉地区(吉岡東官衙遺跡)の北東方向約600mに位置する44次調査区(県道吉岡・鶴巣線拡幅工事に伴う調査区)では、真北に方位をとる掘立柱建物(SB05、SB08)や材木塀(SA23)が発見されている。これらも黒川郡家～有力者居宅に関連した遺構群とみられ、当該時期の遺跡の広がりが広範囲に及んでいることが予想される。遺跡の存続年代についても底部回転糸切の須恵器坏が主に出土していることからIII期の下限が9世紀中葉まで下る可能性が指摘されている(宮城県教委1999 p.146)。

3.まとめ

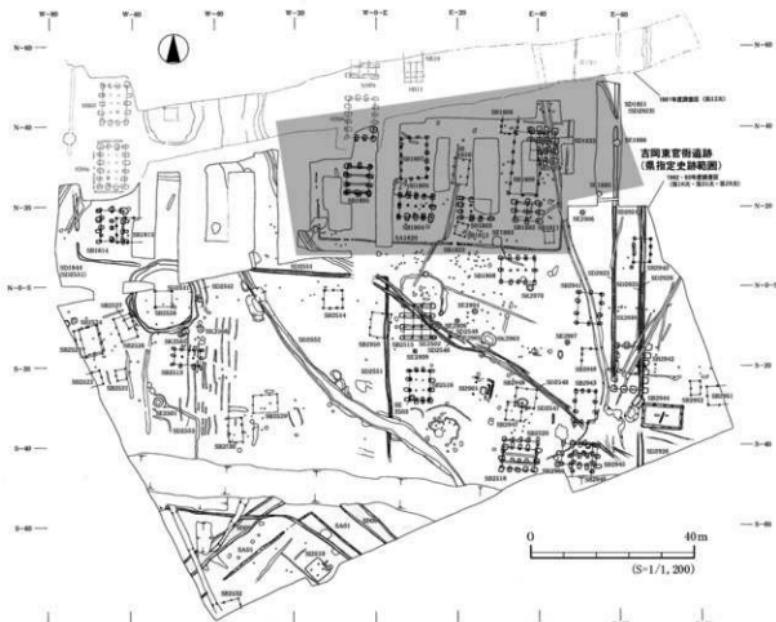
一里塚遺跡に關わる大規模な調査は平成22年以降行われておらず、その後、新たな考古学的知見は付け加えられているわけではない。しかし、過去の一連の調査成果から、7世紀末から9世紀中葉における地域拠点の変遷が、環濠(囲郭)集落→黒川郡家→有力者居宅と典型的な形で追跡できる稀有な遺跡であることを再確認し、現時点でのまとめとしておきたい(第12図)。

関連文献

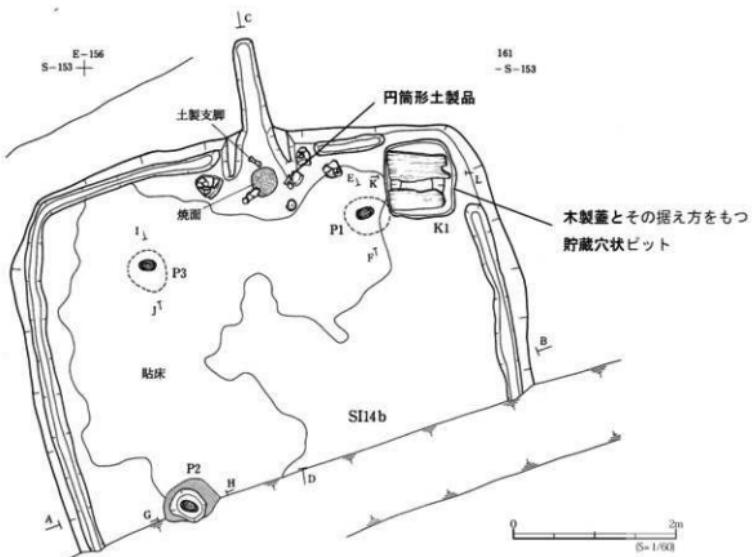
- 熊谷公男 2004『蝦夷の地と古代国家』日本史リーフレット⑩ 山川出版
大和町教育委員会 2003『一里塚遺跡—吉岡東官衙遺跡—』大和町文化財調査報告書第12集
宮城県教育委員会 1989『一里塚遺跡—1・2次—』『亘理町三十三間堂遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第131集
宮城県教育委員会 1990『一里塚遺跡』『寂光寺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第135集
宮城県教育委員会 1999『一里塚遺跡—44・47次—』宮城県文化財調査報告書第179集
宮城県教育委員会 2010『一里塚遺跡』宮城県文化財調査報告書第224集
村田晃一 2002『7世紀集落研究の視点(1)』『宮城考古学』第4号 宮城県考古学会
村田晃一 2022『陸奥国中部における古代の館と有力者居宅(1)一大衛村龜岡遺跡の再検討を糸口として—』『宮城考古学』第24号 宮城県考古学会



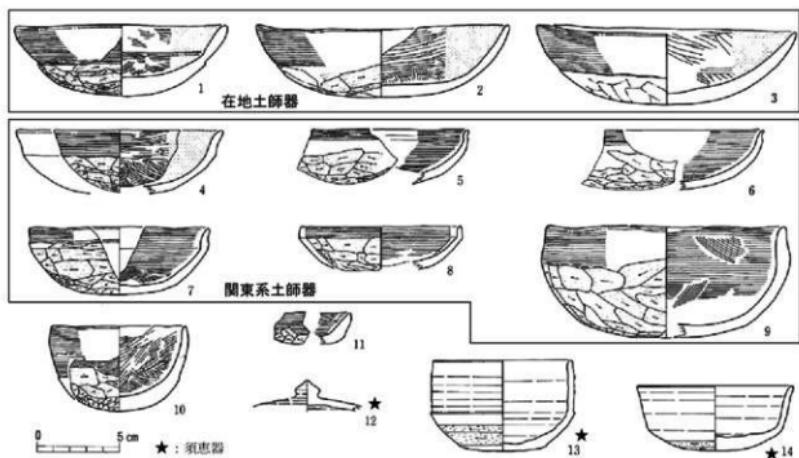
第2図 一里塚遺跡 調査区位置図（大和町 2003に加筆）



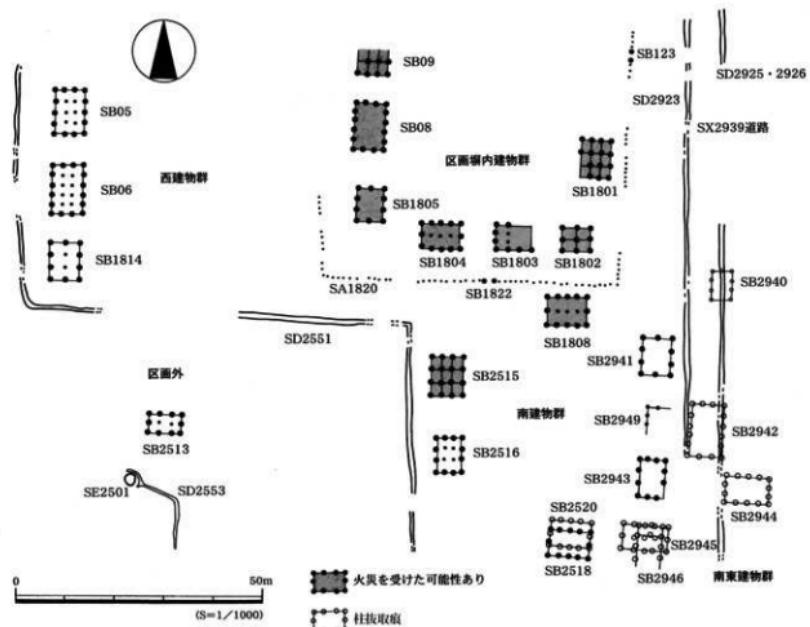
第3図 一里塚遺跡 東部 造構分布図（大和町 2003に加筆）



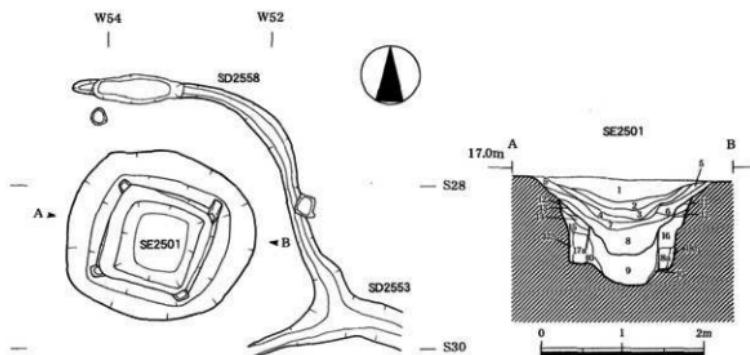
第4図 I期 SI14b 竪穴建物 (宮城県 1999)



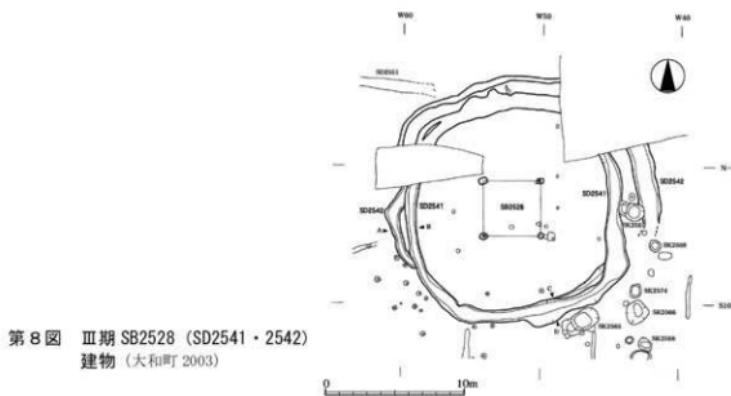
第5図 SI14b 竪穴建物出土土器 (宮城県 1999)



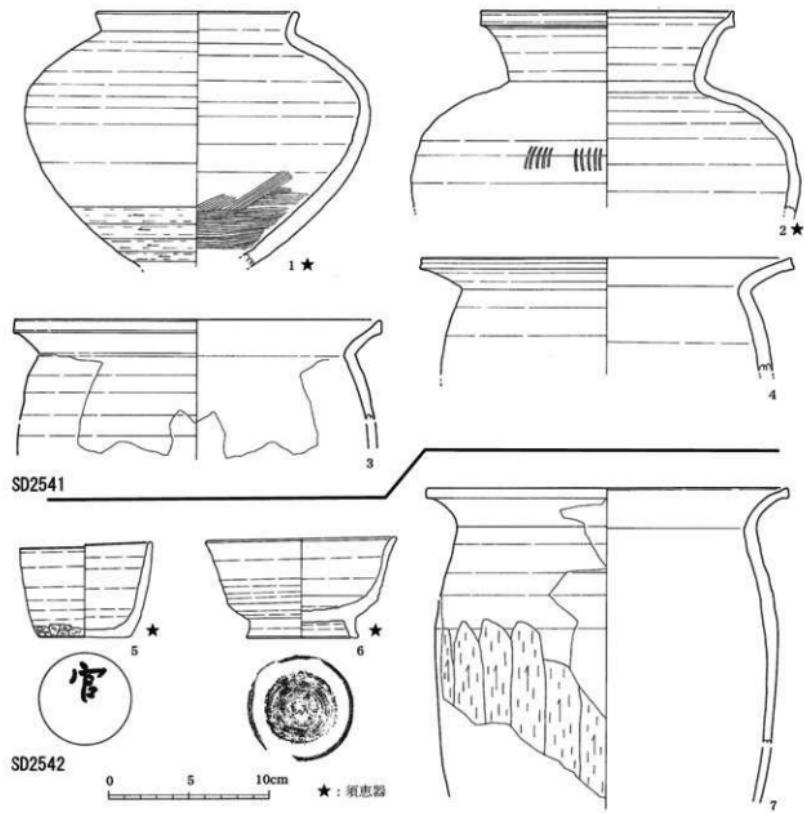
第6図 II A・B期 造構模式図 (大和町 2003)



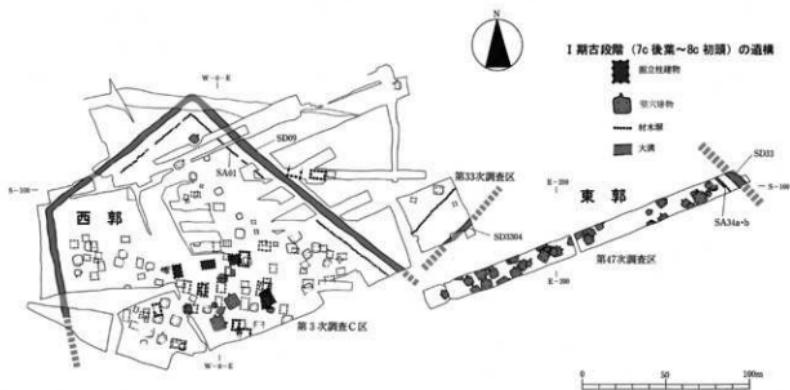
第7図 II B期 SE2501井戸 (大和町 2003)



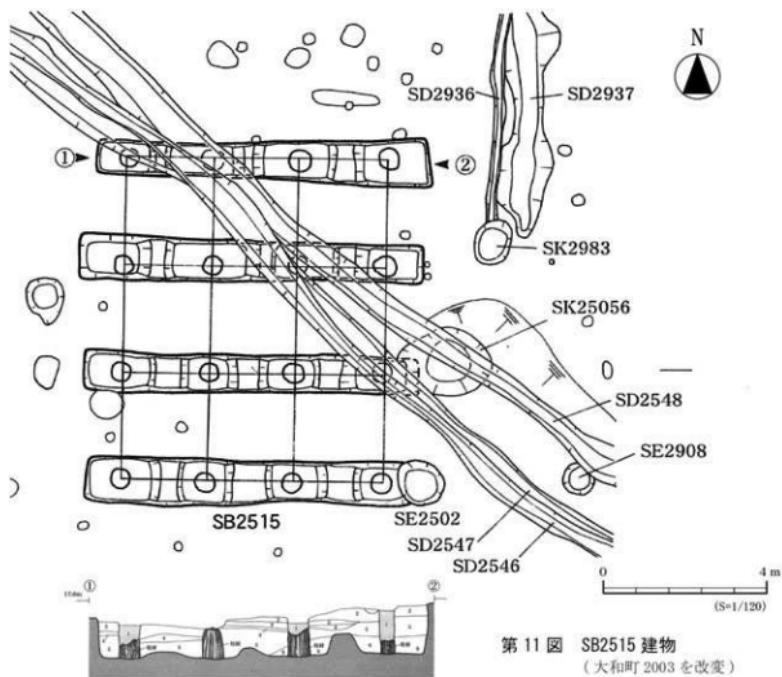
第8図 Ⅲ期 SB2528 (SD2541・2542)
建物 (大和町 2003)



第9図 SB2528 (SD2541・2542) 出土遺物 (大和町 2003に加筆)

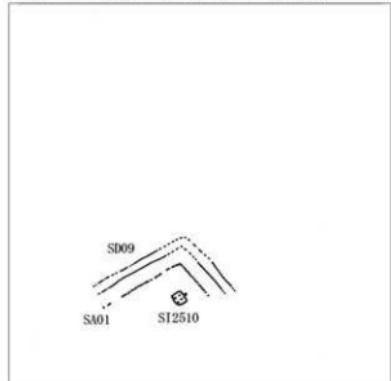


第10図 I期古段階の集落（宮城県1999に加筆）

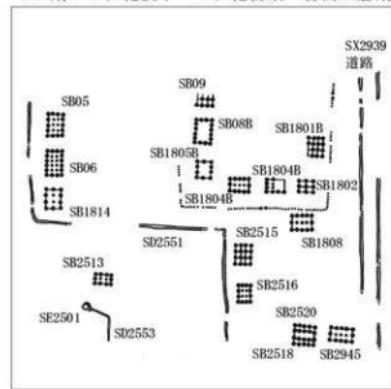


第11図 SB2515建物
(大和町2003を改変)

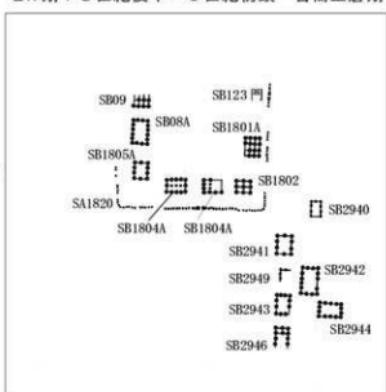
I期：7世紀末～8世紀前半—集落期



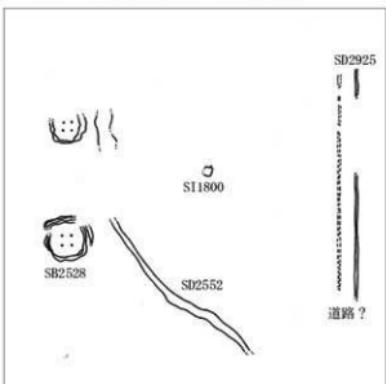
II B期：8世紀後半～9世紀初頭—官衙正倉期



II A期：8世紀後半～9世紀初頭—官衙正倉期



III期：9世紀初頭前後—官衙廃絶期



第12図 東部地区の変遷模式図（大和町2003を改変）

あかい 赤井官衙遺跡（牡鹿柵・郡家）

東北学院大学博物館 佐藤敏幸

所在地 宮城県東松島市赤井字星場、閑下、本谷、照井ほか

立地環境 石巻海岸平野南部、旧江合川河道右岸の浜堤。標高約2m

発見遺構 堀立柱建物、堅穴建物、材木塀、運河状遺構、井戸、溝、土坑など

年代 7世紀前半～9世紀前

遺跡の概要

東北の古代城柵のひとつ牡鹿柵は『続日本紀』天平9年（737）初見の天平五柵の一つで、奈良時代前半における国家の東辺に建都された「黒川以北十郡」のひとつである牡鹿郡に位置する城柵である。古代牡鹿郡は石巻海岸平野の北上川、江合川、鳴瀬川の河口が開く太平洋岸に位置する。

赤井官衙遺跡は石巻海岸平野南西部の東松島市

赤井に所在する（第1図）。石巻湾の海岸線の後退によって形成された、標高約2m前後の浜堤上に立地する（第2図）。遺跡の周囲を旧江合川河道が迂回した形跡が残る。江合川河道を遡ると、涌谷町天平産金遺跡、大崎市新田柵跡、大吉山窯跡、權現山遺跡、南小林遺跡、名生館官衙遺跡に至り、7世紀後半から8世紀前半における城柵官衙関連遺跡の最前線ともいえる流域となっている。赤井官衙遺跡はその海の玄関口の遺跡で、海岸線から約5km内陸に位置する。8世紀後半に造営された桃生城は北上川を挟んで赤井官衙遺跡の北東約7kmの位置にある。

赤井官衙遺跡の本格的な発掘調査は1986年から開始され、現在まで、約30,000m²が調査されている。東西約1.7km、南北約1.0kmの不整形の範囲から4世紀から9世紀前半の遺構・遺物が発見されている。中でも7世紀中葉～9世紀前葉に位置づけられる堀立柱建物、高床倉庫、材木塀、堅穴建物、運河状遺構、区画大溝など多数の城柵・官衙に関係する遺構が検出され、それらの遺構に伴って軒平瓦、平瓦、丸瓦、土師器、須恵器、硯、土鉢、砥石、鐵鑓、鐵釘、木簡、木製品などの多くの遺物が出土している。6世紀から9世紀にかけて、在地集落から城柵・官衙へ変化する状況を捉えることができる良好な遺跡である（東松島市教委2018・2019）。

1 赤井官衙遺跡の時期区分と変遷

赤井官衙遺跡は遺構の重複から大別I～III期の3期、細別13期に分けられる（第12図）。

赤井遺跡I期：伝統的在地集落期（第7図I-4～5期）

赤井遺跡は4世紀（古墳時代前期）に集落遺跡として成立し、古墳時代を通じて集落が經營される。集落は遺跡の西端部（後に倉庫地区が造営される範囲）の河川が迂回する浜堤端に形成された。その範囲は凡そ直径300m程の小集落であった。7世紀前半（赤井遺跡I-5期）も遺跡の西端地域に継続して集落が営まれ、周辺地域と交流しながら集落經營が行われていたものと考えられる。また、ご



第1図 赤井官衙遺跡の位置

く少量ではあるが、鬼高系関東系土師器が出土することから、関東地方との交流が行われていた。

赤井遺跡Ⅱ期：移民主体の集落期—囲郭集落期

7世紀中葉から後葉までをⅡ期とする。Ⅱ期は外来的関東系土師器を多量に出土し湖西産須恵器を伴う集落が形成され、Ⅱ期の後半には大溝と材木塀による区画施設を伴うようになる、いわゆる囲郭集落期（初期の柵）である。Ⅱ期の遺構分布範囲は遺跡の西半分に広がりをみせる。

II-1期（7世紀中葉）（第7図II-1期）：移民主体の集落期

古墳時代前期から継続して集落を維持する中、7世紀中葉（II-1期）に上総あるいは常陸を故地とすると考えられる関東系土師器A群土器を主体的に出土する集落が造営される。その範囲は、前時期同様、遺跡の西端部の河川が迂回する浜堤端の範囲である。一辺が7～6m前後の堅穴建物のみで構成される。多くの堅穴建物では関東系土師器を主体的に出土し、少量の在地土師器を共伴する。関東系土師器の出土量からみてこれまでの在地集落を凌ぐほどの移住があった可能性がある。集落構造に変化が認められないことから、外来的関東系土師器A群土器を用いる集団は集落内に共存し協働で集落経営を行ったとみられる。また、在地の人々は移住者を排除・抵抗せず集落内に取り込んでいるともみられる。この時期から湖西産須恵器が伴うようになる。在地集団のネットワークに加えて移住者のネットワークがまとまつたものとみられる

II-2期（7世紀後半～後葉）（第7・9・13図II-2期）：囲郭集落期

移民主体の集落の経営が安定すると7世紀後半から後葉（II-2期）に材木塀と大溝によって東西約800mを囲む施設（囲郭集落）を造営する。設計方位を真北から 28° ～ 8° 傾けた区画施設、小規模掘立式建物、堅穴建物で構成される。これまでの関東系土師器A群と在地土師器に加え武藏北部の半球形の関東系土師器（関東系土師器B群）が少量伴う。小型の堅穴建物や3間×2間規模の掘立式建物で構成される。規模に差なく、使用される土器も前時期同様、関東系土師器A群土器、在地土師器や湖西産須恵器を主体とすることから、在地で集落を営んでいた人々が囲郭集落の担い手と考えられる。囲郭集落は仙台平野から牡鹿・大崎地方まで分布し、関東系土師器B群土器という共通の外來系の土器を伴うことから、国家の指導による施設と考えられる。これを初期の「柵」と考えることもできる。

赤井遺跡Ⅲ期：城柵官衙期（郡家兼城柵＝牡鹿郡家・牡鹿柵）

7世紀末葉～9世紀前葉（赤井遺跡Ⅲ期）は囲郭集落（初期の柵）を廃棄し設計方位を正方位に合わせて全面的に改変して東西1.7km、南北1.0kmの遺跡全体に広く造営された。桁行5間以上の80m²を超える大型建物が多数建ち並ぶようになる。政庁または郡庁は未発見であるが、西端域に正倉地区（第4・6図）、中央に複数の館（院）地区（第9・13図）が造営される。正倉、館は「郡家」の構成要素にあたることから、牡鹿郡家と考えることもできるが、遺跡縁辺（南東（第5図）、東、北東）で地形に沿って造営された材木塀が発見されていることから、城柵（牡鹿柵）の機能も有していたと考えられる。

III-1期（7世紀末葉～8世紀初頭）（第8・9・14図III-1期）

III-1期は小規模建物が多いが、200mを超える運河状遺構（大溝）と250mを超える材木塀の区画施設が造営され、倉庫院、館地区の機能ごとの配置が確立する。土器では在地土師器と須恵器を主体的に用いられ、土師器では盤、金属器模倣椀、高脚スカシ付高杯の官衙的器種が登場し、須恵器の量も増加する。館地区は前時期の囲郭集落外側の東隣接地に造営される。館院2地区南方院周辺のみから東北北部系土師器が出土している。蝦夷の交流（朝貢？）に関わる遺物として注目される。

III-2期（8世紀前葉）（第8・10・14図III-2期）

III-2期には南北約63m、東西約112mを材木塀で囲う院が造営され、桁行き5間の大型建物が多くなる。正倉、館院は材木塀による院形態となる。正倉地区では瓦葺の莊厳な高床倉庫（法倉？）も建てられる。この時期のみに南武藏地域の特徴をもった関東系土師器（関東系土師器C群）が伴う。『続日本紀』垂亀元年（715）の富民千戸を移配する記事に対応する可能性がある。館院2地区南方院から「上郷」「余郷」の墨書き土器が出土している。『和名類聚抄』には牡鹿郡に「賀美郷」「碧河郷」「餘部郷」の3郷があった記載があり、それぞれ「賀美郷」「餘部郷」を省略記載したものとみられる。全国と同時期に郷里制が施行されたものと考えられる。館院2地区南方院は郷の「長」のような代表者が集う院であった可能性が推定される。III-2期は大規模火災に遭い焼失するが、瓦や土器の年代から神亀元年（724）の海道の蝦夷の反乱による可能性が考えられる。

III-3期（8世紀前半～中葉）（第8・10・15図III-3期）

III-3期はさらに建物規模を大型化して建て直し、地表面を黄色粘土で整地し、白土仕上げの壁をもつ建物が増加するなど莊厳な建物群となる。館院1地区からは9点の「舍人」と刻書された土器が出土しており、館院1が牡鹿郡の郡領氏族である「丸子・牡鹿連・道嶋」氏の居宅であることを意味する。館院2は「舍人」の刻書き土器2点、「牡口」の刻書き土器1点などが出土し、館院1よりも莊厳な構造の建物が伴うことから館院1の郡領氏族よりも高位の官人の館（居宅）の可能性が考えられる。高位の官人の館の隣接地に饗宴・儀礼をおこなう館院2地区南方院が位置することが理解される。館院2地区南方院は東西35m、南北39mの小規模院で左右対称の建物配置をとり、中央に南縁をもつ高床構造の白壁の建物が配置されるなど莊厳な院である。この場所が前時期まで蝦夷の交流の場であり、牡鹿郡の郷の長が集う院であったことから同様の供宴や儀礼をおこなう院である可能性が推定される。III-3期も大規模火災に遭い焼失する。牡鹿郡の北部に桃生城が造営され、城柵機能が「桃生城」造営と共に不要になったため復旧されなかったことも推察される。

III-4期（8世紀後半）（第8・10・15図III-4期）

III-4期は主要な遺構は館院1のみが継続維持され、5間×3間規模の大型建物等が再建される。館院1の建物の一部は瓦葺となる。周辺から「牡舍人」の墨書き土器が出土しており、郡領の館院機能が維持される。III-4期も火災に遭い焼失する。土器・瓦の年代から8世紀後葉にあたり、宝亀11年（780）の伊治公皆麻呂の乱に関係する可能性が考えられる。

III-5期（8世紀後葉～末葉）（第8・11・15図III-5期）

III-5期は、館院1地区では一本柱塀で囲う院が再建され桁行き5間以上の大型建物が残る。館院機能は維持される。前時期同様、須恵器の量が多い。III-5期も火災によって一部が焼失している。

III-6期（9世紀初頭～前葉）（第11図III-6期）

III-6期は区画施設の塀は再建されず、院の形態をとらなくなる。建物も小数が復旧されるにすぎない。出土土器の年代から9世紀前葉には消失し、赤井遺跡が終焉を迎える。まさに征夷の終焉と軌を一にし、また、牡鹿郡の氏族道嶋氏が正史に登場しなくなる時期と一致する。

2. 赤井官衙遺跡の造営主体

文献に記録の残る古代牡鹿郡の有力な氏族は、東北地方有数の豪族である「道嶋嶋足」に代表される「道嶋宿禰氏」である。道嶋氏は『続日本紀』においてその改姓が知られるように、もとは「丸子」氏であった。その後、牡鹿郡の丸子氏は時を得て「牡鹿連」「牡鹿宿禰」、「道嶋宿禰」と改姓する。一族の活躍は東北の古代史上目覚しいものがあり、『続日本紀』、『日本後紀』にたびたび登場する。

神亀元年（724）3月の海道の蝦夷反乱の征討に活躍した丸子大国、天平宝字8年（764）藤原仲麻呂（恵美押勝）の乱で坂上刈田麻呂とともに大殊勲をたて一躍、從七位上から從四位下に跳躍すると共に授刀少将にすすみ相模守をも兼ね、貴族の仲間入りをはたし、後に陸奥国大國造となる道嶋宿禰足、神護景雲元年（767）7月に地方豪族としては異例の陸奥少掾に抜擢され伊治城造営に現地で中心的役割を果たしたことを賞されて從五位上を賜い、國造に任じられた道嶋宿禰三山、宝亀11年（780）有名な伊治公告麻呂の反乱で皆麻呂に按察使紀広純とともに殺害される牡鹿郡大領道嶋大橋、延暦8年（789）蝦夷征討軍が胆沢地方の蝦夷軍に手痛い敗北を喫した時敗残兵を率いて帰還し、その後鎮守軍監、大國造となる道嶋御楯らである。丸子大国から道嶋御楯に至るまで8世紀前半から9世紀前葉まで一貫して牡鹿郡の中心氏族であった。丸子一道嶋一族は上総東部からの移民と考えられている。奈良時代の律令国家の東北政策に活躍した一族の本拠としたのが赤井官衙遺跡である。

3. 赤井官衙遺跡（古代牡鹿櫛・牡鹿郡家）のまとめ

古墳文化の影響を受けながら安定した集落經營を行っていた赤井集落に7世紀中葉、国家の施策によって上総から多数の移民が定着し、移民は矢本横穴墓を造営する。集落經營が安定すると7世紀後半に柵と大溝で集落を囲う施設（囲郭集落：初期の柵）を造営し、さらに8世紀初頭には倉庫地区（正倉院）や館院といった郡家機能を明確にした本格的な郡家型城柵に改変する。幾度かの蝦夷の反乱に対応しながら9世紀前葉まで郡家型城柵を維持し征夷の終結に向かう。赤井遺跡の經營を担ったのが上総からの移民集団であり、一貫してイニチアシブを執ったのが道嶋足に代表される牡鹿郡の丸子・牡鹿連・道嶋氏であった。

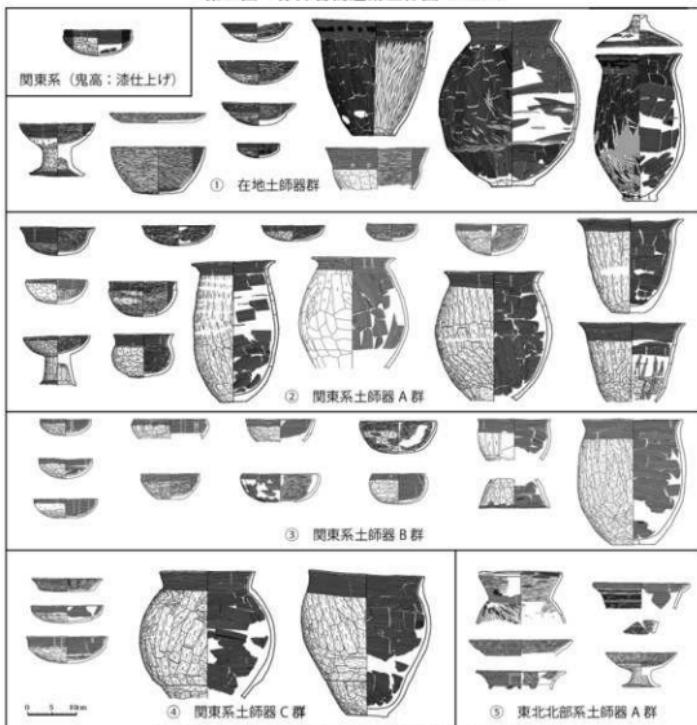
赤井官衙遺跡の変遷過程をとおして「在地集落（I期：～7世紀前半）→移民主体集落（II-1期：7世紀中葉）→囲郭集落：初期の柵（II-2期：7世紀後半～後葉）→機能ごとに場の使い分けがなされた郡家型城柵（III-1～III-3期：7世紀末～8世紀中葉）→城柵機能衰退・館のみ（III-4～III-5期：8世紀後半～9世紀前葉）→終焉（III-6期：9世紀前葉）」の経過が把握できる。この牡鹿櫛・牡鹿郡家（赤井官衙遺跡）の造営、管理・運営を担ったのが7世紀中葉に上総からの移民集団であり、一貫してイニチアシブを執ったのが道嶋足に代表される牡鹿郡の丸子・牡鹿連・道嶋氏であった。赤井官衙遺跡は7世紀から9世紀前葉の国家政策を捉えることができる遺跡である。

関連文献

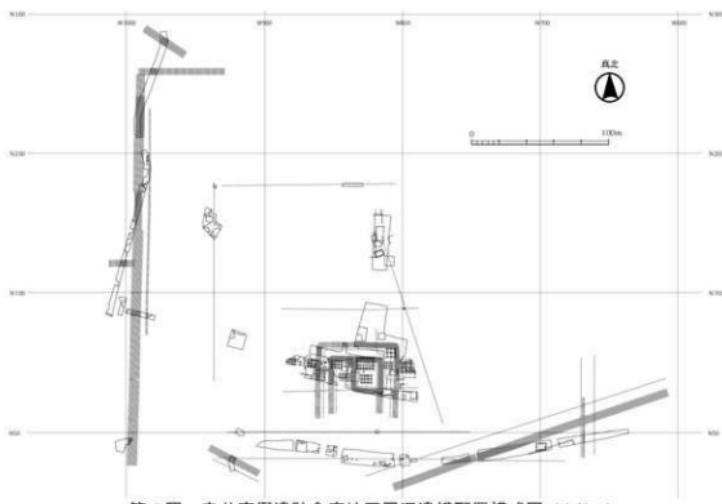
- 1 熊谷公男 2007 「城柵と城司－最近の『玉造等五柵』に関する研究を手掛かりにして－」『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第39号
- 2 佐藤敏幸 2003 「律令国家形成期の陸奥国牡鹿地方（1）」『宮城考古学』第5号 宮城県考古学会
- 3 佐藤敏幸 2004 「律令国家形成期の陸奥国牡鹿地方（2）」『宮城考古学』第6号 宮城県考古学会
- 4 佐藤敏幸 2019 「陸奥海道地方の城柵造営と社会」『第45回古代城柵官衙遺跡検討会－資料集－』
- 5 佐藤敏幸 2021 「東北における古代城柵の造営過程」『東北文化研究所紀要』第53号
- 6 東松島市教育委員会 2018 『赤井遺跡発掘調査総括報告書Ⅰ』東松島市文化財調査報告書第18集
- 7 東松島市教育委員会 2019a 『赤井遺跡発掘調査総括報告書Ⅱ』東松島市文化財調査報告書第20集
- 8 東松島市教育委員会 2019b 『赤井遺跡・飯田館跡』東松島市文化財調査報告書第21集



第2図 赤井官街遺跡全体図 (文献6)



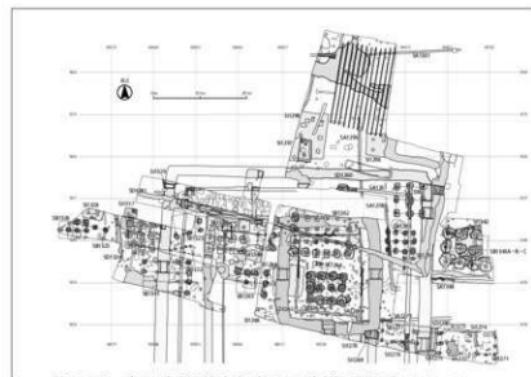
第3図 赤井官街遺跡土器様式細別器種図 (文献5)



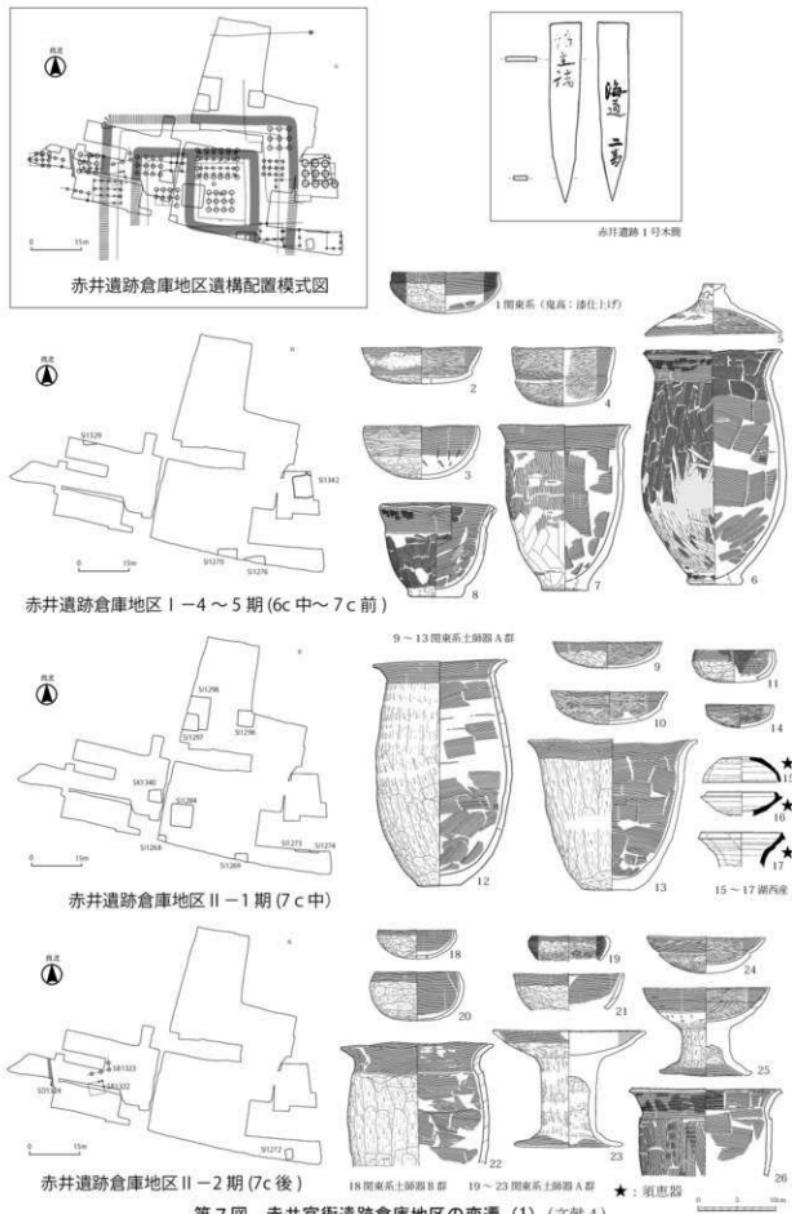
第4図 赤井官衙遺跡倉庫地区周辺遺構配置模式図（文献6）



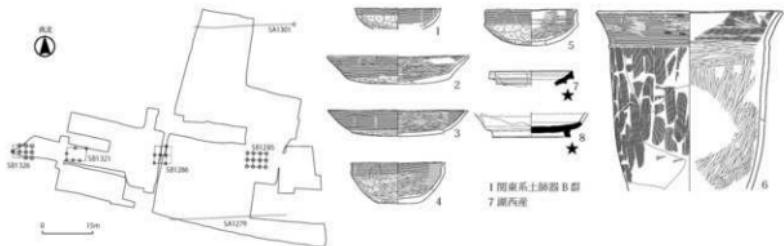
第5図 赤井官衙遺跡南東部外郭施設（材木塙）（文献8）



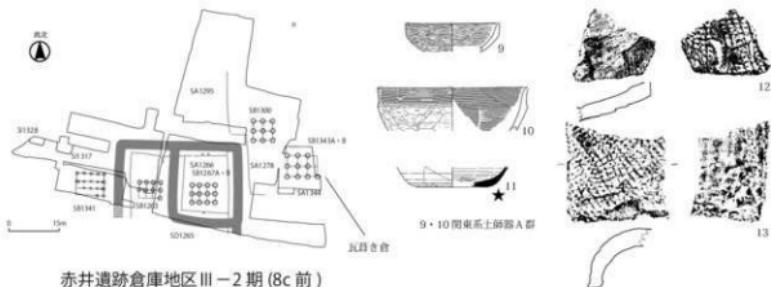
第6図 赤井官衙遺跡倉庫地区遺構配置図（文献6）



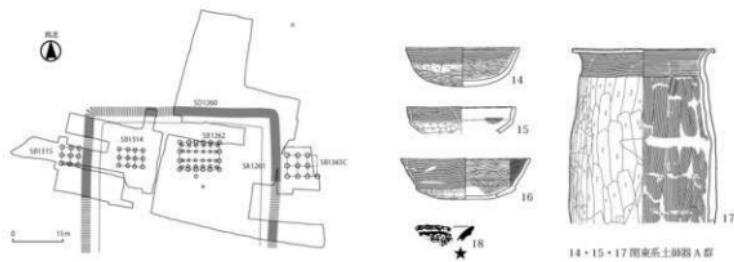
第7図 赤井官衙遺跡倉庫地区の変遷 (1) (文献4)



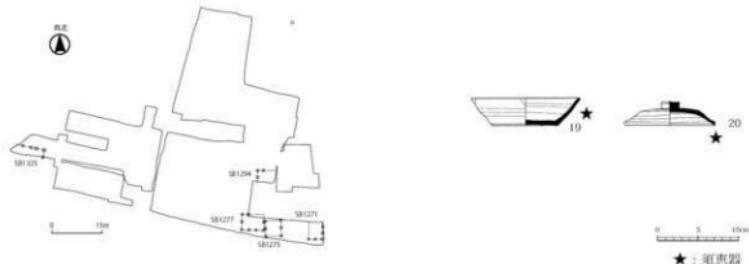
赤井遺跡倉庫地区III-1期(7c末~8c初)



赤井遺跡倉庫地区III-2期(8c前)

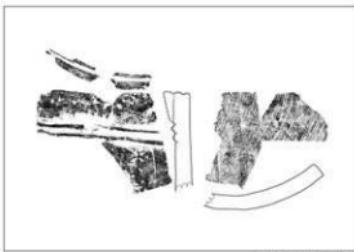


赤井遺跡倉庫地区III-3期(8c中)

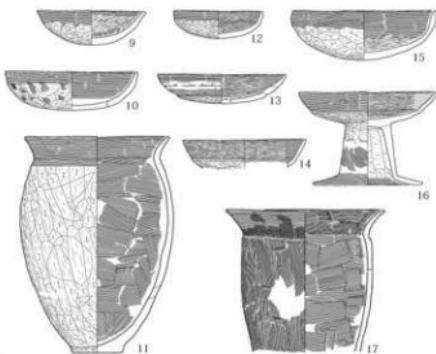
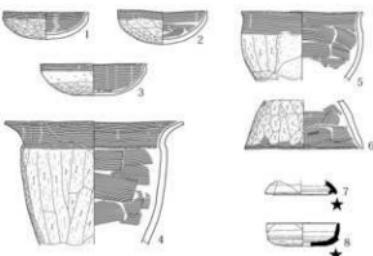
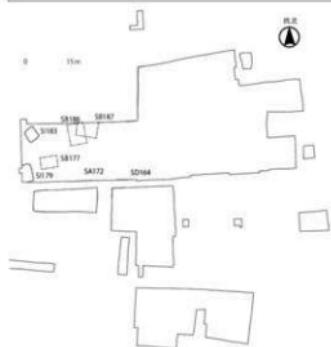


赤井遺跡倉庫地区III-4~5期(8c後~末)

第8図 赤井官衙遺跡倉庫地区的変遷(2)(文献4)

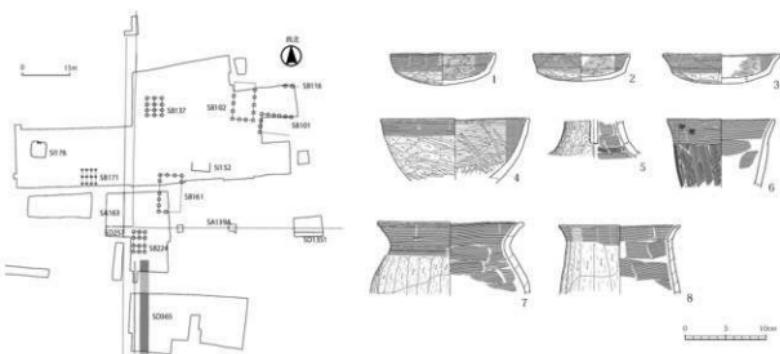


赤井遺跡出土軒平瓦

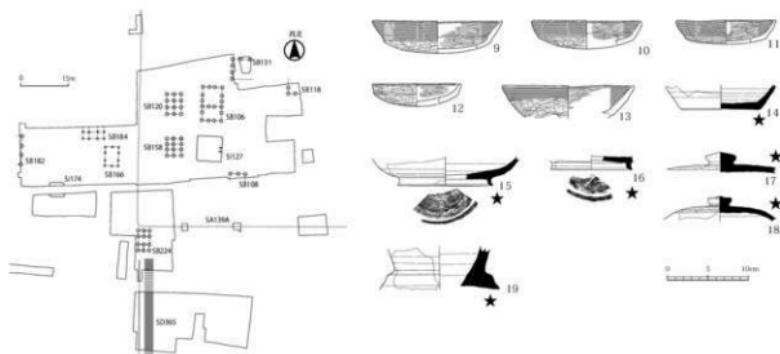


第9図 赤井官衙遺跡館院1地区の変遷(1)(文献4)

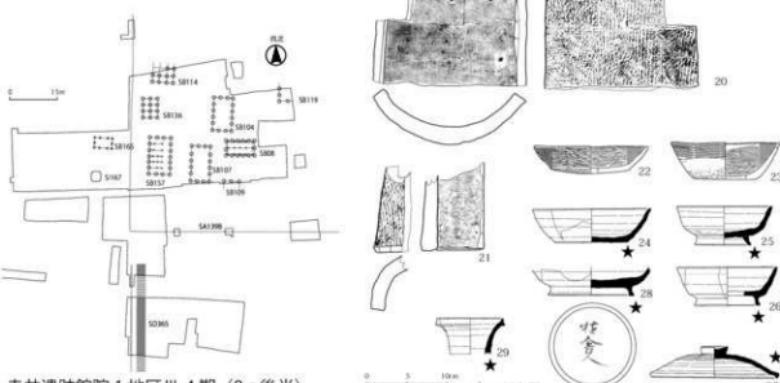
0 3 6 10m



赤井遺跡館院1地区III-2期（8c前）

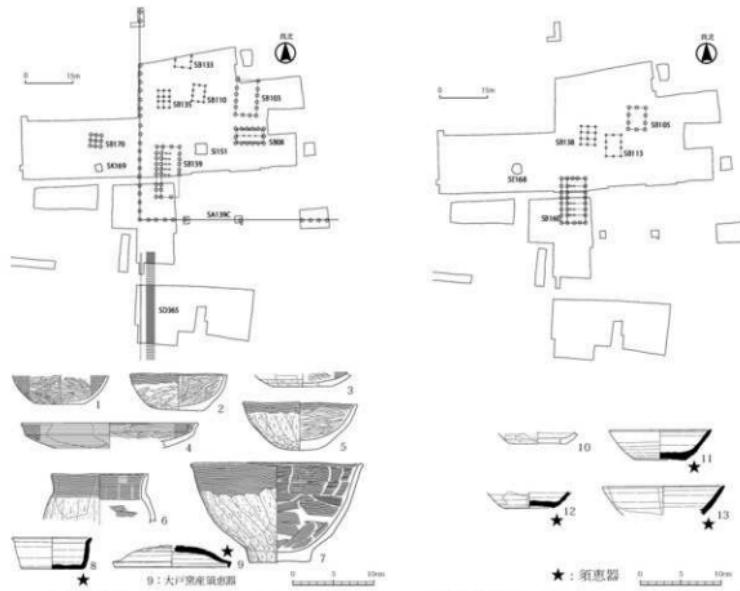


赤井遺跡館院1地区III-3期（8c中）



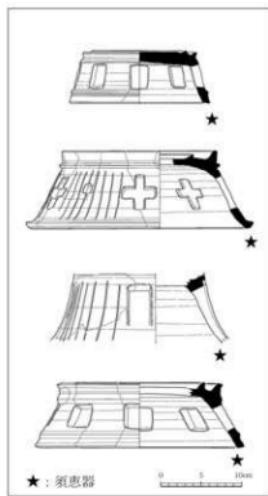
赤井遺跡館院1地区III-4期（8c後半）

第10図 赤井官衙遺跡館院1地区の変遷（2）（文献4）

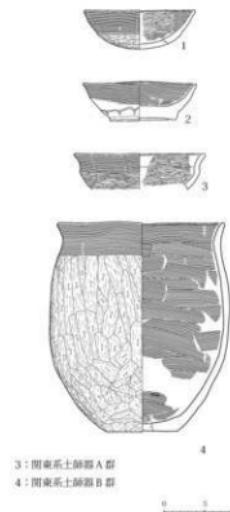


赤井遺跡館院1地区III-5期(8c後葉) 赤井遺跡館院1地区III-6期(8c末~9c前葉)
第11図 赤井官衙遺跡館院1地区的変遷(3)(文献4)

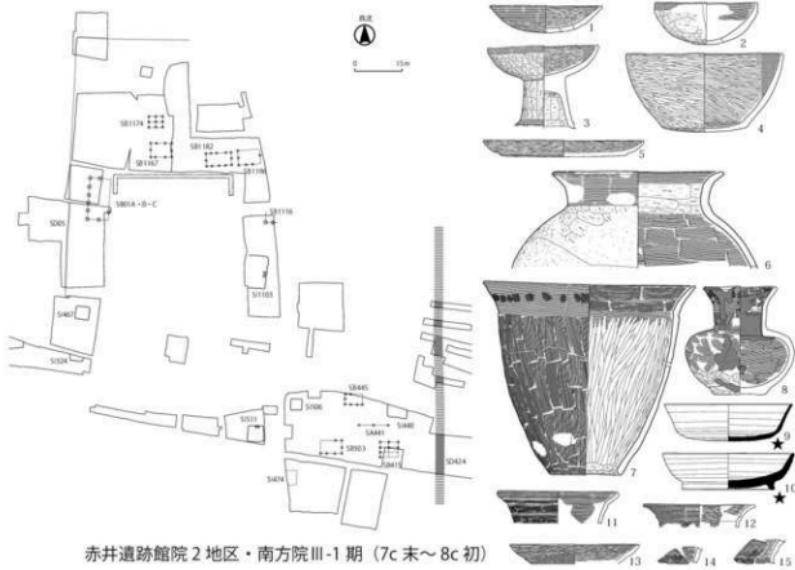
第12図 赤井官衙遺跡群時期変遷・関係模式図（文献5）



赤井遺跡館院2地区・南方院II-2期(7c後)

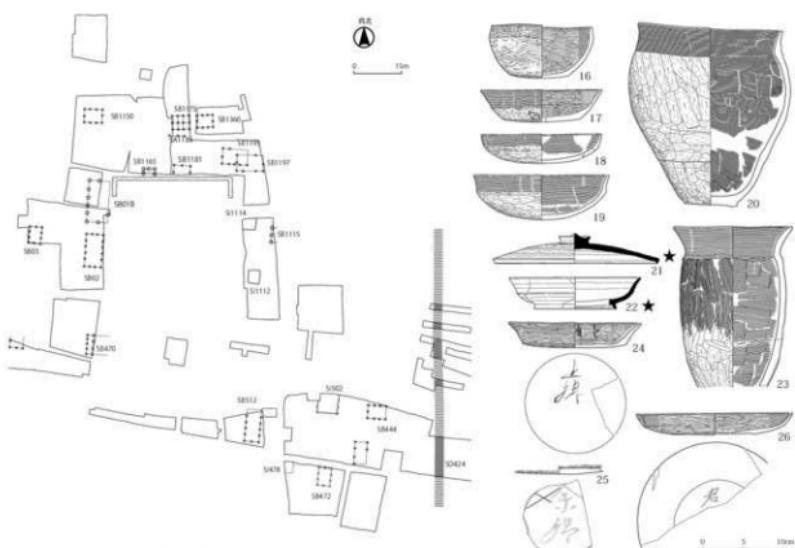


第13図 赤井官衙遺跡館院2地区・南方院の変遷（1）（文献3）



赤井遺跡館院2地区・南方院III-1期(7c末~8c初)

11~15: 東北北部系土師器

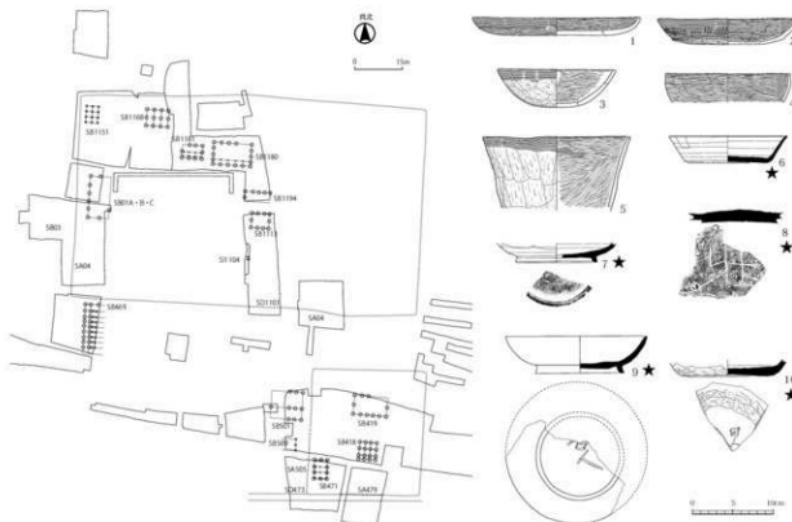


赤井遺跡館院2地区・南方院III-2期(8c前)

★: 領惠器

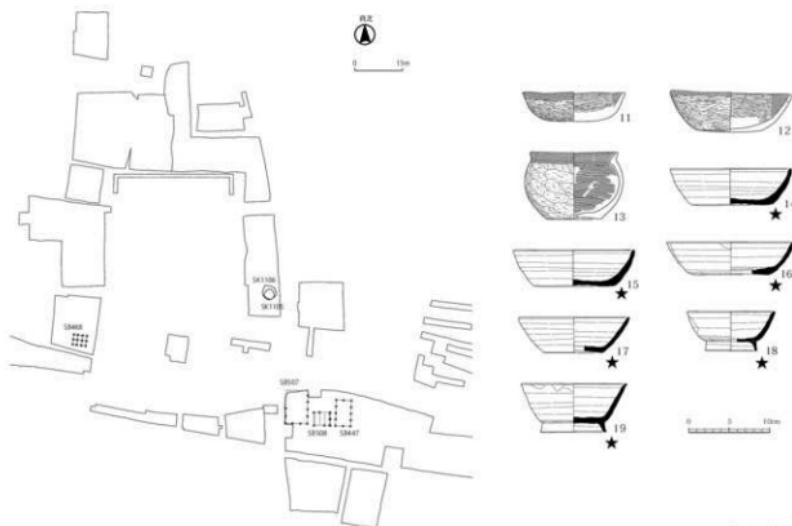
17~19、24: 間東系土師器C群
21: 「上郷」、25: 「余郷」、26: 「君口」 刺窓

第14図 赤井官衙遺跡館院2地区・南方院の変遷(2)(文献5)



赤井遺跡館院2地区・南方院III-3期(8c中)

10：「田人」 雜書



赤井遺跡館院2地区・南方院Ⅲ-4・5期（8c後～末）

★：須惠22

第15図 赤井官衙遺跡館院2地区・南方院の変遷（3）（文献4）

た が じょう
多賀城跡

宮城県教育委員会 村上裕次

所在 地 宮城県多賀城市市川・浮島

立地環境 松島丘陵から派生した標高4～52mの丘陵と低湿地

検出遺構 挖立柱建物、礎石建物、竪穴建物、築地塀、材木塀、掘立柱塀、道路、暗渠、整地層、石垣、土坑、溝など

年 代 8世紀前葉～11世紀前半頃

遺跡の概要

多賀城跡は、宮城県中部の太平洋岸の仙台平野北端部に位置し、陸前丘陵の一部である松島丘陵から派生した低丘陵とその周囲の低湿地に立地する（第1図）。南方の広大な仙台平野を一望でき、松島・塩釜へ向かう塩釜街道が通じ、さらに北東約2kmには国府津と推定されている塩釜港があり、陸上・海上交通の要衝に位置する。奈良・平安時代の陸奥国府であり、奈良時代には鎮守府が併置された。東西南北ともに約1kmの範囲から、国府に関わる遺構・遺物のほかに、縄文時代から近世の遺構・遺物が検出されている。



第1図 多賀城跡の位置

1 多賀城跡の構成

多賀城跡は、政庁、外郭区画施設、実務官衙、道路等で構成される（第2図）。ほぼ中心に位置する政庁が築地塀によって区画され、その周囲に実務官衙などが配置されて、さらにその周囲が築地塀と材木塀により区画される二重郭の構造（二重構造）の城柵（村田2004）である。多賀城跡を構成する各施設の概要は以下の通りである。

【外郭区画施設】区画施設、門、櫓で構成される。区画施設は、東西南北の各辺が確認されており、南辺と東辺は時期によって位置が異なる。北辺が丘陵部と丘陵間の谷部、南・東・西辺は丘陵部と低湿地部に立地する。構造は築地塀と材木塀である。平面形は不整な方形で、規模は、最大で南辺が約870m、東辺が約1050m、北辺が約870m、西辺が約660mである。各辺には門と櫓が設置されており、これまでに門は南・東・西・西北門、櫓は東西南北の各辺で検出されている（第2図）。

【政 庁】多賀城跡の中央やや南寄りに位置し、北西から南東方向に延びる丘陵尾根とその緩斜面上に立地する。東・西・北側は深い沢により区画されており、独立丘陵状の地形となる。政庁の範囲は、東西約103m、南北約116mで、東西南北が築地塀により区画される（第3図）。

【実務官衙】政庁の周囲の丘陵尾根上に位置し、その平坦面から緩斜面に立地する。政庁南東側には城前官衙、東側には作貢官衙、北東側には大畠官衙、北側には六月坂官衙、西側には金堀官衙、南西側には五万崎官衙が所在し、それぞれ谷や沢により区画された独立性が高い地形に立地している（第2図）。遺構の時期や配置がそれぞれで異なり、個性的な様相を示す（第4～7図）。

【道路】政庁南門～外郭南門間道路の政庁南大路と、外郭東門～西門間道路の東西道路、外郭南門から南に延びる南北大路がある。政庁南大路は丘陵斜面と沢上に、東西道路は丘陵尾根上に、南北大路は丘陵末端部と低地に立地する。東西道路は外郭東門と西門周辺、六月坂官衙内で検出されている。

2. 多賀城跡の変遷

時期については、多賀城跡政府の調査で明らかになった政府遺構期第Ⅰ～Ⅳ期（以下、政府遺構期を省略する）を用いる。この遺構期は、多賀城跡政府における時期変遷の指標であるが、城内各地区の変遷をみるうえでも有効である。各遺構期の対応関係は第1表に示した通りである。

なお、時期について複数の見解がある外郭北辺と外郭西門の記述にあたっては、以下の理解に基づいている。外郭北辺は、中央部で2度の改修の痕跡が認められ、時期は第Ⅱ期以前、第Ⅱ期、第Ⅲ期以降と報告されている。このうち第Ⅱ期以前のものは第Ⅰ期に遡ると考えられており（吉野2018）、ここではこの見方に従って記述を行う。また、外郭西門は、建替えを含めて4棟確認されており、時期は8世紀後半（第Ⅱ期）、8世紀末～9世紀中頃（第Ⅲ期）、9世紀中頃～後半（第Ⅳ期）、9世紀末～10世紀前半（第Ⅳ期）と報告されているが、一方で外郭南門の総括報告書では、それぞれ第Ⅰ期から第Ⅳ期とする案が示されている。その他の外郭各門の特徴や変遷との整合性を考慮し、ここでは後者の見方で記述を行う。

第Ⅰ期 養老・神龜頃（717～728）～8世紀中頃

第Ⅰ期の多賀城は、西辺の位置は未確定だが、外郭区画施設とそれに取り付く南・東・西門、その内部に位置する政府、政府南大路、城前官衙と大烟官衙で構成される（第10図）。

【外郭区画施設】区画施設は南辺の東半と西半の一部、東辺の北半・中央部・南東隅、北辺が検出されている（第10図）。南辺は、東辺と接続する南東隅から西に約470m確認されている。丘陵部では築地塀の可能性がある積土遺構、低湿地部では材木塀と地形によって構造が異なる。東辺は南東隅が積土遺構、中央部が材木塀、それより北側が築地塀で、北端の築地塀は北辺との接続部よりも北側に延びる低湿地に達する。北辺は築地塀で、すべての遺構期を通して非瓦葺きである。

門は、南・東・西門が検出されており、いずれも掘立式である（第8図）。南門は政府南大路上に、西門は推定西辺の南端部に位置しており、どちらも八脚門である。東門は東辺中央と北部の丘陵尾根付近に位置し、前者が八脚門、後者が棟門である。

【政府】北西部が切土され、北東部と南西部に整地層が施されて広範囲に平坦面が造成される。沢に面し、地形的に最も低い南西部には土留めのための石垣が設置される（第3図）。周囲は築地塀で区画され、その内部には正殿、東・西脇殿が広場を囲んで「コ」字型に配置される。また、政府南門の南東側と南西側には南門前殿が設置される。建物はいずれも掘立式で、正殿は桁行5間、梁行4間の東西棟南廂付建物である。正殿をはじめ、主要な建物は瓦葺きであったと推定される（第15図）。

【実務官衙】城前官衙と大烟官衙南西部で掘立柱建物が僅かに認められる（第10図）。大烟官衙の建物には桁行10間以上の長舎がある（第5図）。

【道路】政府南大路と南北大路は東西の側溝と路面造成の際の盛土が検出されている。政府南大路は路面幅が10.0～14.4mで、南北大路は外郭南門から120m分確認され、路面幅が14～16mである（第10図）。

第Ⅱ期 8世紀中頃～宝亀11年（780）伊治公皆麻呂の乱を契機とする火災

第Ⅱ期の多賀城は、外郭南門・南辺の移動に伴う範囲の拡大や外郭東門の移動など、全体の規模・構造が大きく変化した（第11図）。また、外郭南門の北東側には多賀城碑が建立される（第14図）。なお、第Ⅱ期の政府と城前官衙の建物、外郭南・東・西門とその付近の築地塀は、伊治公皆麻呂の乱を契機とした蝦夷の反乱により焼失したと考えられる（吉野2022）。

【外郭区画施設】南・北辺、東辺の北半と中央部、西辺の南端が検出されている（第11図）。南辺は外郭南門とともに南に移動し、丘陵部や低湿地部といった地形の相違に拘わらず瓦葺きの築地塀となる。東辺は第I期と同じく中央部が材木塀、それより北側が築地塀で、東門から南に約160m、北に約360mの範囲の築地塀は瓦葺きとなる。北辺は第I期と同位置にあり、西辺は南辺との接続部から西門周辺が築地塀で、この範囲は瓦葺きと推定される。

門は南・東・西門が検出されている（第8図）。南門は第I期から120m南に移動する。礎石式で總瓦葺きの建物で二重門として復元されている。東門は北側に移動し、第I期の棟門の位置に瓦葺きの礎石式八脚門が建設される。西門は、第I期と同位置で礎石式の八脚門に改修され、瓦葺きであったと推定される。

櫓は、南辺と東辺で検出された。いずれも掘立式で、南辺の櫓は土壇を伴い築地塀を跨ぐ構造、東辺の櫓は築地塀の内側にあってそれに寄掛ける構造と材木塀の内側に建つ構造である（第9図）。

【政庁】政庁北半に東・西楼、後殿、南半に石敷広場、石組排水溝、南門の東西に翼廊、築地線上に東・西・北殿が新たに追加され、政庁を構成する要素が飛躍的に増える（第3図）。これらにより、実用性と装飾性を兼ね備えた政庁となる。建物は礎石式に、建物及び築地塀はすべて瓦葺きとなる（第16図）。正殿は桁行7間、梁行4間の東西棟四面廂付建物である。基壇は、正殿、東・西殿、南門と東西翼廊で検出され、脇殿についても存在が推定される。これらの基壇化粧は玉石積と推定される。

【実務官衙】東半部に位置する城前・作貴・大畠官衙の広範囲で建物が認められるようになるが、施設の造成・建設を伴う利用は限定的である（第11図）。六月坂官衙では第II期の遺構は認められず、五万崎官衙では第II期以降の掘立柱建物と掘立柱塀が僅かに認められる。

城前官衙では建物数が増加し、瓦葺きの東西棟二面廂付建物を主屋として、11棟の建物が広場を囲む配置となる（第4図）。主屋の東西に配置された建物は床張建物である。政庁の東辺を主軸とし、官衙の北・南辺と主屋の位置が政庁と同じ計画方眼上にあることから政庁と一体性が強い官衙であり、政庁に次ぐ重要な官衙であった。出土した木簡から鎮守府に関係する文書業務が行われていたと考えられる（第17図）。

作貴官衙では桁行10間以上で廂が付く長大な掘立柱建物と小型の掘立柱建物が（第4図）、大畠官衙では、北東部の外郭東辺に近接した位置で、桁行15間以上の南北棟二面廂付建物が、その西側では掘立柱建物と竪穴建物が検出されている（第5図）。なお、大畠官衙の桁行15間以上の大型建物は、現段階で城内の最大規模をもつ。

【道路】政庁南大路と南北大路は改修される（第11図）。政庁南大路の路面幅は13.4～14.4m、南北大路の路面幅は約16.8～16.9mである。東西道路は南北の側溝が検出され、外郭東門から西に54m確認された。路面幅は約9.6mである。

第III期 宝亀11年（780）～貞觀11年（869） 陸奥国大地震による被災

伊治公昔麻呂の乱を契機とする火災により多くの施設が焼失した多賀城は、第III-1期の暫定的な復興期を経て第III-2期に本格的に復興される。その過程で、外郭区画施設、政庁、実務官衙、政庁南大路、南北大路に変化が認められる。なお、第III-1期と考えられる遺構は、現在、政庁、外郭東・西辺、城前官衙で確認されたのみであることから、第III期の中でまとめて記述する。

【外郭区画施設】東西南北の各辺が検出されている（第12図）。南辺は同位置で改修される。東辺は、第III-1期が同位置で改修され、第II期の東門の位置には材木塀や掘立柱塀が城内側に「コ」字形に入り込み、その中央に棟門が設置される。これらは簡易的な構造であることから暫定的な東門と考え

られる。第III-2期は第II期の東門の位置に築地塀が造られ、門の位置は南に移動したと推定される。その後、東辺の北半部が西側に約80m移動し、東門部分は城内側に「コ」字状に入り込む形態となる。西辺は、広範囲に分布する低湿地部に材木塀が設置され、西門部分は築地塀、西北門部分は第III-1期が材木塀、第III-2期が築地塀である。なお、第III-1期の西北門部分は、城内側に「コ」字状に入り込む形態となる。

門は南・東・西・西北門が検出されている（第8図）。南門は第II期と位置・構造が同じだが、規模はやや縮小する。東門と西門は「コ」字状に入り込む部分に、西北門は西辺北端に位置する。第III-1期の東門は掘立式の棟門、西門と第III-2期の東・西北門は掘立式の八脚門である（第8図）。

櫓は、南東・北東・北西隅と南・東・西辺、東門の「コ」字状の屈曲部に約80m間隔で設置される（第12図）。いずれも掘立式で、南辺と東門周辺、北東隅、南東隅、北西隅には櫓に伴うと考えられる土壇が検出されており、この内、南辺と南東隅、東門周辺の櫓は塀を跨ぐ構造である。

【政府】第III-1期では、正殿が第II期と同じ位置・規模・構造で復旧され、基壇化粧が凝灰岩切石積となる。それ以外の建物は、第II期とは異なる位置に掘立式で暫定的に復旧された（第3図）。また、政府南西部から南辺築地塀にかけて整地が行われ、政府南側の平坦面が拡大された。

第III-2期では、脇殿、楼、後殿、石敷広場、南門、築地塀といった実用的な施設が第II期と同位置で復旧される一方で、装飾的な要素が強かった翼廊や東・西・北殿、石敷の通路や石組構は認められなくなる（第3図）。東・西脇殿には広場側に向かって身舎中央に南北3間の縁が付き、築地塀は全面的に改修される。

【実務官衙】城内では建物が急増し、各官衙の整備が進む（第12図）。この中で、第III期以降長期にわたって建物配置が固定される城前官衙、作貢官衙と、土地利用は長期にわたるが、建物配置は短期間で変化する大烟官衙、六月坂官衙の大きく2種類が認められる。

城前官衙は、第III-1期では掘立柱建物や掘立柱塀、竪穴建物などが認められ、これらは火災後の処理や第III-2期官衙の造営に関わった施設と考えられる。第III-2期では建物の配置・構造が変化し（第4図）、第II期の広場の範囲にも建物が配置され、1～2棟の建物が掘立柱塀により区画されて、それぞれの建物が独立して機能するようになる。また、廂付建物の割合が高くなり、廂の位置から南向きの官衙になったと考えられる。主屋は瓦葺きの東西棟二面廂付建物で、第II期と位置・平面形式、瓦葺きである点が共通する。一方、1・2小期を通じて第III期の作貢官衙は、掘立柱建物が広場を囲む「コ」字型の配置となり（第4図）、政府が位置する西側を正面とする。主屋は南北棟二面廂付建物である。

大烟官衙では、第II期から土地利用が変化して広範囲で施設が認められるようになり、第III期には、掘立柱建物と竪穴建物、鍛冶工房、井戸で構成される官衙（大烟C期）から掘立柱建物主体の官衙（大烟D期）へと変遷する（第5図）。このうちD期は、官衙の北・南辺が材木塀で区画され、北辺には掘立式の八脚門が設置される。門から南側には幅約10mの南北道路が認められ、これを基準に官衙が東西に分けられる。南北の範囲は約240mで、北東部には東西棟二面廂付建物を主屋として掘立柱建物と井戸による官衙、北西部には柱筋を揃えた同規模の掘立柱建物が広場を囲んで「コ」字型に配置される官衙、南東部には掘立柱建物と竪穴建物、南西部には柱筋や方向を揃えた掘立柱建物による官衙が造営された。

六月坂官衙では、東西道路の南側で大型の東西棟四面廂付建物が東西に並列する（第4図）。その南側にも東西棟の掘立柱建物が確認されている。なお、四面廂付建物は多賀城内では検出例がごく僅かであり、六月坂官衙の四面廂付建物は政府正殿に次ぐ規模であることから、この建物の機能は特殊

な利用を目的としたものであったと推定される。

この他、五万崎官衙では外郭西門付近で第Ⅲ期の可能性がある掘立柱建物、東部で鍛冶工房の可能性がある堅穴遺構が検出されている。

【道路】政府南大路は路面幅が22.4～22.7m、南北大路は路面幅が22.4～29.0mとなり、同位置で規模が大幅に拡大した（第12図）。政府南大路の大規模化は他の城柵には認められず、多賀城に特徴的な事象である。東西道路は外郭東門の移動とともに位置が変わり、路面幅は約18mと推定される。

第Ⅳ期 貞觀11年（869）～11世紀前半頃

第Ⅳ期は陸奥国大地震の復興から多賀城の終末期までで、多賀城の遺構期で最も長期である。政府では第Ⅳ-1期から第Ⅳ-3期まで認められるが、それ以外は細分が困難なため第Ⅳ期としてまとめて記述する。

【外郭区画施設】東西南北の各辺が検出され、いずれも同位置で改修される（第13図）。南辺は広範囲にわたる大規模な改修が行われており、陸奥国大地震の復興との関連が想定される。10世紀前葉の十和田a火山灰降下以降の改修は、東辺南部の材木塀で確認され、西辺にも可能性が指摘されている。

門は南・東・西・西北門が検出されている（第8図）。南門は第Ⅲ期から継続し、西門は再び位置が西側に移動する。東門と西門、西北門は礎石式八脚門となり、西門と西北門は第Ⅲ期より規模が拡大する。なお、櫓は第Ⅲ期と同位置で改修され、南辺では礎石式になるものがある。

【政府】第Ⅳ-1期は震災直後の復興で、建物の構成は第Ⅲ-2期から変化はない（第3図）。後殿と北門のみ建て替えられ、ほかの建物は瓦の葺き替えなどの補修が行われたと推定される（第16図）。また、政府南西部と南辺築地塀の南西側で整地が行われ、平坦化が進められる。

第Ⅳ-2期は、第Ⅳ-1期の建物、築地塀などがそのまま存続し、これに加えて政府の北東・北西隅と北辺築地塀の北側に新たに掘立柱建物が建てられる（第3図）。北辺築地塀北側の建物4棟は、大型で計画的な配置となる。これらにより、政府に新たな機能が付加されたと考えられる。

第Ⅳ-3期は、主に政府北西部において掘立柱建物が繰り返し建てられる時期で、a～e小々期に分かれる（第3図）。この時期に初めて政府の対称性が失われるが、正殿より南の主要な一部は終末まで維持され、脇殿の対称性も保持される。なお、脇殿は南北棟二面附建物に改修される。政府は、出土遺物から11世紀前半頃まで機能したと考えられる（第17図）。

【実務官衙】城前官衙と作貢官衙は、第Ⅲ-2期の建物構成が9世紀後半まで維持されるが、10世紀になると城前官衙は建物数が激減して官衙の様相が不明瞭になり、作貢官衙も建物数が減少して施設構成や建物配置が変化する（第4図）。

大畠官衙では、9世紀中頃から後半（大畠E期）は、掘立柱建物を主体として堅穴建物や工房、井戸で構成される官衙が造営される。10世紀以降（大畠F・G期）は、建物数が減少し分布も散漫になるが、四面附建物など大型の建物が認められるようになる（第6図）。

六月坂官衙では、政府以外の官衙では唯一の礎石式の縦柱建物が出現し、掘立柱建物とともに官衙を構成する（第4図）。

五万崎官衙では、掘立柱建物や堅穴建物が検出され、南西部では、10世紀頃の方向を描いた計画的な配置による掘立柱建物群が認められる（第7図）。また、五万崎官衙では施釉陶器が多く出土する（第17図）。特に、東部では陰刻花文が施された緑釉陶器輪花壇や平安宮の儀式などで使用されたことが想定される白色土器が出土しており、儀式や饗宴に関する施設、あるいはその物品を保管した施設が存在した可能性がある。

【道路】政庁南大路は第Ⅲ期から継続し、東西道路は東門から西に約90m検出され、路面幅は約20mとなる（第13図）。廃絶時期は、政庁南大路が11世紀末頃、東西道路が10世紀中葉頃である。

3.まとめ

城柵の変遷は、蝦夷との関係が大きく影響し、その時々の蝦夷政策を反映したものと考えられ（村田2015）、多賀城においては、特に第Ⅰ期から第Ⅲ期の変遷をこの脈絡で理解することができる。

多賀城は、養老4年（720）の蝦夷の反乱を契機とし、新たな陸奥国統治政策の一環で創建された陸奥国府兼鎮守府であり、陸奥国支配の拠点である（熊谷2000、今泉2001）。第Ⅰ期の特徴は、低丘陵上に立地し、二重構造となること、政庁が正殿と脇殿と広場を基本とする構成で、正殿と脇殿が広場を囲む計画的な配置となることがある。これらは以後の多賀城に継続する特徴であるとともに、陸奥・出羽両国における城柵の規範となる。また、前国府である郡山遺跡Ⅱ期官衙とは、政庁を構成する施設の配置とともに建物位置や広場の規模に類似が認められる（村田2014）。その一方で、立地する地形や敷地面積の拡大、二重構造、外郭区画施設の規模と構造、瓦葺きの施設の存在などの相違点から、第Ⅰ期は郡山遺跡Ⅱ期官衙に対して軍事的な機能の向上や施設の莊厳性を重視して造営されたと考えられる（村田2014、吉野2018）。これらは、国府としての機能の継承と、多賀城創建の契機となった背景が影響したものと推定される。

第Ⅱ期は、全国的な官衙の整備の動向（山中1994）とともに、陸奥国特有の事情として、時の権力者藤原仲麻呂の四男、藤原朝鶴主導による大規模な改修が行われた。主に、外郭南門・南辺と東門の移動、各門の礎石式化、政庁の建物の礎石式化と実用的及び装飾的な施設の追加、実務官衙である城前・作貫・大畠官衙の整備であり、これらにより多賀城の様相は大きく変化した。特に、政庁とその南面で構成される多賀城正面の整備は、機能性の向上とともに外観の威容や莊厳性を高めることを意図したものと考えられ、第Ⅱ期の特徴として捉えられる。また、この時期、多賀城南面に外郭南門から南に延びる南北大路と、外郭南辺に平行する東西大路が敷設され、多賀城を基準とした広範囲にわたる整備が行われた。これらは、武力とともに、正面の外観や装飾性を追加した施設により、国家の威信を示すことで蝦夷支配を進めようとした、この時期の版図拡大政策の方法を表したものと推定される（吉野2016）。

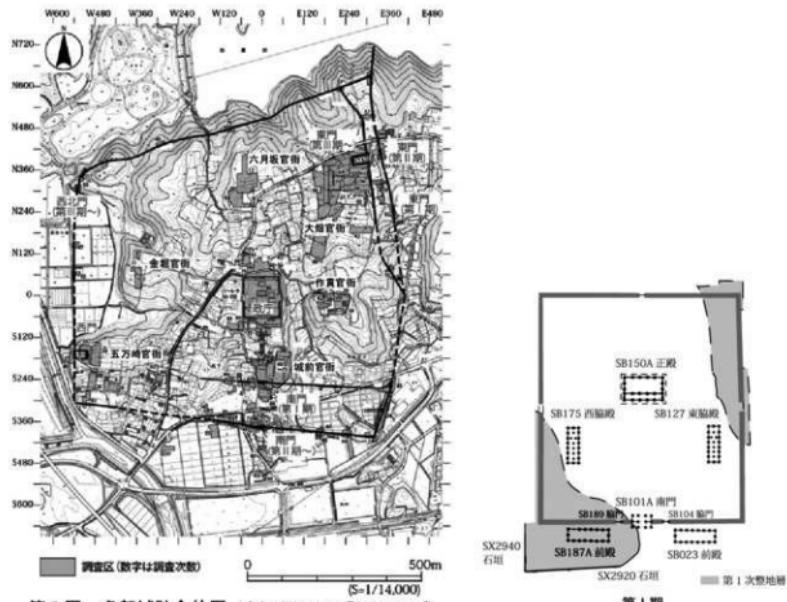
第Ⅲ期は、宝亀11年（780）の火災からの復興や、宝亀5年（774）に始まる蝦夷との三十八年戦争とその終結に伴い、大規模な改修が行われた。その内容は、東辺と東・西門の位置の移動や、政庁の実用的な施設を中心とした復興、城内の広範囲での実務官衙の整備、政庁南大路の大規模化である。第Ⅱ期の改修の中心であった政庁以南の官衙・施設の改修とともに、第Ⅱ期より広範囲で掘立柱建物を主体とした計画的な配置による官衙が造営される。城外においても、第Ⅱ期に敷設され第Ⅲ期に改修された南北大路と、東西大路を基準として方格地割が施工される。城内・城外ともに大きな変化が認められ、機能の追加あるいは拡充により施設が充実する。この変化については、大局的には国家的政策で重要事業であった征夷と、その終結による胆沢城や志波城、徳丹城の造営、鎮守府の胆沢城への移転、そして、これらによる新たな蝦夷政策の推進と版図拡大による陸奥国府としての業務量の増大が背景にあったものと推定される。

第Ⅳ期は貞觀11年（869）の陸奥国大地震の復興から多賀城の終末までであり、9世紀代と10世紀以降で多賀城の様相が大きく変化する。9世紀代は、外郭西門の位置が移動し、政庁では周辺で新たな施設が追加されるが、それ以外は第Ⅲ期と同位置での改修が行われる。一方、10世紀以降は、外郭区画施設の改修は一部で行われるのみで、終末まで維持された痕跡は認められず、政庁では内部

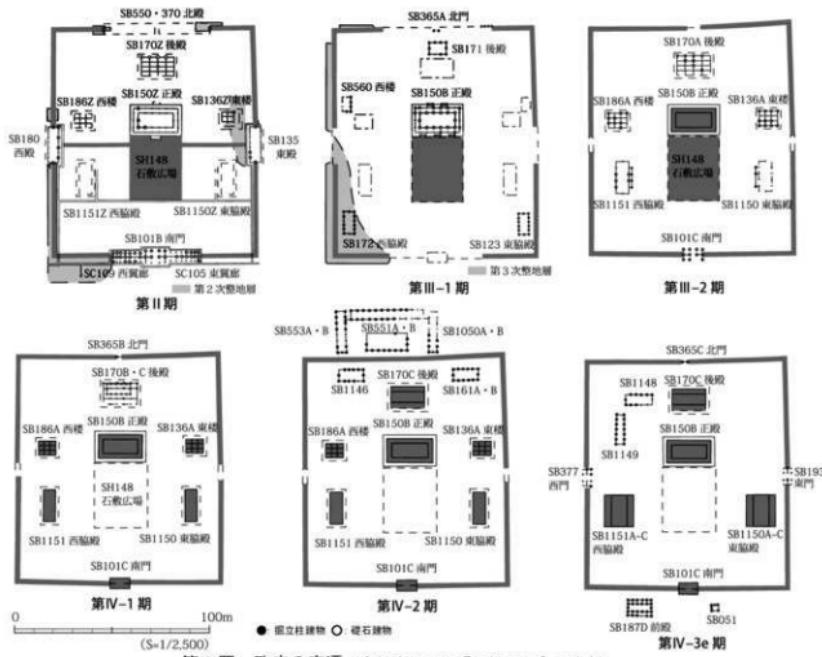
に建物が追加されることで配置の対称性が失われる。実務官衙では、第Ⅲ期から継続する官衙や第Ⅳ期の9世紀後半に改修された官衙で建物数が減少し様相が不明瞭になるものや、反対にそれまで施設等が認められなかった範囲で新たな官衙が形成され10世紀代に機能したと考えられるものがある。終末期である11世紀前半では、明確に機能したことを見るのは政府と政府南大路であり、それ以外の外郭区画施設や実務官衙の実態は不明である。城外では方格地割の施工範囲が9世紀後半に最大となるが、10世紀前半以降には各所で道路が廃絶し、全体としては11世紀までに廃絶したと考えられる（宮城県2018）。城内の官衙や施設の変化と城外の方格地割の拡大・縮小の時期は概ね対応しており、10世紀は多賀城の城内・城外の構成、そしてそこから推定される機能において転換期であったと推定される。

関連文献

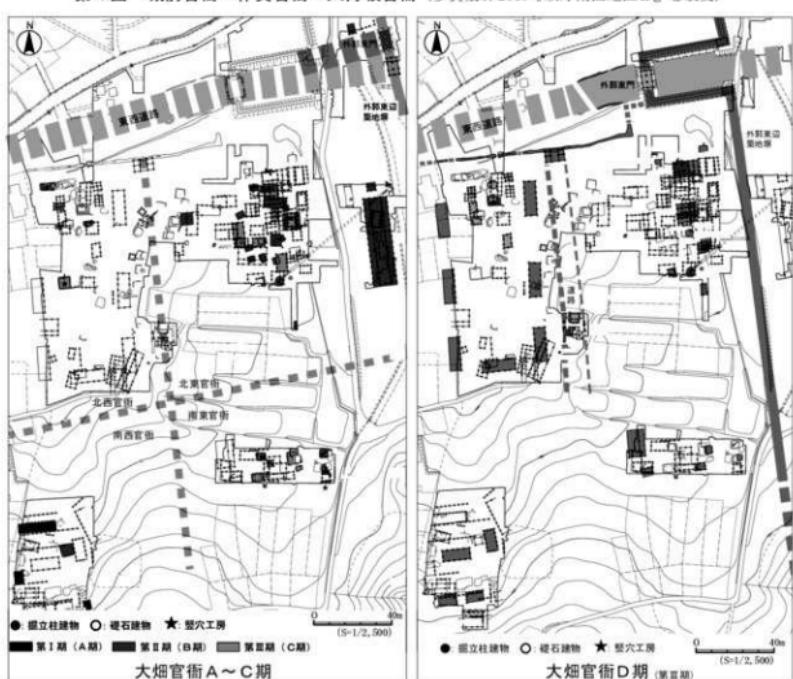
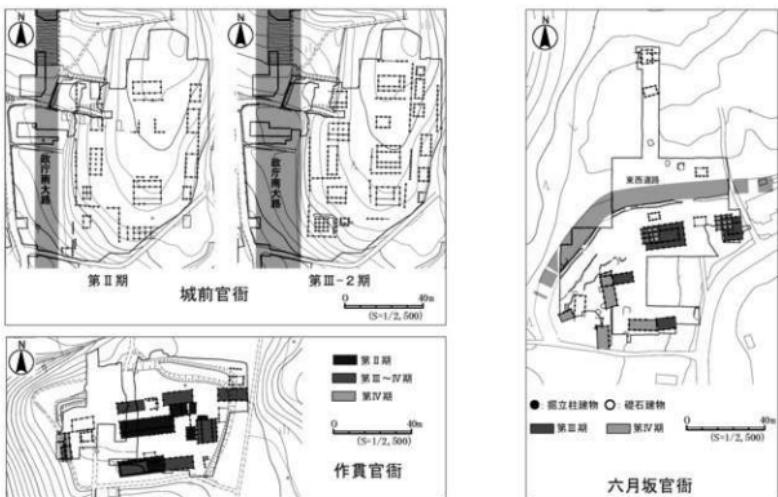
- 今泉隆雄 2001「多賀城の創建－郡山遺跡から多賀城へ－」『古代条里制・古代都市研究』17号 pp. 25-64
熊谷公男 2000「養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」『国立歴史民俗博物館研究報告』第84集 pp. 61-90
熊谷公男編 2015『東北の古代史3 蝦夷と城柵の時代』吉川弘文館
進藤秋輝 2010『古代東北統治の拠点 多賀城跡』シリーズ「遺跡を学ぶ」066 新泉社
鈴木拓也 2016『東北の古代史4 三十八年戦争と蝦夷政策の転換』吉川弘文館
高倉敏明 2008『多賀城跡 古代国家の東北支配の要衝』日本の遺跡30 同成社
東北歴史資料館・宮城県多賀城跡調査研究所 1985『多賀城と古代東北』
古川一明 2020「第14章 多賀城－城柵国府と街並み」『古代史講義【宮都編】』pp. 257-275
宮城県教育委員会 2018『山王遺跡VII』宮城県文化財調査報告書第246集
宮城県多賀城跡調査研究所 1970～2022『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1969～2021』
宮城県多賀城跡調査研究所 1980『多賀城跡－政府跡図録編－』
宮城県多賀城跡調査研究所 1982『多賀城跡－政府本文編－』
宮城県多賀城跡調査研究所 2010『多賀城跡 政府跡補遺編』
宮城県多賀城跡調査研究所 2017『多賀城跡 外郭跡I－南門地区－』
宮城県多賀城跡調査研究所 2018『多賀城跡 政府南面地区－城前官衙遺構・遺物編－』
宮城県多賀城跡調査研究所 2019『多賀城跡 政府南面地区II－城前官衙縦括編－』
宮城県多賀城跡調査研究所 2021『多賀城跡 政府南面地区III－政府南大路・南北大路－』
宮城県多賀城跡調査研究所 1979『多賀城漆紙文書』宮城県多賀城跡調査研究所資料I
宮城県多賀城跡調査研究所 2011・2013・2014『多賀城跡木簡I～III』宮城県多賀城跡調査研究所資料II～IV
宮城県多賀城跡調査研究所 2020『多賀城施釉陶磁器』宮城県多賀城跡調査研究所資料V
宮城県多賀城跡調査研究所 2010・2020『多賀城跡－発掘のあゆみ 2010・2020－』
村田晃一 2004「三重構造城柵論－伊治城の基本的な整理を中心として 移民の時代2－」『宮城考古学』第6号 pp. 159-186
村田晃一 2010「古代奥羽の城柵・官衙の門と周縁施設」『第13回古代官衙・集落研究会報告書 官衙と門 報告編』奈良文化財研究所研究報告第4冊 pp. 51-89
村田晃一 2014「日本古代城柵の検討（2）－郡山II期官衙から多賀城第I期へ－」『宮城考古学』第16号 pp. 55-70
村田晃一 2015「三版図の拡大と城柵」『東北の古代史3 蝦夷と城柵の時代』pp. 87-118
山中敏史 1994『古代地方官衙の研究』壇書房
吉野 武 2016「多賀城の構造と変遷」『第42回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』pp. 91-108
吉野 武 2018「第I期多賀城の特質」『日本歴史』第839号 pp. 1-20
吉野 武 2022「多賀城の炎上・復興と征東軍」『国立歴史民俗博物館研究報告』第232集 pp. 247-275



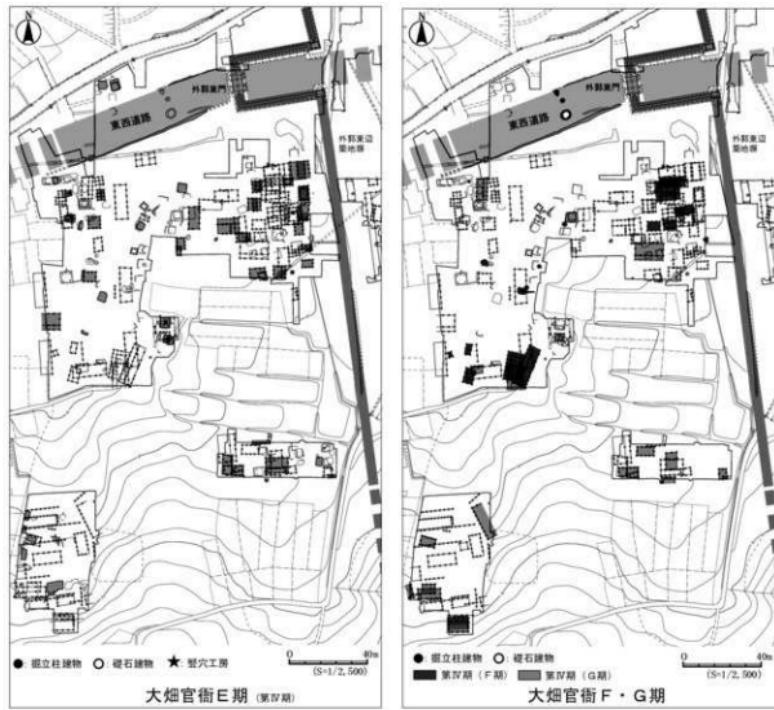
第2図 多賀城跡全体図（多賀城研 2022『年報2021』）



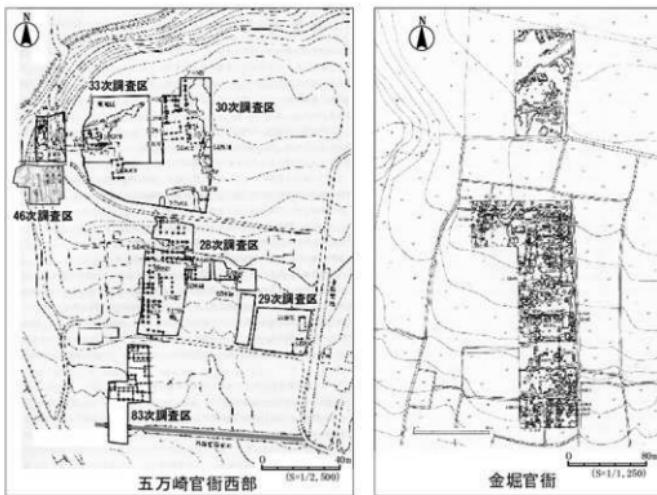
第3図 政府の変遷（多賀城研 2013『年報2012』を改変）



第5図 大畠官街 A～D期 (多賀城研 2019『政庁南面地区II』を改変)



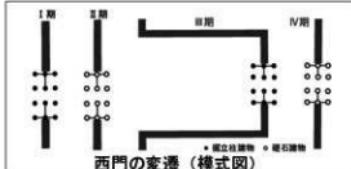
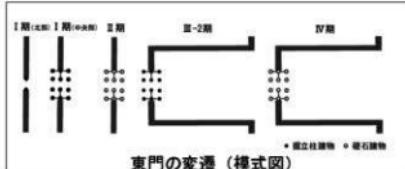
第6図 大烟官衙 E～G期 (多賀城研 2019『政府南面地区II』を改変)



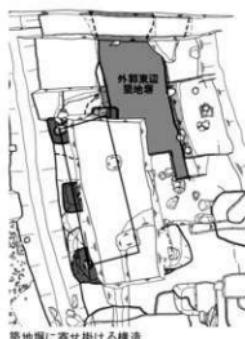
第7図 五万崎官衙・金堀官衙 (多賀城研 1974・1979・1986・2012『年報 1973・1978・1985・2011』を改変)

	外郭東門	外郭西門	外郭西北門	外郭南門
第一期			不明	
第二期			不明	
第三期				
第四期				第III期の建物が存続と推定

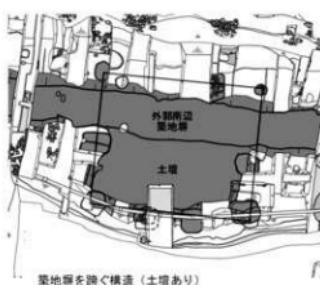
● : 墓立柱建物 ○ : 碓石建物 黒字単位 : m S=1/400



第8図 門の模式図（多賀城研 2010『発掘のあゆみ 2010』、2017『外郭跡 I』、2020『年報 2019』を改変）



第82次 : SB3031 (第二期)



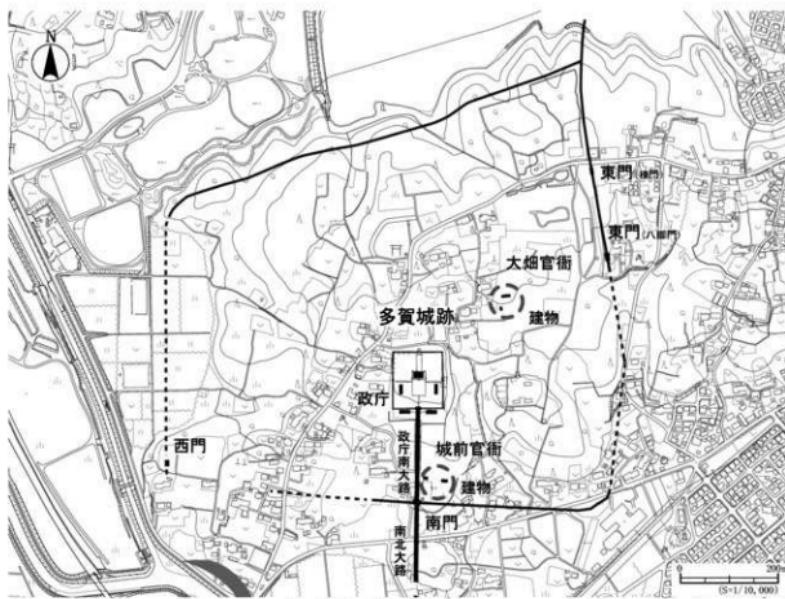
第88次 : SB3282 (第四期)



第41次 : SB1325 (第三orIV期)
SB1340 (第三期以前)

0 5m
(S=1/200)

第9図 権の平面図（多賀城研 1983・2011・2016『年報 1982・2010・2015』を改変）



第10図 第Ⅰ期 (新規作成)



第11図 第Ⅱ期 (新規作成)



第12図 第III期（第III-2期）（新規作成）



第13図 第IV期（第IV-1期）（新規作成）



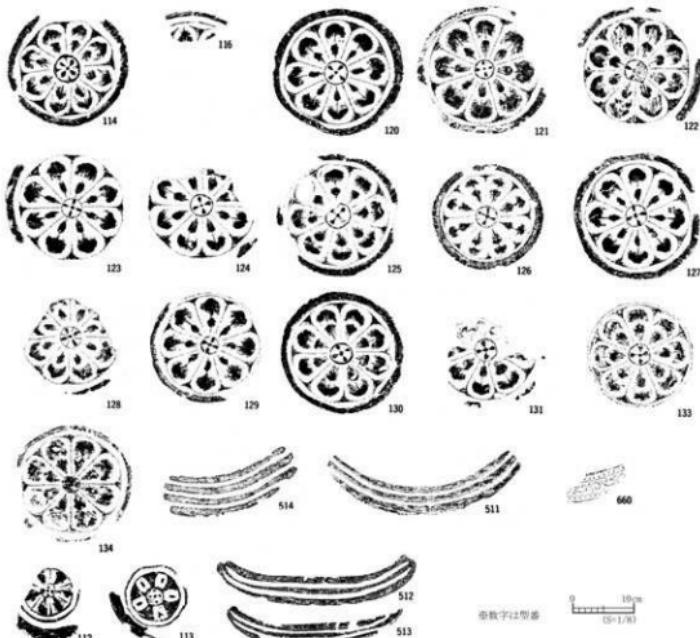
複刻写真

〔銘文〕
多賀城 去京一千五百里
去蝦夷国界一百廿里
去常陸国界四百十二里
去下野国界二百七十四里
去蘇我國界三千里

此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮守將軍從四位上大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝獨修造也

天平寶字六年十二月一日

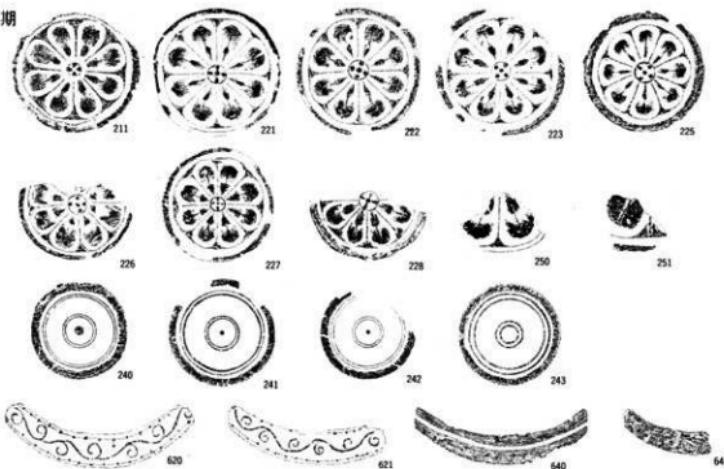
第14図 多賀城碑 (東北歴史資料館・多賀城研 1985)



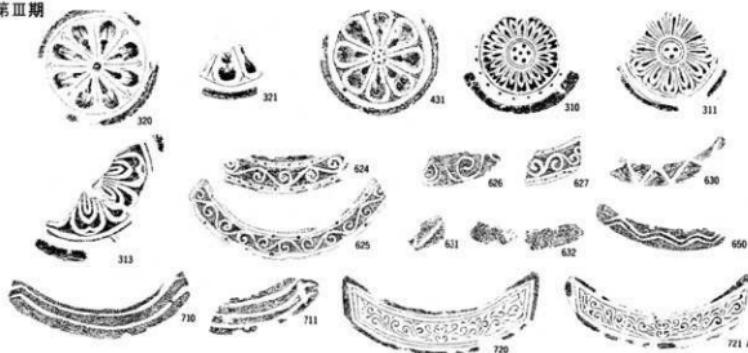
番号は型番

第15図 第I期の軒丸・軒平瓦 (多賀城研 1982『政宇跡本文編』)

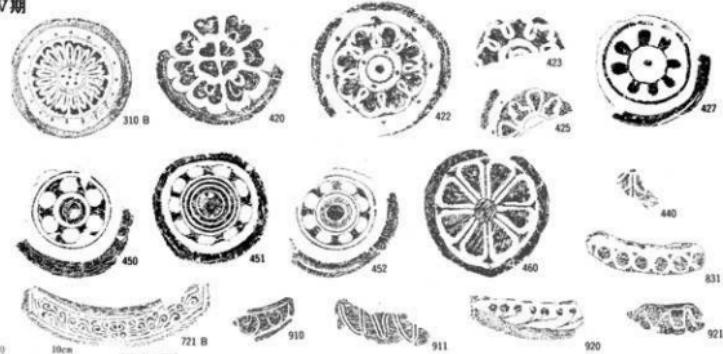
第二期



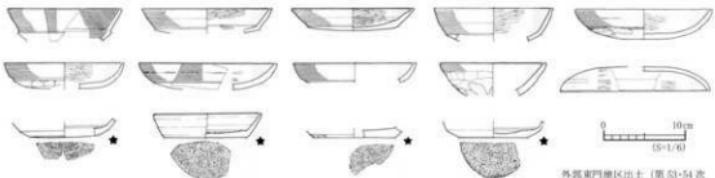
第三期



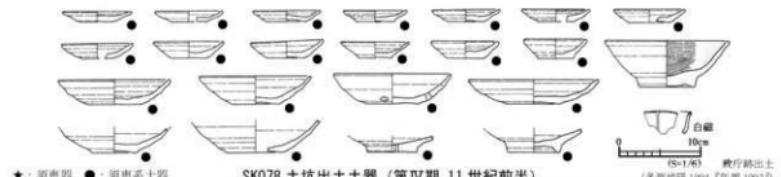
第四期

0
(S=1/8)

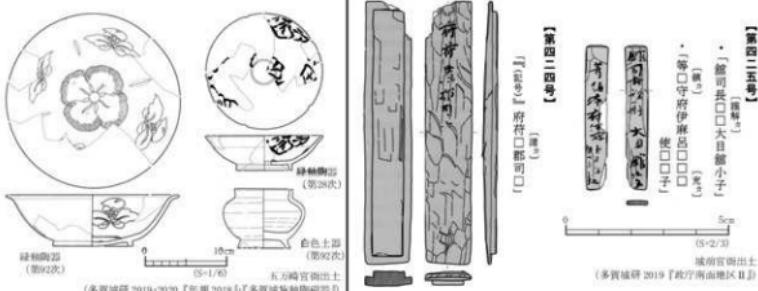
第16図 第II・III・IV期の軒丸・軒平瓦 (多賀城研 1982『政庁跡本文編』)



SI1791 穩穴建物出土土器（第Ⅰ期 8世紀前葉） (多賀城研 1989 年報 1988)



★：須惠器、●：須惠系土器 SK078 土坑出土土器（第IV期 11世紀前半）



施釉陶器：白色土器

第17図 土器・施釉陶器・木簡

政序	遺構期	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ-1期	第Ⅲ-2期	第Ⅳ期	
	年代	義老・神龜頃 (717～728)～ 8世紀中頃	8世紀中頃～ 宝龟11年(780)	宝龟11年(780)～ 貞觀11年(869)	貞觀11年(869)～11世紀前半		
城前	遺構期	ⅰ期	ⅱ期	ⅲ-1期	ⅲ-2期	ⅳ期	—
	年代	724～762年	762～780年	780年～9世紀後半		10世紀前葉	—
作貫	遺構期	—	A期		B期		C期
	年代	—	8世紀後半		9世紀		10世紀前半～
大畠	遺構期	A期	B期	C期	D期	E期	F期
	年代	8世紀前葉～ 中頃	8世紀中頃～ 後葉	8世紀後葉～ 9世紀初頭	9世紀前半～ 中頃	9世紀中頃～ 後葉	10世紀前葉
六月坂	遺構期	—	—	—	A期	B期	—
	年代	—	—	—	9世紀前半	9世紀後半	—

受験者の実務実績には、日々に会員登録上から離脱登録があるが、追跡期が不明確であることから、本実験には加えられない。

年齢での作答官能の追跡順位は、A群・B群・C群であるが、それぞれA～C順とした。

折算での六月振官債の返済期日は、古いグループ・新しいグループであるが、それだけA期・B期とした

第1表 多賀城跡における政庁と審務官衙の併行関係（多賀城研 2019『政庁南面地区II』を改変）

山王・市川橋・館前遺跡

宮城県教育委員会 高橋 透

所在地 宮城県多賀城市山王・南宮・市川・浮島ほか

立地環境 仙台平野北端部、砂押川両岸の標高2~3mの沖積地

発見遺構 挖立柱建物、竪穴建物、材木塀、溝、土坑、烟、河川など

年代 6世紀末~11世紀

遺跡の概要

山王遺跡・市川橋遺跡は、宮城県中部の太平洋岸、仙台平野北端部の沖積地に立地する（第1図）。南流する砂押川両岸に位置し、標高は2~3mである。両遺跡を合わせた東西約2.4km、南北約1.0kmの範囲からは、弥生時代中期、古墳時代前・中・後期、古代、中世、近世の遺構・遺物が検出されている。館前遺跡は多賀城外郭南東隅から南東へ約200mの島状に独立した台地上に立地する。本稿では6世紀末以降から11世紀代までの古墳時代後期から古代について取り上げる。

1. 区画施設・方格地割の変遷

(1) 区画1~3期

この時期の遺構・遺物は八幡・伏石地区（第2図）で多数確認され、おおまかに3時期の変遷が想定されている（文献139）。本稿では、区画溝や材木塀によって区画された集落が成立する6世紀末~7世紀中頃の区画1期、7世紀後半~8世紀前半頃の区画2期、8世紀後半頃の区画3期に区分して記述する（註1）。

区画1期（第3図）は、方形を基調として直線的に伸びる区画溝と材木塀で東西約129m、南北116m以上の範囲が区画される区画A、不整形に湾曲した区画溝と材木塀で東西約207m、南北128m以上の範囲が区画される区画Bが認められ、区画Aから区画Bへ変遷する。

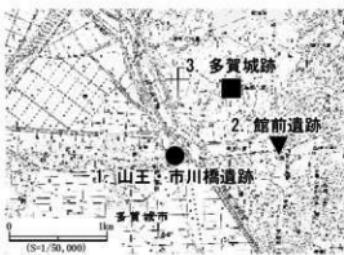
区画2期（第4図）は、区画溝が西へ10~40°前後傾いてL字状に伸びており、東西180m以上、南北300m以上の範囲が区画される。そしてその内側には、東西約190m、南北約235mの南北に長い平行四辺形状に材木塀が設けられる（区画C）。

区画3期（第5図）は、区画溝と材木塀によって区画D~Fの3つに区画されており、区画D・Eとその南側に位置する区画Fの間にはSX12100東西道路が確認されている。区画Dは材木塀で囲まれた範囲が東西約71m、南北120m以上の南北に長い長方形となる。区画Eは西辺南側と南辺で材木塀を確認し、東西99m以上である。区画Fは北辺の材木塀の一部を確認している。

ところで、区画3期までには多賀城跡外郭南門から南へ伸びる南北大路と、外郭南辺と同じ傾きで東西に伸び、外郭南門から約520mの位置で交差する東西大路が敷設される（第7図①）。南北大路は側溝心々距離が約18m、東西大路は約12mである。南北大路の成立時期をめぐっては、創建時期を推定できる遺物が零細であることもあり、8世紀前半頃（文献26）、8世紀中葉~後半頃（文献24・142・149・161）、8世紀後葉頃（文献20・22・118・127）と諸説ある。

(2) 方格地割I~III期

8世紀末頃には、側溝心々距離が約23mに拡幅された南北大路と約12mの東西大路を基準にした



第1図 山王・市川橋・館前遺跡の位置

方格地割が形成される。方格地割の街区呼称は、南北大路や東西大路からそれぞれ近い順に北1・北2道路、あるいは西1・西2道路とし、各道路で区切られた街区を「北1西2区」とする（第2図）。

方格地割全体の変遷に関しては、東西大路に面する北1・南1区が造営されたⅠ期（8世紀末～9世紀前葉頃）、北2・南2区へ拡大したⅡ期（9世紀前半～中葉頃）、北3区などが造営されて方格地割が完成するⅢ期（9世紀後半～10世紀後半頃）という変遷案が最初に示され（文献136）、これを基礎として、Ⅲ期の方格地割がもっとも拡大する時期と縁辺部が廃絶する時期を分けたⅠ～Ⅳ期の変遷（文献20・118）が提示された。しかし、その後の発掘調査によってⅠ期に遡る北2a道路の存在が明らかとなり、また方格地割の規格性などの検討から、方格地割成立当初より北2区から南2区まで成立し、全体でⅠ～Ⅲ期の変遷を想定する説が示された（文献18・139）。本稿では文献139の変遷案をもとに、最新の成果（文献109）を加えて方格地割の変遷を考えてみたい。

方格地割Ⅰ期（8世紀末～9世紀前葉頃）では、北1・南1道路が西1～西9道路間、北2道路は西1～西7道路間に延び、北2a道路が西3～西5道路間に敷設される（第7図②）。北2a道路は区画3期のSX12100東西道路を踏襲しているため、北2a西4・5区は他の街区に比べ東西に長い長方形形状となる。そのほか南2道路は西0～西1道路間、南1道路は東0～東1道路間で確認している。

方格地割Ⅱ期（9世紀中葉～10世紀前半頃）では、西6a道路が北2道路から南北～東西～南北のクランク状に曲がって延び、北3道路は西3a～西5道路間に敷設されたとみられる。南2道路は西1～西9道路間、南3道路が西2～西9道路間に敷設され、本期に街区が最も拡大したと考えられる。また、南1西7・8区では街区を細分する南0～1間道路が設けられた。文献109からは南3道路を確認したことにより、西1道路より西の東西道路が大路と平行すること、その結果、街区の形が従来の平行四辺形ではなく方形に復元できること、西3～西9道路は街区南方区画溝まで延びるが、南3道路より南は主として畑耕作域として利用されたことなど多くの新知見が得られた（第7図③）。なお、Ⅱ期は10世紀前葉に降下した灰白色火山灰の下層で道路側溝と区画溝に改修がみられるところから、Ⅱ-A期（9世紀中葉頃）とⅡ-B期（9世紀後葉～10世紀前半頃）に分けられる。また北2a道路と西4道路の交差点から南の地点において、道路側溝に貞觀11年（869）の津波に起因する可能性のあるイベント堆積物が確認されており、Ⅱ-A期からⅡ-B期へ改修が貞觀11年の陸奥国大地震を契機とする説が提示されている（註2）（文献165～167）。

方格地割Ⅲ期（10世紀後半頃）は、北2道路より北側の北2a・北3a・西5・西6道路が廃絶し、方格地割が縁辺部から廃絶していったと想定されている（第7図④）。ただし、近年では10～11世紀の土器編年およびその年代観の見直しが行われ（文献114・130）、従来の年代観よりも新しく考える意見があることから、方格地割廃絶の年代についても今後再検討していく必要がある。

2. 区画施設・方格地割内部の様相

（1）区画1～3期

【区画1期】

区画内部に45棟以上の竪穴建物を主体として井戸、土坑が確認され、区画Bの時期に居住域がもっとも拡大する（文献139、第3図）。竪穴建物は、一辺が5.9m以上の大型のものと5.5m以下の小・中型のものに分けられる。区画の中央にはSD2050Bがみられ、区画南側で東西に流れるSD100に合流している。SD100やそれと一連とみられるSD5093からは、土器にくわえて多量の木製品、骨角製品、動物依存体が出土し、区画1期を特徴づける遺物である。木製品には武器またはその一部（第6図1～5）、馬具（6）、農耕具（7～9）、漁労具（10）、香炉（11）があり、骨角製品には武器またはその一部（12～16）、漁労具（17・18）、卜骨（19・20）がみられるなど、農耕だけでなく漁労・狩猟・

採集といった生業、武器・馬具の存在、祭祀の様相の一部も明らかとなっている（文献 144・162）。

【区画 2 期】

区画の内外には掘立柱建物 32 棟、堅穴建物 6 棟、井戸 2 基が確認され、区画 1 期と異なり掘立柱建物が主体となる（文献 139、第 4 図）。掘立柱建物は区画に合わせて西に傾いた桁行 3 間あるいは 2 間、梁行 2 間のものが多いが、SD180 区画溝西側に位置する SB5151 は桁行 5 間、梁行 3 間で他の建物より規模が大きく、区画 2 期の主要な建物とみられる。掘立柱建物は北で西に 10 ~ 20° 傾くものと 40° 前後傾くものに大別でき、材木屏と重複するものもみられることから、2 時期以上に細分できると考えられるが、区画北西部や南部中央は部分を確認にとどまっており、具体的な様相把握は今後の課題である。出土遺物では、SD180 から多量の土器や木製品が出土している。なお、区画 2 期は 7 世紀後半に比定できる須恵器がわずかであることから、区画 1 期から 2 期は 7 世紀後半に一度断絶したと考える意見もある（文献 144・162）。

【区画 3 期】

区画内部は 2 期と同様に掘立柱建物が主体で堅穴建物、井戸などで構成されるが、なかでも区画 D は中央にある桁行 5 間、梁行 3 間の SB7776 を主屋として北へ「コ」の字型にひらく建物配置である（文献 139、第 5 図）。出土遺物では、区画 D の SD461 区画溝などから漆付着土器が出土し、その他の溝からは天平宝字 7 年（763）の具注唇斷簡や「陸奥国戸口損益帳」の草案で紙背に「×□〔済カ〕敬×」と書かれた漆紙文書が出土していることから（文献 52）、周囲に漆工房があったと考えられる。

（2）方格地割 I ~ III 期の主要な街区

【北 1 西 3 区】

I ~ III 期にかけて 5 時期の変遷があり（文献 136）、なかでも II - B 期の 9 世紀後半頃にもっとも遺構数が多く、区画内部が材木屏によって 2 つに分けられる（第 8 図①）。南半部では桁行 5 間、梁行 3 間の三面廂付建物である SB589 を主屋として南東に南北棟の建物が配置され、北側には桁行 2 間、梁行 2 間の小規模な倉庫とみられる建物が横方向へ列状に並ぶ。出土遺物には国産の縁軸・灰軸陶器や中国産の白磁・青磁などの高級食器のほか、土師器、須恵器、硯、木製食器・容器・農耕具、鉄製容器、紡錘車など多様である。こうした建物配置や出土遺物から、国司クラスの館と推定されている。

【南 1 西 2 区】

I ~ III 期にかけて 5 時期の変遷があり（文献 136）、特に II - A 期の 9 世紀中葉頃には、南東側に桁行 4 間、梁行 3 間の二面廂付建物である SB1241 を主屋とし、その南に空闊地が設けられる（第 8 図②）。この周囲からは「守」と書かれた墨書き土器（第 9 図 1 ~ 3）が 5 点出土していることから、「国守」の館と推定されている。また注目すべきは、区画中央部から南東部にかけてみられる SD1020 で、クランク状に曲がる形状や溝水浄化あるいは貯水的施設とみられる枠・土坑が存在することから、「造水」の可能性が指摘されている。周辺に土器供膳具の廐棄土坑が多数分布し、多量の縁軸陶器（4 ~ 8）、灰軸陶器（9 ~ 15）だけでなく白磁（16 ~ 18）、青磁（19）、黄釉褐彩磁（20）も出土しており、饗宴を行った庭園としての性格も想定される。

これに対し、後述する国守館の可能性が高い北 1 西 7 区や館前遺跡の主屋は四面廂付建物で、SB1241 は規模自体も小さいことから、国守館とするには慎重な意見もある（文献 10・113）。

【北 1 西 7 区】

II ~ III 期にかけて 4 時期の変遷があり（文献 50・53）、特に II - B 期の 10 世紀前半頃には桁行 9 間、梁行 4 間の四面廂付建物である SB474 を主屋として南西側に南北棟建物が配置されており（第 8 図③）、井戸や土器廐棄土坑もみられる。出土遺物には多量の縁軸・灰軸陶器や青磁・黄彩褐釉磁が

出土しているほか、「右大臣殿 銀馬収文」と書かれた題箋軸（第9図21）が出土し、右大臣就任に際して銀馬を贈る可能性が高いのは国守クラスと考えられることから、国守館と推定されている。

【北1西1区・北1東1区】

I～II-A期にかけて、東1区では桁行11間、梁行2間の掘立柱建物が東西に2棟ずつ、西1区も同様に東西2棟ずつ建物が配置されたと想定されており（文献40・44、第8図④）、西1区西列のSB2312・2330は内部の西側に2条の柱列を伴う特殊な構造のものである。これらの建物群の性格については、物資集積に関わる施設とする説（文献55）、馬関連の施設とする説（文献46）、蝦夷の饗宴に関わる施設とする説（文献25）など諸説ある。ただし近年では遺構・遺物の研究が進められ、西1区のSB2312・2330は内部の柱列が側柱の柱穴よりも規模が小さいことから床座とみられ、中世の絵巻物との比較から廐舎の可能性がある（文献116）。一方、西1区のSB2390や東1区のSB1000・1010は周囲に雨落溝がめぐり、また後者では足場穴とみられる小ビットが確認できるため（文献40）、廐舎ではなく官衙的な建物であったと考えられる。さらに南北大路と東西大路の交差点付近では陸奥国諸郡からの荷札が出土しており、米類を中心に綿や絹、布、馬など多様な品目がみられる（文献174～176）。饗宴との関係を示唆するような当該期の施釉陶磁器などの遺物が出土していないことを踏まえれば、砂押川を介した海上からのルートを含めた交通の要衝として、物資の集散にかかる機能の比重が高かったと想定される。

【その他の街区】

北2西4区では、「会津郡主政益繼」「解文 案」と書かれた題箋軸（第9図22）が出土したことから、郡主政の解文の案を整理・保管するなどの業務を行っていたことが分かり、会津郡の出先機関があつたと推定され、このほかにも鍛冶遺構を伴う竪穴建物が確認されている（文献137）。

北3西5・6区（第8図⑤）では、東西大路に面する区画に比べて庵を有する掘立柱建物が少なく、畠とみられる小構群（北3西5区SF395、SD11781など）が多く確認でき（文献139）、東西大路に面する街区よりも階層の低い人々が居住していたと推定される（文献113）。

南2西1区東側を流れる砂押川のSD2000からは人面や呪符の書かれた墨書き土器（第9図23～26）、木製の畜串・馬形・蛇形・人形（27～32）、卜骨（33・34）など祭祀遺物が多数出土している（文献136）。また北2西2・3区北側の河川では、ウマを中心とした獣骨が多量に出土し、周囲に動物の解体や皮革・骨角器製作を行った工房の存在が想定されている（文献142）。

3. 方格地割外の様相

（1）館前遺跡

多賀城南東隅から南東へ約200mの独立した台地上に立地し（第2図）、9世紀前半から後半頃の掘立柱建物群が検出されている。中央に主屋となる桁行9間、梁行4間の四面庵付掘立柱建物のSB02があり、これと柱筋を揃えて前後に建物が配置され、東西にも台地の縁に沿って南北棟建物がみられる（文献28、第8図⑥）。SB02は多賀城跡を含めても最大規模の四面庵建物であり（文献113）、国司クラスの館であったと推定される。

なお、近年では出土遺物の再検討から成立時期を9世紀後葉頃とし、前述の南1西2区から移転した国司館と推定する説が示されている（文献170）。しかし南1西2区の主屋であるSB1241と館前遺跡のSB02では規模に格差がある一方、館前遺跡では施釉陶器が出土しておらず、これらの違いをどのように解釈するか今後の課題である。

（2）市川橋遺跡中谷地地区

市川橋遺跡のうち、方格地割北側で多賀城跡外郭西門の南西側に位置する中谷地地区（第2図）で

は、9世紀後半を中心とした時期に土葬墓93基、土器埋設遺構8基がまとまって検出されている（文献145、第10図1）。土葬墓のなかで木棺を確認できた木棺墓（2・3）は21基あり、規模は掘方全長152～254cmである。土坑墓（5）は全長82～243cmで、木棺墓の方が大きいものが多く、また土器埋設遺構（4）は掘方全長が84～98cmで、土葬墓よりも小規模である。副葬品は、木棺墓では1基につき土師器または須恵器が1・2点出土する程度であるが、土坑墓は土器の出土自体が少ない。こうした規模や副葬品の違いから、これらの墓には階層差が存在した可能性がある（文献164）。

註1 区画1期は文献138の古墳時代後期、区画2期が区画II期、区画3期が区画III期に対応する。

註2 このほかにも、貞觀津波に起因する可能性があるイベント堆積物が南北大路東側溝や南1西2区のSK2298B、SD10061Bで検出されている（文献1～6・166・167・169）。

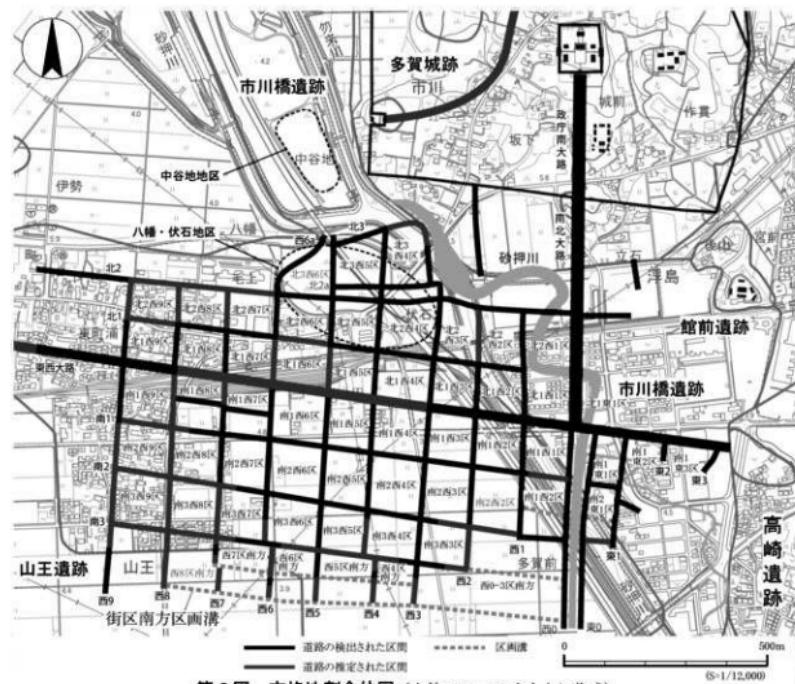
関連文献

- 1 相原淳一 2017「多賀城城下とその周辺におけるイベント堆積物」『宮城考古学』第19号 pp.107-126
- 2 相原淳一 2018「多賀城と貞觀津波」『考古学雑誌』第101巻第1号 pp.1-53 日本考古学会
- 3 相原淳一 2021a「陸奥国における869年貞觀津波と復旧」『季刊考古学』第154号 pp.34-38 雄山閣
- 4 相原淳一 2021b「再考貞觀津波」『考古学研究』第68巻第1号 pp.53-74
- 5 相原淳一・高橋守克・柳澤和明 2016「東日本大震災津波と貞觀津波における浸水域に関する調査—多賀城城下とその周辺を中心にして—」『宮城考古学』第18号 pp.111-128
- 6 相原淳一ほか 2019「貞觀津波堆積層の構造と珪藻分析—宮城県多賀城市山王遺跡東西大路南側溝・山元町熊の作遺跡からの検討—」『東北歴史博物館研究紀要』第20号 pp. i・ii、17-44
- 7 吾妻俊典 2004「多賀城とその周辺におけるロクロ土師器の普及年代」『宮城考古学』第6号 pp.187-196
- 8 荒木志伸 2014「多賀城と城壕」江口桂（編）『古代官衙』考古調査ハンドブック11 pp.208-223 ニューサイエンス社
- 9 伊藤博幸 2010「古代東北における館の成立について—陸奥国の考古学的事例から—」『坪井清足先生卒寿記念論文集—理文行政と研究のはざまで—』上巻 pp.956-964 坪井清足先生の卒寿をお祝いする会
- 10 家原圭太 2013「多賀城と古代都城」『宮城考古学』第15号 pp.173-190
- 11 家原圭太 2016「古代都城条坊制と地方官衙の方形街区」『日本考古学』第41号 pp.17-35
- 12 小原駿平 2019「市川橋遺跡SE2010 井戸跡出土の古代土器」『多賀城市埋蔵文化財調査センターワーク』30年度 pp.33-36
- 13 小原駿平 2021「古代後半期における土師器梶—多賀城周辺の事例から—」『宮城考古学』第23号 pp.173-188
- 14 後藤秀一 1994「東北地方における初期貿易陶磁の出土状況」『貿易陶磁研究』No.14 pp.114-125
- 15 櫻井友梓 2015「多賀城と城下の井戸」『宮城考古学』第17号 pp.117-134
- 16 櫻井友梓 2019「多賀城の木製食器」『宮城考古学』第21号 pp.73-88
- 17 斎藤和機 2016「交差点からみた多賀城の方格地割」『宮城考古学』第18号 pp.95-110
- 18 斎藤和機 2018「古代多賀城方格地割と東西大路」『Archaeo-Clio』第15号 pp.15-32 東京学芸大学考古学研究室
- 19 斎野裕彦 2017「津波災害痕の考古学的研究」同成社
- 20 鈴木孝行 2006a「多賀城外の方格地割」『第32回城柵官衙遺跡検討会資料集』pp.86-97
- 21 鈴木孝行 2006b「多賀城周辺の挽物」『宮城考古学』第8号 pp.145-156
- 22 鈴木孝行 2010「多賀城方格地割の調査」『考古学ジャーナル』No.604 pp.14-18 ニューサイエンス社
- 23 鈴木拓也 2015「多賀城」条里制・古代都市研究会（編）『古代の都市と条里』pp.56-67 吉川弘文館
- 24 鈴木琢郎 2010「多賀城の大路造営」『福大史学』第81号 pp.15-42 福島大学史学会
- 25 鈴木琢郎 2013「蝦夷の朝貢・饗宴と多賀城—南北大路隔接地の大型建物群の理解をめぐって—」『福大史学』第82号 pp.91-109 福島大学史学会

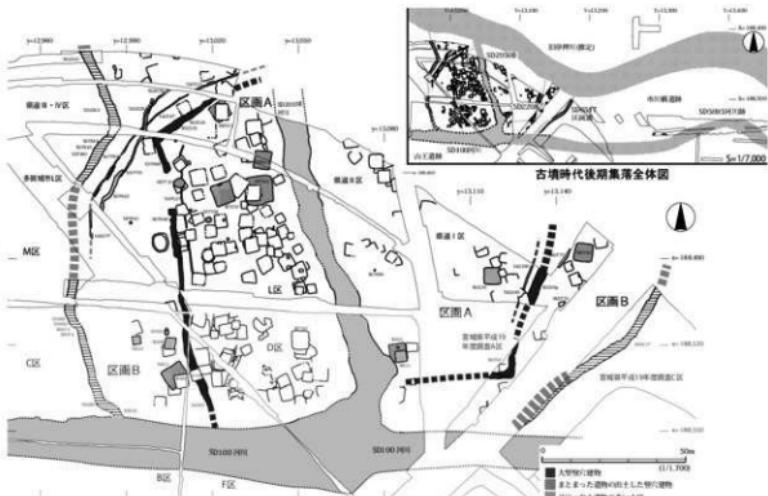
- 26 高倉敏明 2008『多賀城跡―古代国家の東北支配の要衝―』日本の遺跡 30 同成社
- 27 高島英之 2006『仏面・人面墨書き土器からみた古代在地社会における信仰形態の一様相』国士館大学考古学会(編)『古代の信仰と社会』pp. 131-155 六一書房
- 28 多賀城市教育委員会 1980『館前遺跡』多賀城市文化財調査報告書第1集
- 29 多賀城市教育委員会 1982『高崎・市川橋遺跡』多賀城市文化財調査報告書第3集
- 30~46 多賀城市教育委員会 1983~1985・1987・1990ab・1997ab・1998・1999・2001~2003・2004ab・2005・
2011『市川橋遺跡』多賀城市文化財調査報告書第4・5・8・13・21・24・41・44・50・55・60・67・
70・74~76・107集
- 47~60 多賀城市教育委員会 1986ab・1990・1991ab・1992・1993・1995・2006ab・2008・2010ab・2011『山王遺跡』
多賀城市文化財調査報告書第9・10・22・26・27・30・34・39・81・86・94・100・101・105集
- 61~64 多賀城市教育委員会 1992・2012・2019・2020『山王遺跡ほか』多賀城市文化財調査報告書第29・109・
142・145集
- 65・66 多賀城市教育委員会 1994・2005『市川橋遺跡ほか』多賀城市文化財調査報告書第38・80集
- 67 多賀城市教育委員会 1995『山王遺跡・市川橋遺跡』多賀城市文化財調査報告書第35集
- 68 多賀城市教育委員会 1997『山王遺跡Ⅰ』多賀城市文化財調査報告書第45集
- 69・70 多賀城市教育委員会 1999・2017『高崎遺跡ほか』多賀城市文化財調査報告書第56・133集
- 71・72 多賀城市教育委員会 2002・2018『西沢遺跡ほか』多賀城市文化財調査報告書第66・139集
- 73 多賀城市教育委員会 2003『矢作ヶ館跡ほか』多賀城市文化財調査報告書第71集
- 74 多賀城市教育委員会 2003『市川橋遺跡・高崎遺跡』多賀城市文化財調査報告書第72集
- 75~84 多賀城市教育委員会 2005~2011・2013・2015・2016『多賀城市内の遺跡1』多賀城市文化財調査報告
書第77・84・88・90・96・98・102・112・116・120集
- 85~100 多賀城市教育委員会 2005~2008・2010~2021『多賀城市内の遺跡2』多賀城市文化財調査報告書第
78・83・87・91・99・103・108・111・114・119・127・132・138・143・144・148集
- 101 多賀城市教育委員会 2008『小原沢遺跡ほか』多賀城市文化財調査報告書第92集
- 102・103 多賀城市教育委員会 2011・2016『高崎古墳群ほか』多賀城市文化財調査報告書第104・128集
- 104 多賀城市教育委員会 2014『桜井館跡ほか』多賀城市文化財調査報告書第115集
- 105・106 多賀城市教育委員会 2015・2018『新田・山王遺跡』多賀城市文化財調査報告書第121・137集
- 107 多賀城市教育委員会 2021a『新田・山王・高崎・西沢遺跡ほか』多賀城市文化財調査報告書第146集
- 108 多賀城市教育委員会 2021b『新田遺跡ほか』多賀城市文化財調査報告書第149集
- 109 多賀城市教育委員会 2023『多賀城地区は場整備事業に係る発掘調査報告書 山王遺跡(本文編・図版編)』
多賀城市文化財調査報告書第157集
- 110 多賀城市史編纂委員会 1991『多賀城市史』第4巻(考古資料)
- 111 高野芳宏・菅原弘樹 1997『古代都市多賀城』『多賀城市史』第1巻(原始・古代・中世) pp. 335-367
- 112 高橋透 2013『東北地方における古代の塩の生産と流通―陸奥湾から太平洋沿岸地域を中心に―』『塩の生産・
流通と官衙・集落』第16回古代官衙・集落研究会報告書 pp. 81-112 クバプロ
- 113 高橋透 2016『陸奥国府城における掘立柱廻付建物の特質』『宮城考古学』第18号 pp. 77-94
- 114 高橋透 2018『陸奥国府城における10世紀の土器様相』『宮城考古学』第20号 pp. 187-206
- 115 高橋透 2021a『古代都市多賀城』『九州国立博物館アジア文化交流センター研究論集』第2集 pp. 189-194
- 116 高橋透 2021b『馬関連の遺構・遺物からみた陸奥国府』『馬と古代社会』pp.241-252 八木書店
- 117 高橋透 2022『陸奥国中部の様相―多賀城跡・多賀城廐寺跡を中心に―』『第48回城査官衙遺跡検討会資料集』
pp. 111-122
- 118 武田健市 2010a『多賀城廐寺と多賀城南面の様子』『第36回城査官衙遺跡検討会資料集』pp. 115-134
- 119 武田健市 2010b『多賀城と城下の木簡出土遺構』『古代東北の城査と木簡』木簡学会多賀城特別研究集会
pp. 1-25
- 120 武田健市 2020『東北支配の拠点』『季刊考古学』第152号 pp. 60-62 雄山閣

- 121 田中敏長・田中彩子 2004 「市川橋遺跡出土横笛の復元制作について」『多賀城市埋蔵文化財調査センター年報—平成 15 年度—』pp. 26-29
- 122 田中広明 2003 『地方の豪族と古代の官人—考古学が解く古代社会の権力構造—』柏書房
- 123 丹野修太 2020 「山王遺跡第 178・198 次調査」『第 46 回古城柵官衙遺跡検討会資料集』pp. 159-164
- 124 千葉孝弥 1993 「多賀城周辺の道路遺構」『古代交通研究』第 2 号 pp. 35-40 古代交通研究会
- 125 千葉孝弥 1994a 「多賀城周辺遺跡の様相—山王遺跡・市川橋遺跡・高崎遺跡—」『第 20 回城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 126 千葉孝弥 1994b 「多賀城周辺の道路遺構」『季刊考古学』第 46 号 pp. 56-59 雄山閣
- 127 千葉孝弥 1995 「多賀城城外の道路と方格地割り」『古代文化』第 47 卷第 4 号 pp. 45-54 古代学協会
- 128 千葉孝弥 2010 「多賀城周辺の古代道」『月刊文化財』第 560 号 pp. 34-37 第一法規
- 129 平川南 1999 「古代地方都市論」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 78 集 pp. 1-30
- 130 古川一明 2007 「多賀城跡の 11 ~ 12 世紀の土器について」『宮城県多賀城跡調査研究所年報 2006』pp. 72-79
- 131 古川一明 2020 「多賀城」佐藤信（編）『古代史講義【宮都篇】』pp. 257-276 ちくま新書
- 132・133 宮城県教育委員会 1994・2001 「山王遺跡八幡地区的調査 1・2」宮城県文化財調査報告書第 162・186 集
- 134~139 宮城県教育委員会 1995・1996ab・1997・2014・2018 「山王遺跡 II ~ VII」宮城県文化財調査報告書第 167・170・171・174・235・246 集
- 140 宮城県教育委員会 1998 「山王遺跡町地区的調査」宮城県文化財調査報告書第 175 集
- 141 宮城県教育委員会 2004 「山王遺跡伊勢地区の調査」宮城県文化財調査報告書第 198 集
- 142~144 宮城県教育委員会 2001・2007・2009 「市川橋遺跡の調査」宮城県文化財調査報告書第 184・209・218 集
- 145 宮城県教育委員会 2003 「市川橋遺跡」宮城県文化財調査報告書第 193 集
- 146 宮城県教育委員会 2015 「山王遺跡・市川橋遺跡の調査」宮城県文化財調査報告書第 238 集
- 147~149 宮城県多賀城跡調査研究所 2013・2020・2021 「多賀城木簡 III」「多賀城施釉陶磁器」「多賀城跡 政 府南面地区 III」
- 150 村上裕次 2019 「山王・市川橋遺跡」『第 45 回城柵官衙遺跡検討会資料集』pp. 223-230
- 151 村上裕次 2022 「多賀城跡と城下の方格地割」「多賀城と伊勢守官—奈良時代末期～平安時代初期の活気にみる歴史的意義—資料集」pp. 11-20 斎宮歴史博物館
- 152 村田晃一 1995 「宮城郡における 10 世紀前後の土器」『福島考古』第 36 号 pp. 47-72
- 153 村田晃一 2000 「飛鳥時代の陸奥北邊—移民の時代—」『宮城考古学』第 2 号 pp. 45-80
- 154 村田晃一 2002 「7 世紀集落研究の視点（1）」『宮城考古学』第 4 号 pp. 49-72
- 155 村田晃一 2007 「宮城県中部～南部」『古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書 pp. 119-163 東北学院大学文学部
- 156 村田晃一 2018 「陸奥国中部における陶碗の生産と消費（1）」『宮城考古学』第 20 号 pp. 167-186
- 157 村田晃一 2022 「陸奥国中部における古代の館と有力者居宅（1）」『宮城考古学』第 24 号 pp. 187-204
- 158 村田晃一 2023 「陸奥国中部における古代の館と有力者居宅（2）」『宮城考古学』第 25 号 pp. 53-74
- 159 村松稔 2004 「市川橋遺跡第 29 次調査出土の横笛について」『多賀城市埋蔵文化財調査センター年報—平成 15 年度—』pp. 22-25
- 160 村松稔 2013a 「多賀城城外の災害痕跡について」『第 39 回城柵官衙遺跡検討会資料集』pp. 61-72
- 161 村松稔 2013b 「多賀城城外における南北大路の創建および拡幅時期について」『福大史学』第 82 号 pp. 43-67 福島大学史学会
- 162 柳澤和明 2010 「多賀城市山王・市川橋遺跡における住社式～栗園式期集落跡の様相」『宮城考古学』第 12 号 pp. 59-85
- 163 柳澤和明 2011 「国府多賀城の祭祀」『東北歴史博物館研究紀要』第 12 号 pp. 29-54
- 164 柳澤和明 2012a 「多賀城の墓制—集団墓地と単独墓地—」『考古学研究』第 58 卷第 4 号 pp. 67-86
- 165 柳澤和明 2012b 「日本三代実録」より知られる貞觀一一年（八六九）陸奥國巨大地震・津波の被害とその復興」『歴史』第 119 輯 pp. 27-58 東北史学会

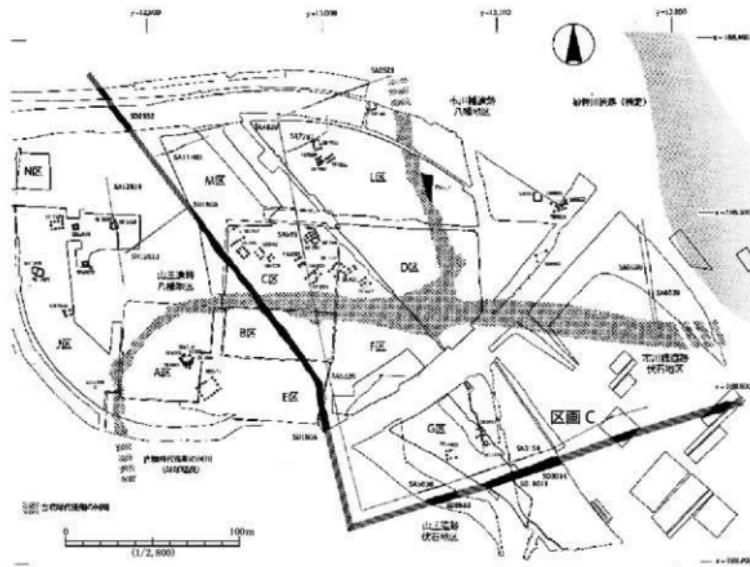
- 166 柳澤和明 2013a 「発掘調査より知られる貞觀一年（八六九）陸奥国巨大地震・津波の被害とその復興」『史林』第 96 卷第 1 号 pp.5-41 京都大学史学研究会
- 167 柳澤和明 2013b 「発掘調査からみた貞觀 11 年（869）陸奥国巨大地震・津波の被害とその復興」『宮城考古学』第 15 号 pp.81-98
- 168 柳澤和明 2016 「陸奥国府多賀城の万燈会」『歴史』第 127 帯 pp.118-138 東北史学会
- 169 柳澤和明 2019 「869 年貞觀地震・津波発生時における陸奥国府多賀城周辺の古環境」『歴史地震』第 34 号 pp.127-146 歴史地震研究会
- 170 柳澤和明 2020 「陸奥国府多賀城跡の国司館」『条里制・古代都市研究』第 35 号 pp.93-104
- 171 山中章 1990 「古代都城の交通—交差点からみた条坊の機能—」『考古学研究』第 37 卷第 1 号 pp.57-82
- 172 山中章 1997 「桓武朝の新流通構造—壺 G の生産と流通—」『古代文化』第 49 卷第 11 号 pp.52-63 古代学協会
- 173 山中章 1999 「多賀城方格地割と交通」『古代交通研究』第 9 号 pp.137-150
- 174 吉野武 2011 「多賀城と城下の木簡」『木簡研究』第 33 号 pp.238-252
- 175 吉野武 2015a 「多賀城と陸奥国南部の諸郡」『第 41 回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』pp.79-96
- 176 吉野武 2015b 「陸奥国の城柵と運河」『古代日本の運河と水上交通』pp.283-302 八木書店



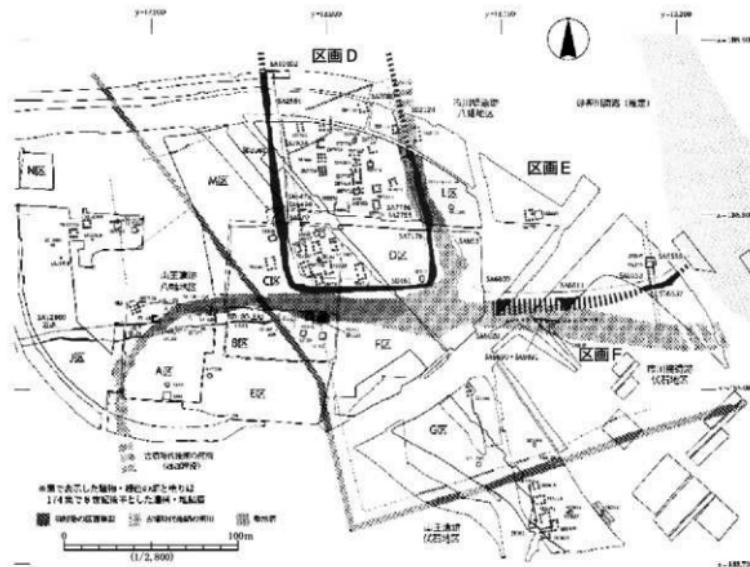
第2図 方格地割全体図（文献109・151をもとに作成）



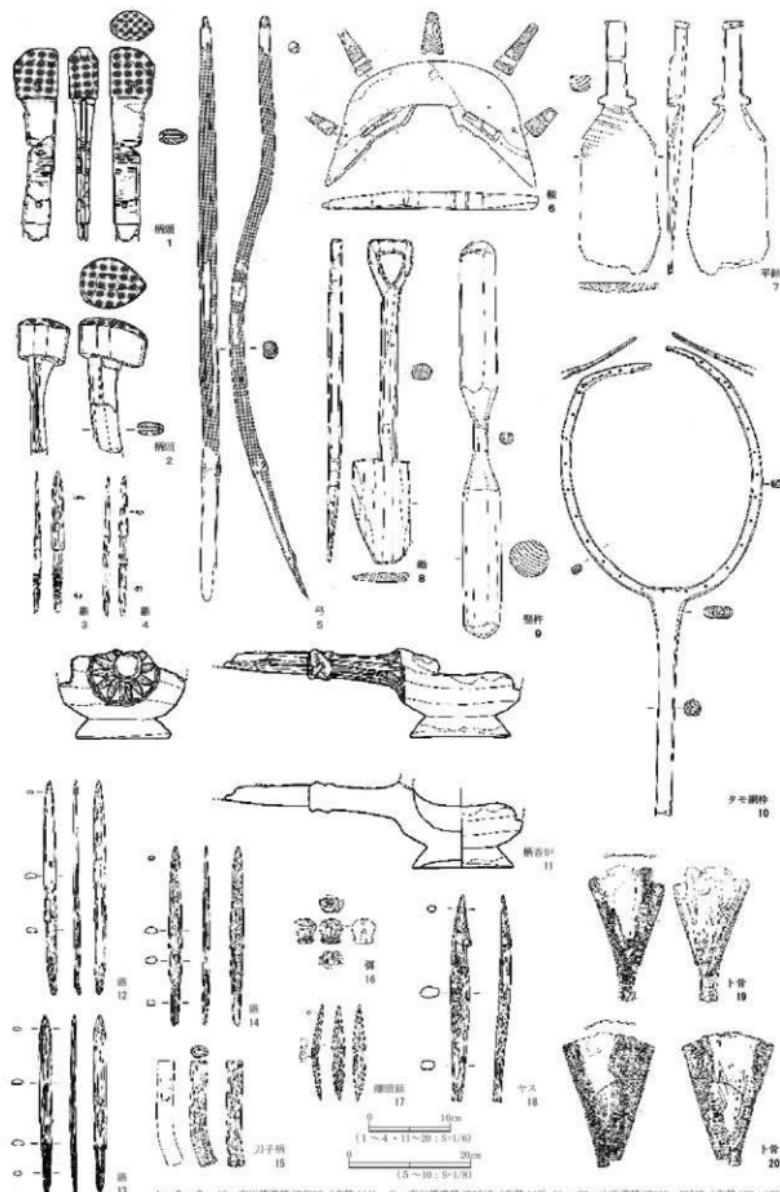
第3図 八幡・伏石地区における区画1期全体図（文献139に加筆・修正）



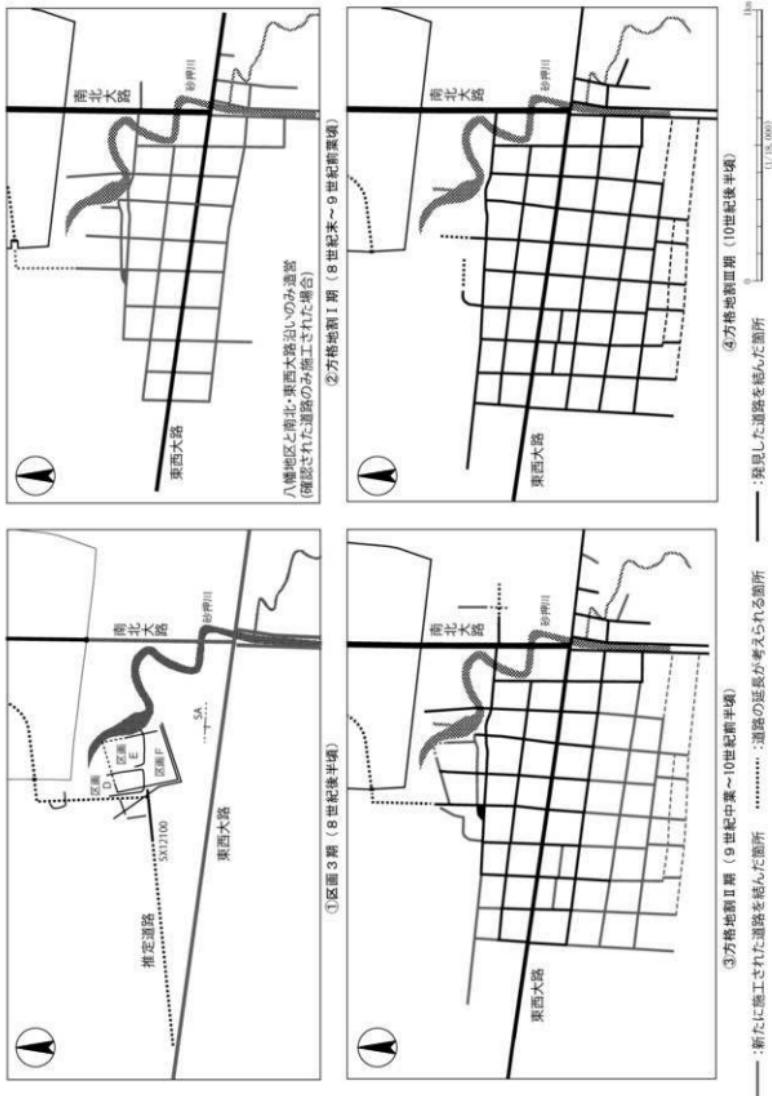
第4図 八幡・伏石地区における区画2期全体図（文献139に加筆・修正）



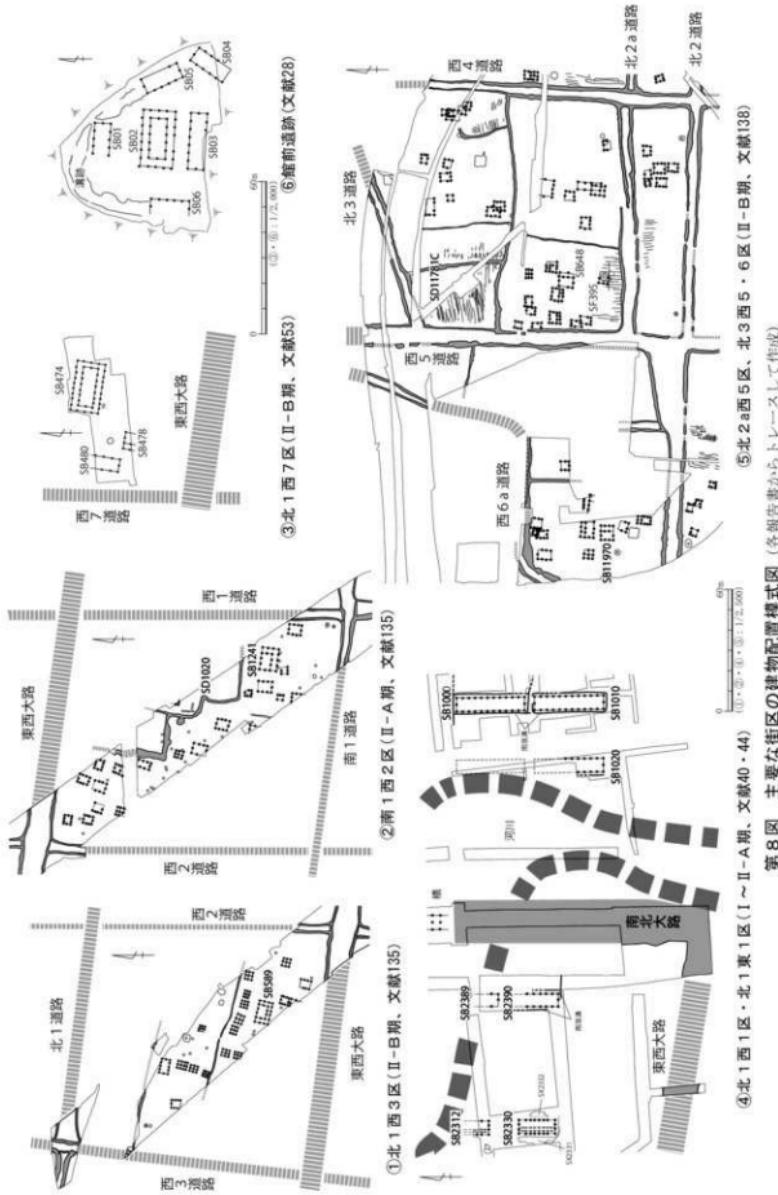
第5図 八幡・伏石地区における区画3期全体図（文献139に加筆・修正）

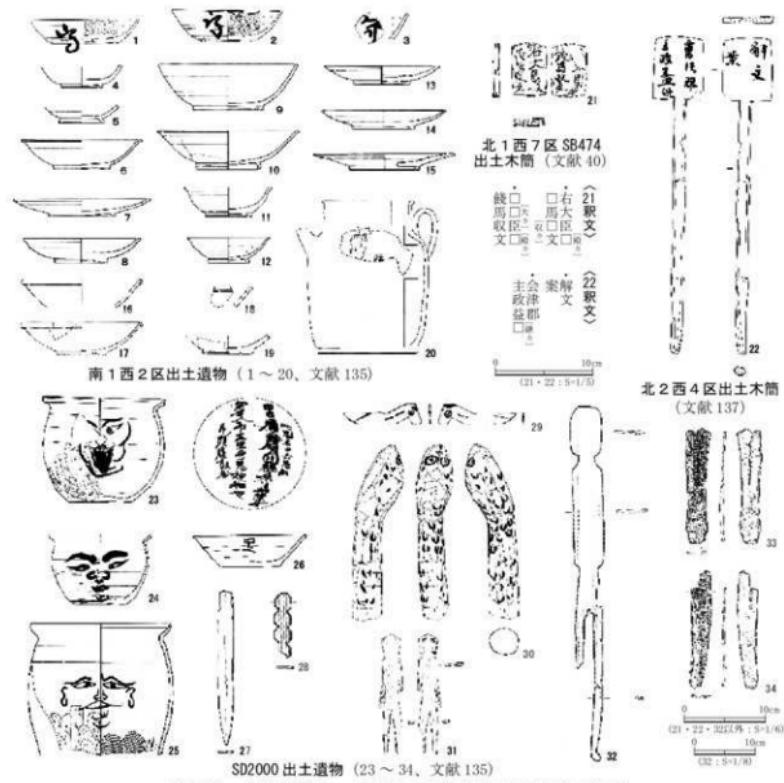


第6図 区画1期の主要な木製品（1～11）・骨角製品（12～18）（各文献より作成）

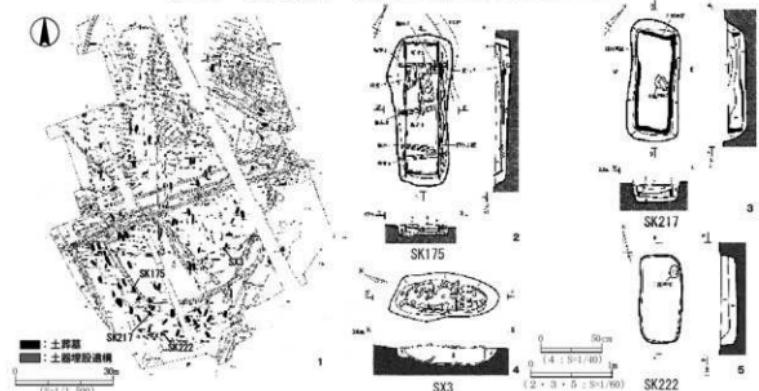


第7図 方格地割の変遷（文政139をもとに文獻109・123・151を参考にして作成）





第9図 方格地割I～III期の主要な遺物（各文献より作成）



第10図 市川橋遺跡中谷地地区の遺構配置と土葬墓・土器埋設遺構（文献 145）

郡山遺跡、西台畠遺跡、長町駅東遺跡

仙台市教育委員会 及川謙作

所在地 宮城県仙台市太白区郡山2~6丁目
(郡山遺跡)、太白区郡山2丁目(西台畠遺跡)、あすと長町2・3丁目
(長町駅東遺跡)

立地環境 仙台平野中央部、名取川と広瀬川に挟まれた標高約8~12mの自然堤防上

発見遺構 掘立柱建物、材木塀、掘立柱塀、石組み池、石敷き造構、堅穴建物、井戸、溝、土坑など(郡山遺跡)
掘立柱建物、堅穴建物、溝、河川など(西台畠遺跡、長町駅東遺跡)

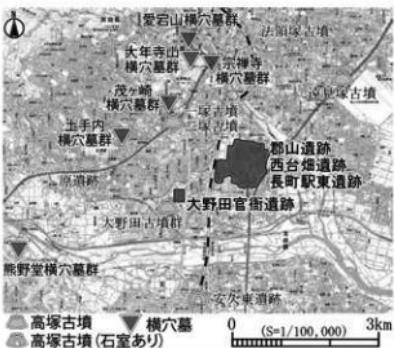
年代 7世紀前葉~8世紀前葉

遺跡の概要

郡山遺跡と西台畠遺跡、長町駅東遺跡は仙台平野中央部、南の名取川、北の広瀬川に挟まれ、その両河川の合流点から北西約2kmの標高約8~10mの自然堤防上に位置する(第1図)。この内郡山遺跡の範囲は東西約800m、南北900mで、面積は約60haに及んでいる。昭和54(1979)年に初めて発掘調査が行われその存在が明らかになり、その後昭和55(1980)年から継続的に調査が行われた結果、飛鳥時代から奈良時代初めにかけての多賀城に先行する官衙が存在することが判明した。郡山遺跡では2022年までに第326次の調査が行われ、郡山遺跡の西側に位置する西台畠遺跡と長町駅東遺跡も「あすと長町土地区画整理事業」およびその整理区画地内における各種事業に伴って発掘調査が行われており、2022年度現在西台畠遺跡では第13次まで、長町駅東遺跡は第14次まで調査が行われている。郡山遺跡の調査件数に比べると少ないが、事業が大規模であることが多いことから、調査面積は広大で堅穴建物などを中心とした遺構群が多数検出されている。

また郡山遺跡の周囲約5km圏内には、同時代の墓域(奥津城)と考えられる高塚古墳が郡山遺跡と同じ沖積平野に、また奥羽山脈から派生した丘陵部の斜面には横穴墓群が所在している(第1図)。

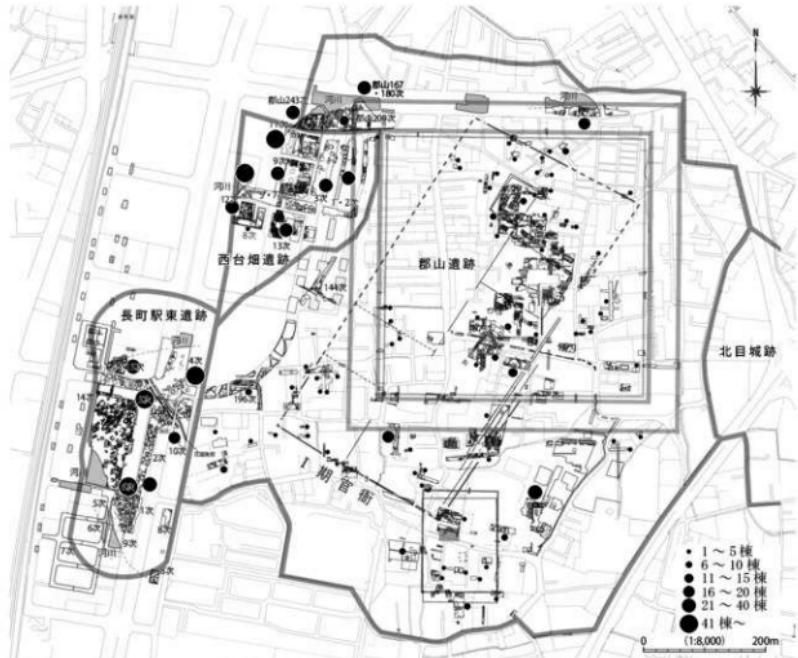
郡山遺跡と西台畠遺跡、長町駅東遺跡はこれまでの調査で古



第1図 郡山、西台畠、長町駅東、大野田官衙遺跡、およびその周辺の古墳・横穴墓群



第2図 郡山遺跡の官衙範囲と周辺遺跡 (及川2019)



第3図 郡山遺跡・西台畠遺跡・長町駅東遺跡における堅穴建物検出地点と数 (及川 2019)

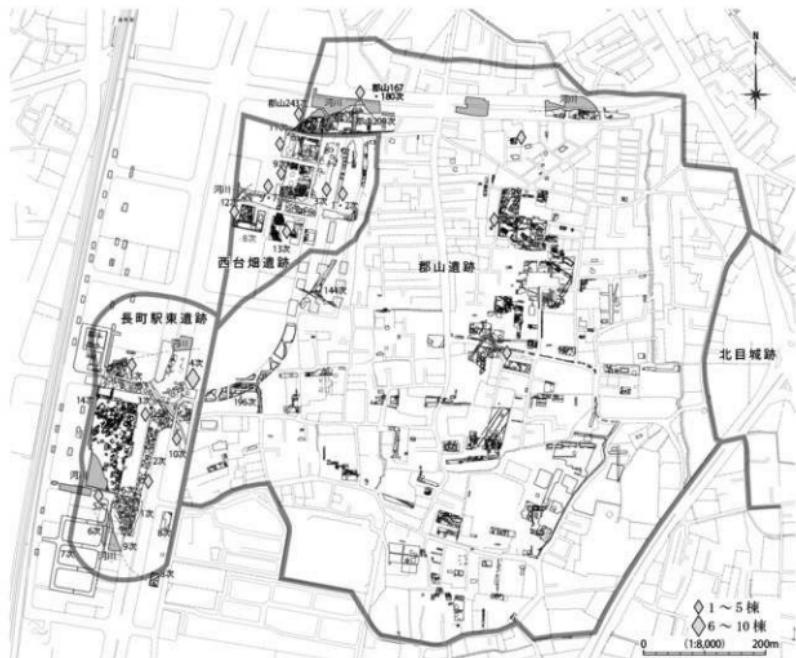
墳時代から集落が確認されているものの、6世紀前葉に一度集落が断絶し、その後7世紀初頭頃に関東系土師器を多数伴う集落が出現することが判明している。その後7世紀中葉に「Ⅰ期官衙」が成立するが、この時期の官衙を構成する各施設は真北から東に30~40度傾いているのが特徴である。その後7世紀末に真北方向を基調とした「Ⅱ期官衙」が成立するが、政府の周囲を材木塀の外側に大溝と外溝の二重の溝で囲む構造は藤原宮との共通性が指摘されている（第2図）。

1. 古墳時代から7世紀前葉頃の郡山遺跡と周辺遺跡の様相

各遺構の年代については、堅穴建物に関しては基本的に床面や付属施設から年代を決定する資料が出土している遺構を取り上げた。上記の3遺跡からは2022年段階まで、合計912棟の堅穴建物と堅穴遺構が検出されているが（第3図）、このうち年代を比定できたのは273棟で、全体の約30%にあたる。

郡山遺跡と西台畠遺跡、長町駅東遺跡では古墳時代前期（4世紀末）から古墳時代後期（6世紀前葉）頃までの堅穴建物がこれまでに14棟確認されている。分布範囲は郡山遺跡の中心部よりも西側に多く見られるものの、散在した様子で検出されている。また郡山遺跡北側に位置する第190次調査などで検出された小溝状遺構群の一部や、官衙域で検出されている官衙の遺構よりも古い溝などがこの時期に該当する。古墳時代の遺構の終焉時期はおよそ6世紀前葉までと考えられており、この年代は近隣の大野田古墳群の高塚古墳の造営が終了した時期ともほぼ合致する。

その後、7世紀に入って再度集落が営まれ始める。堅穴建物の分布範囲は、郡山遺跡の中心部より



第4図 郡山遺跡・西台畠遺跡・長町駅東遺跡における7世紀前葉の竪穴建物検出地点 (及川 2019)

も西側に広がっており、これは前段階の堅穴建物の分布とほぼ重なり合う。「あすと長町」区域内で確認された当該時期の堅穴建物の数は40棟であり、これは約91%の堅穴建物が当該地域の西側に存在していたことになる(第4図)。

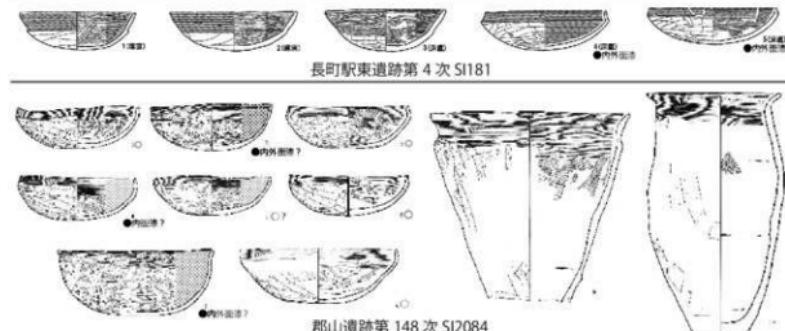
7世紀前葉の堅穴建物からは関東地方の茨城県から千葉県、栃木県にかけての地域に分布する「鬼高式」の坏に類似した土師器の坏（鬼高系土师器坏）が出土することが以前から知られている。この鬼高系土师器坏は、その形状から7世紀前葉頃を中心とする时期に該当するものと考えられる（渥美2013）。一部にはそれ以前の年代の可能性がある資料も存在するが、大部分はこの时期に收まるものと判断される。また胎土の様相から関東ではなく地元で生産されたと考えられている（松本2013）。

2022年度現在、この時期の資料が、堅穴建物の床面や付随遺構から出土しているのは全部で44棟である。床面よりも上位の堆積土中の資料も加えるとこの数はさらに増加する。このうち供膳具に鬼高系土師器坏が含まれているのは34棟で、鬼高系土師器坏のみで構成されている堅穴建物が19棟(43%)、鬼高系と在地系の土師器坏で構成される堅穴建物が15棟(34%)、在地系の土師器でのみで構成されている堅穴建物が10棟(23%)である(第5図)。また資料の中には鬼高系が在地系か判別できない両者の特徴を持ち合わせた資料も散見される。また明らかに鬼高系土師器坏の形状をしながら脚部が付けられている高坏など、関東では見られない形状のものも存在する。

また、関東地方の鬼高式土器が出土する地域ではカマドの煙道が長く堅穴建物のプランから大きくはみ出る当該時期の堅穴建物はほとんど存在しないことから、供膳具に鬼高系土器壺が含まれる堅



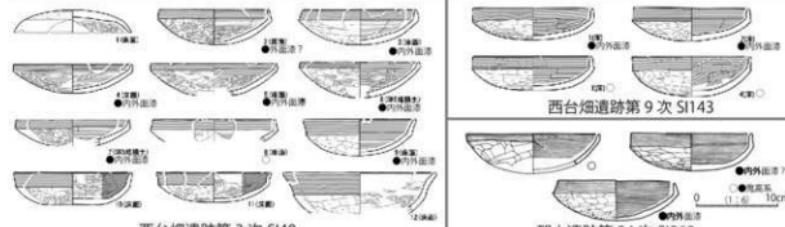
長町駅東遺跡第1・2次 S1186



郡山遺跡第148次 S12084



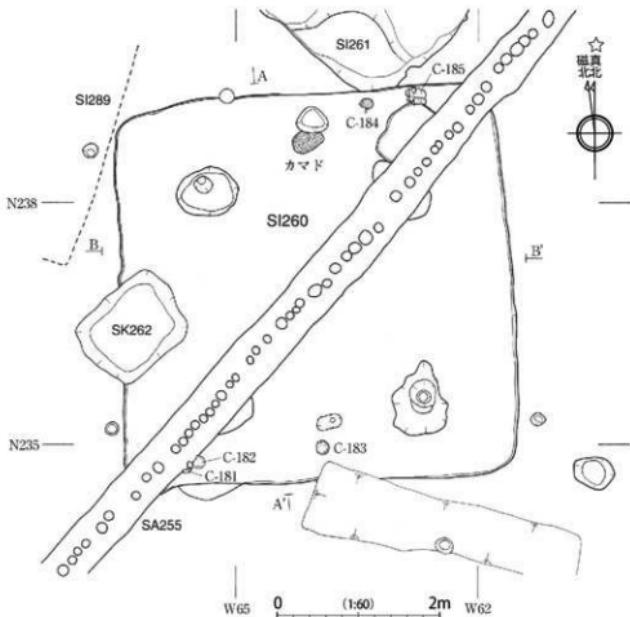
西台畠遺跡第9次 S1144



郡山遺跡第24次 S1146

第5図 郡山遺跡・西台畠遺跡・長町駅東遺跡出土の7世紀前葉の土器群

(仙台市 2005・2007・2011・2016 から作成)

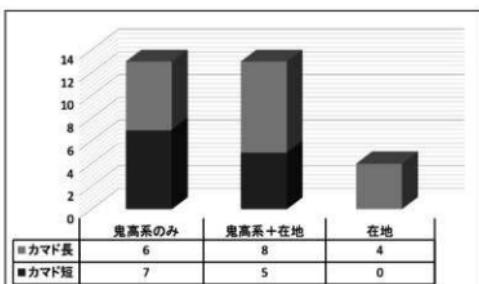


第6図 都山遺跡第24次SI260竪穴建物(短煙道と鬼高系土師器共伴例)(仙台市2005に一部加筆)

穴建物と在地系の供膳具のみで構成される竪穴建物の構造に違いが存在するか確認し、カマドの煙道の長さで比較検討を行った。ただし煙道が短いタイプと分類しても、本来は長かった煙道部分が削平を受けて削られてしまった可能性もある。

当該時期の竪穴建物44棟のうち、煙道部分が残存しているものは30棟で、このうち煙道が長いタイプが18棟(60%)、短いタイプは12棟(40%)である。鬼高系土師器壺のみが出土している竪穴建物18棟のうち、煙道の長さが判明したのは13棟で、その内煙道が短い、もしくは短いと推測されるものは7棟(54%)である(第6・7図)。また鬼高系土師器壺と在地系土師器壺が共伴して出土した竪穴建物のうち、煙道の長さが判明しているのは13棟で、その内煙道が短い、もしくは短いと推測されるものは5棟(42%)である。在地系土師器壺のみが出土している竪穴建物で煙道の長さが判明したのは4棟と、母数は少ないがすべて煙道の長いタイプである。

このデータによれば鬼高系土師器壺のみが出土する竪穴建物のカマド



第7図 7世紀前葉の竪穴建物から出土した鬼高系土師器壺と在地土器の構成割合と建物構造の変化(及川2019に加筆)

の煙道は短いものが半数以上を占め、在地系と共伴している堅穴建物では短い煙道のものは少数となり、在地系のみが出土する堅穴建物で短い煙道のものは確認されていないことから、出土した供膳具の構成と堅穴建物の構造に関わりがある可能性が考えられる。

2 I期官衙造営期の郡山遺跡とその周辺遺跡の様相

官衙が初めて築かれたのは7世紀中葉～後半で、この時期の官衙は「I期官衙」と呼ばれている。この時期の官衙建物などの主軸方向は、真北から西に50～60度傾いており、南東の名取川と広瀬川の合流部分に面した側が正面であったと考えられている。

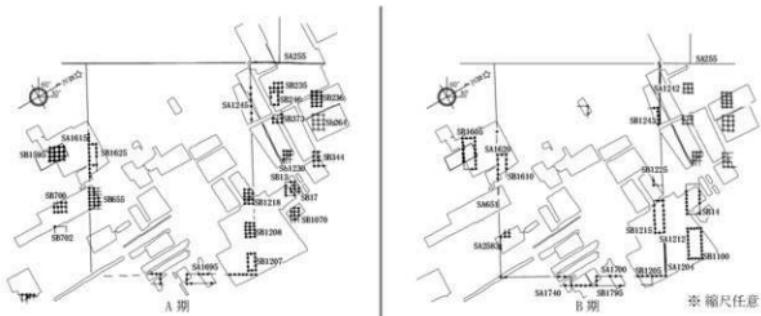
I期官衙は四辻を材木塀で区画されており、さらにその外側の一部も溝により区画されているのが確認されている（第9図）。材木塀と溝は数次にわたり順次外側に区画され直されている。その規模は東西295m、南北604m以上に及んでいる。内部にも材木塀や板塀、溝が確認されており、区画が形成されている。各区画は「中枢部」、「倉庫群」、「雜舍群」、「工房群」、「堅穴建物群」に分類されており各群が機能ごとに院を形成していたものと考えられている（第10・11図）。

中樞部は東西 118.5~120.3 m、南北 91.6 m の掘立柱塀が縱板塀で区画されており、掘立柱建物がこの塀に密着する形で建てられている。また区画内部は広場状の空閑地となっている。南東辺には建物から延びる門（SB1795）が存在する。遺構の重複から 2 時期に分けられ、掘立柱塀による区画内に縦柱建物などが建てられた時期（A 期）から板塀と側柱建物へ建て替えられた時期（B 期）への変遷がある（第 8 図）。

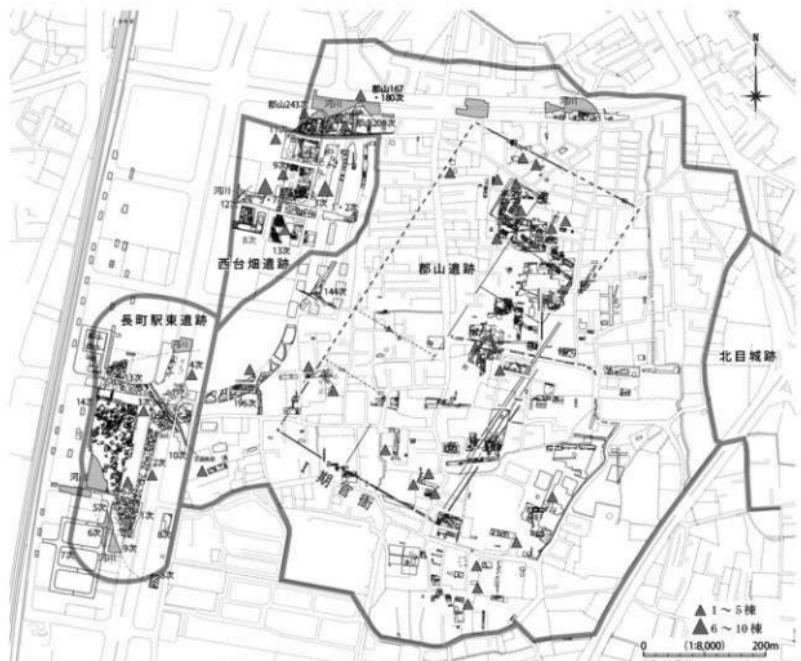
倉庫群は中枢部を挟むように南北両側面に広がっている。南側と北側の倉庫群とともに2回ないし4回の造構の重複があり、柱建物から側柱建物への建替えの傾向が認められる。北側の倉庫群の中には梁行が4間、もしくは3間と特殊で、柱材が太く面積も120 m²と一定であることから、単なる事務棟ではなく一定の容量や長さの物資を収納した倉庫の可能性がある。

雜舍群は北側倉庫群の北西に位置する。短辺 51 ~ 54 m、長辺 65 ~ 66 m の材木場による区画の中に、堅穴建物と掘立柱建物が棟を揃えながら 3、4 列立ち並んでいたと推定される。また各遺構には 3、4 時期の変遷が存在する。

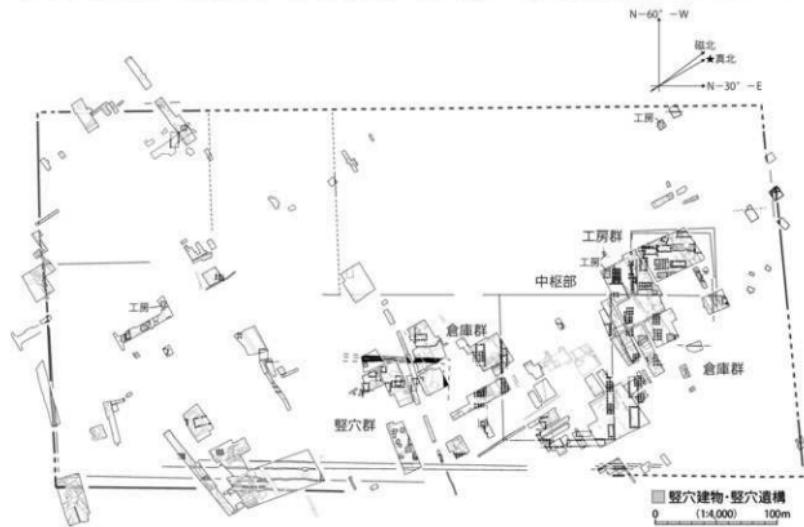
工房群には鍛冶工房や棟持ち柱を有する建物などの特殊な遺構が存在する。鍛冶工房からは鍛冶炉が検出されており、鎧の小札や鉄滓や粒状滓などの遺物が出土している（第12図）。また官衙範囲内の南西側の第124次調査区でも鍛冶工房と推定される遺構が検出されている。それ以外にも遺構は検出されていないものの鉄滓や漆が付着した土器など、鉄製品等を製作した際に使用したと推測される



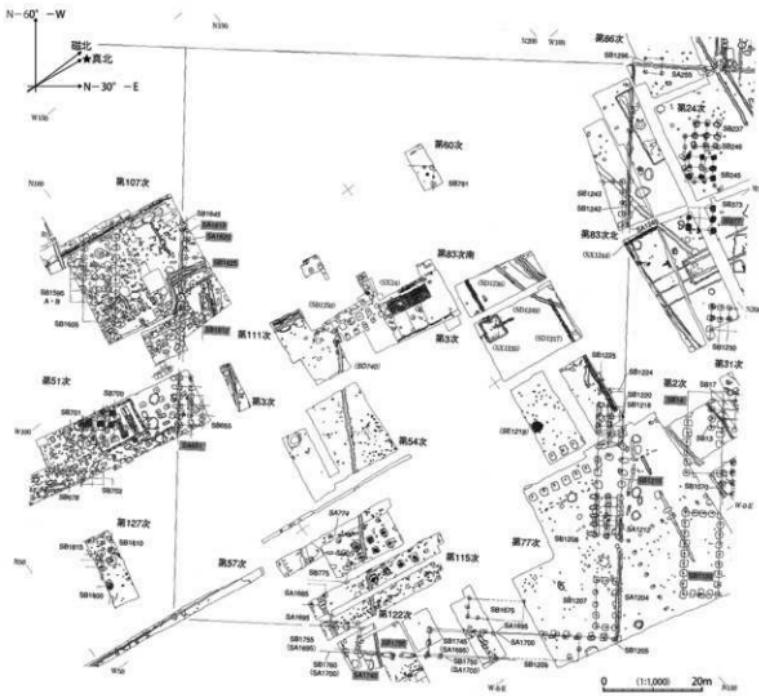
第8図 郡山遺跡Ⅰ期官衙中枢部遺構変遷図（仙台市 2022に一部加筆）



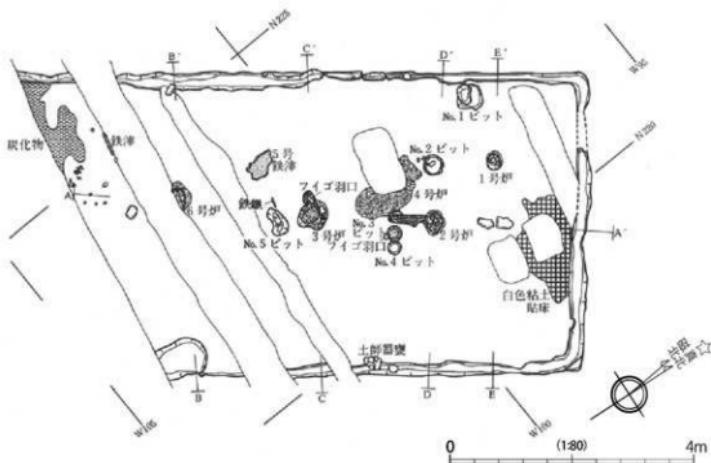
第9図 郡山遺跡・西台畠遺跡・長町駅東遺跡における郡山I期の竪穴建物検出地点 (及川 2019)



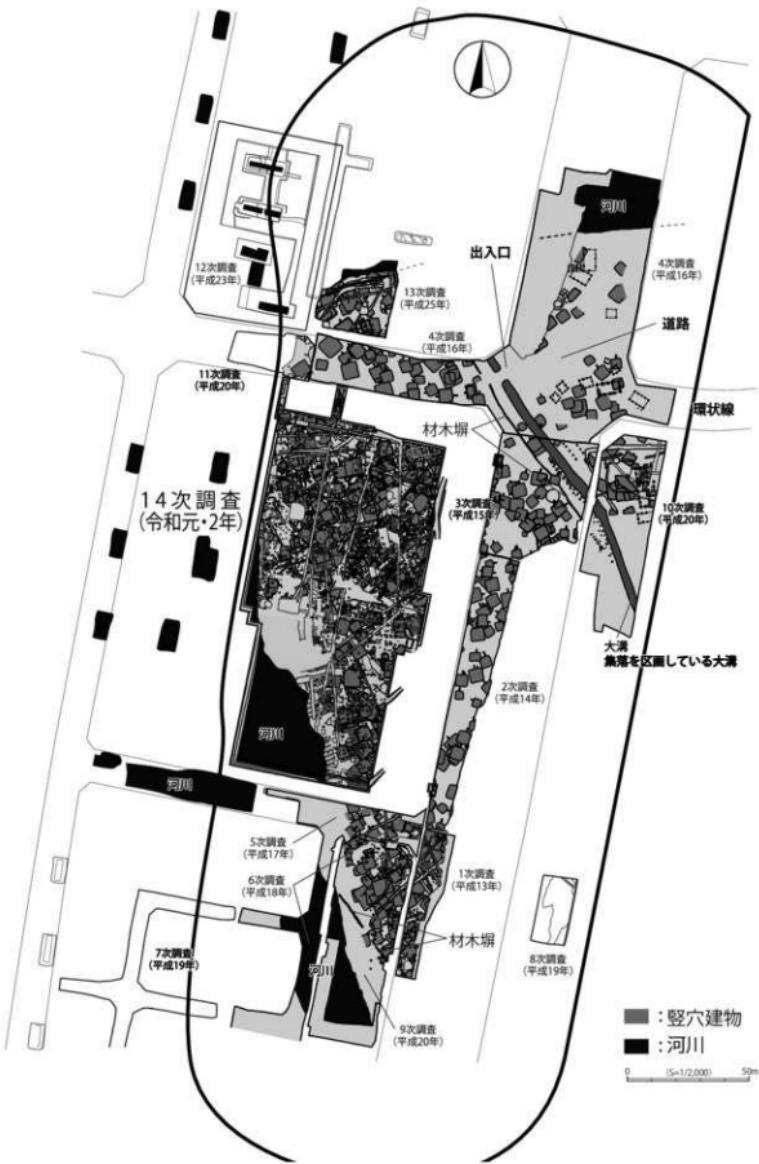
第10図 郡山遺跡I期官衙配置図 (及川 2019)



第11図 郡山遺跡Ⅰ期官衙中枢部遺構配置図（仙台市 2005に加筆）



第12図 郡山遺跡SI294 竪穴遺構（工房）（仙台市2005に加筆）



第13図 長町駅東遺跡調査区全体図（仙台市 2022に加筆）

遺物が官衙内の各所から出土している。

南側倉庫群の南西側には堅穴群が存在する。周囲は溝で区画されており、その中に堅穴建物が点在している。この堅穴建物はカマドの煙道が短いものが多い。しかし堅穴建物の方位や配置に規則性は見出せない。当該時期の堅穴建物で、材木塀や溝などの区画施設に削平されているものも散見されるが、I期官衙は南西側に向かって順次拡張され、拡張に伴い廃絶されたと考えられている（仙台市2005）。

当該時期の堅穴建物、もしくは堅穴遺構は100棟を数え、前段階に比べて倍増する（第9図）。床面資料に恵まれず時期不明とせざるを得なかったが、官衙域内でも数多くの堅穴遺構などが確認され、方位が官衙と同一で位置関係的にもI期に属する可能性が高い堅穴建物も多く存在する。これらは官衙の付随施設として使われたものと考えられる。

また「あすと長町」区域内で確認された当該時期の堅穴建物の数は58棟であり、これは当該時期の堅穴建物の約60%が当該地域の西側に存在したことになる。その一方で分布範囲は郡山遺跡の西側だけでなく中央部および東側にまで広がるようになる。

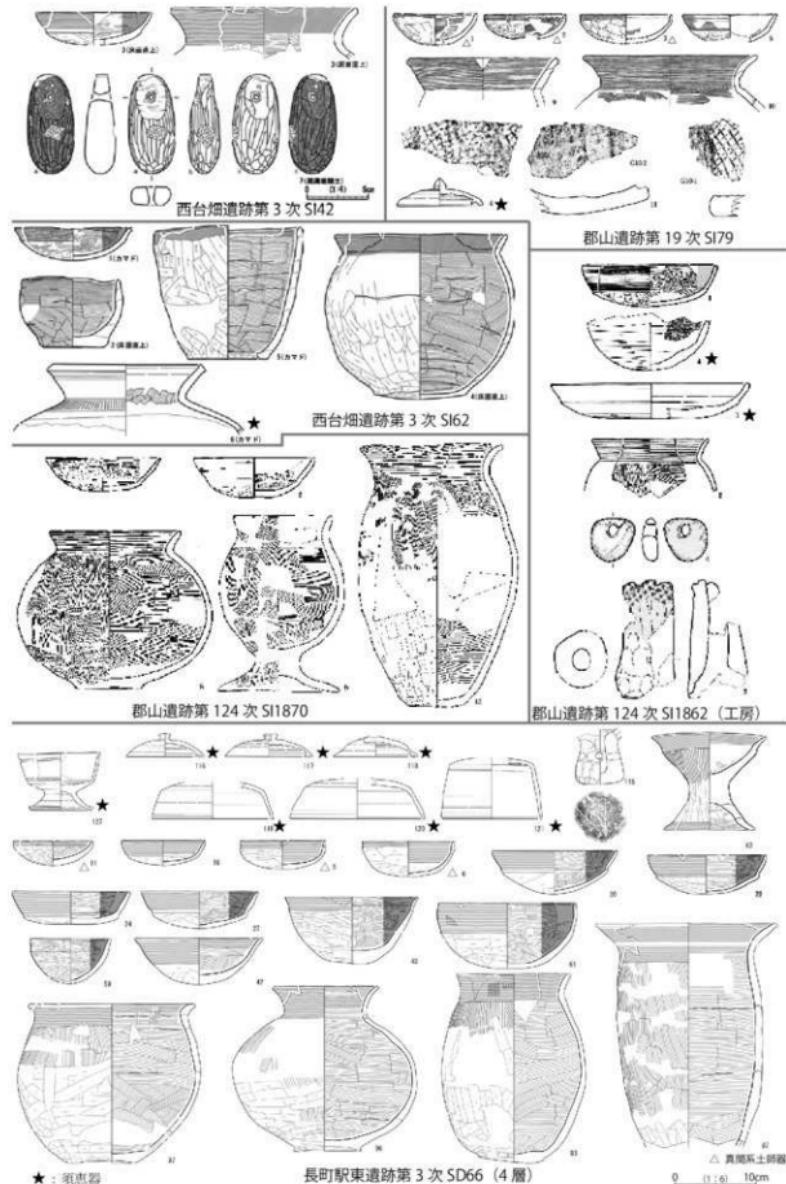
長町駅東遺跡からは当該時期に造られたと考えられる材木塀（SA1）と溝（SD66）で構成された区画施設が検出されている（第13図）。第4次調査区内ではこの溝と材木塀が途切れる部分があり、この部分が土橋として機能し、通路として使われていたものと考えられている（仙台市2007）。

当該時期の堅穴建物100棟の内、供膳具が真間系土師器壺だけ構成されるものは8棟で8%である。真間系土師器壺と在地の土師器壺で構成されるものは10棟で10%である。在地の土師器壺だけで構成されるものは72棟で72%を占める。また須恵器だけで構成される堅穴建物も10棟で10%である。ちなみに須恵器の供膳具が出土しているのは26棟で27%である。

I期官衙が造営・運用された時期は、土器の様相も関東系土師器には鬼高系土師器壺が見られなくなる（第14・15図）。それに代わって比較的小型で半球型を呈し、ヘラ削り調整を体部から底面にかけ



第14図 郡山遺跡・西台畠遺跡・長町駅東遺跡における郡山I期官衙期の出土遺物（1）（及川2019）



第15図 郡山遺跡・西台畠遺跡・長町駅東遺跡における郡山I期官衙期の出土遺物（2）(及川2019)

けて多用し、発色は褐色の、埼玉県から群馬県境を中心とした地域で盛行したいわゆる「新型壺」、もしくは「真間式」の壺を模倣したような「真間系土師器壺」が散見されるようになる。また須恵器の出土量も増加し、特に小型で明瞭なカエリを持つ壺蓋の出土が目立つようになる。その一方で床面に土師器壺が多量に残存するというケースは少なく、特に関東系土師器壺は出土しても1点だけなど、それのみが床面から大量に出土するという状況はあまり確認できない。また外面調整にミガキを多用し、頸部が窄まり、口縁部と胴部がほぼ同じ径で、全体的にやや細長いプロポーションをもつ東北北部系と思われる土師器壺も少量出土している。

カマドの構造が判明しているのは66棟で、そのうち煙道が長いタイプは53棟で80%を占める。短い煙道タイプは11棟で17%である。真間系土師器壺のみで構成される堅穴建物で煙道の長さが判明しているのは4棟で、いずれも煙道が長いタイプになる（第16図）。真間系と在地の土師器壺が併存する堅穴建物でカマド

の構造が判明しているのは7棟で、煙道が短いタイプは1棟で14%、残りの6棟はいずれも煙道が長いタイプで86%を占める。また在地の土器だけで構成される堅穴建物でカマドの構造が判明しているのは47棟で、そのうち煙道が短いタイプは8棟で17%、煙道が長いタイプは39棟で83%を占める。

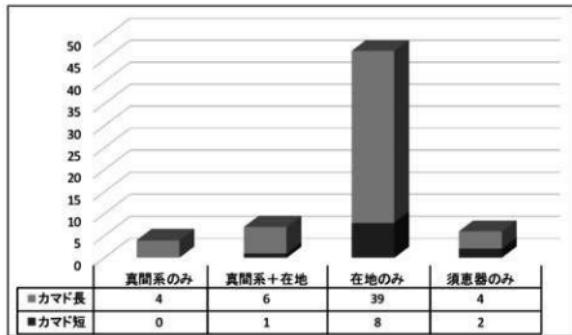
このデータによると、当該時期の堅穴建物は出土した供膳具がいずれのタイプであっても、カマドの煙道が長いタイプが多数を占めており、前段階と異なり出土した土師器壺の系譜によってカマドの構造が異なる様相は見受けられない。

I期官衙は規模が非常に広大で、中枢部が7世紀代にまで遡る他の地方官衙の主要区画と比較すると突出した面積を有している。機能としては、倉庫群の多さから物資の集積が行われ、工房群の中の鍛冶工房で鎧などの金属製品の製作、修理が行われ、また官衙域の中にも堅穴建物が多数存在することから人員の集積などがなされていたものと考えられている。また畿内産の土師器が出土していることから飛鳥の王権と直結した官人が派遣される国家的施設であったとされる。さらにI期官衙の配置状況と、河川との位置関係に密接な関連があることから、「日本書紀」に記載された「渟足櫓」や「磐舟櫓」のような海路の拠点ともなる「櫓」と考えられている（仙台市2005b）。

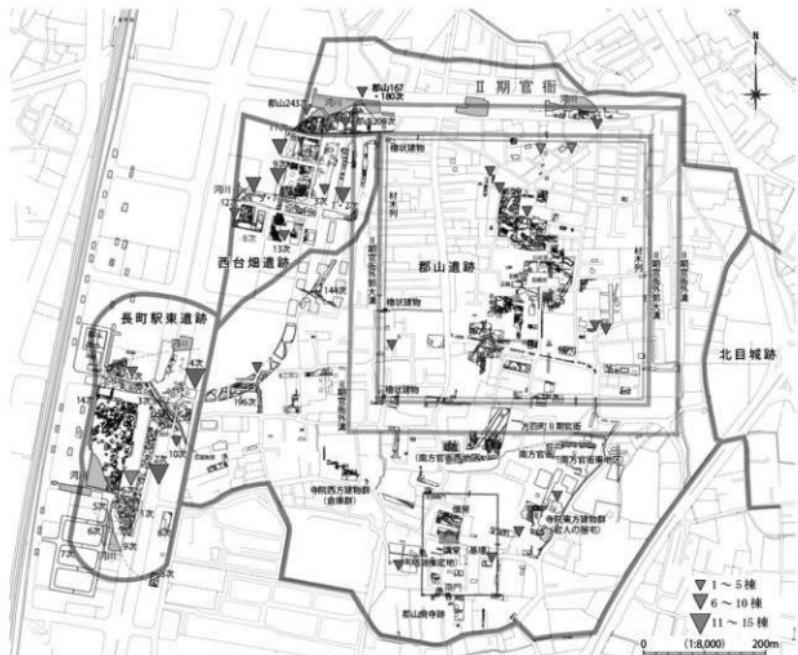
3 II期官衙造営期の郡山遺跡とその周辺遺跡の様相

7世紀末にI期官衙を取り壊して、主軸を真北方向に改変したII期官衙が成立する。II期官衙の施設は、方四町II期官衙、南方官衙（西地区、東地区）、寺院西方建物群、寺院東方建物群などから構成される。また遺跡の南側には伽藍を有する郡山廬寺も存在する（第17図）。

方四町II期官衙は、一边約428m（四町）四方を直径約30cmのクリ材（一本材、部分的に割り材



第16図 I期官衙期の堅穴建物から出土した真間系土師器壺と在地土器の構成割合と堅穴建物構造の変化（及川2019に加筆）

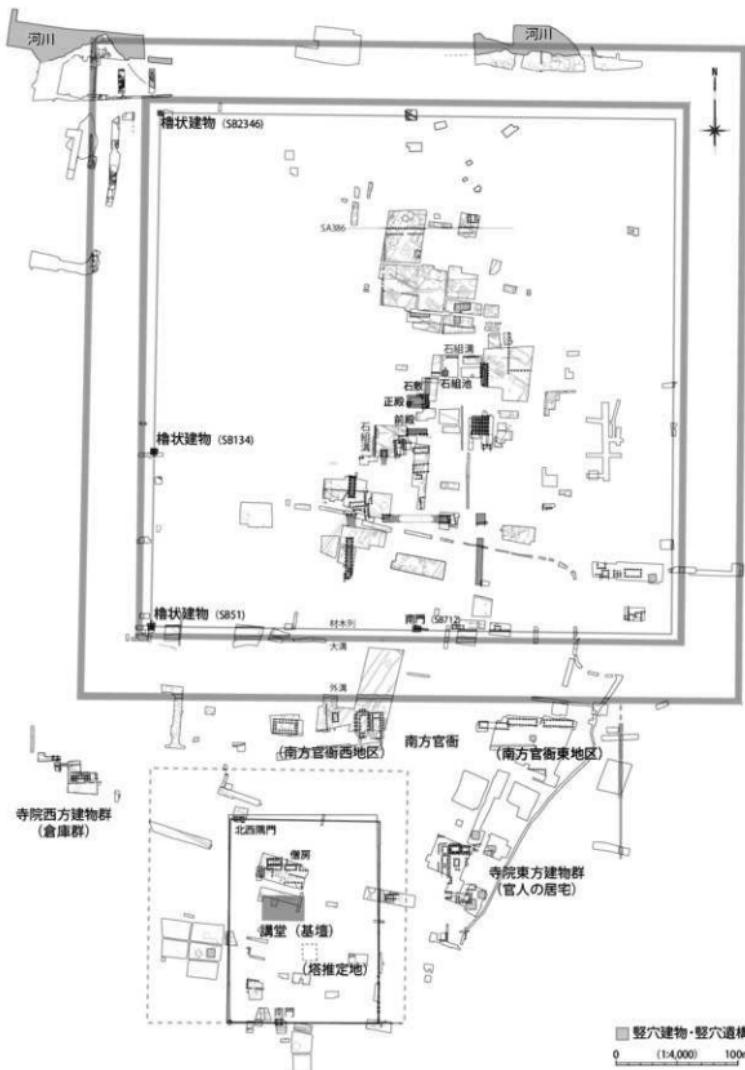


第17図 郡山遺跡・西台畑遺跡・長町駅東遺跡における郡山II期の竪穴建物検出地点（及川2019）

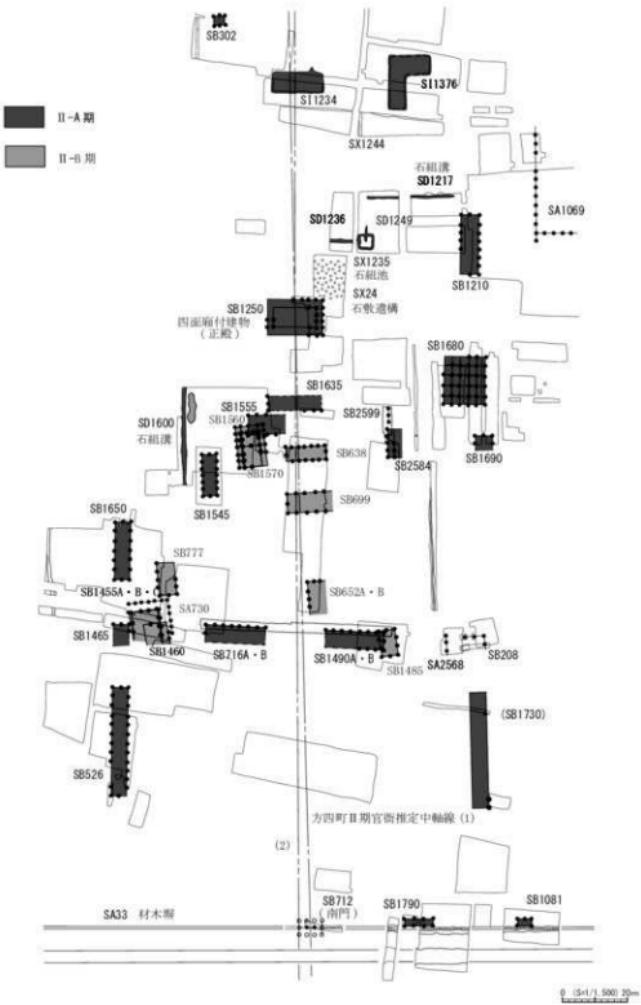
も使用）を立て並べた材木塀で囲み、その外側を幅約3～5m、深さ約1mの規模の大溝と外溝の二重の溝を巡らせている（第18図）。外溝と大溝の間は約50m離れている。材木塀の上部構造は不明だが、2m近く掘り込んでいる箇所も存在することから、それ以上の高さがあったものと推定される。この材木塀の南辺中央部には門（SB712）があり、南西コーナーと北西コーナー、西辺上に櫓状（SB1、134、2346）の建物が設けられていることが確認されている。

方四町II期官衙の中枢部分では、中央よりやや南側で中心建物である正殿（SB1250）と北東側に付随する石組み池（SX1235）が検出されている（第19図）。正殿の規模は桁行8間（身舎6間）、梁行5間（身舎3間）の東西約17.4m、南北10.8mの四面廂付きの掘立柱建物である。正殿の北側に接する形で南北13m、東西10m以上となる小粒の河原石を敷き詰めた石敷き遺構（SX24）がある。この石敷き遺構の北東側に河原石を積み上げて作った石組み池（SX1235）が存在する。内法で東西3.7m、南北3.5mのほぼ正方形で、深さは約60cmである。

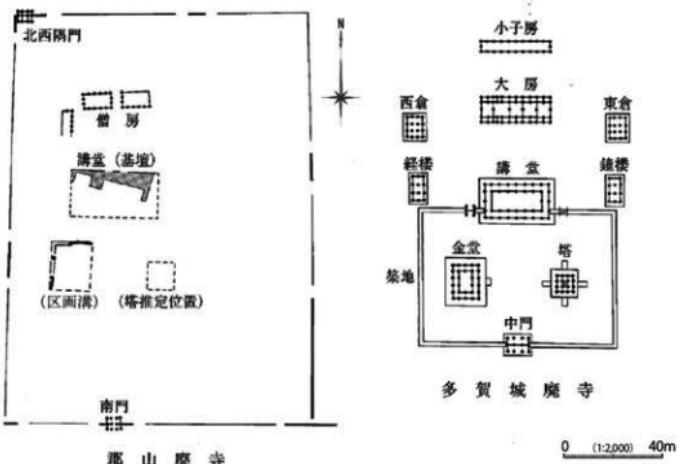
また正殿を挟んだ南側には、SB1635や1555などの掘立柱建物が「ロの字」形に配置されている。これらの建物を挟むように南北棟による2列の建物列が東西に並んでいる（II-A期）。SB1555が消失した後には、方位が真北よりもやや西に傾いた建物群（II-B期）が出現する。なおII-B期の建物は正殿より北では検出されていない。また正殿や石組み池、それに接続する石組み溝よりも北側は遺構が希薄で、南辺から3町離れた位置に東西方向の掘立柱塀（SA386）が存在し、官衙内部が南北に仕切られていたことが判明している（第18図）。



第18図 郡山遺跡II期官衙配置図（及川 2019）



第19図 都山遺跡II期官衙中枢部遺構配置図（仙台市2005に一部加筆）



第20図 郡山廃寺と多賀城廃寺（仙台市2005に加筆）

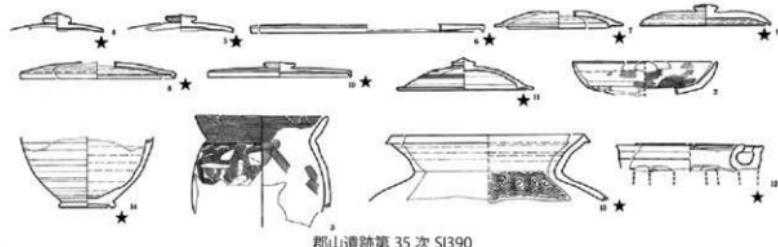
「方四町II期官衙」の南方には、正殿よりも規模の大きい掘立柱建物群が配置されている「南方官衙」が、さらにその南側には「郡山廃寺跡」の基壇や建物、材木塀、門、井戸などが見つかっており、周囲からは大量の瓦を中心とした木簡や奈良三彩などの遺物も見つかっている（第22図）。郡山廃寺の伽藍配置は不明な点も多いが、金堂および講堂、塔などの存在は多賀城廃寺の伽藍配置と共通する部分が多いとされている（第20図）。また郡山廃寺の東側には掘立柱建物が構に区画された範囲内に規則性をもつて配置された寺院東方建物群が見つかっている（第18図）。

II期官衙は池や石敷き造構の存在から飛鳥地方で行っていた蝦夷への服属儀礼を現地で実施することに重要な使命が課せられた官衙であるとされる。方四町II期官衙は平面形状が正方形で、藤原宮と同様に外周帶と空閑地を有していること、中枢部が朝堂風の建物配置をしており、当時の宮都の要素を取り入れて造営されていること、さらに伽藍を有する寺院が併設されていることから陸奥国府と考えられている。また国府としての機能は724年頃に多賀城が完成した時点で移転したものと考えられている。

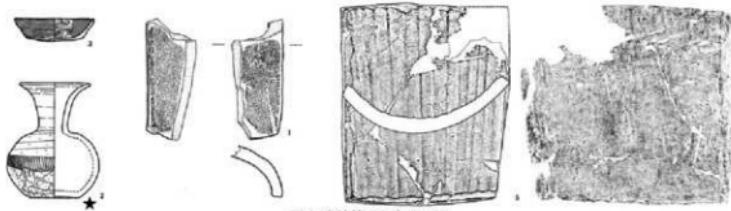
これらの調査成果から中枢部分と方四町II期官衙の南辺を中心に「仙台市郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡」として平成18年7月に国史跡に指定された。

当該時期の堅穴建物の数は103棟で、ほぼ前段階と同様の棟数が存在していたものと考えられる。分布範囲は遺跡全体に及ぶものの、方四町II期官衙区域と郡山廃寺の区域で確認されている堅穴建物は9棟で、全体の約9%だけであることから、この時期の堅穴建物の大部分はII期官衙の区域外に存在していたことを意味する（第17図）。

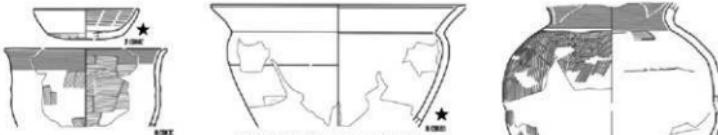
また官衙域の中枢部で検出された堅穴造構の中には、大型で平面形が「L字形」を呈し、カマドが付随しない特殊な造構（SI376）も検出されており、通常の堅穴造構とは性格が異なるものであったと考えられる。またそれ以外の方四町II期官衙区域内でも、西辺材木塀に近い第265次調査区で検出された堅穴建物（SI2400）からは、須恵器の平瓶を模倣した土師器が出土している（第21図）。内面には漆が付着しており漆の密閉容器として使用されたものと考えられ、その周囲に漆などを使用する工房のような施設が存在した可能性がある。



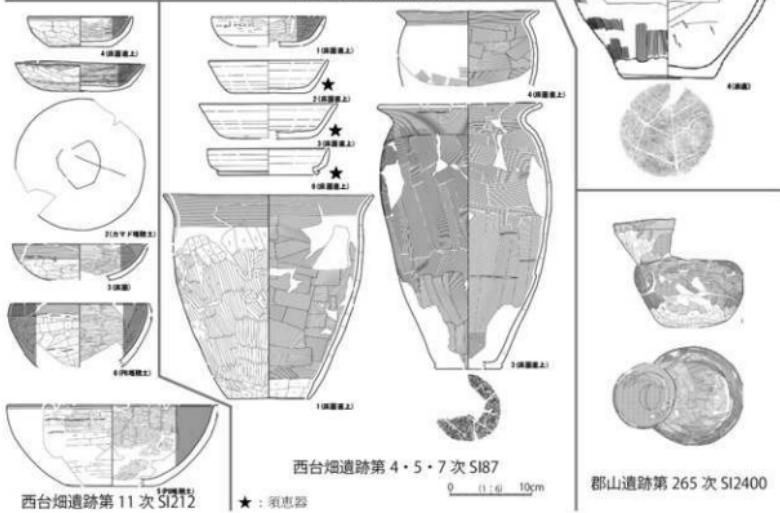
郡山遺跡第35次 SI390



郡山遺跡第38次 SI463



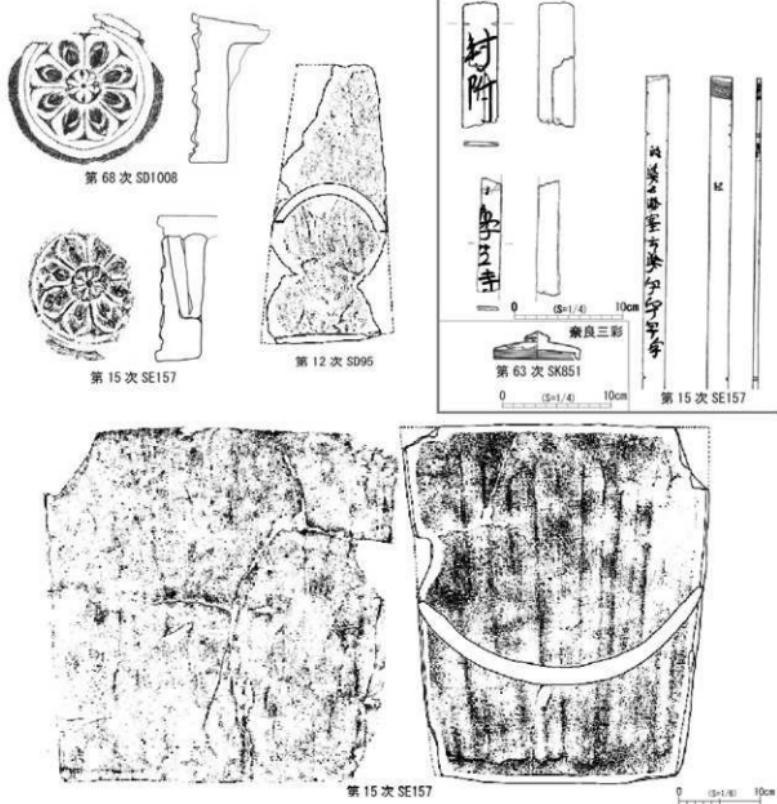
長町駅東遺跡第4次 SI253A



★ : 領惠器

0 (1:6) 10cm

第21図 郡山遺跡・西台畠遺跡・長町駅東遺跡における郡山II期官衙期の出土遺物 (及川2019)



第22図 都山庵寺出土遺物（新規作成）

「あすと長町」区域内で確認された当該時期の堅穴建物の数は82棟である。これは当該時期の約81%が当該地域の西側に存在していたことになり、棟数、割合とも前段階よりも増加している。

当該時期の土器群は前代に比べると口径が大きくなり、全体的に大型化する（第21図）。特に須恵器の蓋にはその傾向が顕著で、また形態もカエリが徐々に矮小化し、最終的にはカエリが付かなくなる。また須恵器も土師器も杯は平底に変換していく。また一部の器種に高台が付くものが加わる。また前段階まで顕著であった外来的な要素が目立たなくなり、関東系土師器が見当たらなくなる。II期官衙造営時期は、官衙の構造や出土遺物の様相などから、7世紀末から8世紀前葉頃であると考えられている。

陸奥国府が多賀城に移転した後の時期の遺構としては、溝や水田などとともに堅穴建物が12棟検出されている。これは多賀城に国府機能が移転して間もない8世紀中葉から9世紀後半にかけての比較的長い時期の棟数であるので、堅穴建物は激減したといえる。また掘立柱建物についても当該時期と推測されるものはほとんど存在せず、官衙的な性格を想定される施設は廃絶したと考えられる。南

方官衙地区と郡山廃寺の掘立柱建物に関しては、柱の抜取穴などからクロロ土師器が少量ながら出土していることから8世紀半ば以降まで建物が残存していた可能性があるが、ごく一部の例外であろうと推測される。

関連文献

- 愛知県史編さん委員会 2015『愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系』
渥美賢吾 2013「常陸における7世紀の土器 一その様式変化と歴史的背景ー」『博古研究 第45号』
池上悟 1985「古墳出土の須恵器について 一フ拉斯コ形提瓶ー」『立正大学人文科学研究所年報第23号』
伊藤静香 2010「関東系土師器の出土状況とその考察 一宮城県における古墳時代後期から終末期を対象としてー」『北社』
今泉隆雄 2015「古代国家の東北辺境支配」吉川弘文館
及川謙作 2019「陸奥国府の造営と社会」『第45回古代城柵官衙遺跡検討会 資料集』
及川謙作 2020「陸奥国府における造瓦技術の受用と変遷(1)一郡山遺跡の瓦を中心にー」『宮城考古学 第23号』
及川謙作 2022「陸奥国府における造瓦技術の受用と変遷(2)一大蓮寺窯跡と東北各地から出土した瓦との比較を中心にしてー」『宮城考古学 第24号』
大谷基 2010「「移民」と「新型土師器」—宮城県内における開拓集落をもとにー」『北社』
大平聰 2010「コメント 城柵研究新段階の予感」『宮城考古学 第12号』
川尻秋生 2017『古代の東国2 坂東の成立』吉川弘文館
工藤信一郎 2008「長町駅東遺跡・西台畠遺跡の調査から」『第34回古代城柵官衙遺跡検討会ー資料集ー』
工藤信一郎 2010「長町駅東遺跡・西台畠遺跡の集落について」『宮城考古学 第12号』
熊谷公男 2004『蝦夷の地と古代国家』山川出版社
熊谷公男編 2015『古代の東北3 蝦夷と城柵の時代』吉川弘文館
国士館大学編 2009『古代社会と地域間交流』六一書房
佐々木義則・早川鷹司 2019「茨城県における東北地方からの移民の痕跡ー長塙道カマドと東北系遺物から併因位配を考える」『帝京大学文化財研究所研究成果公開シンポジウム「併因・夷俘」とよばれたエミシの移配と東国社会』
佐藤敏幸 2006「東北地方における7世紀から8世紀前半の土器研究史 一関東系土師器研究の現状と新たな研究視点の模索ー」『宮城考古学 第8号』
佐藤敏幸・大久保弥生 2007「宮城県の湖西窯須恵器」『宮城考古学 第9号』
佐藤敏幸 2010「東北地方における7~8世紀の東海窯須恵器の流通」『北社』
白石太一郎 1992「関東の後期大型前方後円墳」『国立歴史民俗博物館研究報告 第44集』
鈴木敏則 2001「湖西窯古墳時代編年の再構築」『須恵器生産の出現から消滅 第5分冊 捕逸・論考編 一猿投窯・湖西窯編年の再構築ー』
仙台市史編さん委員会 1995『仙台市史 特別編2 考古資料』
帝京大学文化財研究所編 2017『帝京大学文化財研究所研究成果公開シンポジウム「併因・夷俘」とよばれたエミシの移配と東国社会』
東北学院大学文学部編 2007『古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』
百々千鶴 2010「宮城県の横穴墓についての基礎的研究」『北社』
長島栄一 2009『郡山遺跡 一飛鳥時代の陸奥国府跡ー』同成社
名取市教育委員会 1995『熊野堂横穴墓群』名取市文化財調査報告書第35集
長谷川厚 1995「東国における7世紀史の意義 一土師器の動向から見た東国社会の変革についてー」『王朝の考古学 大川清博士古希記念論文集』
長谷川厚 1995「東国における律令成立以前の土師器の特長について 一東国土師器の画期と生産・流通のあり方についてー」『東国土器研究第4号』
福島雅儀 1983『七軒横穴群』福島県西白河郡矢吹町刊行会

- 藤沢敦 2014 「蝦夷を問うものは誰か—蝦夷論の構造をめぐる問題」『2014年度東北史学会大会 シンポジウム 東北史を開く—比較的視座から』発表要旨
- 藤沢敦編 2015 『東北の古代史2 倭国の形成と東北』吉川弘文館
- 宮城県教育委員会 1980 『東北新幹線関係遺跡発掘調査報告書IV』宮城県調査報告書第72集
- 宮城県教育委員会 1990 『大年寺山横穴墓群』宮城県調査報告書第136集
- 松本太郎 2013 『東国の土器と官衙遺跡』六一書房
- 村田晃一 2000 「飛鳥・奈良時代の陸奥北邊 一移民の時代」『宮城考古学 第2号』
- 村田晃一 2002 「7世紀集落研究の視点」『宮城考古学 第4号』
- 村田晃一 2007 「v. 宮城県中部から南部」『古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』
- 柳澤和明 2010 「多賀城山王・市川橋遺跡における住社式・栗園式期集落跡の様相」『宮城考古学第12号』
- 若狭徹 2017 『古代の東国1 前方後円墳と東国社会』吉川弘文館

発掘調査報告書・パンフレット等

- 仙台市教育委員会 1980 『郡山遺跡』『年報1』仙台市文化財調査報告書第30集
- 仙台市教育委員会 1981 『郡山遺跡I』仙台市文化財調査報告書第29集
- 仙台市教育委員会 1982 『郡山遺跡II』仙台市文化財調査報告書第38集
- 仙台市教育委員会 1983a 『郡山遺跡』仙台市文化財調査報告書第42集
- 仙台市教育委員会 1983b 『郡山遺跡III』仙台市文化財調査報告書第46集
- 仙台市教育委員会 1984 『郡山遺跡IV』仙台市文化財調査報告書第64集
- 仙台市教育委員会 1985 『郡山遺跡V』仙台市文化財調査報告書第76集
- 仙台市教育委員会 1986 『郡山遺跡VI』仙台市文化財調査報告書第86集
- 仙台市教育委員会 1987a 『郡山遺跡VII』仙台市文化財調査報告書第96集
- 仙台市教育委員会 1987b 『郡山遺跡』『年報8』仙台市文化財調査報告書第107集
- 仙台市教育委員会 1988a 『郡山遺跡VIII』仙台市文化財調査報告書第110集
- 仙台市教育委員会 1988b 『郡山遺跡』『仙台平野の遺跡群VII』仙台市文化財調査報告書第111集
- 仙台市教育委員会 1989 『郡山遺跡IX』仙台市文化財調査報告書第124集
- 仙台市教育委員会 1990 『郡山遺跡X』仙台市文化財調査報告書第133集
- 仙台市教育委員会 1991a 『郡山遺跡第84・85次調査』仙台市文化財調査報告書第145集
- 仙台市教育委員会 1991b 『郡山遺跡XI』仙台市文化財調査報告書第146集
- 仙台市教育委員会 1992a 『郡山遺跡65次調査』仙台市文化財調査報告書第156集
- 仙台市教育委員会 1992b 『郡山遺跡XII』仙台市文化財調査報告書第161集
- 仙台市教育委員会 1992c 『郡山遺跡第90~93次調査』『年報13』仙台市文化財調査報告書第167集
- 仙台市教育委員会 1993a 『郡山遺跡XIII』仙台市文化財調査報告書第169集
- 仙台市教育委員会 1993b 『郡山遺跡第94次調査』仙台市文化財調査報告書第177集
- 仙台市教育委員会 1994 『郡山遺跡XIV』仙台市文化財調査報告書第178集
- 仙台市教育委員会 1995 『郡山遺跡XV』仙台市文化財調査報告書第194集
- 仙台市教育委員会 1996 『郡山遺跡XVI』仙台市文化財調査報告書第210集
- 仙台市教育委員会 1997a 『郡山遺跡XVII』仙台市文化財調査報告書第215集
- 仙台市教育委員会 1997b 『郡山遺跡第112次調査』仙台市文化財調査報告書第222集
- 仙台市教育委員会 1998 『郡山遺跡XVIII』仙台市文化財調査報告書第227集
- 仙台市教育委員会 1999 『郡山遺跡IX』仙台市文化財調査報告書第234集
- 仙台市教育委員会 2000 『郡山遺跡X X』仙台市文化財調査報告書第244集
- 仙台市教育委員会 2001a 『郡山遺跡21』仙台市文化財調査報告書第250集
- 仙台市教育委員会 2001b 『郡山遺跡第124次調査』仙台市文化財調査報告書第251集
- 仙台市教育委員会 2002a 『郡山遺跡22』仙台市文化財調査報告書第258集

- 仙台市教育委員会 2002b 「郡山遺跡第139・141次調査」『小越城跡ほか』仙台市文化財調査報告書第261集
- 仙台市教育委員会 2003a 「郡山遺跡23」仙台市文化財調査報告書第263集
- 仙台市教育委員会 2003b 「郡山遺跡」「長町駅東遺跡」「西台烟遺跡」『年報24』仙台市文化財調査報告書第267集
- 仙台市教育委員会 2004 「郡山遺跡24」仙台市文化財調査報告書第269集
- 仙台市教育委員会 2005a 「郡山遺跡25」仙台市文化財調査報告書第284集
- 仙台市教育委員会 2005b 「郡山遺跡発掘調査報告書 総括編(1)」仙台市文化財調査報告書第283集
- 仙台市教育委員会 2005c 「郡山遺跡発掘調査報告書 総括編(2)」仙台市文化財調査報告書第284集
- 仙台市教育委員会 2005d 「郡山遺跡第162次1区・第164次調査」仙台市文化財調査報告書第288集
- 仙台市教育委員会 2005e 「郡山遺跡26」仙台市文化財調査報告書第296集
- 仙台市教育委員会 2007a 「郡山遺跡27」仙台市文化財調査報告書第307集
- 仙台市教育委員会 2007b 「長町駅東遺跡第4次調査」仙台市文化財調査報告書第315集
- 仙台市教育委員会 2007c 「長町駅東遺跡第1・2次調査」仙台市文化財調査報告書第324集
- 仙台市教育委員会 2008a 「西台烟遺跡第6次調査」『南小泉遺跡他』仙台市文化財調査報告書第326集
- 仙台市教育委員会 2008b 「郡山遺跡28」仙台市文化財調査報告書第327集
- 仙台市教育委員会 2008c 「長町駅東遺跡第8次調査」仙台市文化財調査報告書第331集
- 仙台市教育委員会 2009a 「長町駅東遺跡第3次調査」仙台市文化財調査報告書第340集
- 仙台市教育委員会 2009b 「郡山遺跡29」仙台市文化財調査報告書第347集
- 仙台市教育委員会 2010a 「大野田官衙遺跡」『第36回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 仙台市教育委員会 2010b 「郡山遺跡第144次調査」仙台市文化財調査報告書第358集
- 仙台市教育委員会 2010c 「西台烟遺跡第1・2次調査」仙台市文化財調査報告書第359集
- 仙台市教育委員会 2010d 「郡山遺跡30」仙台市文化財調査報告書第373集
- 仙台市教育委員会 2011a 「西台烟遺跡第3次調査」仙台市文化財調査報告書第388集
- 仙台市教育委員会 2011b 「郡山遺跡第190次調査」仙台市文化財調査報告書第389集
- 仙台市教育委員会 2011c 「大野田官衙遺跡」『下ノ内遺跡・春日神社古墳・大野田官衙遺跡ほか』仙台市文化財調査報告書第390集
- 仙台市教育委員会 2011d 「郡山遺跡第200次調査」仙台市文化財調査報告書第391集
- 仙台市教育委員会 2011e 「郡山遺跡31」仙台市文化財調査報告書第394集
- 仙台市教育委員会 2012a 「長町駅東遺跡第12次調査」仙台市文化財調査報告書第399集
- 仙台市教育委員会 2012b 「郡山遺跡第206・209次調査」『郡山遺跡他』仙台市文化財調査報告書第405集
- 仙台市教育委員会 2012c 「郡山遺跡32」仙台市文化財調査報告書第406集
- 仙台市教育委員会 2013a 「西台烟遺跡第8次調査」仙台市文化財調査報告書第409集
- 仙台市教育委員会 2013b 「西台烟遺跡第4・5・7次調査」仙台市文化財調査報告書第411集
- 仙台市教育委員会 2013c 「郡山遺跡第167・180・196次調査」仙台市文化財調査報告書第412集
- 仙台市教育委員会 2013d 「郡山遺跡第224・230・232次調査」『仙台市震災復興関係遺跡発掘調査報告書1』仙台市文化財調査報告書第416集
- 仙台市教育委員会 2013e 「郡山遺跡33」仙台市文化財調査報告書第417集
- 仙台市教育委員会 2014a 「長町駅東遺跡第5・6・7・9次調査」仙台市文化財調査報告書第421集
- 仙台市教育委員会 2014b 「長町駅東遺跡第10・11次調査」仙台市文化財調査報告書第422集
- 仙台市教育委員会 2014c 「長町駅東遺跡第13次調査」仙台市文化財調査報告書第423集
- 仙台市教育委員会 2014d 「西台烟遺跡第10次調査」『川内C遺跡ほか』仙台市文化財調査報告書第427集
- 仙台市教育委員会 2014e 「郡山遺跡34」仙台市文化財調査報告書第429集
- 仙台市教育委員会 2015a 「西台烟遺跡第12次調査」仙台市文化財調査報告書第433集
- 仙台市教育委員会 2015b 「郡山遺跡35」仙台市文化財調査報告書第438集
- 仙台市教育委員会 2016a 「西台烟遺跡第9次調査」仙台市文化財調査報告書第441集
- 仙台市教育委員会 2016b 「郡山遺跡第243次・西台烟遺跡第11次調査」仙台市文化財調査報告書第442集

仙台市教育委員会 2016c 「郡山遺跡第 258 次調査」『荒井南遺跡他』仙台市文化財調査報告書第 446 集

仙台市教育委員会 2016d 「郡山遺跡第 235・237・245～248・250 次調査」『大野田官衙遺跡第 19 次調査』『仙台市震災復興関係遺跡発掘調査報告書 II』仙台市文化財調査報告書第 448 集

仙台市教育委員会 2016e 『郡山遺跡 36』仙台市文化財調査報告書第 450 集

仙台市教育委員会 2017a 「郡山遺跡第 260・263 次調査」『喜方遺跡他』仙台市文化財調査報告書第 458 集

仙台市教育委員会 2017b 『郡山遺跡 37』仙台市文化財調査報告書第 460 集

仙台市教育委員会 2018a 『西台畠遺跡第 13 次調査』仙台市文化財調査報告書第 467 集

仙台市教育委員会 2018b 「郡山遺跡第 270 次調査」『洞ノ口遺跡ほか』仙台市文化財調査報告書第 468 集

仙台市教育委員会 2018c 『郡山遺跡 38』仙台市文化財調査報告書第 470 集

仙台市教育委員会 2019 『郡山遺跡 39』仙台市文化財調査報告書第 478 集

仙台市教育委員会 2020 『郡山遺跡 40』仙台市文化財調査報告書第 484 集

仙台市教育委員会 2021a 「長町駅東遺跡第 14 次調査」『第 47 回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』

仙台市教育委員会 2021b 『郡山遺跡 41』仙台市文化財調査報告書第 492 集

仙台市教育委員会 2022a 『郡山遺跡 42』仙台市文化財調査報告書第 499 集

仙台市教育委員会 2022b 『眠りからさめた 1300 年前の大集落—歴史の中に埋もれていた長町駅東遺跡—』仙台市文化財パンフレット第 81 集

仙台市教育委員会 2023a 「大野田官衙遺跡第 22 次調査」『郡山遺跡ほか』仙台市文化財調査報告書第 505 集

仙台市教育委員会 2023b 「郡山遺跡第 320 次調査」『郡山遺跡ほか』仙台市文化財調査報告書第 505 集

仙台市教育委員会 2023c 『郡山遺跡 43』仙台市文化財調査報告書第 507 集